

目 次

1. 平成18年3月3日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	10
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
6. 日程第2 会期の決定	10
7. 日程第3 市長あいさつ	10
8. 日程第4 議案上程（議第1号から議第102号まで）	19
9. 日程第5 提案理由の説明	19
10. 日程第6 陳情の報告（陳第1号から陳第5号まで）	38
11. 日程第7 議員提出議案上程（議員提出第1号）	38
12. 日程第8 質疑・討論・採決	39
13. 日程第9 決算特別委員会委員の選任	39
14. 日程第10 議案の委員会付託	40
15. 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	40
16. 日程第12 決算特別委員長報告	40
17. 日程第13 質疑・討論・採決	41
18. 散 会	41
19. 平成18年3月9日（木曜日）	45
20. 議事日程（第2号）	45
21. 開 議	49
22. 日程第1 一般質問	49
23. 多田隈議員 質問	49
24. 田島議員 質問	60
25. 萩原議員 質問	80
26. 福嶋議員 質問	86
27. 宮田議員 質問	91
28. 内田議員 質問	100
29. 横手議員 質問	104
30. 近松議員 質問	110
31. 散 会	120

32.	平成18年3月10日（金曜日）	123
33.	議事日程（第3号）	123
34.	開 議	126
35.	日程第1 一般質問	126
36.	青木議員 質問	126
37.	吉田議員 質問	136
38.	中尾議員 質問	149
39.	大崎議員 質問	153
40.	北本議員 質問	154
41.	松本議員 質問	168
42.	前田議員 質問	179
43.	江田議員 質問	189
44.	日程第2 議案の委員会付託	193
45.	散 会	198
46.	平成18年3月23日（木曜日）	201
47.	議事日程（第4号）	201
48.	開 議	204
49.	日程第1 委員長報告	204
50.	総務委員長報告	204
51.	産業経済委員長報告	209
52.	建設委員長報告	213
53.	文教厚生委員長報告	221
54.	日程第2 質疑・討論・採決	229
55.	日程第3 委員長報告	240
56.	新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	241
57.	日程第4 質疑・討論・採決	245
58.	日程第5 委員長報告	246
59.	玉名バイパス建設促進特別委員長報告	246
60.	日程第6 質疑・討論・採決	247
61.	日程第7 追加議案上程（議第103号から議第104号まで）	248
62.	日程第8 提案理由の説明	249
63.	日程第9 議案の委員会付託	250
64.	日程第10 委員長報告	250

65. 日程第11	質疑・討論・採決	252
66. 日程第12	議員提出議案上程（議員提出第2号）	252
67. 日程第13	質疑・討論・採決	253
68. 日程第14	意見書案上程（意見書案第1号）	253
69. 日程第15	質疑・討論・採決	254
70. 閉 会		254
71. 署名欄		255

第 1 号

3 月 3 日 (金)

平成18年第1回玉名市議会定例会議事及び会期日程表

月	日	曜	会議別	摘 要
3	3	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第1号から議第102号まで）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 陳情の報告（陳第1号から陳第5号まで）</p> <p>7 議員提出議案上程（議員提出第1号）</p> <p>8 質疑・討論・採決</p> <p>9 決算特別委員会委員の選任</p> <p>10 議案の委員会付託 （休憩中委員会）</p> <p>11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告</p> <p>12 決算特別委員長報告</p> <p>13 質疑・討論・採決</p> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
3	4	土	休 会	
3	5	日	休 会	
3	6	月	休 会	
3	7	火	休 会	
3	8	水	休 会	
3	9	木	本会議	一般質問
3	10	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び陳情の委員会付託</p>
3	11	土	休 会	
3	12	日	休 会	
3	13	月	休 会	
3	14	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
3	15	水	委員会	同 上
3	16	木	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
3	17	金	委員会	同 上
3	18	土	休 会	
3	19	日	休 会	
3	20	月	休 会	
3	21	火	休 会	
3	22	水	休 会	
3	23	木	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成18年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成18年3月3日（金曜日）午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 市長あいさつ
 - 日程第 4 議案上程（議第1号から議第102号まで）
 - 日程第 5 提案理由の説明
 - 日程第 6 陳情の報告（陳第1号から陳第5号まで）
 - 日程第 7 議員提出議案上程（議員提出第1号）
 - 日程第 8 質疑・討論・採決
 - 日程第 9 決算特別委員会委員の選任
 - 日程第10 議案の委員会付託
（休憩中委員会）
 - 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
 - 日程第12 決算特別委員長報告
 - 日程第13 質疑・討論・採決
- 散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
 - 議第 1号 専決処分事項の承認について 専決第20号
熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
 - 議第 2号 専決処分事項の承認について 専決第1号
平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第 3号 平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算
 - 議第 4号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第 5号 平成17年度玉名市老人保健医療特別会計歳入歳出決算
 - 議第 6号 平成17年度玉名市大衆浴場事業特別会計歳入歳出決算
 - 議第 7号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

- 議第 8号 平成17年度玉名市水道事業会計決算
- 議第 9号 平成17年度玉名市下水道事業会計決算
- 議第 10号 平成17年度岱明町一般会計歳入歳出決算
- 議第 11号 平成17年度岱明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 議第 12号 平成17年度岱明町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 議第 13号 平成17年度岱明町公共下水道特別会計歳入歳出決算
- 議第 14号 平成17年度岱明町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 議第 15号 平成17年度岱明町奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 議第 16号 平成17年度岱明町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 議第 17号 平成17年度岱明町水道事業決算
- 議第 18号 平成17年度横島町一般会計歳入歳出決算
- 議第 19号 平成17年度横島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 議第 20号 平成17年度横島町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 議第 21号 平成17年度横島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 22号 平成17年度横島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 議第 23号 平成17年度天水町一般会計歳入歳出決算
- 議第 24号 平成17年度天水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 議第 25号 平成17年度天水町老人保健特別会計歳入歳出決算
- 議第 26号 平成17年度天水町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 議第 27号 平成17年度天水町奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 議第 28号 平成17年度天水町スポーツ傷害補償特別会計歳入歳出決算
- 議第 29号 平成17年度天水町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 議第 30号 平成17年度天水町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 31号 平成17年度天水町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 32号 平成17年度天水町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 議第 33号 平成17年度天水町浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 34号 平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算
- 議第 35号 平成17年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
- 議第 36号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 37号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 38号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 39号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 40号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 41号 平成17年度玉名市土地取得特別会計補正予算（第1号）

- 議第 4 2 号 平成 1 7 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 3 号 平成 1 7 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 4 4 号 平成 1 7 年度玉名市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 5 号 平成 1 8 年度玉名市一般会計予算
- 議第 4 6 号 平成 1 8 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 4 7 号 平成 1 8 年度玉名市老人保健事業特別会計予算
- 議第 4 8 号 平成 1 8 年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 4 9 号 平成 1 8 年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
- 議第 5 0 号 平成 1 8 年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 5 1 号 平成 1 8 年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 5 2 号 平成 1 8 年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第 5 3 号 平成 1 8 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 5 4 号 平成 1 8 年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 5 5 号 平成 1 8 年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第 5 6 号 玉名市収入役事務兼掌条例の制定について
- 議第 5 7 号 玉名市総合計画策定審議会条例の制定について
- 議第 5 8 号 玉名市国民健康保険税条例の制定について
- 議第 5 9 号 玉名市行政財産使用料条例の制定について
- 議第 6 0 号 玉名市文化振興整備基金条例の制定について
- 議第 6 1 号 玉名市犯罪のないまちづくり条例の制定について
- 議第 6 2 号 玉名市草枕交流館条例の制定について
- 議第 6 3 号 玉名市国民保護協議会条例の制定について
- 議第 6 4 号 玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議第 6 5 号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 6 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 7 号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 6 8 号 玉名市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議第 6 9 号 玉名市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 0 号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 1 号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 2 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 7 3 号 玉名市伊倉児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 4 号 玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 5 号 玉名市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について
- 議第 7 6 号 玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 7 号 玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 8 号 玉名市草枕山荘条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 7 9 号 玉名市草枕展望農園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 0 号 玉名市横島農産加工研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 1 号 玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 2 号 玉名市ふるさとセンターY・BOX条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 3 号 玉名市花の館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 4 号 玉名市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 5 号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 6 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 7 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 8 号 玉名市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 8 9 号 玉名市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 0 号 玉名市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 1 号 玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 2 号 横島町在宅老人福祉対策事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 議第 9 3 号 天水町体育会スポーツ傷害補償条例を廃止する条例の制定について
- 議第 9 4 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 9 5 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第 9 6 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 9 7 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 9 8 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 9 9 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 1 0 0 号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 1 0 1 号 財産の取得について
- 議第 1 0 2 号 和解及び損害賠償額の決定について

- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 陳情の報告
- 陳第1号 乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情
- 陳第2号 管理栄養士活動の推進に関する陳情
- 陳第3号 就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第4号 市道貴船線、大野下駅・玉名線、上河原線の幅員拡張及び歩道新設に関する陳情
- 陳第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第 7 議員提出議案
- 議員提出第1号 決算特別委員会の設置について
- 日程第 8 質疑・討論・採決
- 日程第 9 決算特別委員会委員の選任
- 日程第10 議案の委員会付託
- 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告
- 日程第12 決算特別委員長報告
- 日程第13 質疑・討論・採決

出席議員（30名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 萩原雄治君 | 2番 中尾嘉男君 |
| 3番 宮田知美君 | 4番 北本節代さん |
| 5番 横手良弘君 | 6番 前田正治君 |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君 |
| 9番 福嶋譲治君 | 10番 竹下幸治君 |
| 11番 青木壽君 | 12番 森川和博君 |
| 13番 内田靖信君 | 14番 高村四郎君 |
| 15番 大崎勇君 | 16番 松本重美君 |
| 17番 江田計司君 | 18番 多田隈保宏君 |
| 19番 永野忠弘君 | 20番 林野彰君 |
| 21番 高木重之君 | 22番 本山重信君 |
| 23番 吉田喜徳君 | 24番 田島八起君 |
| 25番 田畑久吉君 | 26番 小屋野幸隆君 |

27番 堀本 泉 君
29番 杉村 勝吉 君

28番 松田 憲明 君
30番 中川 潤一 君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高根 政明 君	事務局次長	梶山 孝二 君
次長補佐	中山 富雄 君	書記	和田 耕一 君
書記	松尾 和俊 君		

説明のため出席した者

市長	島津 勇典 君	助 役	高本 信治 君
総務部長	谷口 強 君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	荒木 澄人 君
市民部長	田上 敏秋 君	福祉部長	元田 充洋 君
産業経済部長	前濱 健一 君	建設部長	島崎 正 君
地域自治区 調整総室長	井上 了 君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田 繁廣 君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上 均 君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月 一晴 君
企業局長	中原 早人 君	教育委員長	坂本 清一 君
教育長	菊川 茂男 君	教育次長	杉本 末敏 君
監査委員	高村 捷秋 君		

○議長（松田憲明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成18年第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番議員 横手良弘君、6番議員 前田正治君、以上の両君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、2月24日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から23日までの21日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から23日までの21日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） はい。おはようございます。

三寒四温と申しますが、今朝は厳しい冷え込みになりまして、寒気の中のひな祭りということでございますが、そういう中で合併後の初めての3月定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位には全員そろって御参集をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

今回の定例市議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、市政運営にあたる所信の一端を申し述べます。

まず、本市行財政を取り巻く状況は急速な少子高齢化問題や国や地方の財政悪化による三位一体の改革等で非常に厳しい状況にあります。そのような中で本市は最大の行財政改革である合併の道を選択したわけでありまして。

その中で高齢者福祉や地域社会・経済の活性化や次世代育成支援をどう図っていく

か。また5年後に迫った九州新幹線鹿児島ルートの新線開業に合わせた駅周辺や交通網の整備といった喫緊の課題、さらに企業誘致、優良な宅地開発等のこれらの展望や市庁舎を初めとする合併に伴う事業推進等、市政が直面する重要課題がそれぞれに的確に対応していくことが求められております。

いずれにしても、合併協議を尊重しながらの改革・調整とこれまで培われた地域特性を生かした市政運営を基本に据えながら、一人一人が個性や能力を発揮し自己実現できる社会、そして誰もが住みたい、住み続けたいと思える「人と人とが支えあう優しさあふれる玉名」の実現に努めてまいります。引き続き、議員各位の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

最近における市政の動向について申し上げます。昨年10月3日に新しい玉名市が誕生し、すでに6カ月を迎えようとしています。新市では「人と自然が輝く県北の拠点都市づくり」を基本理念に掲げた新市建設計画のもとに新市の一体性と均衡ある発展を目指しています。

そのうえで、地域自治体及び市民ワークショップ、市政懇談会等で市民の意見を伺いながら、地方自治法で定める地方自治体の地域計画書の最上位に位置づけられる玉名市基本構想を策定する計画であります。このほか社会福祉協議会の支所単位の福祉審議会と本部組織の編成、男女共同参画懇話会委員の任命等々、着々と新市の行政執行体制が整いつつあります。

主な事業では九州新幹線玉名駅の仮称ではございますが、周辺整備について懸案でありました県市協定も県市当局の関係者の方々の御努力によりまして、2月9日に締結にこぎつけることができました。定住化に向けた意向調査や新駅周辺整備構想の具体化あるいは新駅からのアクセス道路の整備等々、県市共同して、全力で取り組んでまいります。

駅舎につきましても鉄道整備機構から地元の意向を打診されておりますので、早い時期に広範な市民の皆さんの御意見をまとめてその要望を取りまとめてまいりたいと思います。

玉名バイパスは寺田・河崎の区間については予定どおり平成19年度内に供用開始のことで承知しておりますが、立願寺・開田の区間につきましても新幹線開業時に開通させるとの決意のもとに国交省と一体となって取り組んでまいりたいと思います。

このほか地方分権社会の基礎となる行政改革大綱の策定や新庁舎建設、さらなる市町村合併の推進など、今後も積極的に取り組まなければならない重要課題が山積しています。ただ介護保険料や保育料の問題、税務申告もしかりですが、合併の痛みが先に来ていることに対し、市民の御理解をいただけるよう説明責任を果たしながら、一つ一つの問題解決と新市の融合に向けて努力してまいり所存でございます。

平成18年度当初予算について申し上げます。今定例市議会に御提案申し上げております平成18年度当初予算について御説明を申し上げます。

まず予算編成の基本的な考え方であります。本市の平成18年度予算は三位一体の改革に伴う補助金、負担金の削減については、おおむね所得譲与税で補てんされるものの市税がほぼ前年並みと伸び悩む中、地方交付税が約2億4,000万円の減と見込まれるなど引き続き厳しい状況にあります。このため予算編成に当たっては歳入と歳出の両面にわたる事務事業の徹底的な見直しを行なうとともに、合併協定による新市建設計画等に基づく事業の優先順位の峻別に努めました。またあわせて事務事業の再構築の促進や一層の重点化と効率化を図るなど、市政の重要課題に的確に対応できるよう努めたところです。特に少子化や超高齢社会にある本市の現状を見据え、また九州新幹線の全線開業に向けた着実な環境整備と開業がもたらすさまざまな効果を市全体で活用できるよう全力で諸施策を展開することとしております。

予算の概要について申し上げます。これらの結果、今回提案しております一般会計当初予算の総額は266億6,200万円となり、平成17年度旧市町の現計予算総額に比べ3.1%の減となりました。その主な財源は市税59億2,800万円、地方交付税85億4,600万円、国庫支出金27億9,600万円、県支出金14億6,100万円、市債31億4,200万円です。なお予算編成において13億8,100万円の要調整額が生じましたが、これについては財政調整基金を取り崩すことで収支の均衡を図りました。一般会計の基金の残高については平成16年度末の約59億7,000万円が18年度末には約41億3,000万円となる見込みです。しかし人件費においても今年度の退職予定者22名に対し、採用者は7名であり15名が減となります。このように合併効果が徐々にあらわれることから10年後も標準財政規模の20%である30億円の基金を維持できるように努めてまいります。

特別会計は国民健康保険事業特別会計80億4,600万円を初め老人保健事業、介護保険事業、大衆浴場事業、農業集落排水事業、簡易水道事業、宅地開発事業、浄化槽整備事業の8特別会計を合わせますと233億3,000万円と昨年度比700万円増とほぼ同額です。また企業会計は水道事業10億9,400万円の5.4%減、下水道事業28億1,700万円9.6%の増となっております。

予算の主な内容について申し上げます。これはこの新市建設計画の中で6つの項目が掲げられております。便利で快適な社会基盤の整ったまち、自然と共生する環境に優しいまち、すべての人が安心して暮らせる福祉のまち、分権社会を担う自立したまち、こういう形で新市計画が整っておりますので、このラインに沿って御説明を申し上げます。

まず、快適な社会基盤の整ったまちであります。新幹線への対応では先ほど説明

しました県市協定に基づいた役割を県市で分担しながら5年後に迫った新幹線の開業に合わせ新駅周辺の整備や新駅を生かした地域振興を進めてまいります。駅前広場は平成17年度用地買収に着手し、約80%の契約を終え、買収済みの土地について文化財の試掘作業を行なったところであります。今後文化財の本調査が必要との結果が出れば、平成18年度から調査に入ることになります。また調査が完了した部分については、平成19年度から順次工事に入り、平成22年度末までの新幹線工事完了までに整備を完了させなければなりません。

道路網については東西の主要なアクセス道路としての役割を担う、国道208号玉名バイパスが、先ほども申し上げましたが、平成19年度末までに寺田までの区間が通行可能となりますから、今後は立願寺から西側の開田までの区間は開業時までに間に合わせるとの決意のもとに、国と市で協力して取り組んでいかねばなりません。

次に南北のアクセス道路であります。現在改良工事が行なわれている県道玉名立花線で菊水インターチェンジ、山鹿、菊池、阿蘇方面につながります。また県市協定に基づいた新規の県道を経由して、県道玉名八女線を使い南関方面につながるようになります。新玉名駅は熊本県の北の玄関口という特性を生かし、駅前広場に団体客専用の観光バスバースを設け、県北各地域との発着に便利な駅として、交通結節機能の充実が図られるものと信じております。

次に都市計画道路の整備についてであります。温泉街で取り組んでおります立願寺岩原線につきましては現在、用地補償も関係地権者の協力により約85%の進捗を見ており、平成18年度全線完成に向け事業を進めているところです。また立願寺公園から市民会館の前を通り、国道208号に至る立願寺横町線につきましては、繁根木川に架かります高津原橋より立願寺公園までの間、延長340メートルは今年3月末完成を目指し、現在工事中であり、残された高津原橋から国道208号に至ります延長990メートルにつきましても、新幹線開業に間に合うよう完成に向け取り組んでいかねばなりません。今年度から事業に着手いたします玉名駅平嶋線は国道208号玉名バイパスが立願寺地区から終点岱明町の開田地区までの事業の本格的着工に伴い、市街地とのアクセス道路として重要な役割を果たす道路と位置づけ、早期完成を目指すものであります。いずれにいたしましても、これらの道路が早期に完成することにより新幹線の開通と併せ、市街地からのアクセス、温泉街の活性化、また生活基盤の整備などに大きく貢献できるものと信じております。

なお、横島地区の山の上大園線は国道501号から主要地方道路熊本玉名線を経由し、国道208号を結ぶ重要な幹線道路として平成16年度から事業着手しており、新市の広域的なネットワークの構築、交流・連携の強化に必要不可欠な道路として平成19年度完成を目指し、事業を進めています。また岱明地区の岱明・玉名線は、国道50

1号から同じく国道208号を結ぶ縦軸の重要な道路として平成16年度より着手して整備が進んでおりますが、長崎から長洲港を経て熊本及び阿蘇方面への経済・観光ルートとしても重要な道路であり、この路線も新幹線開業に間に合うように取り組んでまいります。

魅力ある住環境の整備では入居者の方々を初め市民の皆様の安全性を確保するとともに市営住宅の耐久性を向上させ、住宅のストックを確保するために国の地域住宅交付金の補助を利用しまして、玉名の糠峯団地2棟と岱明の明神尾団地1棟の外壁等の改修工事を計画しております。

なお、これからは高齢者等に対し優しい住宅に整備することはもちろんのことですが、高齢者等と子どもたちとの交流が活発に行なわれるような施設の整備も重要なことと考えているところですので、そのことも踏まえて今年度アンケート調査を行ない、入居者の方々の御意見も十分に参考にして準備に入りたいと考えております。

情報通信基盤の整備では合併時において住民基本台帳を中心とする税・介護保険等の基本的な住民サービスにかかるシステムを構築し、運用しているところでございますが、市内に27校ある小・中学校のパソコン教室など教育の情報化に格差が生じることは合併後の課題となっており、早急に整備する必要があると考えております。今回の事業では国の補助制度である「地域イントラネット基盤施設整備事業」の採択を受ける予定でございますが、内容としまして市が自前で設置する光ファイバーで未整備の公共施設や教育施設間の約25キロを接続し、通信基盤の整備とともに学校でのテレビ会議システムやパソコン教室等の環境を整備し、高度な情報教育基盤を構築したいと考えております。さらに地域住民に対してメール配信システム等の構築を行ない、携帯電話等へのメール及びホームページによる迅速な行政情報の提供が可能となります。その他議会映像配信システムの導入により、各総合支所ロビー設置のテレビあるいはインターネットを利用した自宅のパソコンからでも傍聴が可能な環境を整備します。

自然と共生する環境にやさしいまちづくりについてであります。海・山・川などの豊かな自然は新市の特徴の一つであり、これらを後世に受け継ぐことは住民の責務であると考えます。自然環境の保全では玉名・山鹿・菊池の菊池川流域9市町の自治体で構成する菊池川流域同盟、県境を越えて有明海沿岸の24市町でつくる有明海がんばれサミットとの連携強化を図り、河川環境の改善と有明海の再生に取り組んでまいります。また市長車もハイブリット車を導入する予定にしておりますが、私自身も各種イベント等を通して環境問題への姿勢を市民の皆さんに示していく必要があると承知しております。

上水道の整備促進については、平成16年度末の水道普及率は78.3%であり、平成18年度におきまして、給水地域内の老朽化による管の布設替え及び地域活性化に伴

う配水管の新設等を行ない、整備促進及び普及率の向上を図ります。なお、八嘉地区において新たに事業を起こしていくべく予算を計上させていただいております。下水道の整備促進についてであります。平成16年度末まで排水処理人口普及率が65.9%であり、平成18年度も事業の推進を図り、公共用水域の保全、生活環境の向上に努めます。また消防や交通安全、防災においても施設整備や体制強化などを積極的に推進します。

安全なまちづくりでは特に水害に関しては、これに対応すべく平成15年に旧玉名市地域でハザードマップを作成配布してあります。しかしながら岱明・横島・天水地区につきましては未整備でありますので、同様に菊池川等における浸水情報、避難情報及び住民への情報の伝達体制等の対策にかかる情報並びに熊本県からの御提供いただきました土砂災害危険箇所図を盛り込んだ地図情報を平成18年度で作成し、市民へ配布する予定でございます。

ごみ処理と再資源化の推進では家庭から出される廃棄物の収集体制の効率化、リサイクルの推進、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などの啓発活動を進め、特に近年、不法投棄が増加しております新市域の監視、パトロールの強化を図ります。なお、旧岱明町が参加しておりました5町のごみ処理施設、リサイクルセンターあわせてリサイクルセンターの完成は見ております。また完成は見ておまして4月に正式にオープンという形になると承知しております。また産業、生活両面から排出される廃棄物の処理については、量、質において一層深刻化するものと予想されることから、廃棄物の発生抑制や再使用、再資源化を柱に新市域の循環型社会システムの構築を目指しています。

社会を支える人材が育ち集まるまちについてですが、本市の将来を担う人材育成という観点から「生きる力」、「仕事や産業への理解」、「地域文化や伝統文化への理解」を教育の視点として取り組むとともに、国際感覚を持った人材の育成に努めます。まず学校教育の充実では1名体制だった指導主事を2名体制にすることで、各学校へのよりきめ細かな指導や助言ができるものと思います。施設整備では17年度から建設中の天水中学校の建設を初め、17年度の調査で危険度の高さが判明した、岱明中学校の屋内運動場について新市建設計画の年次を入れ替えて建設することとし、18年度に実施設計を委託することにしております。社会教育の充実では青少年の育成支援と指導者の養成に努め、健全な青少年の育成を推進し、社会教育関係団体との連携強化に努めてまいります。生涯学習の起点となる公民館につきましては、4公民館21支館の連携強化に努め、公民館講座を中心に市民の教養文化・健康増進の充実を図るよう公民館活動を推進してまいります。歴史・文化の振興では、文化交流活動の推進として、文化協会への助成に加え支援組織としての庁内組織の充実に必要な配慮をいたしております。また歴

史・文化を生かした地域づくりとして神楽や太鼓、民謡など伝統文化の復興と興隆に対しても重点的予算措置をしております。

多様な産業を育み活力と賑わいのあるまちづくりですが、将来の税財源の涵養という観点からも農林水産業や商工業はもとより、建設業、観光の振興に積極的に取り組まねばなりません。まず農業では生産地として、安全安心な農産物の安定供給を第一に考えながら、中山間地における耕作放棄地の発生を防止し、多面的な機能を持つ水田の確保を図り、地域の特性を生かした農業の推進を図ることとしております。国において大きな農政の転換が図られようとしております。これまでの品目別対策から品目横断的政策への移行、また認定農家、中核農家あるいは集落営農等々を中心に据えた農業政策への転換が図られておりますが、私は時期を得た政策の方向であると受け止めております。一方では農業担い手規模拡大事業により農業委員会と一体となって農地の認定農家への集積、農業構造改善の推進による農家経済の安定を図りたいと考えます。また本市生産農業所得の50%以上を占めるトマト、イチゴ等の施設園芸につきましては、経営構造対策事業等の国庫補助事業を活用し、農業の効率化・省力化を推進し、農業の経営安定とさらなる産地化を図ります。

ミカンにつきましては、近年価格の低迷により農家経済は大変厳しい状況でありますので、消費者ニーズに対応するため高糖度系への改植事業を応援してまいります。

このほかにも地産地消、消費地の交流も積極的に推進し、先月末にも大阪市場で行なわれましたJAの野菜販売促進事業に私も参加しましたが、さらに玉名ブランドの農作物の販売・促進に努力をしてまいりたいと思います。

農業基盤整備にあたっては農地の高度利用と集団化を促進し、生産性の高い農業の確立を目指し、土地基盤整備、用排水路と農道等の一体的整備の早期実現に努力します。

水産業の振興につきましては、一時期皆無に等しかったアサリも近年元気を取り戻しつつあります。ノリにつきましては今年もまずまずの状況で推移をいたしております。このような漁業振興の基盤である漁場や漁港整備も計画に基づき実施してまいります。森林の多目的活用を図るため広域基幹林道東部小岱山線を防火林道として整備を行なっておりますが、自然林としての維持増進や九州自動車道、南関インターチェンジへの最短道路としての早期完成を目指します。

商工業の振興でございますが、製造業、工業の振興の面から企業誘致は本市産業振興のため重要な施策の一つであると認識しております。本市経済の活性化と雇用機会の増大のため、積極的な推進を図ってまいります。とりわけ、市内工場適地の調査等を進めつつ、工業団地の整備も視野に入れながら、近年業績好調であります自動車産業に絞りを絞り、「カーアイランド構想」への対応を構築していかねばならんと承知して

おります。

次に商業の振興についてであります。玉名商工会議所と連携し、玉名TMO事業推進室を通して「高瀬蔵」を活用した中心市街地活性化事業を推進するとともに「高瀬蔵」と温泉地区とのネットワーク事業にも取り組んでまいります。

観光の振興についてであります。1300年の歴史を誇る玉名温泉をはじめ、文豪夏目漱石の小説「草枕」発表100年という記念すべき年を迎える小天温泉、高瀬裏川しょうぶまつりなど玉名市の多くの観光資源を磨き、九州新幹線全線開通と新玉名駅開業を見据えながら、市内を初め県北地域の関係団体等とも連携をとり、魅力ある観光地づくり、観光客の誘致、広域観光振興などの推進を図ってまいります。産業の活性化は、市勢浮揚のために極めて重要であり、人材についても農林水産省より本庁に派遣をいただき、新執行体制の強化に努めてまいります。

すべての人が安心して暮らせる福祉の町づくりについてであります。乳幼児から高齢者までの住民の生活を総合的に支援するための保健や医療、社会福祉、社会保障の充実やユニバーサルデザインの推進などすべての住民が健康で安心していきいき暮らせるまちづくりを目指していかねばなりません。

まず、保健の充実では健康診断や定期健診などの受診率の向上、並びに検診内容の充実にも努めるとともに、個人の実情に応じた保健指導を行ないます。医療の充実では先日も熊本大学医学部に御挨拶に出向きましたが、小児医療を含めた地域医療体制の確保を図るため、玉名中央病院を核に医師会などと連携を強化し、適正な医療を受けられるよう最善の努力をいたします。小児医療につきましては、御理解、御協力をいただいで充実の方向にあります。ただ、多くの市民が期待をしております24時間体制への移行については非常に厳しく受け止めております。

一方、我が国の医療保険制度は厳しい状況が続いておりますが、御承知のとおり、本市の国民健康保険事業の取り扱いについては急激な負担増を避けるため、いったん4課税方式による均一課税を行ない、合併協議会での合意を基本に住民に著しく不公平が生じないよう資産割を行なう、これはこの前から説明をいたしておりますが、4課税方式で合併の時点では決まっておったけれども、そのまま行なうとちょっと格差が急速にきすぎるということで、先般御説明、御相談を申し上げましたように3課税方式ということになっておりましたが、4課税方式で経過措置を見させていただくということでもあります。ただ国民健康保険財政調整基金を財源に対応をしながら国民健康保険財政の健全化に努めてまいります。

高齢者福祉の充実では介護保険制度が持続可能な制度の構築のため改正され、その大きな柱として予防重視型システムの転換が図られました。この3月までに第3期の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。介護保険料につきましては負担割

合、給付費等の伸びにより基準額を月額4,600円と予定しておりますが、このようなことから新たな事業展開を図り、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように介護予防事業の充実に取り組みます。

また高齢者が孤独にならないように、地域の身近な公民館での生き生きふれあいの場を充実し、高齢者と子どもが交流できるような事業の模索、さらに公正中立的な立場から地域包括支援センターを市内3ヵ所に高齢者の相談等を含むケアセンターとして創設し、地域で支える力を高めます。子育て支援では少子化や核家族が進む家庭環境の中で保護者には子育ての情報提供が不可欠です。玉名市内では子育てに役立つ情報を冊子にした「子育てハンドブック」を刊行し、子育て対象者に配布したいと思います。さらに日曜や祝日に保護者の就労等で保育が困難な小学校就学前の児童を対象に休日保育を4月から始めたいと思います。また乳幼児医療費助成・母子家庭医療費助成申請の利便性の向上のために医療機関等の協力により提出方法を改善していきます。現行は医療機関から証明を受け、保護者が市の窓口申請書を提出することになっていますが、今までの方法に加え、医療機関から市へ直接提出することもできるようになります。

分権社会を担う自立したまちについてですが、行財政運営の効率化に努め、今後ますます増えると思われる多様な住民ニーズに対応できるよう行政改革大綱の策定作業を急ぎ、合併効果が発揮できる行財政の執行体制の整備を推進します。また情報公開や住民参加などでは地域自治区を中心として各地域やボランティア団体等における住民同士の絆を強めることで自主的な地域運営を確立し、住民主体のまちづくりを目指します。

男女共同参画社会の推進では昨年12月に制定いたしました「玉名市男女共同参画条例」に基づき、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保されるなど、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

人権開発の推進では、人権について正しい知識や感覚を身につけることが大切であり、子ども・女性・高齢者・障害者などすべての人の基本的人権が尊重される社会の実現に向け、学校教育や社会教育などさまざまな分野で人権問題の啓発に取り組みます。

コミュニティーづくりの推進では、玉名地域の一区一輝運動に新たに岱明・横島・天水地区を加えた形で「玉名21の星事業」を展開します。21小学校区の個性や特徴が息づく地域づくりが大切であろうと思います。

以上、市政運営の所信、最近における市政の動向、平成18年度当初予算について申し上げましたが、今定例市議会には旧市町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに平成17年度補正予算、玉名市収入役事務兼掌条例、玉名市総合計画策定審議会条例をはじめとする各種条例案件、市道路線の廃止及び認定、専決処分報告・承認案件等も併せて提案申し上げております。合併の効果があらわれて、それを受け止めるより

も、痛みを感じる市民の方が多くあるかと思えますと、心中熟思たるものがありますが、懸命に理解を求め、一つ一つの事柄に向き合っていくことが新市の礎を固くするものであるとの確信に沿って頑張っております。

議案審議とともに議員各位の御理解と御協力を伏してお願い申し上げて、私の説明に終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第4 議案上程（議第1号から議第102号まで）

○議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第1号専決処分事項の承認について専決第20号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、議第102号和解及び損害賠償額の決定についてまでの議案102件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

○助役（高本信治君） おはようございます。

提出議案につきまして、御説明を申し上げます。議案に沿って御説明を申し上げます。

まず、議第1号専決処分事項の承認についてでございます。内容につきましては、議案集の議案の2ページをお願いいたします。これは熊本県市町村総合事務組合を組織いたします地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告しその承認を求めるものでございます。内容でございますが、北天草衛生施設組合の解散脱退に伴い、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更をするものでございます。附則で平成17年12月29日から施行するものでございます。

続きまして、歳入歳出決算認定についての御提案でございます。これはただいま御覧いただいております議案集の一覧表といたしますか表題の後ろに議番号がふってございますけれども、この3号から34号までになりますけれども、議第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第34号平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算までの合併前の玉名市・岱明町・横島町・天水町及び玉名市横島町中学校組合の一般会計及び特別会計他の歳入歳出決算の認定につきまして、議案32件を提案いたしますものでございます。この度の決算につきましては、平成17年10月3日をも

って1市3町が合併し、新玉名市が誕生したことに伴いまして、地方自治法施行令第5条第2項の規定により合併日の前日の10月2日に出納が閉鎖される、打ち切り決算となったものであります。

詳細につきましては委員会で御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、いずれも原案どおり認定していただきますようお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） おはようございます。

議第2号専決第1号平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）を御説明いたします。第2条の資本的収入及び支出の補正は1款資本的収入に1,000万円増額し、20億3,963万円に。また1款資本的支出に2,000万円増額し、17億4,610万6,000円とするものです。これは平成18年1月17日に、平成16年度・平成17年度下水道事業について国の会計検査が実施され、立願寺地区の浸水対策として工事中の立願寺雨水幹線の地盤支持力・製品の活荷重に対する強度の指摘がありまして、現在会計検査院と協議中でございますが、早急にボックスカルバートの補強工事をする必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を平成18年2月15日に行ないましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

次に議第35号から議第42号までの補正予算、並びに議第45号から議第53号までの当初予算について、提案理由の御説明を申し上げます。初めに議第35号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,055万円を減額し、予算の総額を181億2,900万円とするものでございます。歳入の主なものは1款市税は収入見込みで881万円の補正、10款地方交付税は特別交付税で3億7,574万8,000円の補正。12款分担金及び負担金は947万5,000円の減額で静光園分の実績見込みで老人保護措置費負担金が824万7,000円の減額です。13款使用料及び手数料は627万7,000円の減額。14款国庫支出金は3,305万5,000円の減額で、主なものは保育所運営費負担金の実績見込みにより895万4,000円の減額、児童扶養手当負担金も実績見込みで1,326万9,000円の減額。公営住宅家賃収入補助金が1,082万1,000円の補正で、15款県支出金は1,936万1,000円の減額、保育所運営費負担金が740万円の減額、または単県農業農村整備事業補助金が決定により581万円の減額で、17款寄附金は社会福祉費寄附金で2,000円の補正。18款繰入金は財政調整基金繰入金が5億5,907万9,000円の減額。20款諸収入は2億1,302万円の補正。21款市債は事業費の決定及び見込みで1億2,520万円の減額、主なものは複合施

設整備事業債で3,100万円の減額です。また水田農業経営確立排水対策特別事業負担金債が5,870万円の減額などであります。次に歳出は、1款議会費が報酬及び旅費ほかで534万4,000円の減額。2款総務費は493万1,000円の補正、主なものは市民会館費が2,453万円の減額、基金費が積立金で1億4,917万5,000円の追加。また企画費が2,743万2,000円の減額。情報推進事業費が3,778万9,000円の減額。3款民生費は4,148万6,000円の減額。老人福祉費が繰出金などで9,106万2,000円の追加です。児童福祉総務費が4,675万9,000円の減額。児童手当費が実績見込みで2,443万5,000円の減額、保育所費が運営費及び委託料の実績見込みで4,773万1,000円の減額が主なものでございます。4款衛生費は5,236万1,000円の減額。保健衛生総務費1,365万7,000円の減額。浄化槽設置整備費が1,737万7,000円の減額が主なものでございます。6款農林水産業費は4,210万6,000円の減額、主なものは農地総務費が拠出金の減額で1,790万9,000円の減額。土地改良費が事業費の決定で841万5,000円の減額などがございます。7款商工費は804万9,000円の減額、企業誘致促進費が補助金の決定で797万5,000円の減額が主なものでございます。8款土木費は2,326万6,000円の減額、主なものは道路新設改良費が事業費及び負担金の決定で1,134万5,000円の減額などがございます。9款消防費は消防施設費の工事請負費の減額で420万9,000円の減額。10款教育費は2,918万円の補正。公民館建設費が用地購入費などで4,391万3,000円の追加などがございます。11款災害復旧費は784万円の減額であります。

次、第2条繰越明許費は市民会館建設事業の繰越額を2億1,072万1,000円と定めるもののほか13件であります。

次に、第3条債務負担行為の補正は、追加でございまして台風対策農業近代化資金並びに農道舗装事業資金ほか4件の期間及び限度額を定めるものです。また、変更で台風被害対策資金利子補給補助金並びに台風近代化資金利子補給補助金の限度額を変更するものです。

次に、第4条地方債の補正は、追加でアスベスト対策事業並びに県営畑地帯総合整備事業の起債の目的と限度額などを定めるもので、変更で複合施設整備事業ほか12件の借入限度額の変更を行なうものです。

次に、議第36号平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億8,997万円とするもので、歳入の主なものは3款国庫支出金6,825万4,000円の減額、療養給付費等負担金6,475万1,000円の減額。6款県支出金は財政調整交付金で7,097万9,000円の補正などがございます。

す。歳出は、2款保険給付費は実績見込みで598万円の補正です。10款予備費が5,857万9,000円の補正が主なものでございます。

次、議第37号平成17年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,618万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億4,512万1,000円とするもので、歳入は1款支払基金交付金が医療費交付金など7,559万9,000円の減額。4款繰入金が一般会計繰入金で1億4,399万2,000円の補正などでございます。歳出は2款医療諸費が実績見込みによる医療給付費負担金で2,595万5,000円の補正が主なものでございます。

次に、議第38号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億437万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億2,836万3,000円とするものでございます。歳入は4款支払基金交付金は介護給付費交付金で6,290万3,000円の減額。9款市債は財政安定化基金貸付金が6,226万6,000円の減額などでございます。歳出は、2款保険給付費は2億83万1,000円の減額、実績見込みによる施設介護サービス給付費負担金が2億1,618万1,000円の減額。6款諸支出金は一般会計繰出金で650万7,000円の補正などが主なものでございます。

次に、第2条地方債の補正は、廃止で介護保険事業の借入限度額を廃止するものです。

次に、議第39号平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,247万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億5,845万4,000円とするものです。歳入の主なものは、5款繰入金は一般会計繰入金で1,546万9,000円の減額。8款市債は農業集落排水事業債で1,670万円の減額でございます。歳出は、2款事業費で1,980万7,000円の減額。3款維持管理費は1,209万1,000円の減額などが主なものでございます。

次に、第2条地方債の補正は、変更で農業集落排水事業の借入限度額を変更するものです。

次に、議第40号平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,478万8,000円とするものです。歳入は、9款市債は簡易水道事業債で440万円の減額。歳出は、5款予備費で440万円減額でございます。

次に、第2条地方債の補正は、変更で簡易水道整備事業の借入限度額を変更するものです。

次に、議第41号平成17年度玉名市土地取得特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,589万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を9,591万6,000円とするものです。歳入の主なものは、1款財産収入は不動産土地売払収入で4,585万2,000円の補正です。歳出は、1款用地取得費は、用地購入費で5,000万円の減額。2款諸支出金は土地開発基金費の繰出金などで、9,584万6,000円の補正が主なものでございます。

次に、議第42号平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,074万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,704万8,000円とするものです。歳入の主なものは、6款市債は浄化槽整備事業債で2,530万円の減額などでございます。歳出は2款事業費は2,913万2,000円の減額で、工事請負費の減額などが主なものでございます。

次に、第2条地方債の補正は、変更で浄化槽整備事業の借入限度額を変更するものであります。

以上が補正予算でありました。

次に、当初予算について御説明をいたします。昨年10月3日に旧1市3町が合併しましてから、初めての年間予算でございます。

議第45号平成18年度玉名市一般会計補正予算は、お手元に配付している資料を御参照くださいませ。今回御提案している予算は、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めるものでございます。

まず、歳入歳出予算は、歳入歳出予算の総額を266億6,200万円とするものです。合併時は6カ月間の予算でありましたので、旧1市3町の平成17年度の当初予算と比較いたしますと、マイナス3.1%、金額で8億4,704万5,000円の減でございます。1款市税は59億2,799万3,000円で主なものは個人市民税で18億5,070万円、法人市民税は4億9,330万円、固定資産税は28億1,179万2,000円です。それからたばこ税は4億3,240万円です。2款地方譲与税は8億5,741万4,000円で、国の三位一体の改革として国庫補助負担金が一般財源化されるのに伴いまして、その財源補てん措置として所得譲与税が4億8,741万4,000円。3款利子割交付金は2,420万円。4款配当割交付金は400万円。5款株式等譲渡所得割交付金は940万円を計上いたしております。6款地方消費税交付金は6億4,750万円。7款ゴルフ場利用税交付金は3,350万円。9款地方特例交付金は恒久的な減税分の財源として1億7,850万円。10款地方交付税は85億4,600万円。12款分担金及び負担金は、5億5,705万4,000円を計上し、主なものは老人保護措置費負担金が3,726万9,000円。保育所運営費負担金が5億134万3,000円などでありまして、13款使用料及び手数料は4億2,326万8,000円。住宅使用料は1億9,610万8,000円。一般廃棄物処理手数料が6,598万円などが主なものでございます。14款国庫支出金は27億9,623万4,000円を

計上、主なものは知的施設支援費負担金が基準額の2分の1で1億5,900万円、保育所運営費負担金が私立保育園のみの基準額の2分の1で2億6,615万1,000円。生活保護の各扶助費に対する負担金が基準額の4分の3で6億6,000万円。天水中学校校舎等改築に伴う公立学校施設整備費負担金及び補助金がおのおの基準額の2分の1と3分の1で1億4,475万7,000円。光ファイバー接続工事LAN整備に伴う地域イントラネット基盤施設整備事業補助金が基準額の2分の1で1億9,000万円。合併市町村補助金が2億4,000万円。道路・街路事業分で地方道路整備臨時交付金が4億3,065万円などがございます。15款県支出金は14億6,132万6,000円を計上し、主なものは保険基盤安定負担金が基準額の4分の3で2億9,732万1,000円、被用者・非被用者小学校修了前特例給付負担金が基準額の3分の1で1億3,786万3,000円、重度心身障害者医療給付費補助金が基準額の2分の1で6,100万円。また、むらづくり交付金が6,550万円。強い農業づくり交付金が2億3,171万6,000円などがございます。16款財産収入は827万6,000円で土地建物貸付収入の677万9,000円が主なものであります。17款寄附金は費目予算で1,000円。18款繰入金は13億9,113万6,000円、主なものは財政調整基金繰入金が13億8,036万2,000円であります。19款繰越金は1億円。20款諸収入は4億1,539万8,000円を計上し、主なものは中小企業振興預託金などの貸付金元利収入1億7,981万8,000円。雑入で2億2,952万8,000円であります。21款市債は31億4,200万円、主なものは地域イントラネット基盤施設整備事業債が1億8,050万円、道路橋梁整備事業債が3億5,320万円、まちづくり交付金事業債が2億4,640万円、中学校校舎改築事業債が6億7,880万円、地方の財源不足の補てん措置といたしまして臨時財政対策債が8億9,730万円となっております。

次に、歳出は1款議会費が2億7,149万円、政務調査費交付金として議員1人当たり年額18万円の540万円。2款総務費は35億5,284万7,000円、主なものは財産管理費が岱明総合支所空調機改修工事などの維持管理経費としまして、1億5,662万5,000円。企画費で横島総合支所の旧庁舎解体並びに外構工事などの複合施設整備事業費が1億円、嘱託員費が報酬などで8,652万3,000円。地域づくり事業支援助成金が1,050万円。光ファイバー接続工事LAN整備などを含む情報推進事業費が5億8,925万2,000円。九州新幹線鉄道建設負担金を含む新幹線促進事業費が9,042万2,000円。戸籍住民基本台帳費が2億1,293万4,000円であります。3款民生費は77億4,746万7,000円で主なものは国民健康保険事業会計繰出金が保険基盤安定分を含む7億2,905万円、平成18年4月から施行の障害者自立支援法に伴う認定業務などの障害者自立支援広域審査会負担金が1,09

0万2,000円。重度心身障害者医療給付費が1億2,200万円、身体障害者施設訓練等支援費が2億1,100万円、知的施設訓練等支援費が3億2,018万4,000円、老人保健事業会計繰出金が6億8,896万円、介護保険事業会計繰出金が8億1,016万2,000円、福祉センター費が1億5,543万5,000円、乳幼児医療費が9,520万円、児童扶養手当を含む児童手当費が7億7,122万2,000円。また公立・私立分の保育所費が16億7,668万3,000円、生活保護の各扶助に要する経費が8億8,020万円などでございます。4款衛生費は22億6,379万3,000円を計上し、主なものは衛生業務の有明広域行政事務組合負担金が2億5,132万2,000円、各種予防に要する経費が9,903万9,000円、老人保健対策費が1億5,881万1,000円、浄化槽設置整備事業補助金が8,117万8,000円、また、ごみ減量化対策事業費、有明広域行政事務組合清掃施設建設事業及び東部清掃事業負担金を含む塵芥処理に要する経費が8億2,839万8,000円です。し尿処理に要する経費が4,782万円などでございます。6款農林水産業費は18億6,742万5,000円を計上し、主なものは強い農業づくり交付金が1億9,636万1,000円、農業集落排水事業会計繰出金が2億4,812万2,000円、排水路、農道整備のむらづくり交付金事業費が1億100万円、尾田川・末広地区の水田農業経営確立排水対策特別事業負担金が1億2,500万円。また、大開経営体育成基盤整備事業負担金が6,000万円。それから漁港建設費は大浜・大正開両漁港修築事業費で2億5,340万5,000円でございます。7款商工費は3億9,477万2,000円を計上し、主なものは納涼花火大会補助金などを含む商工会議所・商工会補助金が2,787万1,000円、中小企業振興預託金ほかで1億2,700万円、工場等設置奨励費補助金を含む企業誘致促進費が2,480万6,000円、ふるさと自然公園・松原海岸などの観光施設管理委託料が2,439万円。財団法人地域活性化センターの事業で地域の各産業・文化・観光等の積極的な連携、拡大、発展を通じまして、地域の情報発信力の向上を図る玉名地域ブランド化事業補助金が500万円などでございます。8款土木費は35億3,652万6,000円、主なものは道路新設改良費が9億3,000万6,000円、街路事業費が立願寺南岩原線ほかで5億145万8,000円、下水道事業会計補助金が9億3,469万4,000円、都市再生整備事業費が市民会館1号線や新玉名駅前公園・駐車場整備事業ほかで3億9,462万3,000円。住宅管理費が1億6,379万4,000円などでございます。9款消防費は9億6,877万9,000円。有明広域行政事務組合消防事業負担金が7億7,085万1,000円、消火栓設置費を含む消防施設費が900万2,000円。防災無線保守点検委託料ほかの防災対策費が2,254万2,000円などが主なものでございます。10款教育費は27億5,590万2,000円で、主なものは学校給食センター費が2億1,243万1,000円、小学

校管理及び教育振興に要する経費が3億4,768万2,000円、天水中学校建設、岱明中学校屋内運動場改築設計委託料を含む中学校建設費が9億5,842万2,000円、また図書館の管理・運営に要する経費が8,569万円。総合体育館ほか体育施設の管理・運営に要する経費が8,593万2,000円などがございます。11款災害復旧費は800万5,000円。13款諸支出金は費目予算で1,000円。14款予備費は3,000万円を計上いたしております。第2条債務負担行為は固定資産土地評価業務の期間及び限度額を定めるものでございます。3条地方債については地域イントラネット基盤施設整備事業のほか21件の起債の目的、限度額などを定めるもので、第4条一時借入金は借入の最高額を20億円と定めるものでございます。第5条歳出予算の流用は給料など予算額に過不足を生じた場合同一款内での予算の流用ができる旨を定めるものでございます。

以上が一般会計でございます。

- 議長（松田憲明君） 提案理由の説明の途中でございますけれども、議事の都合によりここで10分間ほど休息いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 開議

- 議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

- 企画財政部長（荒木澄人君） 議第46号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,573万円とするもので、歳入の主なものは1款国民健康保険税が22億7,643万4,000円。4款療養給付費等交付金14億1,375万9,000円であります。次に、歳出の主なものは2款保険給付費が56億3,409万円。3款老人保健拠出金は、医療費拠出金及び事務費拠出金で15億9,277万4,000円であります。次、第2条一時借入金については、借入の最高額を5億円と定めるもので第3条歳出予算の流用は、給料・保険給付費など、予算額に過不足を生じた場合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めるものでございます。

次に、議第47号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億1,393万円とし、歳入の主なものは1款支払基金交付金が医療費交付金などで46億2,224万4,000円。4款繰入金は一般会計からの繰入金で6億8,896万円あります。次に歳出は、2款医療諸費が86億9,607万9,000円、内訳として医療給付費及び医療支給費が86億6,344万円でありま

す。

次に、議第48号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億116万円とし、歳入の主なものは1款保険料は、第1号被保険者保険料が9億3,282万8,000円。4款支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で15億9,239万3,000円。7款繰入金は8億1,016万3,000円で、内訳、一般会計繰入金が介護給付費繰入金、並びに地域支援事業繰入金及び職員給与費等繰入金で8億1,016万2,000円などを計上いたしております。歳出の主なものは、2款保険給付費が51億262万8,000円であります。6款公債費は3,113万2,000円。第2条一時借入金は最高限度額を5億円と定めるものでございます。第3条歳出予算の流用は、給料、保険給付費等の予算額に過不足を生じた場合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めるものでございます。

次に、議第49号平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,465万円とするものです。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料で使用料が3,037万2,000円。3款繰入金は一般会計繰入金で299万9,000円などを計上いたしております。歳出は、1款大衆浴場事業費が2,682万円でございます。2款公債費は起債の元利償還金783万円を計上いたしております。

次に、議第50号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,890万円とするものです。歳入の主なものは、3款県支出金が農業集落排水事業補助金及び污水处理施設整備交付金などで3億7,784万1,000円。8款市債は3億5,550万円を計上いたしております。次に歳出は、2款事業費が建設事業費で7億4,612万円。4款公債費は起債の元利償還金1億8,790万4,000円でございます。第2条債務負担行為は大開地区農業集落排水資源循環事業の期間及び限度額を定めるものです。第3条地方債は、農業集落排水事業の起債の目的、限度額などを定めるものであります。第5条歳出予算の流用は、給料などの予算額に過不足を生じた場合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めるものでございます。

議第51号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,995万円とするものです。歳入の主なものは、2款使用料及び手数料で、使用料が2,001万4,000円です。歳出は1款総務費が1,098万3,000円です。第2条地方債は、簡易水道整備事業の起債の目的、限度額などを定めるものであります。

次に、議第52号平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,000万円とするものです。歳入は1款財産収入は1,000万

円。歳出は1款宅地開発費が繰出金などで1,000万円を計上いたしております。

次に、議第53号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,455万円とするもので、歳入の主なもの1款分担金及び負担金は浄化槽市町村整備推進事業分担金が384万円。8款市債は3,050万円を計上いたしております。歳出は、1款総務費で354万8,000円。2款事業費は浄化槽整備費で3,967万4,000円を計上いたしております。次に第2条地方債は、浄化槽整備事業の起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 議第43号平成17年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第3条に定めました収益的収入及び支出の補正でございます。歳入で営業外収益4,350万円の増額。歳出では営業費用738万1,000円、営業外費用で254万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。次に第4条に定めました収益的収入及び支出の補正でございます。収入で資本的剰余金369万円の減額補正をお願いするものでございます。これは小田・梅林地区の水道未普及地域解消事業費の減に伴い、国庫補助金が減額にありましたものでございます。また企業債2,800万円の減額補正をお願いするものでございます。これは水道未普及地域の解消事業費減額に伴い、730万円の減額補正と第4次拡張事業で月田地区及び単独事業で計画しておりましたが、平成18年度の国庫補助事業対象で対応することになりましたので、本年度廃止し、2,070万円を減額するものでございます。次に、歳出で建設改良費5,424万円の減額補正をお願いするものでございます。これは建設拡張費の委託料264万円の減額と工事請負費で月田地区の県道玉名立花線配水管布設工事の廃止及び小田・梅林地区の配水管布設工事等の事業実績により4,725万円の減額、施設改良費の委託料315万円及び工事請負費120万円の減額でございます。第4条本文中括弧書き中の補てんの金額をそれぞれ改めるものでございます。次に、第4条の企業債の補正でございますが、第5条に定めました起債の限度額をそれぞれ改めるものでございます。次に、第5条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございますが、第7条に定めました経費の金額を改めるものでございます。

議第44号平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）について説明をいたします。第2条の資本的収入及び施設の補正でございますが、資本的収入が130万円減額し、20億3,833万円とするものでございます。これは長洲町へ岱明処理区の汚水の処理委託をしておりますが、今年度長洲町浄化センターの改良工事が決定し

ましたので、企業債130万円を減額するものでございます。資本的支出を68万5,000円減額し、17億4,542万1,000円とするものでございます。内訳としまして建設改良費、施設建設費の人件費を79万3,000円増額し、長洲町建設負担金を147万8,000円減額するものでございます。

議第54号平成18年度玉名市水道会計予算の提案理由の説明を申し上げます。事業対象区域は旧玉名市と岱明町の区域でございます。第2条の業務の予定水量としまして給水戸数を1万9,295戸。年間総数給水量は461万450立方メートル、1日の平均給水量は1万2,631立方メートルと定めるところでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入におきまして水道事業収益7億6,801万5,000円で内訳としまして、営業収益であります給水収益、受託工事収益、その他営業収益で6億8,051万7,000円、営業外収益の受取利息雑収益、他会計補助金で8,749万6,000円が主なものでございます。支出におきましては、水道事業費用7億392万9,000円で、内訳としまして施設維持に要する経費、受託工事に要する経費、事業運営管理に要する総係費、固定資産の減価償却等の営業費用で5億2,091万3,000円、企業債利息、消費税及び地方消費税等の営業外費用で1億8,101万5,000円などが主なものでございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額は収入におきまして、資本的収入7,021万8,000円で、内訳としまして工事負担金及び国庫補助金等の資本的剰余金1,981万7,000円。水道未普及地域解消事業及び第4次拡張事業の企業債5,040万円が主なものでございます。支出におきましては、資本的支出3億9,000万1,000円で、内訳としまして建設拡張費及び施設改良等の建設改良費1億9,685万7,000円と企業債償還金1億9,314万4,000円が主なものでございます。なお資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,978万3,000円は当該年度分損益勘定留保資金2億3,815万1,000円、当該年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額839万3,000円及び減債積立金7,323万9,000円で補てんする予定でございます。第5条の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法等でございますが、水道未普及地域の解消事業で3,330万円、第4次拡張事業で1,710万円の限度額を定めるものでございます。第6条の一時借入金の限度額は3億5,000万円と定めるものでございます。第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費1億1,628万1,000円と定めるものでございます。第8条の他会計からの補助金といたしまして、補助を受ける額を7,386万円と定めるものでございます。第9条棚卸資産の購入限度額は882万3,000円と定めるものでございます。

議第55号平成18年度玉名市下水道会計予算の提案理由の説明を申し上げます。事業対象区域は旧玉名市と岱明町の区域でございます。まず、第2条の業務の予定水量

につきましては、排水件数を1万785件、年間総排水量を343万7,785立方メートルを予定し、主な建設事業としまして管渠・ポンプ場及び下水処理場整備事業で10億7,891万8,000円と定めるものでございます。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして下水道事業収益12億8,830万4,000円で、内訳としまして下水道使用料及び地方公営企業繰出基準に基づく一般会計負担金を主とする営業収益で7億411万1,000円。一般会計補助金を主とする営業外収益で5億8,419万円が主なものでございます。支出としまして、下水道事業費用10億7,173万9,000円で、内訳としまして管渠、処理場の施設維持管理に要する経費、下水道事業の管理運営に要する総係費及び固定資産の減価償却費等を主とする営業費用で7億1,645万6,000円、企業債利息を主とする営業外費用で3億5,116万2,000円が主なものでございます。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入としまして12億3,796万4,000円で、内訳としまして建設改良事業に伴う企業債5億900万円、国庫補助金及び一般会計補助金7億376万2,000円、受益者負担金2,520万円が主なものでございます。資本的支出としまして、17億4,482万1,000円で、建設改良費が10億7,891万8,000円。内訳としまして、工事請負費、浄化センターの改築に伴う委託料などの9億5,838万円が主なものでございます。借入償還金としましては企業債償還金が6億1,225万3,000円、他会計借入償還金5,365万円でございます。第5条の債務負担行為、第6条の一時借入金の限度額につきましては説明を省略します。第7条企業債につきましては、起債の限度額を5億900万円と定めるものでございます。第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費1億1,007万9,000円とするものでございます。次に、第9条他会計からの補助金でございますが、一般会計補助金としまして9億4,469万4,000円とするものでございます。

以上、予算につきまして御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明をいたしますので、御審議いただき議案どおり御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

○助役（高本信治君） 引き続きまして、条例案件の提案理由説明を申し上げます。議案の4ページをお願いいたします。

議第56号は玉名市収入役事務兼掌条例の制定についてでございます。これは地方自治法第168条2項ただし書の規定に基づき、本市に収入役を置かず、収入役の事務は助役が兼掌する旨を規定する条例を制定するものでございます。附則で平成18年8

月1日から施行することといたしております。附則2項以降は本市の条例のうち、収入役の文言がある条例から収入役の文言を削る改正を行なうものでございます。附則7項の玉名市の下水道事業の設置等に関する条例につきましても、同じ趣旨の改正を行なうものでございます。

次に6ページお願いいたします。

議第57号は玉名市総合計画策定審議会条例の制定についてでございます。これは本市の総合計画の策定に関する事項につきまして、市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、自ら市長に建議することのできる審議会を設置するため条例を制定するものでございます。附則で平成18年4月1日から施行することといたしております。

8ページお願いいたします。

議第58号は、玉名市国民健康保険税条例の制定についてでございます。合併に伴いまして、国民健康保険税率を改正し、税率の統一を図るものでございます。合併協議では18年度から3方式による均一課税方式にするとされておりましたが、これによりますと医療分につきましては急激な負担増減となりますことから、18年度、19年度に限り資産割を残した4方式による均一課税を行ない、急激な負担増減を緩和することとし、今回改正を行なうものでございます。具体的には医療分の所得割を8.1%、資産割を20%とし、被保険者均等割額を2万8,200円に、世帯別平等割額を2万7,400円の4方式とするものでございます。次に介護分につきましては、所得割を1.4%とし、被保険者均等割額を8,000円に。世帯別平等割額を4,600円の3方式とするものでございます。なお医療分の資産割につきましては、19年度に10%にし、20年度には3方式にする予定にしているところでございます。附則で18年4月1日から施行し、18年度分の国民健康保険税から適用することといたしております。また旧1市3町の国民健康保険税条例は廃止し、平成17年度までの国保税の賦課徴収につきましては、旧1市3町の条例を適用することとしております。

次に18ページお願いいたします。

議第59号でございますが、玉名市行政財産使用料条例の制定についてでございます。これは地方自治法施行令第3条の規定により合併前の1市3町の行政財産使用料条例を引き続き施行させていた期間を終了させ、地方自治法第225条の規定に基づき新たに玉名市行政財産使用料条例を制定するものでございます。内容といたしまして行政財産の使用料の額、使用料の減免、使用料の納付等を定めるものでございます。平成18年4月1日から施行することといたしております。

次の20ページをお願いいたします。

議第60号でございますが、玉名市文化振興整備基金条例の制定についてでございます。これは旧天水町において制定されておりました「天水町文化振興・景観整備基金

条例」を新市に引き継ぎ、玉名市の歴史と伝統を尊重し、文化の振興と発展に寄与することを目的として制定するものでございます。内容としましては伝統文化を継承するとともに、市内に存在する未整備の文化財の保存及びその活用を図るために整備を行なうものでございます。18年4月1日から施行することといたしております。

次の22ページお願いいたします。

議第61号は玉名市犯罪のないまちづくり条例の制定についてでございます。これは犯罪の発生を未然に防止し、市民生活の安全を確保するために、市民及び事業者が果たすべきそれぞれの責務を明らかにして、犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的としているものでございます。18年4月1日から施行することといたしております。

次の24ページをお願いいたします。

議第62号は玉名市草枕交流館条例の制定についてでございます。これは地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものでございます。内容でございますが、天水町において夏目漱石ファンを交えた文化の交流及び創造を図り地域における観光の振興と産業の活性化に資するため、現在建設を進めております草枕交流館の設置及び管理について条例を制定するものでございます。この条例は18年4月1日から施行することといたしております。

次の27ページをお願いいたします。

議第63号は玉名市国民保護協議会条例の制定についてでございます。これは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、国民保護措置を総合的に推進するため設置する玉名市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。平成18年4月1日から施行することといたしております。

29ページをお願いいたします。

議第64号でございます。玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてでございます。これは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づきまして、玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置に当たり必要な事項を定めるものでございます。平成18年4月1日から施行することといたしております。

31ページをお願いいたします。

議第65号は玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行なわせることができるようにするため、条例の整備を図るものでございますが、市民会館のほかにも12の施設について同様の条例改正がございますので、合わせて説明をさせていただきます。まず今御覧の市民会館でございます。飛び飛びで申し訳ご

ざいませんが、52ページの第69号は福祉センターでございます。福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について。それから55ページが玉名市岱明コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。それから59ページ、玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。それから62ページ、玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について。続きまして65ページ、玉名市伊倉児童センター条例の一部を改正する条例の制定について。続きまして68ページです。玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について。それから72ページ、玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について。それから97ページでございます。玉名市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について。それから101ページ、玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。106ページ、玉名市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について。それから109ページですね。玉名市武道館条例の一部を改正する条例の制定について。そして112ページ、玉名勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定についてということで、あわせて13の公の施設関係条例でございますが、この公の施設関係条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これらは同様の改正でございます。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行なわせることができるようにするため、各条例の整備を図るものがございます。内容としましては指定管理者制度を導入する場合として、指定管理者による管理、指定管理者の業務、兼業の禁止、指定管理者が収受することができる利用料金、利用料金の還付及び減免の条を新たに追加し、あわせて条例の整備を行なうものがございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものがございます。経過措置といたしまして、条例の施行の際、現に改正前の公の施設の条例により管理を委託している公の施設の管理につきましては、平成18年9月1日までの間は、なお従前の例によるものがございます。

次に34ページをお願いいたします。

議第66号でございますが、これは玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これは国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与の改正を行なうものがございます。内容といたしまして、公務員の給与制度について、職員給料、諸手当全般にわたる抜本的な改革が行なわれ、公務員共通に適用される給料表の水準を平均4.8%引き下げ、中・高齢層については民間の中・高齢層の給与水準との均衡を考慮してさらに2%程度の引き下げを行なう一方で、若年層につきましては引き下げを行わないことによって給与カーブのフラット化を進めることとなっております。さらに部長、課長、課長補佐及び係長等のそれぞれの職務・職責の違いを重視した給料表への転換を図るよう、職務の級間の給料水準の重なりを縮減いたしますと

ともに、職務の級と役職段階との関係を再整備し、職務の級の現行1級2級、新1級係員級でございますが、及び4級5級をそれぞれ統合し、現行の9級制から7級制の級構造とするものでございます。また現行の1号級当たりの昇給額では、額が大きく、きめ細かい勤務実績の反映を行なうことが困難でありますことから、現行の号級を4分割も併せて行なったところでございます。次に、給与構造の見直しの一環といたしまして、従来地域間調整として機能してきました調整手当に替えて、新たに民間賃金の高いところに在勤する職員を支給対象とする地域手当を支給するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行することとしております。また関係条例の整備も併せて行なうこととしているところでございます。

- 議長（松田憲明君） 提案理由の説明の途中でございますけれども、ここで昼食のため、午後1時まで休息いたしたいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 1時03分 開議

- 議長（松田憲明君） 休息前に引き続き、会議を開きます。

助役 高本信治君。

[助役 高本信治君 登壇]

- 助役（高本信治君） 引き続き提案理由の説明をさせていただきます。議案書の50ページをお願いいたします。

議第67号は、玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは玉名市土地取得特別会計及び玉名市スポーツ傷害補償特別会計の廃止に伴い、条例の整備を図るものでございます。平成18年4月1日から施行することとしております。

次に51ページでございます。

議第68号は、玉名市土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは公共の利益のために所得する必要がある土地を先行取得し、事業の円滑な執行を図るために制定されたものでございますが、事業目的終了のため条例を廃止するものでございます。平成18年4月1日から施行することといたします。

次に71ページをお願いいたします。

議第75号でございますが、玉名市母子健康センター条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは本施設が昭和45年に公的な助産施設として建設され、地域のお産施設として利用されておりましたが、時代の流れとともに利用者も減少し、現在当該施設設置目的は終了し、また築後36年が経過し、老朽化も著しいことから施設の利用を中止するため、条例を廃止するものでございます。18年4月1日から施行す

ることといたしております。

次に75ページお願いいたします。

議第77号でございますが、玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正するもの
でございます。これも指定管理者制度を導入するための条例整備でございます、7施設
共通の改正でございますので、あわせて説明をさせていただきます。75ページが草枕
温泉センターでございます。78ページ、議第78号でございますが玉名市草枕山荘条
例の一部を改正する条例の制定について。そして次81ページ、79号は玉名市草枕展
望農園条例の一部を改正する条例の制定について。それから84ページ、玉名市横島農
産加工研修センター条例の一部を改正する条例の制定について。それから88ページ、
玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例の制定について。続きまして91ペ
ージでございます。玉名市ふるさとセンターY・BOX条例の一部を改正する条例の制
定についてでございます。次に94ページ、玉名市花の館条例の一部を改正する条例の
制定についてでございます、この7施設は共通の改正でございますので、併せて説明
させていただきますが、公の施設関係条例の一部を改正する条例の制定についてござ
いますけれども、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指
定管理者が行なうため、各条例の整備を図るものがございます。内容といたしまして、
先ほど御説明を申し上げました文化会館等13施設の条例の一部改正は市の直営による
管理、または指定管理者による管理の二通りを想定した条例改正でございますが、ただ
いま御説明申し上げます7施設につきましては、議第77号草枕温泉センターほか6施
設の条例改正は施設の管理を指定管理者による管理に限るということで条例を制定す
るものがございます。改正内容は指定管理者の管理、指定管理者の業務、兼業の禁止の条
を新たに追加し、あわせて条例の整備を行なうものがございます。附則でこの条例は公
布の日から施行することといたしております。経過措置といたしまして、この条例の施
行の際、現に改正前の公の施設の条例により管理を委託している公の施設の管理につ
きましては、平成18年9月1日までの間は、なお従前の例によるものがございます。ま
た指定管理者による管理が行なわれる期間前に旧条例による許可を受けているものは
当該指定管理者に利用の許可を受けた者とみなすという附則を設けております。

次に100ページをお願いいたします。

議第85号でございますが、玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ
いてでございます。これは公営住宅法施行令の一部改正に伴いまして、条例を整備す
るものがございます。内容といたしまして、条例第5条については公募によらずに他の公
営住宅への入居が可能となる事由が拡大されました。具体的には入居当初から世帯
人数に不相応な規模の住宅に居住している場合や子どもが大きくなり現在の間取り
では不相当である場合、あるいは知的障害者が作業場に近しい公営住宅に移転する
ことが適当である

場合などがございます。次に条例第6条につきましては、同居親族要件の緩和が認められる者の範囲が拡大されました。これまで障害者の単身入居につきましては、身体障害者に限り認められておりましたが、今後は精神障害者及び知的障害者につきましても単身入居が可能となるため、改正を行なうものでございます。附則といたしまして公布の日から施行するということといたしております。

次、105ページお願いいたします。

議第87号は玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは下水道法の一部改正に伴いまして、条例の整備を図るもので、条例第12条中の法律の条番号を改めるものでございます。

次、115ページお願いいたします。

議第91号でございますが、玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは国家公務員の給与改定に準じて、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴いまして、従来地域間調整として機能してきました調整手当に替えて、新たに民間賃金の高いところに在勤する職員を支給対象とする地域手当を支給するため、条例を改めるものでございます。平成18年4月1日からの施行することといたしております。

次の116ページをお願いいたします。

議第92号でございますが、横島町在宅老人福祉対策事業費用徴収条例を廃止する条例についてでございます。これは地方自治法施行令第3条の規定により、本条例を引き続き施行させていた期間を終了させるものでございます。内容ですが合併後の玉名市高齢者福祉に関する条例において事業を引き続き行なうため、この条例を廃止するものでございます。平成18年4月1日から施行することといたしております。

次のページ117ページですが、議第93号天水町体育会スポーツ傷害補償条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは地方自治法施行令第3条の規定により本条例を引き続き施行させていた期間を終了させるものでございます。内容でございますが、合併後この条例にかわり本市の全市民が、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入するため廃止するものでございます。18年4月1日から施行することといたしております。経過措置といたしまして、この条例の施行前に生じた事故により被った傷害に対する補償につきましてはなお従前の例によるものでございます。

次の118ページをお願いいたします。

議第94号は熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。これは地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。主な内容といたしまして、

市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち合併等により熊本縣市町村総合事務組合の地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更を行なうものでございます。附則でこの規約は18年3月27日から施行するものでございます。

次の120ページをお願いいたします。

議第95号は市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものでございます。今回廃止いたします路線は下津留部田橋線、生見西橋田崎線、六田23号線及び下河原尾崎線の4路線でございます。認定する路線は岩崎堂ノ下1号線、岩崎堂ノ下2号線、中尾崎線、下津留部田橋線、生見西橋田崎線、津留南口線、生見西橋生見東橋線、梅林安楽寺8号線、十番堤防線及び明豊新栄線、以上10路線の認定をお願いするものでございます。

次は127ページをお願いします。

議第96号普通財産の無償貸付けについてでございますが、これは地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして無償貸付けを行なうものでございます。貸付けの物件は、議案の物件の表示のとおりでございます。貸付期間は平成18年4月1日から平成28年3月31日まででございます。貸付の相手方は農事組合法人玉名プロイラー生産組合組合長米田亨氏でございます。

128ページ、次のページをお願いします。これも同じく普通財産の無償貸付けについてでございますが、これも同じように同じく地方自治法第96条第1項第6号の規定により無償貸付けを行なうものでございます。貸付物件につきましては表示のとおりでございます。期間も同じく18年4月1日から28年3月31日まででございます。貸付の相手方は農事組合法人玉名市わかとり生産組合組合長平川喜信氏でございます。

130ページお願いいたします。同じく普通財産の無償貸付けについてでございます。同じく地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして無償貸付けを行なうものでございます。貸付物件は表示のとおりでございます。期間も同じでございます。貸付の相手方は農事組合法人玉南東温室水耕組代表理事吉川悟志氏でございます。

右のページでございますが、これも同じく普通財産の無償貸付けについてでございます。貸付の物件は表示のとおりでございます。これも貸付期間も同じでございます。貸付の相手方は農事組合法人伊倉温室水耕組代表理事吉川睦雄氏でございます。

次は132ページ。議第100号、これも同じく普通財産の無償貸付けについてでございます。貸付物件は表示のとおりでございます。貸付期間も同じでございます。貸付の相手方は有限会社玉名再資源代表取締役吉川秋吉氏でございます。

右の133ページは、議第101号でございますが、財産の取得についてござい

ます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。内容でございますが、新幹線新玉名駅、これ仮称ですが、周辺の整備事業用地として代行取得した玉名市土地開発公社から玉名市が買い取るものでございます。購入土地の所在地が玉名市両迫間字龍王田280番1ほか35筆、面積15,130.5平方メートル、取得予定価格3億761万8,601円でございます。

134ページをお願いいたします。

議第102号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。内容でございますが、平成16年12月14日午後11時過ぎ、玉名市営杉田東団地において、団地入居者の玉名市伊倉北方1471番地芋野美佐子氏が帰宅途中、住宅敷地内の側溝蓋欠落部に足をとられ、転倒した際、左手を骨折したものでございます。相手方への損害賠償として市は100%に当たる272万4,110円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、株式会社損害保険ジャパンより免責額を除いた額が給付されるものでございます。詳細につきましては、各委員会で御説明申し上げますので、御審議いただきまして原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上で条例議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

日程第6 陳情の報告（陳第1号から陳第5号まで）

○議長（松田憲明君） 次に、陳情の報告をいたします。ただいま陳情5件が提出されております。内容につきましては、お手元にその用紙を配付しておりますので、説明を省略いたします。

議事の都合により、休息をいたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時45分 開議

○議長（松田憲明君） 休息前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議員提出議案上程（議員提出第1号）

○議長（松田憲明君） 次に、議員提出議案の審議に入ります。

議員提出第1号決算特別委員会の設置についてを議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第1号決算特別委員会の設置については、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第8 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） 議員提出第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。議員提出第1号決算特別委員会の設置については、これを設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第9 決算特別委員会委員の選任

- 議長（松田憲明君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。決算特別委員会委員については、職員に朗読させます。

議会事務局次長 梶山孝二君。

〔議会事務局次長 梶山孝二君 登壇〕

- 議会事務局次長（梶山孝二君） 命によりまして、決算特別委員会の委員の氏名を朗読いたします。萩原雄治議員、前田正治議員、近松恵美子議員、作本幸男議員、森川和博議員、内田靖信議員、大崎 勇議員、江田計司議員、多田隈保宏議員、永野忠弘議員、高木重之議員、本山重信議員、田島八起議員、田畑久吉議員、以上のとおりでございます。

- 議長（松田憲明君） お諮りいたします。ただいま指名いたしました14名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算特別委員会委員に選任するに決定いたしました。

日程第10 議案の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に議案を付託いたします。議第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第34号平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算についてまでの議案32件については、お手元に配付しております議案の付託表のとおり決算特別委員会に付託いたします。

日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、直ちに正副委員長の互選及び審査をお願いいたします。

委員会審議のため、休息いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時02分 開議

○議長（松田憲明君） 休息前に引き続き、会議を開きます。

決算特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。決算特別委員長に内田靖信君、決算特別副委員長に近松恵美子さんがそれぞれ就任されましたので、報告いたします。

日程第12 決算特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に、決算特別委員会付託してあります議案を議題といたします。審議の方法は委員長の報告の後、質疑、討論の後採決いたします。委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 内田靖信君。

[決算特別委員長 内田靖信君 登壇]

○決算特別委員長（内田靖信君） 決算特別委員会に付託されました案件につきまして、審議の経過と結果について御報告申し上げます。付託されました案件は、議案第3号平成17年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議案第34号平成17年度玉名市横島町中学校組合一般会計歳入歳出決算までの議案32件であります。決算審査は内容が膨大であり、そしてまた多岐にわたりますので、慎重審議を期す必要がございます。よって、次の会議を4月25日火曜日、26日水曜日、27日木曜日の3日間と決定し、今回は継続審査とすることで全員異議なく決定いたしました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

日程第13 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） 以上で、決算特別委員長の報告を終わりました。

ただいま委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり継続審査の申し出がありましたので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（松田憲明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明4日から8日までは休会とし、9日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないません。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、6日の正午までに事務局へ御持参ください。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時05分 散会

第 2 号

3 月 9 日 (木)

平成18年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成18年3月9日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 18番 多田隈 議員
- 2 24番 田 島 議員
- 3 1番 萩 原 議員
- 4 9番 福 嶋 議員
- 5 3番 宮 田 議員
- 6 13番 内 田 議員
- 7 5番 横 手 議員
- 8 7番 近 松 議員

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 18番 多田隈 議員

- 1 1市3町合併の改革による削減金額とその主な配分（4年間の削減を累計、加重平均し1年間の金額）について
 - (1) 特別職が従来14人から3人と11人の省人化、特にその内市長退職金と収入役不要の額
 - (2) 議員66人から30人、議会事務局4室から1室と、経費の削減額
 - (3) 首長車、運転手、車の経費の削減額
 - (4) 職員の定年退職者の補充3分の1の採用削減額
- 2 平成18年度の住民税申告場所の変更について
- 3 玉名市内、大衆温泉の入浴料等の見直しについて

2 24番 田 島 議員

- 1 新年度の予算について
- 2 国民健康保険税の改正と介護保険の見直しについて
- 3 県立高校教育整備推進協議会の中間報告について
- 4 国民保護条例について
- 5 市職員の給与条例の改正について

- 3 1番 萩原 議員
 - 1 市道立願寺築地線（愛称「はなみずき通り」）について
 - (1) 街灯の設置について
 - (2) 永田食品からの五差路の出入口について
 - (3) 市道立願寺築地線の名称について
 - 2 男女共同参画社会の実現について
 - (1) 玉名市における審議会、委員会等の女性登用の現在の状況について
 - (2) 審議会の設置状況や計画策定の今後のスケジュール等について
- 4 9番 福島 議員
 - 1 企業誘致について
 - 2 玉名市の上下水道について
 - 3 公立玉名中央病院の充実について
- 5 3番 宮田 議員
 - 1 食料、農業、農村基本計画について
 - 2 幼児、低学年の防犯活動について
 - 3 お見合い紹介事業について
 - 4 保育料、介護保険料について
- 6 13番 内田 議員
 - 1 地域協議会について
 - (1) 地域協議会の設置の経緯と目的
 - (2) 地域協議会の権限と役割
 - (3) 地域協議会の体制と運営
- 7 5番 横手 議員
 - 1 農業問題について
 - 2 ごみ問題について
- 8 7番 近松 議員
 - 1 各種団体への補助金のあり方について
 - 2 各種審議会、委員会委員などの人選について
 - 3 元気なまちづくり、人づくりについて
 - 4 交通弱者対策について

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高根政明君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助役	高本信治君
総務部長	谷口強君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	荒木澄人君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君
産業経済部長	前濱健一君	建設部長	島崎正君
地域自治区 調整総室長	井上了君	岱明総合支所長兼岱明 自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼横島 自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼天水 自治区事務所長	望月一晴君

企業局長 中原早人君
教育長 菊川茂男君
監査委員 高村捷秋君

教育委員長 坂本清一君
教育次長 杉本末敏君

○議長（松田憲明君） 改めまして、おはようございます。

本日は3月9日、ごろ合わせで感謝の日だそうです。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。

質問は、通告の順序によって、許すことにいたします。

18番 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 皆さん、おはようございます。私は、新玉名クラブの多田隈です。平成18年度の第1回玉名市議会定例会におきまして、市民の皆さんのおかげをもちまして、再度、当選させていただき、しかもトップバッターで一般質問できますことを光栄に思っております。今年も例年に倍して議員活動に全力投球していきますので、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議長への通告の順に従いまして、今回は3項目の質問をいたします。執行部の方々の前向きな答弁を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、10月3日の1市3町による新玉名市の誕生から早いもので5カ月を過ぎました。いよいよ新玉名市のスタートでございます。18年度の当初予算の編成は、合併協議会での42の協定項目に沿って実施され、今回の議会に提案されました。新玉名市の住民の皆さん全員が大いに期待しているところでございます。しかしながら、旧1市3町の合併協議会では、詳細については合併までに調整する項目がたくさんありましたので、調整を詰めるにしたいが、新たな問題点や新市に対する市民の皆さんの期待に添えないたくさんの事象が顕在化し、先日の新島津市長の18年度の予算編成にあたっての所信表明の中にも、また2月1日付の広報たままで、高本新助役の就任の挨拶の中にも明確に述べられておりましたとおり、保育園の保育料、水道料金、下水道料金、そして介護保険料、国民健康保険税等々は、1市3町やそれに対する、皆様御存じのように補助金や料金等、それぞれ違っていましたので、住民の方々の期待どおり、最も安い方へ合わせることは財政が逼迫し、将来の禍根を残すことになり、早急には解決が不可能なことであり、今後1、2年の間は、産みの苦しみがあるかもしれませんので、御理解を頼みますと、本音の挨拶が助役からあったことは皆さん御存じのとおりであります。しかしながら、合併にあたっては市民の皆さんに、サービスは良い方に、負担は軽い方へとなるように、私たちが鋭意努力しますからということを説明してきました。18年

度がスタートする4月からは、市民の皆さんからのいろいろな相談や苦情が多々あると思いますが、現在もちろんあっております。議員は言うまでもなく、行政の方々も避けることはこれはできず、積極果敢にやらねばならないと私は覚悟しております。

そこで、私と市民の皆さんとの対話の中で、大きな一つの説明資料として質問いたします。

まず1点目でございますけれども、1市3町合併により、市長、特別職、議員、行政職の人員の削減による削減金額と、その付帯効果について。また、その金額をどのように配分したか。4年間を加重して、1年間にどれくらいになるかを具体的にお願ひします。

まず、4項目について、概略質問いたします。

まず1点目ですけれども、従来の首長から3役、首長、3役が従来は14人おられました。それが3人になり、11人の削減となりました。1年間で削減金額は幾らか、その中で特に市長の退職金と収入役の報酬額の削減額は幾らか。

2点目が、議員は町議、市議合わせまして66人から30人と、36人削減しておりますし、また議会事務局が4室から1室に、3つの議会事務局が削減されました。それに伴う人件費と経費の削減額は幾らか。

3つ目が、市長、町長、議長車、5台ありましたのが2台であります。また、運転手は5人いましたけれども2人になりました。公用車の経費と運転手3人分の削減額は幾らか。

4項目目が今後退職される職員の3分の1しか採用しないことになっております。職員の方々の給与の削減は幾らか。

以上、4項目について、概略ではございますけれども、回答を得まして、あとの質問に入りたいと思います。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） おはようございます。多田隈議員の御質問の、1市3町の合併に伴う職員の減員による人件費等の削減額についてお答えをいたします。

首長、助役、収入役及び教育長の人件費は、旧1市3町の平成17年度の当初予算が6カ月の計上のため、合併年度と合併後の新年度の年間予算の比較ができません。したがって、そのかわりに平成16年度の決算額と平成18年度の当初予算を比較してみますと、平成16年度が1億8,086万円で、平成18年度が4,522万円となり、1億3,564万円の削減がうかがわれます。

また、首長、助役、収入役及び教育長に係る給与、賞与及び共済費の合計とした人件費については、1市3町が合併しなかった場合に想定できる4市町の合計と新市との

それを、平成18年度ベースで比較いたしますと、合併しなかった場合が首長4名、助役4名、収入役4名及び教育長2名の計14名で約1億6,784万円、新市の場合が市長1名、助役1名、及び教育長1名の計3名で約3,858万円となり、約1億2,926万円が削減されたとも言えることができます。

なお、玉名市長の退職金は、退職手当の事務を執る熊本縣市町村総合事務組合における現行の規定により算出いたしますと、1年あたり440万円になり、これに係る組合への負担金は、約422万円でございます。

また、旧玉名市と同じ条件で収入役を置いたと仮定いたしました場合に、必要な1年間の経費は概ね1,070万円程度になります。

次に、議員の人件費についてでございますけれども、首長等の場合と同様に、平成16年度の決算額と平成18年度の当初予算を比較してみますと、平成16年度が3億465万円で、平成18年度が約1億8,567万円、1億1,898万円の削減がうかがわれます。

また、議会事務局職員人件費につきましては、旧1市3町平成17年度当初予算額の約9,729万円に対し、平成18年度当初予算が約5,437万円で、4,292万円の削減となっております。

それから、運転手、車の経費の削減額でございますけれども、専属運転手に係る概ねの人件費と燃料代の合計とした市町長専用の公用車の経費につきましては、旧1市3町平成17年度当初予算額の約1,552万円に対しまして、平成18年度当初予算が682万円で、870万円の削減となりました。

次に、合併に伴う一般職員の削減計画による人件費の削減額でございますが、議員も御承知のとおり、一般職員の削減については、毎年度の採用者数を前年度の退職者の3分の1を上限に採用することで、その実施を図るという取り決めを合併協議の際に定めております。このことによる削減額を、平成18年度採用分から向こう4年間に限定し、概算で算出しますと、1年あたり約4億円程度となります。

最後に、以上の経費削減によりもたらされた効果といたしましては、乳幼児インフルエンザ予防接種等の補助拡充や、新たな地域づくり事業を支援するための経費に充てるとともに、歳入面においてもごみ袋の減額等を行なっております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 18番 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） 細部にわたり、御答弁ありがとうございました。4項目の合計を概略ちょっと計算いたしますと、7億1,000万円になると思います。これは1年間でございます。平成18年度の市民の皆さんからいただく住民税の総額は、18

億5,000万円と聞いておりますけれども、全体のその約40%にあたると思います。非常に私は大きな金額だと思います。また、納税者がその中で1人あたり6万円でございますので、1万1,833人分にあたりこの削減額というのは、先ほど言いましたように大きな評価をいただけたと思います。

1市3町の合併により、いかに行財政改革ができたか、市民の皆さんにも証明できますし、特にその中で玉名市のリーダーである島津市長自らが私は退職金は要りませんよと撤廃し、さらに収入役の廃止までもされておりました、これだけで金額といたしましては約1,500万ですが、市長の仕事の量、またいろいろな管理面では私は判断いたしましても、4倍から5倍になっていることは新聞紙上の毎日のスケジュールとか、あるいはいろいろ市長が動かれていることを見ましても、皆さん十分御承知のとおりだと思います。私がなぜこのような質問をしたかと申しますと、市民のみなさんに大きな声で玉名市のトップであられる島津市長を筆頭に、行政の皆さん方、そして議員各位も率先して市存続のために痛みを分かち合っていますよ。今後は、当分の間、市民の方々、議員、そして行政職の方々、三位一体で新玉名市の礎を築きましょう。いわゆる、まさに島津市長の政治理念を玉名市民の皆さんに改めて理解してもらうためであります。

そういうことで、初年度に行財政改革の中で、絶対後戻りしない。今私が言ったのは、絶対後戻りしないハード改善でございます。実績を数値化し、生きたデータがあり、市民の皆さんにもよく理解していただけたと思います。

以上のことより、私は島津市長にお願いしたいんですけれども、島津市長の市政推進の中の公約で、市民の皆さんとの懇談会を年に1回実施するというのを私は間接的に聞いておりますが、いつされるか、どのような方法で実施されるか。私の希望といたしましては、1日も早く、せめて上期中にはぜひお願いしたいと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。御答弁いただければお願いいたします。

それでは、次の2つ目の質問をいたします。

まず、18年度の住民税の申告の場所について質問いたします。18年度の住民税の申告の日程と、申告場所は2月1日発行の広報たまなで案内されておりますように、2月15日から3月15日にわたり実施されております。しかし、市民の皆さんから特に高齢者の車の運転のできぬ老夫婦の方から、合併して年寄り泣かせだと、異口同音に苦情を聞いております。特に旧玉名市の周辺部の人たちです。私も確かに厳しいと思いますし、もう少しじっくり検討する必要があると思います。17年度と18年度の申告場所、ちょっと比較してみますと、旧玉名市は小学校校區別に13カ所でやっておりました。それを今回は2カ所でございます。有明中学校区、玉南中学校区を桃田の総合体育館、そして玉名中学校区と玉陵中学校区を玉名市民会館、また岱明町は、私はこれもびっくりしましたけれども、17年度までは33カ所で出前サービスでこれはやって

いたそうでございますが、今回1カ所で、岱明町の公民館だけでございます。また横島町は2カ所でしたけれども、今回は横島総合支所2階の1カ所だそうです。天水町は1カ所で、天水町2階会議室でしたけれども、これは17年度より合併を見据えて1カ所にしていたそうですけれども、その前の岱明さんのようにですね、出前講座でいろんなところでやっていたそうです。これは数字的に私、調べておりません。玉名市の場合にはですね、私の勝手な考え方ですけど、せめて中学校区、いわゆる4カ所での申告はできなかったのか。また、岱明町も含めて、この私の単純な考えですけども、2カ所、玉名市全体、大体人口1万人に1カ所ぐらい必要ではないでしょうか。職員の数もよく言われます。3月末で全然人間は減っておらんのに、何で今さら急にせにゃんのか。市民サービスの低下ではないかと、市民の皆さんの声が大であります。納税を申告していただく市民の皆さんは、私たちにとってはお客様であり、私たちから見れば神様でございます。あまりにも厳しいと私は思います。オンライン化に投資がかかるかもしれませんが、職員の方の削減に伴う仕事の効率化であれば、また仕事の質を上げるには、ある程度の投資も必要ですし、尻たたきだけでは絶対長続きしません。こういうところに、合併で、先ほど言いました削減した金額を、私は投資すべきと思います。オンライン化で玉名市のどこに行っても申告ができることは非常に便利で、市民の皆さんにも喜ばれております。再度あらゆる角度から、申告場所の検討を要望しますが、執行部の今後の申告場所への考え方を説明をお願いします。

それでは続きまして、質問の3つ目でございますけれども、玉名市内の大衆温泉の入浴料金の見直しについて質問いたします。

玉名市内には、岱明町の潮湯、玉名町の玉の湯、横島町のゆとり一む、天水町の草枕温泉の4カ所の市民のためのいわゆる大衆浴場があります。1市3町の合併までは、各々の大衆浴場は市内、市外、町内、町外での料金の違い、年間通してのフリーパス券の有り無し、またその料金の違いも大きく、新市合併後はせめて市民のみなさん方の毎日の憩いの場所である大衆浴場だけは、合併してよかったと即喜ばれるように、入浴料金、あるいは回数券、そしてフリーパス券等の金額の統一、またその新設をしてほしいと思います。フリーパス券というのは、1つ買っておけば1年間フリーに入浴できる券のことでございます。

そこで、私なりに調べてみました。平成16年度の各大衆浴場の年間入浴者数はどれくらいかと申しますと、まず玉の湯が18万2,471人でございます、これは16年度の実績です。潮湯は2万2,219人、ゆとり一むが12万8,316人、草枕温泉は18万5,437人で、合計、16年度年間で51万8,443人となっております。私も時々ま行っておりますけれども、大体入浴者の90%以上が60歳以上と仮定しますと、60歳以上の方が玉名市には2万2,846人在住されていますので、年間

に1人あたり約20日間はこの大衆浴場を利用されていることになると思います。

そこで、1市3町合併後の入浴料は、一応統一されております。市内の住民の場合だけを見ても、潮湯は210円であります。そしてフリーパス券はありません。また玉の湯は入浴料は200円で、フリーパス券年間3万5,000円でございます。またゆとり一むは300円、ただし70歳以上は200円です。フリーパス券はこれまた2万円です。また草枕温泉は400円で、フリーパス券はこれも2万円となっております。

先ほど述べましたように、大衆浴場は市民の特に高齢者の健康維持とコミュニケーションの場所として利用者も多く、入浴される方々の顔つやもよく、元気な人ばかりです。せめて入浴料200円、フリーパス券2万円の統一、そしてまた岱明町さんの潮湯のフリーパス券の新設など、実施してあげ、各地の温泉施設を利用される人たちが、ああ本当に合併して、本当に良かったと実感できるようにしてもらいたいと思います。すなわち、低い方に統一すべきと私は希望しますが、執行部の見解をお願いします。仮に統一した場合、どのような市民の皆さんの動向になるか、私も推定はできませんが、減収となるなら幾らぐらいか、わかれば説明願います。

この件につきましては、18年度から導入されます指定管理制度導入前に、ぜひ検討願いたいと思います。

以上で、2つの質問を終わりにして、再度、再質疑いたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。今日、明日の一般質問御苦勞様です。私どももどうぞよろしく願いをいたします。

今、多田隈議員から、校区懇談会はどういう手順で行なうかというお話がございました。議会が終わりまして、5月以降、区長会の方々と御相談を申し上げて、順次、校区懇談会を開催させていただきたいと思っております。

旧市玉名自治区の場合には、今、執行部の方で検討してもらっておりますのは、旧中学校区単位でいかがだろうか。それから、旧3町については3カ所というような、会場数はそういうことを考えております。今ひとつ、市民の声をどうくみ上げていくかという趣旨のお話かなと承りますので、先般、新幹線の整備機構の方からもお見えになりまして、早く玉名駅についてのコンセプトを玉名の方から上げてくれと、18年度中に設計を終えたいので、その前に地元の意向を伺いたいと、取りまとめてほしいというお話もあっておりますので、先般の県市協定の説明ともあわせて、この議会後の早い時期にかかわりの市民の皆さんに御連絡を申し上げて、そういう声を聞く機会もつくっていききたい。その他もろもろ、機会を得て市民の皆さんの意見を聴取できるような体

制と気持ちで進んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 多田隈議員の18年度の住民税申告場所の変更についての御質問にお答えをいたします。

合併協議会により、行政改革を含め、今年度から情報管理課の電算室サーバーと申告会場を光ファイバー（特殊業務用回線）で結んで申告受付事務を行なうことになりました。理由といたしまして、まず、情報化社会におけるデータの集積と共有化により、効率的で適正な申告事務を行なうことができます。また、個人情報の保護のため、光ファイバー（特殊業務用回線）を使用します。次に、情報の共有化により、市内5カ所（玉名市民会館、桃田総合体育館、岱明町中央公民館、横島総合支所、天水町の公民館）の何処でも申告ができることになりました。この申告箇所につきましては、合併前、1市3町で事務協議を重ねて今回の5カ所の会場となったところでございます。このことは、議員御指摘のように、従来より申告会場の減少となり、市民の皆様には会場までの往來に大きな負担をかけることとなりますが、光ファイバーを使用できる公共施設が現在の申告会場となったところでございます。

また、新たに会場を新設しますと、光ファイバーの構築が必要でございまして、経費的に1会場あたり250万円程度の費用が必要となります。市民サービスを優先すべきところではありますが、費用対効果の視点から判断いたしまして、先ほども申しましたように、事務協議の中で今回の申告会場の確保となったところでございます。会場の集約により、特に高齢者で65歳以上の年金受給者で年間148万円未満の方には、事前に申告不要の通知を行なっているところでございます。

また、年間148万円未満の年金と徳米のみの方にも、事前に郵送による簡易申告の通知を行ないまして、市民の皆様には会場集約に伴う負担が軽減できるように最善の努力を行なったところでございます。

しかし、市民の皆様には御迷惑をおかけしますが、今後の会場の増設につきましては、今年度の申告の状況及び経費を考慮しながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○産業経済部長（前濱健一君） おはようございます。多田隈議員の、玉名市内大衆入浴券等の見直しについて、そして入浴料金、フリーパス券の料金統一につきまして、お

答えをいたしたいと思います。

玉名市内には、福祉センターを除きまして、玉の湯、潮湯、ゆとり一む、草枕温泉てんすいといった、4カ所の公共の温泉施設がございます。岱明の潮湯や、横島のゆとり一むは、住民の健康福祉の向上のために設置されている入浴施設ですので、福祉関係という観点からとらえられ、また玉の湯や草枕温泉てんすいは、福祉や健康増進のほか、観光的な施設としての色合いも強い入浴の施設でございます。

さて、議員御指摘のとおり、当日券での大人入浴料金を比較をしてみますと、潮湯では市内の方は210円でございますが、市外の方は420円で、ゆとり一むは市内の方は300円で、市外の方が500円でございます。また、草枕温泉てんすいは市内の方が400円、市外の方が500円となっており、それぞれ市内市外の区分により料金が異なっております。一方、玉の湯は市内市外区別なく、一律に200円という入浴料金で、ほかの入浴施設に比べて安価な料金の設定でございます。

各温泉入浴施設は、福祉向上や健康増進などを目的とする入浴施設であったり、観光的な要素が強い入浴施設であったり、それぞれの施設の目的や性質等に違いがあり、そのような目的に沿った料金体系であると考えられますし、経営体制にもそれぞれの相違がありますので、入浴料金の統一はなく、それぞれの実情に即した料金を設定しているということで御理解をいただきたいと思えます。

さて、玉の湯についてでございますが、平成16年度には年間18万2,000人の入浴者があり、約3,060万円の使用料金の収入として上がっていたという実績がございます。また、平成17年度におきましても、約18万5,000人の方の利用が見込まれ、3,040万円ほどの使用料収入を見込んでおるところでございます。

議員御指摘のとおり、玉の湯の年間フリーパス券につきましてでございますが、料金は3万5,000円で、約90名の方が購入をされ、利用されているという状況でございます。この年間フリーパス券は、玉の湯を頻繁に利用される方にとりましては大変お得で、また、その都度入浴券を購入する手間も必要ございませんので、大変便利で好評でもございます。潮湯にはフリーパス券がございませんが、ゆとり一むや草枕温泉てんすいではフリーパス券がともに2万円でございますので、玉の湯は2つの入浴施設に比べまして料金が割高になっているのは事実でございます。

議員御提案のフリーパス券の料金を統一するために、玉の湯のフリーパス券を2万円に引き下げてはどうかということでございますが、料金を引き下げまして他の入浴施設と料金の統一を図ることは、確かに住民サービスの向上という観点からは検討すべき事項であると思われませんが、ただ、当日券や回数券での入浴客の方々が割のよいお得なフリーパス券の利用へと移行する可能性が大きく、それによりまして使用料の収益が現在よりも減収となることが予想され、それに伴いまして、逆に住民サービスの低下を引

き起こすことが懸念をされます。

議員御存じのとおり、玉の湯は特別会計での運営でございます。現在のところは、採算ベースはなんとか維持をいたしているのが現状であり、もちろん黒字経営を続けることにこしたことはございませんが、ただ、減収によりまして赤字幅が大きくなると、一般会計等からの財政支援の割合が高くなりまして、逆に財政負担増となることが、合併としての経費負担縮減という合併効果にも逆行し、住民サービス低下が考えられます。

今後、指定管理者制度の導入によりまして、状況は変化することが予想されますが、現時点では現状での料金体系での運営につきまして、議員の御理解のほどをお願いをいたしたいと思っております。

また、現在、フリーパス券制度がございません。潮湯につきましては、フリーパス券導入につきまして、4年ほど前に一度検討がなされたところでございます。当時、住民の方や利用者の方から、フリーパス券よりも回数券の枚数増を、という要望が強かったということで見送られたという経緯があり、現在に至っております。

潮湯は、春先から夏場にかけて利用者が特に多いということで、秋から冬場を含めて年間通して恒常的な利用について厳しい面もございまして、当分の間は現状のままとしますが、フリーパス券の必要性は認識をいたしておりますので、今後、住民の方や利用者の方から、フリーパス券導入の要望があった場合、前向きに検討をさせていただきたいと考えておりますので、議員の御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 多田隈保宏君。

[18番 多田隈保宏君 登壇]

○18番（多田隈保宏君） それでは、再質問に入ります。

まず、18年度住民税の申告場所についての再質問でございます。

確かにいろいろ配慮されていることは理解しております。結論的に言いますならば、オンライン化するための費用が、短期間使用のために高くすることは私も十分理解しております。しかし、よく考えてみてください。例を言いますと、旧玉名市の場合は桃田の総合体育館と市民会館との距離は、長くても私は2キロぐらいだと思います。旧玉名市が南北2.5キロ弱だと思いますけれども、大浜町の大栄から三ツ川までと考えると、実感として1カ所ではないかと私は指摘されても仕方ないと思います。いわゆる、2.5キロの中の1.5キロでございます。これは玉名市で1カ所と言っても過言ではないと思います。今後はますます職員が削減されますので、今までのような出前サービスというのはとても考えられません。

新玉名市の、私は先ほどちらっと私の案で説明しましたけれども、新玉名市の地図の上で、要するにマップの上で、先ほど要望しましたように、まず1点目は1万人規

模、玉名市の1万規模ですか、あるいは新玉名市の面積の8分の1程度の規模でグルーピングして、7、8カ所の公共場所を探し、納税場所にすればいかがでしょうか。合併により横断、いわゆる旧玉名市と町部との横断性も非常にすぐにはできますので、私は十分考えてもらいたいと思います。

先ほどもお願いいたしましたように、常にやはり私は納税の申告にくる市民の皆さんは、私たちにとってはお客様であり、また神様であります。もちろんこれは私の民間企業でのこれはいつも考えることはそうでありました。お客様は神様であると。私はそういうことを議員としてもたたき込んでおりますけれども、常に再三述べております。そういう中において、やはり1市3町、先ほど質問しましたように、合併した削減した金は、やはり職員の方々の仕事の合理性、あるいは後追いをしないために、そういうところに投資すべきと思いますが、いかがでしょうか。これは回答の方、よろしく申し上げます。

次に、再質問の、玉名市内の大衆温泉の入浴料金の見直しについて、説明いたします。確かに前濱部長の言われるのは当然でございます。しかし、一方では見方を考えれば私はこのように思っております。観光的な温泉の施設、あるいは健康と福祉の増進を目的とした温泉としても、経営が成り立たなければ逆に入浴者へのサービスの低下やあるいは清掃等々の手抜きによる衛生上、またはマシン等のメンテナンスの管理不足で安全上の問題も発生する要因となることは私も重々理解しております。仮にフリーパス券の料金を下げ、また新たに新設した場合、利用者の動向というのは人それぞれ考え方が違いますので、はっきりとは私は推定できないと思います。例えば玉の湯の場合、フリーパス券は3万5,000円から2万円に統一した場合、先ほども説明ありましたけれども、90人ぐらいといたしまして約130万円ぐらいの収入減になるわけでありませぬ。合併を機会に、この際、統一すべきと私は思います。常にいつも言われておりますけれども、税を生むところに税を打つとよく言われますが、私は税を使うところに税を、いわゆる先行投資もまた必要と思います。高齢者の健康維持のため、いろいろな催し物が確かに実施されており、補助金も出されていますが、大衆浴場への投資も高齢者の心身の維持向上のための先行投資と判断してまいりたいと思います。仮に赤字が出て、改善すべきで、補わなければならない場合は、先ほど言いましたけれども、合併で7億1,000万も稼いだんだから、そのうちの100万、200万だったら、そんなに高価な額ではありませんので、私は先行投資として補助すべきと思いますが、御検討をお願いします。

以上、一応再質問を終わりますけれども、私は検討をお願いしておりますので、何も言うことがなかったら、再質問の答えはいいです。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 議員御指摘のとおり、市民の皆様には大変御迷惑をお掛けいたしております。今後の会場の増設につきましては、先ほどお答えをしたとおりでございますけれども、現在行なっております5会場を、5会場におけるエリア等、先ほどおっしゃいましたマップ上で1万人規模ぐらいで考慮して、7、8カ所にしたらというような御指摘がございましたけれども、そういった点も含めながら、再度、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○産業経済部長（前濱健一君） 多田隈議員の方からの、玉の湯フリーパス料金の引き下げによる減収についての再質問にお答えをいたします。

玉の湯のフリーパス券料金を2万円に引き下げました場合、どれくらいの減収になるかということでございますが、大まかな計算ではございますが、フリーパス券の現行3万5,000円から2万円に引き下げました場合、1人当たりでこの差が1万5,000円の減収となります。平成16年度のデータで約90名の方が購入がありますので、単純に計算しまして、減収額は1万5,000円掛けるの90人で、135万円の減収ということになります。

一方では、フリーパス券を2万円に引き下げました場合、当日券200円の入浴料を支払って、年間100日間利用することでペイできますので、それ以上、すなわち年間100日以上利用されている方が、当日券からお得となるフリーパス券への移行する可能性が大変高くなると予想をされます。

例えば、3日に1回利用する方であれば、計算上は年間120日利用することになりますので、この場合、当日券で年間通しまして利用すると200円掛ける120日で、年間2万4,000円の利用料金となる計算でございます。2万円のフリーパス券を購入することとなりますと、利用者には4,000円のお得となりますが、その反面、玉の湯では減収となることになります。どれくらいの方々が当日券からフリーパス券に移行するかは予想できないところですが、仮にそのような方が100人が当日券からフリーパス券に移行すれば4,000円掛ける100人で40万円の減収になります。200名の場合は80万円が減収となり、300人では120万円の減収となる計算でございます。

全く新規での購入者もあり、増収する部分もあるかもしれませんが、今申し上げましたような、現行でフリーパス券を購入されている部分での減収135万円と、当日券利用からフリーパス券購入へと移行する人数の部分の減収とを合計した金額、それと合

わせて回数券利用者のフリーパス券への移行を加味した部分の金額などの合計金額が減収になるのではないかと試算をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で、多田隈保宏君の質問を質問は終わりました。

引き続き、24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） おはようございます。社民党の田島八起です。新市が誕生して1年を通しての予算を組まれるのは、平成18年度が初めてということであり、それだけに予算編成にあたっては三位一体改革のもとで、合併によるこれまでの旧市町の特徴ある政策を生かしつつも、新市の課題も含めた新年度の予算編成にあたっては、苦労も多かったのではないかと思います。

平成16年度から始まった国の三位一体改革は、平成18年度で終わりとなりますが、政府はその成果を国庫補助金改革で約4兆7,000億円、税源移譲3兆円、地方交付税改革、これは臨時財政対策債を含めて約5兆1,000億の減額と評価をしております。しかし、これは政府の立場に立った評価であり、地方から見れば、補助金カット等税源移譲の差し引きでは1兆7,000億円の減、地方交付税で臨時財政対策債も含めて5兆1,000億円の減額でありますから、合計すると6兆8,000億円の減額が3年間で行なわれたということでありまして、地方にとっては大変厳しい中身ではないかというふうに思います。むしろ私はこのような経過の上に立って、平成19年度からはどのような改正が考えられていくのか、いささか気になるところです。

そのような思いを持ちながら、本市の新年度の予算を見たところでありますが、そのほかにも今議会では取り上げるべき課題が多くあり、大きくは5点について質問をまとめたところです。そういうことで、まずはじめに新年度の予算についてお尋ねをいたします。

この質問には、3つの点についてお尋ねをいたします。

①は、合併後、初めての年度始めの予算編成であり、予算の内容を検討するについても、前年度予算との対比が非常に難しく、したがって新年度の施策の特徴なり、重点というものが見つけにくい要素があります。市長は、議会招集あいさつの中の所信表明におきまして、6つの課題に分けた施策の重点について述べられました。このことは重点施策とも受け止めるところではありますが、島津市長もこれまで県政の中心として活動され、多くの経験を積み重ねられ、今回、市長になられました。新市において、島津カラーを打ち出したいとの思いも強いのではないかと思いますところですが、新年度の予算の中で、そういう意味での特徴的な予算、または新年度ではできなかったけれども、今後はこういうものにも取り組んでみたい。そういう思いがあられるなら、あわせてその

点についてお示しをお願いしたいと思います。

②は、平成19年度の税源移譲と所得譲与税についてであります。この所得譲与税は、三位一体改革における補助金カットの税源移譲の受け入れとして制度化されたもので、この税源移譲が平成19年度から所得税の5%を住民税に委譲するという形で実施をされます。したがって、住民税は市県民税合わせての現行の税率が5%、8%、13%の3段階になっているものが、税率10%で一本化されることになり、税源移譲がされることになるというふうに思っております。

そのようなことを前提にして、新年度の所得譲与税を見ますと、金額で4億8,741万円、平成17年度の旧1市3町の当初予算額では、2億4,887万円からすると、金額で約2億3,850万円、率で95%、約2倍増加をしております。新年度における補助金改革の影響は市町村にはあまり大きな影響はなかったと思われませんが、所得譲与税が倍増しておる要因は何か。またこの所得譲与税、約4億8,700万円が平成19年度には所得税の5%を住民税への移行という形で税源移譲が行なわれます。税収の多い都市ではそのことで、税源移譲ができると思いますがけれども、本市のように、田園都市では所得税としての税源移譲では、所得譲与税の金額には及ばないのではないかと危惧するところであります。その点についての御所見をお願いいたします。

③は、臨時財政対策債についてであります。これは、税源不足分を国と地方が補うということで、地方は臨時財政対策債で賄うということになっております。今年の不足分は1兆4,000億で、そのうち地方の負担分は臨時財政対策債としては7,000億円というふうにいわれておりますけれども、政府が示した不足額の対策では、2兆9,100万円というふうに示されております。そのうち、先ほど言いました7兆円を引いた残りの2兆2,000億円分が既に発行済みの臨時財政対策債の元利償還充当分とされております。この臨時財政対策債の償還分については、今年度の予算でも8,700万円程度が市の方には入ってきておりますけれども、そのほかに臨時財政対策債という形で元利償還をするというのは、なかなか理解に苦しむところでありますので、そこら辺についての御見解をちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

それから④は、市民税についてであります。市税としては総額として約59億3,000万円、歳入に占める割合は22.2%で、前年度と比べると約4,000万円程度の伸びとなっておりますが、その中でも、個人市民税は約2億1,000万円の増となっております。全国的にも景気回復等による税収増と言われておりますが、個人市民税における本市での増収がどういう要因によるものか、その御所見についてお伺いします。

⑤は、市一般職員の人件費増についてであります。新年度の一般職の人件費については、平成17年度と比べて、先ほど申しました旧1市3町の当初予算の合計と比較してという意味ですけれども、17年度と比べて約8,200万円の増額となっていま

す。合併時の職員数は637人で、平成17年度中の退職者数は22名、採用は7名ということで、結果的には15名の減員となっています。また、平成17年度の職員給与は、人事院勧告による4.8%の引き下げが行なわれています。

そのような状況の中で、人件費が増えている要因は何か、当初から予定されていたことなのか、その御所見についてお伺いします。

⑥は、民生費の増加についてであります。新年度の民生費は、77億4,746万7,000円で、予算に占める割合は29.1%と非常に高くなっております。金額では、前年度比で10億3,900万円増で、予算比では前年度と比べて約8億5,000万の減額という予算編成の中では、全く異常とも言える増加となっております。民生費の大幅な予算増の要因は何か、また単年度的な現象であるのかどうか、その点についての御所見をお伺いいたします。

以上の答弁を受けて、次に進みます。

○議長（松田憲明君） 田島議員の一般質問の途中でございますが、ここで議事の都合により、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き、田島議員の一般質問を行ないます。

続けます。

市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 田島議員から、予算についての御質問がございました。初めての予算編成でありました。幾つかの原則があったと思っております。1つはやっぱり合併したわけだから、できるだけ1市3町のレベルを統一をしていかなきゃなんらんとこの責任がある。もう1つは、同時に、合併協議会にお取り決めがってますから、このことを大事にしなけりゃなんらんとこの原則だったと承知しております。ただ、どちらの問題も統一しなきゃなんらんとこのことなんですが、これまで、それぞれの1市3町が積み上げてこられた歴史というのがあります。それを新市になったから全部一緒にしてしまうんだということになりますと、いろいろ悩ましい部分があったことも事実でございます。

それから、新市計画、このとおりにやれば悩みも少なくてもいいのかもしれませんが、そのとおりにやってしまうと矛盾点が広がるという部分もありました。そういう中で、御指摘があったように私も思いをもって市長に就任をさせていただきましたので、市政の中に自分の思いを生かしたいという気持ちは強く持っておりますが、ただ18年

度、全体像も私自身が必ずしもよく把握していない中で、今、いろいろと動きすぎることもいかながなという自分に気持ちがあったことも事実でございます。少々言い訳めいて聞こえるかもしれませんが、私自身はそういう気持ちでこの18年度予算に立ち向かったという思いでございます。議員の皆様方が、恐らくこの予算案について危惧しておられる部分があると思いますが、それはやはり基金からの繰入金で13億8,000万円になっている点ではないかと思っております。このことに関しましては、新市の建設計画を基本に実施計画を策定して、修正を図りながら最大限の努力を払ってまいりましたが、17年度の財政運営で生じる歳計剰余金がある程度見込むことができますので、最終的には合併協議での新市財政計画との整合性がとれるのではないかというふうに受け止めております。

いずれにしろ、今後、市政をお預かりしていく上で、基金も含めて健全財政を常に視野に入れながら、予算編成にあたっていくことは私の大きな責任であろうと、自覚をしておりますので、今後ともどうぞよろしく御指導、御支援のほどをお願いをいたしてまいります。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） 田島議員の新年度予算につきまして、平成19年度から税源移譲と所得譲与税についてお答えいたします。

税源移譲につきましては、国、地方の三位一体改革の一環といたしまして、国庫補助、負担金改革と合わせ、3兆円規模を平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を行なうこととされております。この税源移譲は、平成18年度税制改正におきまして、所得税から個人住民税において行ない、個人住民税所得割の税率を10%、その内訳は県民税4%、市町村民税が6%の比率税率とされているところであります。平成18年度は、暫定措置といたしまして、所得譲与税による税源移譲が実施され、都道府県へ2兆1,794億円、市町村へ8,300億円、合計3兆94億円が地方に譲与される予定であります。税源移譲で地方が最も懸念をいたしております、財政力が弱い団体の取り扱いにつきましては、国庫補助負担金の廃止等により、財源措置すべき額に満たない場合がある団体においては、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定等を通じて、適切に対応されることとなっております。なお、地方譲与税につきましては、18年度につきまして、17年12月の28日の日に4億8,741万4,000円くるということで、県より通知がっております。

次に、臨時財政対策債でございますけれども、地方の財源不足を補てんするため、特例として認められた地方債でございます。長引く景気低迷の中、地方自治体は財源不足の状態が続いております。この不足額を補てんするため、平成12年度までは交付税

特別会計で借入を行ない、交付税を増額して地方に配分されていました。しかしながら、交付税等特別会計の借入残高が大きくなり過ぎたことにより、平成13年度から不足額を国と地方が折半し、その地方分を地方自治体が自ら直接借り入れる方式に切り替えられました。これが臨時財政対策債でございます。平成18年度の臨時財政対策債の概要は、地方の財源不足額が全体で5兆7,000億円、そのうち地方が負担すべき分として2兆9,000億円が18年度発行予定の臨時財政対策債でございます。この臨時財政対策債につきましては、後年度、普通交付税で100%参入予定でございます。

次に、民生費の増加の要因でございますが、旧1市3町の17年度当初予算、民生費の合計は67億700万円、18年度は77億4,700万円と、10億3,900万円の増となっております。この主な要因は、第1に、老人保健事業特別会計への繰出金が3億2,200万円の増となっております。これは、旧3町におきまして、老人保健特別会計への繰出金が衛生費に計上してあったため、18年度から民生費にこれを組み替えることによるものでございます。

第2に、生活保護費が1億3,600万円の増となっております。これは、生活保護の事務が町村においては県の取り扱い事務となっております。旧3町分がそのまま移管されたことによるものでございます。

第3に、児童手当が1億5,800万円の増となっております。対象者がこれまで、小学校第3学年修了時であったのが、小学校修了時に拡充されたことによるものでございます。

そのほかに、児童扶養手当1億1,400万円、国民健康保険事業特別会計への繰出金1億5,200万円の増となっております。これらが主な増加の要因でございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 田島議員の、新年度予算についての市民税の伸びの要因と、人件費の増加の要因について、お答えをいたします。

まず、市民税についてでございますが、平成18年度当初予算の歳入である、個人市民税の増額は、前年比109.59%の伸びで、18億3,070万円を今議会に御提案申し上げているところでございます。その伸びの主な要因といたしましては、税制改正の影響によるものでございます。

内容といたして、まず第1に、定率減税15%から2分1の7.5%、限度額といたしまして4万円から2万円に減。第2に65歳以上に適用していた高齢者控除、48万円の廃止。第3に65歳以上の者にあった公的年金等控除の上乗せ措置の廃止、最低保障が140万円が120万円に改正をされております。第4に65歳以上の者に適用さ

れていた住民税非課税限度額の廃止。ただし、経過措置として平成18年度分が3分の1、平成19年度分が3分の2、平成20年度分から全額課税とするものであります。

以上の改正内容が平成18年度から適用となり、それに影響する個人市民税税額といたしましては1億7,269万円の増額となっております。その中で、定率減税以外の65歳以上の者に影響する税額は、7,547万円で増額に占める割合が44%となっております。

次に、人件費の増加要因についてでございますが、田島議員御承知のとおり、人件費は職員の給料と手当であります。

前年度当初予算から18年度当初予算を比較いたしますと、一般職員で総人件費は3,506万1,000円の増加となっております。その内訳は、給料が前年度当初予算に対しまして6,580万7,000円の減額、手当につきましては5,732万6,000円の増加となっております。

増加の主なものでございますが、退職手当が大きな要因であります。その内容は、17年度当初予算での職員の退職者数が17人に対し、18年度当初予算では15人予定で2人の減員となっておりますが、新市から旧玉名市職員を旧3町が加入してございましたため、18年度当初予算では退職手当負担金として5億8,261万3,000円を計上いたしております。前年度対比で退職者の減員に対し、9,365万8,000円の増加になっております。

総合事務組合の退職手当負担金制度でございますが、年度の退職者の負担金ではなく、数年間の退職予定者に対する負担金となっております。単年度で多くの退職者が出ても、財源確保に支障を期さないように平準化しての負担金での対処するシステムとなっているところでございます。

また、管理職手当では、前年度比で1,279万1,000円の増加になっております。合併前の1市3町の部課長数を見ますと93人、13%に対し、新市では111人、15%になっており、管理職手当が増加になっているのは合併前で課長級の審議員に対して管理職手当を支給していなかったところもございまして、新市では統一支給したことにより、管理職手当が増加になっております。

このようなことから、18年度当初予算の人件費は増額になっておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） なかなか数字的に難しい答弁で、ぱっと受け止めることがで

きない部分もありますけれども、市長の政策、特徴ある施策ということでは、お話がありましたように、合併当初ということと、合併協議会による協議の中身、それから新市計画、そういうものでいろいろとそういうやつを優先しなければならんという状況の中で、当然だったかというふうに思いますけれども、気持ちはわかりましたので、今後、十分市民の要望に応じて政策を進めていっていただきたいというふうに思うところです。

それから2番目の、19年度からの税源移譲と所得譲与税についての中身について、お尋ねしたところですが、平成18年度は3兆円の税源移譲をすると。それを暫定的に所得譲与税として行なった関係で、今年は非常に本市としては倍増に近い増収となったということであったと思います。それは、それが税源移譲された場合に、財政力の弱い自治体については、税源移譲が4億8,000万円に届かないのではないかという思いがして、お尋ねをしたところです。答弁としては、そういう不足する分については、地方交付税で措置されるということでありましたけれども、果たして100%来るのかという不安というのは持つておるところですが、一応、救済措置は考えられておることだったと思います。

それから、臨時財政対策債についてのことです。これは13年度からそれまで財政の不足分を地方交付税特別会計から借り入れて補てんをされておったのを、どんどんどん雪だるま式に膨れ上がるということで、臨時財政対策債にかわってですね、それは3年据え置き4年後から償還をするということにはなっております。そのことはわかっておるわけですが、今年の、これはちょっと打ち合わせのときにもいろいろ話をしたところですが、2兆9,000億のうちの2兆2,000億円程度についてはですね、ただし書きとして、発行済みの臨時財政対策債の元利償還充分、それからこれは三位一体改革の中で言われておることだろうと思いますけれども、決算返りの一体的な是正分、それから平成14年度補正に伴う発行済み分の振り替え、こういうふうな注釈がつけてあるわけですが、その中で特に、既に発行済みの臨時財政対策債の元利償還充分という、この部分がですね、元利償還をまた借金であるのかという、理解を私は文面から見ると取るものでですね、ちょっと借金ば借金で戻すというのはどうということかなという思いで、そこら辺の見解を聞いたところです。したがって、そこら辺のことについて、わかっておれば答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、4番の市税については、定率減税が半分になった、そして65歳以上の高齢者に対して、昨年から50万円の老年者控除を廃止をしたり、年金控除の140万円を120万円に引き下げたりという形で、高齢者に非常に税の負担がですね、かかってきた、その実態が本市ではどのようにあらわれたかということもですね、一つはちゃんと受け止めたいというところを取り上げたところです。本当は、景気回復による増収と

いうのを期待したところですが、中身としては、そういう制度、特に高齢者による負担、それが44%を本市の増収でも占めるということの、全体の44%ということではありませんけれども、かなりの部分を占めておるといふ実態が報告されたと思えます。

それから、市職員の人件費の増額の問題については、これは私は一般会計の職員ということで、説明が不足していた部分もありますけれども、一般会計における職員の人件費の増ということで、私は4.8%も引き下げられて、退職者も15名、プラスマイナスでいくと15名の減少がある中で、何で増えるのかなという思いがありましたところが、職員そのものの人件費というのは、6,500万円ぐらいの減額という説明がありました。そのほかに、増減の特に退職手当に関する共済の掛け金ですか、退職手当の分ですか、5億8,000万ぐらいそれがかかるというふうなところ等もありまして、ある程度理解をしたところです。

それから、民生費についても、私も非常に全体的には8億、前年度から比べると大体8億4,000万ぐらい減額しておる中で、10億円を超す民生費の増があっているということで、どこに要因があるかなかなか見つけだせなかったところですが、答弁によりますと、町と市の予算の編成の組み方の違いで、衛生費の中に介護保険だったですか、老人医療だったですか、そちらの方の繰出金を衛生費の中に入れておったり、生活保護費が私もよその、旧町の方を見ておったところですが、項目がなかったもので、町には生活保護の人はいないはずはないと思いつつもですね、それが国が一括、県が出しておったということのようでして、そういうことで増えたというのが主な要因のようですので、その点についてはですね、理解をしたところであります。

それで、今の予算に係る質問としては、臨時財政対策債のさっき言いました元利償還充当分という、この理解の仕方をどのようにすればいいのか、ひとつあと一回お願いしたいと思います。

それでは、次に質問は進みますけれども、国保税の改正と介護保険の見直しについてお尋ねいたします。

①は、国保税の料金統一で平均税額は変わらないか、ということについてであります。合併協議の中では、国保税の課税方式については4段階方式から3段階方式に移行することが決まっていたのですが、今回の条例改正の提案では、一挙に3段階に移行するには負担増となる人の負担があまりにも大きくなるということで、3年をかけて移行するという提案であり、この3段階方式への移行については、資産割りが従来、課せられていない人には、移行するだけで、3段階に移行するだけで負担が大変大きくなるところで、そういう意味では、段階的に移行をするということについては、適切な処置ではなかったかというふうに思います。しかし、課税の中身を見ますと、資産割りが安

くなる一方で、所得割、均等割、平等割は増額となります。したがって、世帯ごとの平均税額で見た場合、平成17年度と比べて平均的な税額は変わらないのかどうか、変わらないとお話もあっておりましたけれども、その点についての御見解、それからまた、世帯ごとに見る平均的な所得額、資産額、そして世帯人数というのはどうなっておるのか、その実情についてお伺いをいたします。

②は、介護保険料についてであります。3年ごとの制度見直しの中で、平成18年度から21年度までの本市の介護保険料は、4,600円と市長挨拶の中で発表をされました。ちょうど昨日、熊日新聞では県下平均の保険料のことが載っておりましたけれども、それによりますと、県平均が4,400円と推定をされており、県平均からすると若干高めになっておるところです。ところで、新年度は介護保険料の段階区分がこれまでの5段階から6段階になりますので、各段階での料金設定はどうなるのか、についてお示しをお願いします。

③は、介護の更新時に介護度が軽度になる傾向がありはしないかということについてであります。介護を継続するにあたっては、半年か1年ごとに認定を受けるようになっていますが、最近、介護度が下がったという話を耳にします。新制度との関係があるのでは、との思いもするところでもありますけれども、実際の結果として、昨年10月から今年の1月までに、継続のための認定申請者で介護度が上がったたり下がったりした人の実態はどうか、介護度別にお示しをください。

④は、予防介護の認定作業とサービス提供の中身についてであります。新年度から、平成18年度から介護保険に要支援、介護1の軽度の利用者に対して、予防介護が取り入れられます。予防介護については、取り組み次第では、利用離れを起こしはしないかと、私自身は危惧するところもありますが、それは一応置いておきまして、中身についてお尋ねします。介護予防の認定については、地域包括支援センターを中心に行なうことになっていますが、認定作業はどう進められておるのか、認定の結果はどのような内容となるのか、また介護予防サービスはどのように提供をされるのか、なかなかこれまで明らかになりませんでしたので、もう明らかになっておるといふふうに思いますので、その内容について、具体像についてお示しをお願いしたいと思います。

次は、県立高校教育整備推進協議会の中間報告についてであります。この協議会は、平成11年12月に報告された第1期に続いて、これからの県立高校教育のあり方についてまとめ、それに基づいて県教育委員会が具体的に施策を進めるということになっているようです。この協議会は、良永弥太郎熊大法学部長を会長に20名で構成をされ、平成16年11月5日から10回の協議を経て、12月7日に中間報告として発表され、その中間報告をもとに県内8地区、これは現在8校区になっておるといふので、8地区において地域説明会を行ない、その意見を踏まえて、2月に第11回会議を開き、最終

報告をまとめるということになっております。この中間報告においては、通学区域について、高校の適正規模について、特徴ある学校づくりについて、高校の再編整備についての4項から成っていますが、内容的に見ると、3項の特色ある学校づくりを省くと、学区制の廃止に向けた方向性と、高校の適正規模を示すことにより、全日制、定時制高校の統合、分校化、廃校への内容を示すという内容になっているようです。荒尾・玉名地区における地域説明会は、本年1月18日に玉名市民会館第1会議室において教育・行政・PTA関係者を中心に、それに一般参加者を募集され、行なわれました。私もこの説明会に一般参加として参加をし、意見を申し上げたところであります。

そこで、3点についてお尋ねいたします。①は、3学区制への再編への移行についてであります。現在、普通高校は8学区制になっておりますが、国の法律の改正により、学区の維持、または緩和は都道府県の裁量に委ねられることになり、そのために検討されたと思います。学区の再編については、理想としては全県1区が望ましいが、新しい特徴ある学校づくりを含めて、段階的に拡大が望ましいとされています。その拡大については、具体的な地域は指定はされておられませんでしたが、内容的に考えると、県内を3つの学区にするというふうを考えられておるのではないかとということが受け止められます。その理由としては、交通事情の改善により、生活圏が拡大し、市町村合併が進んでいるという状況があるというふうにはされていますが、私が思うところでは、マイカーができる人たちについては交通事情の改善で便利になり、行動範囲が広がったというふうに思いますけれども、逆に公共交通機関しか利用できない人たちにとっては、逆に行動範囲は狭くなっておるという現状にあるというふうに思いますし、まさに学生の皆さんは益々公共交通機関を利用しにくいような形に今なっているのではないかとこのように思うところです。そういう中で、学区を拡大するというのが、妥当かどうかという思いがいたしまして、そういう意味での教育委員会として、その点をどう受け止められておられるかということが一つです。

②は、学区制の廃止の意向についてであります。学区制の廃止は理想としながらも、今回はそこまで踏み込むことにはちょっと問題があるということで踏み込まれておりませんが、将来的には学区をなくして全県1つということになる方向性というのは示されております。この学区を1つにするというのが、果たしていいのかどうかということについて、お尋ねをしたいと思います。学区をなくすことについて、玉名の教育委員会としてはどうお考えかということが2つ目です。

③は、それに関連する中身として、学区制が1つになるということになれば、受験競争が激化をし、そして義務教育にも影響を及ぼすし、地元の高校にも大きな影響を及ぼすのではないかとこのように、私自身は危惧しております。学区制がなくなると、県内から熊本市内の有名な進学校に優秀な生徒が集中をすることが考えられ、その

ことは受験競争を今まで以上に大きくするというふうに思います。また、熊本の進学校に、県下から集中をすることになれば、今度は熊本の生徒がそれによって熊本の学校に通うことができずに、地方の方の学校に来ることになりはしないか。そういうことになれば、地元の人材を地元の高校で育てて、地元で活躍をしてもらうという、これまでの伝統が大きく崩れていくのではないかというふうに思うところであります。

したがってこの点について、教育委員会としてはどういう御見解をお持ちか、あわせてお願いをしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 簡潔な答弁を求めます。企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 再質問にお答えいたします。地方の財源の不足に対処するために、平成16年度から平成18年度までの間に、特例債として発行されたものが臨時財政対策債でございます。したがって、その元利償還金については、翌年度以降の規準財政需要額に全額算入されるということになっております。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 田島議員の、国民健康保険税の改正と介護保険の見直しについて、お答えいたします。

4点ほど御質問がありましたけども、まず第1点で、国保税は税率の統一で、平均税額は変わらないかと、所得割及び資産割りの1世帯当たりの平均税額と世帯平等割の平均世帯の人員は何人かというようなことでございますけども、平成17年度の当初調定額を基に、改正前の税率と改正後の税率とで比較した場合、1世帯当たりの調定額が4,300円の減額、これは2.7%の減ということになります。その中で、退職被保険者分が7,200円の減額、3.7%の減です。一般被保険者分についてが3,900円の減、2.5%の減となっております。また、所得割の1世帯当たりの平均税額は、医療分8万2,300円、介護分が1万5,300円、資産割額が1万800円、1世帯当たりの平均人員が2.2人、介護分が1.4人ということになっております。

続きまして、介護保険料の各階層における料金の設定についてでございます。新しい介護保険料の段階区分につきましては、ただいま議員の方からありましたとおり、従来の5段階から6段階に変更になりました。各段階の保険料は、第1段階、これは老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の者と、生活保護の受給者が該当するわけでございますけども、これが月額2,300円。2段階、これは本人の合計所得金額、課税年金収入額が80万円以下の人、そして世帯全員が住民税非課税の人、これが、これも同じく2,300円。第3段階、本人及び世帯全員が住民税非課税で、

第2段階以外の人、これが3,450円。第4段階、これが一般にいう基準額となります。本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる人、これが月額で4,600円となっております。第5段階、本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人が月額5,750円。第6段階、本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人、これが月額6,900円ということで予定をいたしております。

続きまして3番目の、介護保険の更新時に介護度が軽度になる傾向はありはしないかというようなことについて、御説明をいたします。議員も御承知のとおり、介護度の認定につきましては、国が定めた調査票により、認定調査員が調査した結果と、主治医意見書の内容等をコンピューターで第一次判定を行ない、さらに医師等で構成する認定審査会で第二次判定を行ない、介護度を決定するものでございます。平成17年7月から平成18年1月までの更新者の状況を見てみますと、1,575人の更新者の中で、介護度が下がった人が200人、353人の人が介護度が上がっております。そして1,022人が現状維持ということになっております。

続きまして、予防介護の認定作業とサービス提供の中身についてでございますけれども、平成18年4月からの制度改正により、従来の要支援、要介護1から5までの6段階から、要支援1、要支援2及び要介護1から5までの7段階の認定となります。要介護1から5も要支援1、2の人も、利用については一部を除いてサービスの類型はほとんど同じでございますけれども、特に要支援1、2の人については、目的志向型の介護予防サービスが加わることとなります。その中身についてでございますけれども、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等がございます。運動機能の向上では、理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行ない、栄養改善では、管理栄養士などが低栄養を予防するための食べ方、食事作り、食材購入の指導や情報提供を行ないます。また、口腔機能の向上では、歯科衛生士や言語聴覚士などが歯磨きや義歯の手入れ法の指導や、摂食、えん下機能を向上させる訓練などを行ないます。

このように、介護保険の認定者については、新予防給付として、ただいま申し上げました介護予防のためのメニューに取り組んでいただき、また、非該当となった方や虚弱高齢者については、地域支援事業の介護予防事業に取り組んでいただくということになります。

以上、答弁を終わります。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 田島議員の、県立高校教育整備推進協議会の中間報告についてのお尋ねに対して、お答えいたします。

平成17年12月7日に熊本県県立高等学校教育整備推進協議会中間報告が出され、地域説明会や県ホームページなどによる意見の募集が実施されました。この玉名地域では、議員も参加されましたように、平成18年1月18日に説明会が実施されたところであります。

議員の御質問の、通学区域の拡大についてでございますけれども、この背景には、少子化の進行と、それに伴う県立高校の小規模化の進行があります。平成17年度の学校基本調査及び平成16年度熊本県推計人口によりますと、荒玉学区では平成17年度1,826名の生徒数が、平成25年には1,590名になり、平成31年には1,304名となります。また、県全体で見ますと、県立高校の総数61校のうち、1学年3学級以下の学校数は平成10年には8校であったものが、平成17年には17校になり、平成25年には21校となります。このほかにも、生徒の能力とか適正、興味、感心の多様化、進路の多様化など、生徒や社会のニーズの多様化があり、市町村合併の進展もあります。

このようなことから、県立高校適正規模の確保、学習選択の拡大など、課題として整理されます。加えて、平成16年11月実施の生徒保護者アンケートでは、通学区域について、全県一区、または拡大を望む回答が6割ほどあるという結果が出されております。このような中で、教育整備推進協議会では、次世代を担う子どもたちにとって、どのような高校教育の環境を整えるのが最もいいかという視点に立ちまして、通学区域の考え方として、県立高校の受験機会を居住地にかかわらず、県民間で公平に確保することから、理想的には全県一区が望ましいけれども、本県特有の諸課題に対応した条件整備を行ないながら、通学区域を段階的に拡大していくことが現実的には望ましいといたしております。

玉名市教育委員会といたしましては、平成18年度熊本県教育委員会により出されず、再編整備等に関する基本計画や実施計画を尊重しながら、対応すべきことは対応していきたいと、こう考えております。

また、議員が危惧されております、受験競争の激化と地元高校へ及ぼす影響につきましては、今後の推移を見ていかなければなりませんけれども、教育委員会といたしましては、将来を見据えて、個々の生徒の能力を伸ばしていくような進路指導に取り組むよう、各中学校へ指導してまいりたいと、こういうふう考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 田島議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時03分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き、田島議員の一般質問を続けます。

田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） あと2つ、質問を残して、時間も結構とったようですので、少し急ぎたいと思います。

質問については、1つだけ。それから、1つ答弁に対する意見も申し上げたいと思います。

1つは、介護保険の料金の設定の問題で、平均4,600円という中でですね、これで統一されるということは、町の方では1,000円以上の値上がりという結果が出てくるところであります。私もこれまで議会の12月議会でも、こういう料金の統一については不公平感が出ないように、このこと自体ではどうしようもないわけですから、例えば国保税はどういうふうになるか、そういうところも総合してですね、不公平感がないようにすべきじゃないかという、これまで提言もしてきましたところで、そういう点では今度の介護保険料のそういう不公平感について、どのように考えられておるのか、一つ御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、高校の整備協の中間答申についてでございますけれども、学区制がなくなるというふうなことになるはずですね、本当に中学校も教育のあり方から変わっていく心配をするわけです。そういう意味では、やっぱりどこの高校にとおるためには全県で何番ぐらいにならなきゃいかんという、そういう学力テストの導入等も含めてですね、非常に入試に対する競争が激しくなるということで、中学校教育そのものがですね、少し変わっていくのではないかと心配等もありまして、十分そこら辺は今後見つめていかなければならない問題だと、考えていかなければならない問題だということで、取り上げてきたところですので、そのように一つ御理解をお願いしたいというふうに思います。

それで、次の質問に進みますけれども、次は、国民保護条例についてであります。今議会において、玉名市国民保護協議会条例及び玉名市国民対策本部、及び緊急対処事態本部条例の2つが提案されています。この条例の基になるのは、2003年6月に成立した武力攻撃対処法など、有事3法案に続いて、2004年6月に武力攻撃事態法関連7法案のうちの一つとして制定された、国民保護法によるものであります。このとき、同時に成立した法律を見ますと、アメリカ軍が国内で自由に行動できるようにする、米軍行動関連措置法、捕虜の取扱法、国際人同法違反処罰法、有事の際に放送局、病院などの協力を求めるための特定公共施設利用法などが一緒に成立をしております。

が、この法制定の中身を見ますと、全て軍事行動の遂行をスムーズに行なうための国民協力法とも言える中身を持つておるところです。

そのように見てみますと、国民保護法も表向きは国民の保護ということを前面に据えながら、その実は国民に対する戦争協力法ではないかと思うところでは、どういふところにあらわれているかという、政府の法律にしる、市の条例にしる、これは私が思うことでありますので、あんまりいろいろ言わんでください。非常に緩やかなところでは、ところが、国民保護法の罰則は国が有事を閣議決定したら、知事は食料や医薬品、燃料などの救援物資について、必要と判断すれば、小売り、生産、保管、輸送の各業者に自治体への売り渡し要請ができ、物資が必要になる事態に備え、事前の保管を命じることができるとされています。この協力要請に対して、理由なく拒否すれば、知事は強制的に土地の使用や物資の収用ができる、また物資の保管命令に従わなければ、六カ月以下の懲役か30万円以下の罰金、そのほかにも緊急車両以外の通行禁止に反すれば3カ月以下の懲役か30万円以下の罰金、土地家屋への立ち入り調査を拒めば30万円以下の罰金、原発災害発生等に関わる命令に反すれば1年以下の懲役か100万円以下の罰則等々が決められております。また、その反面、国民の協力等では協力を要請されたときには、協力を努めるものとするとし、その協力は国民の自発的な意志に委ねられるものであって、要請にあたっては強制があってはならない。基本的人権の尊重については、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が保障されなければならないとされています。しかし、先ほどの罰則規定を持つ法律の中で、この人権尊重、表現の自由が優先するのであろうか。法的に見ると、罰則規定が優先するのではないのでしょうか。国民保護法は、それだけ問題のある法律であり、その法律に基づく市の条例の制定でありますので、大変この問題は重要な中身をもつておると、そういうつもりでこれまで国民保護法の持つ問題について触れたところでは、そういう法律のもとに、我が市の条例をつくるわけですから、大いに問題があるというふうに思いますけれども、一応それは置いておくといいたしましても、次の4点についてお尋ねをいたします。

①は、国民保護条例の必要性を市長自身はどう考えられておるかということについてであります。今回の条例は、国民保護法の規定の定めで作らなければならないというふうになっておるようでは、そういう義務的な問題でなくして、市長としてこの条例を玉名市に必要かどうかという点について、どのようにお考えかということをしてきたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

②は、玉名市国民保護協議会についてであります。条例では、メンバーは50人以内となっておりますが、どのような構成で誰が任命をするのかということについてであります。

③は、国民保護対策本部についてであります。当然、市長がなられると思いますが、

条例の中になぜ市長がその任務に当たるという条文がないのか。

④は、条例ができたなら玉名市国民保護計画の策定、そして訓練へと進んでいくのではないか。そのように思うところですけども、今後について、どのようにお考えか。

以上、4つの点についてお尋ねいたします。

最後に、市職員の給与条例の改正についてであります。市職員の給与改定にあたっては、4.8%の減給という国家公務員に対する人事院勧告に基づいて、給与条例の改定が行なわれています。人事院勧告については、以前は100%守れないという時期もあり、自治労を中心に完全実施の取り組みを労働組合として取り組んだ経過もあり、今の段階で給与の引き下げの人事院勧告とはいえ、内容が内容だけに、条例に関して3点についてお尋ねします。

①は、条例改正にあたって、市職員組合との協議についてであります。給与の改定は、上がるにしろ下がるにしろ、組合員の労働条件にかかわることですから、その大きなかわりを条例で決めるということになれば、提案の前に当然、市職員組合との協議が必要になると思いますが、条例改正の議会提出前に、市職員組合との協議がなされたのかどうか、その経過についてお伺いいたします。

②は、昇給にあたっては公正にきちとしたルールはあるのかということについてあります。今回の条例改正の第4条に、職員の昇給は1年間の勤務成績に応じて行なうという条文があります。勤務成績を評価をする基準というものが明確になっておるのかどうか、またきちとした昇給についてのルールがあるのか、その点についての御所見をお伺いいたします。

③は、合併による職員給与の格差についてであります。市と町については、これまで給与表の最高等級の違いから、格差が生じているものと思います。この格差については、職員組合とも協議し、できるだけ早く解消すべきと思うところですが、その御所見についてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 田島議員の再質問にお答えいたします。

今回の介護保険料の改正に伴いまして、不公平感がないように国保税、介護保険料等、総合的に考えなければならないのではないかなというような再質問だったかと思いますが、先ほど御説明をいたしましたとおり、今、介護保険料については基準額が4,600円ということで予定をしているところでございます。合併前の介護保険料の旧1市3町の状況を見ますと、玉名市が4,180円で420円のアップ、旧岱明町は3,800円で740円のアップ、旧横島町にあつては3,600円が1,000円のアップ

プ、そして旧天水町にあっては2,800円が1,800円のアップというようなことで、特に旧天水町におきましては64.3%のアップというようなことになっております。天水町におきましては、第2期の介護保険事業計画時、これは15年から17年度の期間の事業期間でございますけれども、このときの介護保険料の算定につきましては、一応必要額は3,606円というようなことで算定がなされているところでございますけれども、基金を取り崩して15年度は3,400円、16年度と17年度について2,800円と決定をされているところでございます。そういうことで、こういう比較をいたしますと、相当な伸びに天水町にあってはですね、負担増というようなことが不公平感と言いますか、負担増というような感じが受け取られると思いますけれども、基金がなかった場合については1,000円のアップというようなことでございます。

国保税につきまして、平均的な増減を申し上げましたけれども、国保税につきましては旧1市3町ともどこも前年対比は減額ということになっております。国保税と介護保険料を総合的に判断して、不公平感がないようにするのはどうかというようなことでございますけれども、一概にそういうことを総合的に判断できないかと思っておりますけれども、特に介護保険料につきましては、改定のいろいろな要素がございます。法改正に伴います1号被保険者の負担割りの率が1%アップになったこと、そしてまた介護保険給付費の伸び、高齢化が急速に進んでいるというような状況等も鑑みまして、基準額を4,600円というふうな金額を設定をしたわけでございます。

介護保険料の料金の設定につきましては、合併協議会におきまして18年度で統一するというような取り決めがなされておりますので、どうかその辺、御理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お尋ねではございませんが、ただいま市民部長が答弁いたしました件でございますけれども、私自身も心を痛めておりますよ。ただ、天水選出の議員さん方が、この席にもおられるわけですが、天水はかつて、今お話があったように、市民部長が申し上げたように、スタート時で非常に高く設定をされた、保険料を。ですから、当時は熊本県一の保険料だと言われた。そういう中で、スタートの時点で準備をされたが故に、結局余裕が出てきたと。それで2期目に入る時点で見直されて、今日になったと。そういう経緯もございますから、ただ現実には1,800円の値上げになるということは非常に地域の方々から見れば痛みの伴うことではありますけれども、過去の経緯から振り返って考えたときに、御理解をぜひいただきたいと、そういうふうに思っております。そういう事情もあることも御承知いただきたいと思っております。

私に対する質問は、この議会に玉名市国民保護対策本部及び協議会の2つの条例案

を提案をさせていただいておりますが、そのことについてのお尋ねでございます。

これは平成16年に国民保護法が制定をされた。その流れに従って、各縣市町村も条例を整備させていただいていると、こういうことです。この国民保護条例が制定に至る経緯の環境については、先ほど田島議員が触れられましたので、あえて私の方からは触れませんが、この法律はわが国に対する外部からの武力攻撃があった場合、毎日、あった場合に際し、国民の生命、身体及び財産を保護するために国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等の事項を定めた、これが保護法だと思いますが、当時、世界でほとんどの国がこういう万一の場合に備えた法整備ができています。日本の場合には、自衛隊法等との関係もあって、まだその整備がなされていないという状況の中で、この国民保護法の制定に至ったと承知をしておりますが、その法の趣旨に従って、やはり必要な法律ではなかったのかなと受け止めております。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

〔総務部長 谷口 強君 登壇〕

○総務部長（谷口 強君） 田島議員の国民保護条例の中の国民保護協議会のメンバーの構成はどのように考え、誰が任命するのかという御質問にお答えいたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条で規定されております。この中で、まず当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員、例えば警察とか気象台とか海上保安庁の職員、それから2番目が自衛隊に所属する者、3番目が当該市町村の属する都道府県の職員、例えば玉名地域振興局の職員になろうかと思えますけれども、それから4番目が助役、5番目が教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長またはその指名する消防吏員、6番目が当該市町村の職員、7番目が指定公共機関ということで、例えば日本赤十字社とか日本放送協会とか郵政公社、JR、NTTとか九州電力とか西部ガスというのが考えられ、その中からということでございます。それから、指定地方公共団体の役員または職員、例えば医師会とか看護協会等があればということで、それから最後は国民保護のための措置にかんし、知識及び経験を有する者。例えば議長さんだとか消防団長さんあたりが考えられるとしてあります。その中から、市町村長が会長となり、委員を任命することとなっております。

次に、国民保護対策本部長は誰になるのかという条文はなぜないのかという御質問でございますけれども、これは武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第28条で、市町村長が市町村国民保護対策本部長に充てるとの規定がございますので、条例では規定はしていないということでございます。

次に、条例ができたなら、保護計画の策定、そして訓練となっていくものかとの御質問ですが、熊本県が策定いたしました標準的な国民保護計画作成スケジュールでは、平

成18年度中に関係機関との協議のうえ、国民保護計画を策定いたしまして、平成19年度に避難実施要綱のパターン及び各種マニュアル等を作成し、訓練を実施することとなっております。

次に、市職員の給与条例の改定についてでございますけれども、今回の給与構造の抜本的改革の実施は、昭和32年以来、約50年振りの改革でありまして、地域における公務員給与の適正化を図るとともに、職務、職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保することを目的としております。

田島議員、まず1番目にお尋ねの、条例改正にあたって職員組合との協議についてですが、人事院勧告に伴う給与関係モデル条例等の通知、説明会が県主催でつい先日の2月末に開催されました。そのため、条例改正の内容で職員組合との十分な協議は困難を期するものであります。

ただし、去年の人事院から勧告がなされた時、組合からの確定要求にも10月に回答をいたしております。また、先月の独自要求に対しましても協議、回答を行なったところでございます。

今後の職員組合との協議も、給与だけではなく、職員の労働条件など、必要に応じて新市の職場環境が作り上げられるよう、職員組合と当局と一丸となって推進をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、昇給にあたっての方法、ルールはあるのかという御質問でございますけれども、勤務実績に基づく昇給制度の導入の背景には、現行の昇給制度において本市も勤務実績に応じた昇給を実施しておりますが、普通昇給ではほとんどの職員が毎年自動的に昇給されがちであります。

一方、民間企業においては仕事や成果に応じた賃金制度を導入する動きが広がっておりまして、公務員は年功序列で給与が上がり、厳しさが欠けているとの指摘から、勤務実績をよりの確に反映し得る給与システムを整備するための施策の一つとして、現行の昇給制度が見直されたものであります。

その内容でございますが、現行の1号昇給分を5段階に設け、職員の勤務成績及び判断基準に応じて、昇給号級数が決定される仕組みとなっております。ただし、判断基準が未整備であるため運用の統一性を確保するため、判断基準は人事院で定められる予定であります。

本市におきましても、この趣旨を踏まえ、今まで実施してきた勤務評定による昇給を見直し、国が示す新たな人事評価制度を導入し、勤務実績の給与への反映が図られるよう積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、この勤務成績の判断についてでございますが、職員への十分な周知が整うまでには、ある程度の時間を要すると考えられるので、制度導入に一律に全職員を対象とし

た場合、各職場において混乱を招く恐れがありますので、1年目は試行的な意味も兼ねまして、管理職層を対象として実施をしたい。一般職員の実施については、職員組合とも十分話し合いを行なった上で、2年目からは全職員を対象に実施していきたいと考えております。

最後になりますが、合併に伴う職員間の給料格差是正につきましては、議員御指摘のとおり、職員組合とも十分協議をしながら、適正な措置を図る所存でおりますので、御理解と御協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきました。職員給与の条例改正の方から、ちょっと意見を申し上げます。

大体、条例改正にあたって、それから昇給にあたって、合併による職員給与の格差是正について、それぞれ十分組合とも話をしながら進めていきたいという御答弁でありましたので、そのことについて是非今後、実行していただきたいというふうに思います。特に昇給にあたっての勤務成績ということで、ややもすればこの勤務評定というのがですね、非常にある意味では職員間に不公平感を与えるというふうな要素も持っておりますので、そこら辺については人事院勧告が示すという、モデルを示すということもありますけれども、きちっとしたルールに従ってですね、ぜひ行っていただきたいというふうに思うところです。

それから、国民保護条例については、先ほど国民保護法の持つ非常に外国から攻撃されたらという前提のもとにつくられておりますけれども、国の法律にしても市の条例にしてもですね、非常に罰則規定というのは緩やかなところがありますけれども、この国民保護条例については、協力せんと30万円以下の罰金とか、半年以下の懲役とかですね、非常に罰則規定がたくさん設けられて、国民を保護するとに何でそぎゃん罰則ばつくらにゃんとかというぐらいにですね、罰則が非常に強いと。まさにこれはもういざというときの人権というよりも、むしろ戦争の協力する法律だというふうな、そういう思いがあります。個人的にはそう思うわけですがけれども、そういう中でつくられておることです。条例の中にも普通、私もこれを見て一番に考えたのは、市の条例ですから、大体こういう条例についてはですね、市長を、国民協議会の会長については市長をもって充てるとかというふうなやつがですね、市長が任命するとかというのはきちっと条例の中にうたってあるのが普通ですけれども、それが無いというのはですね、逆に言うと、これが本当に玉名市の条例にしても、上の方で法律を変えられればですね、市長がその任に充たれないというふうな、そういう条例になっておるような感じが

してですね、そこら辺を非常に危惧するところです。したがって、中身の問題についてもありますけれども、そういうある意味では、上のさじ加減でですね、玉名市の条例というのが生かされないという中身をですね、そういう意味では本当はきちっとやっぱり市長がその任に充たるとか、市長が任命をするとかという形でですね、打ち入れるべきではないかというふうに思うところです。なぜこういう条例になったかということについては、先ほど部長の方から答弁がありましたので、あえて再質問はしませんけれども、そういう危惧を持っておることを伝えてですね、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松田憲明君） 以上で時間いっぱい、田島八起君の質問を終わりました。

引き続き、1番 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 皆さん、こんにちは。有明クラブの萩原雄治です。玉名市議会議員となり、初めての一般質問をします。私の質問についての考え方は、1年生議員でよくわかりませんが、少しでも市民のためにするものであると思っています。

1番、はじめに市道立願寺築地線についてであります。下校の安全をどう確保、事件続発に文科省、苦悩、学校の力では限界、という見出しで平成17年12月3日土曜日の熊本日日新聞社会面に、広島県に次いで栃木県でも下校中の女儿が狙われたとあります。主な幼児、児童殺傷事件が、1997年3月から2005年11月まで、8件列举をしてありました。12月の熊本日日新聞紙上でも毎日のようにどう対策するか、また各小学校の取り組み方が載っていました。築山小学校は、今年の4月より新1年生のクラスは4クラスになる予定と聞いています。これは、築山小学校が開学して以来、初めてのことです。築山小学校の校舎は3クラス6学年として造られていると聞いています。このように、築山小学校の児童数は、年々増えています。そして、今後も増えると予想されます。

そこで、まず街灯についてであります。市道立願寺築地線は事故が多く発生しています。特に山田橋のところでは、月に1度くらいの割合で事故が発生していると聞いています。玉名市の中でも、市道立願寺築地線は都市型道路として整備されたと思いますが、街灯がありません。しかし、県道玉名停車場立願寺線には街灯があります。

先ほど申しましたが、築山小学校は児童数も増加しています。市道立願寺築地線は、小中高校の通学路として極めて高い利用率となっています。また、地元の高校生や大学生から、街灯が少ないとよく聞きます。今後、市道立願寺築地線の街灯設置につきまして、執行部はどのような計画をお持ちでしょうか、お聞かせください。

2つ目は、出入口についてであります。現在、永田食品から五差路のところ横断歩道があります。五差路のところ出入りが難しいので、交差点の改良をしてほしいと思

います。執行部の考えをお聞かせください。

3つ目は、市道の名称についてであります。都市計画道路名と工事完了後の市道認定名が違い、非常にわかりづらくなっています。この市道立願寺築地線が正式名称と思いますが、阿蘇のミルクロードみたいに愛称をつけることによって、親しみも沸くし、愛着も出ると思います。また、外部から来られる方にも頭に残り、再び玉名を訪れたいと思われるのではないのでしょうか。市道立願寺線は、築山校区まちづくり委員会では「はなみずき通り」の名称がついていると聞いていますが、一般に知られていません。皆様方には「はなみずき通り」と呼んでいただきたいし、親しんでもらいたい。玉名市民に広げていきたいと思えます。そのためには、広報たまなでお知らせしたり、通りに看板の設置をお願いしたいと思えます。

このような道路に愛称をつけることを一般公募したらどうでしょうか。愛称をつけることについて、執行部はどう思いますか。考えをお聞かせください。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

〔建設部長 島崎 正君 登壇〕

○建設部長（島崎 正君） 萩原議員の市道立願寺線、愛称「はなみずき通り」の御質問にお答えいたします。

始めに、街灯の設置についてでございますが、市道立願寺築地線は昭和38年に都市計画道路築地立願寺線として都市計画決定がなされたものであり、昭和54年度から平成12年度までの22年間で延長2,400mを整備した路線でございます。道路照明施設は、本来、すべての道路に設置されることが望ましいことではありますが、道路事業で定める道路照明施設設置基準では、連続照明で1日の通行車両が2万5,000台以上、及び局部照明で重要な交差点、橋梁部等で交通の流れが局部的に複雑になるような場所で、道路状況、交通の流れの状況を照明により明確にすべき場所、及びそのような場所の存在を運転者に予知させる場所と規定をいたしておりまして、当該路線は対象となっております。今後、通行車両が大幅に増大し、規準をオーバーすることになれば、対応が必要となります。

また、玉名駅から立願寺までの県道玉名停車場立願寺線や、国道208号下町交差点から玉名駅までの市道高瀬大橋春出線の街灯は、街並みの景観の向上、商店街の繁栄を図るため、地元商店街により設置されたものであり、維持管理につきましても、地元商店街で努力していただいております。街灯につきましても、交通の安全上、特に運転者から明確に確認できる場所に設置すべきものでございまして、道路事業で整備することは現在の段階では困難であると考えております。

次に、永田食品から五差路の出入口についてでございますが、交差点付近は、既存の市道が交差するところに都市計画道路の整備がなされた関係で複雑になっており、当

時、地元や公安委員会等とも協議を行ない、道路設計指針に沿った形で整備を行っておりますが、議員御指摘の交差点部につきましては不具合も生じており、今後、地元と再度協議を行ない、地元の用地提供の協力が得られれば、検討してまいりたいと考えております。

また、信号機設置につきましては、道路法等による基準もございまして、公安委員会等関係機関とも協議を行ないたいと考えております。

次に、市道立願寺築地線の名称についてでございますが、路線整備後の平成14年に、地元の築山校区のまちづくり委員会において、この路線を一般に親しみやすい愛称ということで、「築山花みずき通り」という名称を校区に広めようと名づけられております。市内で新しいところでは、高瀬下町の市道高瀬大橋春出線、国道208号から繁根木川の錦橋まででございますけれども、商店街で愛称を公募し、「高瀬はなまち通り」として名づけられ、看板につきましても地元負担で民地に設置をされております。

そのほか、玉名の「玉高通り」、「駅通り」、「農高通り」や、横島の石塘山の上線「新九郎坂」、天水の広域農道を通称「オレンジロード」など、市民から親しみやすい愛称や通称で呼ばれている路線が幾つもございます。

地元をアピールする意味でも、地元で愛称をつけていただくのは大変良いことだと思っております。市では、愛称や看板の設置等につきましては、道路の景観の問題や、煩雑性、ドライバーの視通性等があり、また市道の全体的な均衡性等により、十分検討していかねばならないと考えておりますので、議員の御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 萩原議員の街灯の設置についての御質問にお答えをいたします。

玉名市では、近年の児童を対象とした凶悪犯罪の増加を踏まえまして、児童の通学時の安全を確保するために、平成18年度より各行政区等が防犯灯を設置される際に補助金を交付することができるよう、要綱を定めております。

築地立願寺線につきましては、当然、この要綱に基づいて地元で防犯灯を設置される際に、補助金を申請していただくことは可能ではありますが、しかしながら、防犯灯につきましては、あくまでその目的は犯罪が起りやすい暗闇をなくし、犯罪を未然に防止することでありまして、照度的にも40ワットということで、築地立願寺線のような都市計画道路の交通の安全を確保できるものではございませんので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

○1番（萩原雄治君） 次に、男女共同参画社会についてであります。3月3日金曜日、本会議冒頭におきまして、島津市長の挨拶の中で、昨年12月に制定されました玉名市男女共同参画条例に基づき、男女共同参画社会の実現に取り組みますというお言葉をいただいています。女性も男性も互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、1市3町合併後のあり方を決定する重要課題の一つと考えます。

政府が5年ぶりに改定した第2次男女共同参画基本計画は新年度から5カ年計画でスタートいたします。男女が共に輝く社会へ、を基本的な考え方に据えた第2次基本計画の特徴は、わかりやすい数値目標を上げていることであります。具体的には、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位にある女性の割合を、少なくとも30%程度の引き上げる、2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる、などが柱で、2010年度までに実施する施策と、2020年までの方向性を提示しております。わが国の女性の社会的な進出度はまだ低く、国連開発計画が女性の政治経済活動に参加している程度を示すジェンダーエンパワーメント指数を公表していますが、それによると日本は昨年、80カ国の中で43位にあり、とても先進国とは言えない状況にあると言えます。

ここで、ジェンダーエンパワーメント指数について説明をいたします。国連開発計画、UNDPが導入した手法で、国連が毎年発表している女性の社会進出度、女性が積極的に経済活動や政治活動に参加し、意思決定に参画しているかを図るもの。具体的には女性の稼働所得割合、国会議員に占める女性の割合、管理職、専門職、技術職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出となっております。企業を含めたあらゆる分野で、管理職や専門職、技術職への女性登用にもっと真剣に取り組むべきであると考えます。内閣府が先日発表した、地方自治体の男女共同参画に関する計画によると、昨年4月時点で、課長級以上の女性管理職が1人もいない市町村が全体の33.9%にあたる819自治体もあり、熊本県内ではさらに比率が高く、過半数を占めている状況にあります。玉名市において、昨年12月の定例議会時に、男女共同参画社会の実現を目指すため、玉名市男女共同参画推進条例を制定されましたことにつきましては、敬意を表するところであります。

そこでまず、玉名市における審議会委員等の女性登用について、現在の状況を教えてください。また、玉名市役所における女性職員の役職登用状況についてもあわせてお答えをお願いします。

次に、玉名市男女共同参画推進条例に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施

策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の推進に関する基本的な計画を定めるとされております。また、計画を定めようとするときは、男女共同参画審議会を設置し、意見を聞くものとするがありますが、審議会の設置状況や、計画策定の今後のスケジュール等について、お答えをお願いします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 萩原議員の質問に対しまして、答弁に先立ちまして、まずは昨年12月議会におきまして、議員の皆様方の温かい御理解をいただきまして、男女共同参画推進条例が制定できたことを、改めて御礼を申し上げます。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることなど、男女共同参画社会の実現に積極的に取り組んでいるところでございます。

そこで、議員の御質問にお答えいたしますが、本市における審議会及び委員会等の女性の登用状況についてでございますが、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進状況を把握いたしまして、取りまとめた結果を情報提供することにより、今後の施策の展開に資するため、毎年、女性の登用状況を調査をしているところでございます。平成17年4月1日現在で調査いたしました登用状況でございますが、旧玉名市におきましては約16%、旧岱明町では8.7%、旧横島町では約5%、旧天水町では約10%という状況でございます。平均いたしまして約10%ということになっております。

続きまして、男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画審議会の設置につきましては、1市3町合併協議会の男女共同参画審議会設置の取り扱いに関する確認に基づき、学識経験者として九州看護福祉大学と熊本大学から教授を各1名、1市3町から各2名、計10名の委員を委嘱をし、去る2月27日に設置をいたしました。そして第1回目の会合を開催したところでございます。

今後の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び男女共同参画の施策等、重要事項を調査審議していただくことといたしております。

また、男女共同参画計画の策定スケジュールについてでございますが、本市では、地域計画の指針であります第1次玉名市総合計画を平成19年3月に策定するため、現在、作業をしているところでございます。この上位計画を受けまして、男女共同参画計画につきましても、男女共同参画フォーラムを開催し、市民の皆様意見を反映させるとともに、男女共同参画審議会等の意見をお聞きしながら、平成19年度中に策定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

- 総務部長（谷口 強君） 萩原議員の女子職員の役職登用状況についての御質問にお答えをいたします。

市における女子職員の役職登用状況でございますが、組織といたしまして13部61課173係を設けて新玉名市がスタートをいたしましたところでございます。職員総数が現在695名で、役職としまして管理職員110名、うち部長17名、首席審議員10名、課長54名、審議員29名で、全職員の15%を占めております。そのうちに女性の管理職は1人もおりません。旧玉名市では、女性課長を置いたこともありますが、平成16年3月で退職され、その後、適任者が見つからないというような状況でございます。課長補佐級は102名で課長補佐が84名、主幹が18名で、全職員の15%になっており、女性は15名です。15%の登用となっております。

次、係長級でございますが147名で、係長34名、保育所の所長さんも含めますけれども、保育所の所長さん11名を含みます。それから参事71名で、全職員の21%を占めております。女性はのうち66名、45%であります。役職者の全体数は、係長級以上で359名で、全職員の52%であります。そのうちの女性は81名、23%を登用している状況でございます。

以上でございます。

- 議長（松田憲明君） 萩原雄治君。

[1番 萩原雄治君 登壇]

- 1番（萩原雄治君） 再質問をいたします。

先ほど、審議会委員等の登用状況や女性職員の役職登用状況についてお答えいただきましたが、審議会等の女性の登用率が平均で約10%と低く、女性職員の登用にあたっては管理職が1人もいない現状をお聞きし、大変厳しい現実を見た思いです。

先ほど申しましたとおり、政府の第2次男女共同参画基本計画では、指導的地位にある女性の割合を少なくとも30%程度に引き上げるという目標数値が示されております。玉名市におかれましても、今後策定される男女共同参画計画の中で、女性の登用について取り組んでいかれると思いますが、数値目標のお考えをお答えください。また、女性職員の管理職登用についても、市長の御見解をお聞かせください。

- 議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

- 市民部長（田上敏秋君） 萩原議員の再質問にお答えいたします。

男女共同参画計画の中で、女性登用の数値目標についてでございますけれども、女性登用率の低い現状の数値を重く受け止め、男女共同参画のさらなる拡大と充実に取り組んでまいりたいと考えております。

そこで、男女共同参画計画の策定にあたりましては、あらゆる分野での男女共同参画社会の実現を達成するためには、いくつかの数値目標を定めることが必要と考えております。この件につきましても、男女共同参画審議会等の意見をお聞きしながら、女性の登用率につきましても、先ほど萩原議員からも御指摘がありましたとおり、30%に設定したいというふうに考えております。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 男女共同参画条例の制定を待つまでもなく、女性の皆さんの御活躍、あるいは登用を期待するのは、極めて大事なことでと承知しております。

その中で、先ほど総務部長が答弁をいたしました。この市役所の中を見ましたときに、管理職員110名の中に女性が1人もいないというのが寂しいと私も感じております。私は先日、この市役所の中におられる女性の課長補佐や係長の皆さんと市長室で昼食を共にしました。そして皆さんとの懇談の機会を持ちました。ぜひそういう方々の中から、管理職の職責を担われる方が生まれてほしい、育ててほしいと実感をしておるんですが、やはり女性の皆さん自身も高まっていこうという意識を持っていただくことが大事だし、それから私どもも、例えば職員の皆さんもですね、やっぱり優秀で意欲的な方がおられた場合には、若くてもそういう人たちが伸びていけるように、言葉が適当であるかどうかはしれませんが、そういう人材を育てていくという意識を私どもが持つべきであり、そういう雰囲気大事にしていかなきゃならないと思っております。

いずれにしろ、萩原議員の御指摘は極めて大事だし、私自身もそう受け止めておこうと思っております。

○議長（松田憲明君） 以上で、萩原雄治君の質問は終わりました。

引き続き、9番 福嶋讓治君。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 9番、有明クラブ、福嶋です。一番眠い時間でもありますので、私、簡潔に質問をしたいと思っております。

今回、私は3つほど質問をあげております。企業誘致について、2番目に玉名市の上下水道政策の今後について、3番目に玉名中央病院の充実についてということで上げております。

まず、企業誘致についてですが、島津市長は初日の所信表明でも企業の誘致について前向きに語られました。また以前、北部九州カーアイランド構想が出たときに、いち早く反応されまして、玉名でも自動車産業の誘致に意欲を示されて、熊日紙上に掲載された経緯があります。

ところがその後、荒尾市がやっぱりこの北部九州カーアイランド構想に乗りまし

て、カートピア構想というのを打ち出されたようで、これが熊日紙上には島津市長の表明よりも大きく取り上げられまして、どっちかというところの方がインパクトが強く残ったように思っております。市長のせつかくのいち早い反応も、何かやや影が薄くなったような感じがしておりました。

そこで、玉名市という地域の条件もありますので、自動車産業に限らず、また企業の大小に限らず、強い意欲を持って企業誘致に臨まなければならないと思います。そういうところで、今、玉名市には企業誘致の係はありますけれども、これを企業誘致課ということで昇格させてはどうでしょうかという提案をいたします。係を課に昇格させることで、誘致に専任できて対応も充実すると思いますが、いかがでしょうか。

私は12月の定例会の一般質問でミカン農家の不振や、その他農業の低迷の対応についても質問いたしました。農業の振興、農業の経営安定を図ることはもちろん最前提ではありますけれども、この不振が講じまして、どうしても農業を続けられない、これ以上無理だという農家もポツポツ出てきている状態であります。そういう人たちの雇用の場を提供するためにも、また新しい玉名市が活性化するためにも、企業誘致課を設置してはどうでしょうか。その可能性について、市長の見解と、また担当の答弁を求めます。

次に、玉名市の上下水道政策の今後について質問します。

私、前回12月に市町村設置型の合併浄化槽について、小さいところで一部質問しましたが、今回はまず、下水道政策に対して旧各市町の現状についての状況、問題点などと、これからの方針、具体的な施策などについて答弁を求めます。

また、上水道についてですが、昨年12月より本年1月にかけて、天水中学校建設工事を原因とする、天水の小天東地区簡易水道の水が濁りまして、断水措置を余儀なくとったという経緯があります。下水とともに上水道が一番大切なライフラインでありますから、こういったトラブルが今後あってはならないと思っております。

ただ、非常に素早い対応をとっていただきまして、タンクで水を運んでいただいたという十分な措置がなされたことは、ここで言うておきます。

水道行政も旧市町ごとに非常に差異がありまして、また各市町の中でも違いがあります。例えば天水では一部に簡易水道地区があつて、あとは何もない、個人の井戸で対応している。横島には水道がない。玉名市においても、一部は上水道がありますが、ないところもあるというような、非常に差があるわけですが、水道行政についても、現状とこれからの具体的政策、方針を詳しく答弁お願いしたいと思います。

まず2つについて、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 福嶋議員の企業誘致についての質問に対して、お答えをいたしますが、まず、企業誘致を進める上で大事なことは、県当局も積極的に企業誘致の活動、あるいは情報を集めておりますから、やはりここの関係プレーは欠かせないと思っております。そういう意味では、市の商工課の中にあります誘致係の諸君が、非常に実質的な動きをしてくれていると私は思っていますし、期待をいたしております。今後、その信頼関係を深めながら、協調して頑張ってもらいたいと、私自身もそれに対応していきたいと思っています。

今一つは、カーアイランド構想について述べられました。先般も私はある方々との協議の中で申し上げてまいりましたが、荒尾市、南関町、そして今スタートしましたばかりの和水町、和水町の首長選挙が終われば、その辺の時点で3市町長にお呼びかけをして、私ども玉名だけでなく、この2市2町でもって協調しながら、この枠組みの中に熊本県が入っていただいて、そういう組織エリアの中です。この南関インターなり菊水インターなりを起点にした、自動車産業の誘致体制が取れないかなと思っておりますので、そういう枠組みの構築に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

最後に、企業誘致課をつくれぬかというお話ですが、企業誘致対策室の整備ということで今、検討を進めております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 福嶋議員の質問にお答えをいたします。

上水道の整備促進についてですけど、平成16年3月末の水道普及率は78.3%あります。旧玉名市での給水人口は3万9,525人、岱明町で1万767人、天水町で1,656人に水道水を供給しているところでございます。

議員お尋ねの今後の政策、計画の考えについてでございますが、平成18年度で旧玉名市において月田地区の水道未普及地域の解消事業及び上水道配水管布設事業、天水町で丸尾地区の配水管布設替工事等を計画しているところでございます。

今後は、未普及地域の方々からの要望等を検討し、基本計画を定め、事業の促進を行ない、普及率の向上を図っていきたく存じております。

次に、下水道事業につきましては、旧玉名市が昭和47年に事業着手し、昭和56年度に一部供用開始したところでございます。平成16年度末の下水道普及率は44.8%であり、目標完了年度は平成26年度であります。岱明町の公共下水道事業は、昭和51年度に事業に着手し、平成3年度に供用開始し、平成16年度末、下水道普及率が72%で、平成32年度に完了予定であります。

次に、農業集落排水事業につきましては、横島町において現在、横島地区、栗の尾地

区、京泊地区、九番地区の4地区について整備を完了しており、残り大開地区については平成20年度完了予定で実施中であります。平成16年度末、普及率は77.5%であります。天水町においては現在、尾田地区、竹野地区について整備を完了し、普及率は14.9%であり、残り尾田川左岸地区については平成21年度完了予定で現在実施中であります。

また、浄化槽整備事業については、公共下水道事業、農業集落排水事業等の計画区域外を対象としており、天水町区域は市町村設置管理型を、その他の区域において、個人設置管理浄化槽整備事業を実施しております。平成16年度末、玉名市の汚水処理普及率は65.9%であります。

今後も公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業の特性を生かし、効率的な下水道の整備を行ない、生活環境の改善、公共用水域の保全及び浸水防止に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 企業誘致につきましては、市長より、具体的な構想、またその後の対応も具体的にきちんと考えられておられるようで、頼もしく思っております。よろしく願いしておきます。

また、上下水道政策につきましては、非常に市民の不公平感がないような対応をお願いいたします。また、下水道につきましては、環境問題にも直結しますので、十分な早い対応をお願いしたいと思います。再答弁は求めません。

3番目に、玉名中央病院の充実ということで質問として上げております。このことにつきましては、病院組合というものがあまして、この玉名市議会で具体的に論議すべき問題かどうかというのも私、思いますが、今度のこの1市3町の合併で、組合長も新しく島津市長が就かれましたし、就任されましたし、この玉名市議会からも新しく7人の病院組合議員を送り出しておりますので、要望として発言したいと思います。といいますのは、中央病院に対する苦情をあちこちから聞きます。不満、不評が非常に中央病院に対して多いように思います。皆さんも御承知かと思えます。12月の定例会の一般質問で、複数の議員が小児医療について質問されましたけれども、そのことを含めまして、市民が安心して受診できるような病院に、どういう意気込みをもってその充実を図られるのか、島津市長の見解を聞かせてほしいと思えます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 玉名中央病院の充実についてでございますが、御承知のとおり

り、56年に今のような中央病院の形になる大きな改築が行なわれて、それまで玉名済春病院と言っておったのが、玉名中央病院と病院名も変えられて今日に至っております。現在、医師37名、合わせて職員数が330名という大きな病院になっております。ただ、平成14年度から経常損失が続いております、16年度末で1億7,800万程度の赤字になっております。また、入院外来患者数も減少傾向の状況であります。

公立病院は、全体として今、非常に厳しい状況にあります。今日の新聞紙上でも出ておりますが、私どもと極めて関係の深い荒尾市民病院が、これは新聞記事ですから、よその病院のことですけど、触れても構わないかと思いますが、21億円の赤字を見込まれている。同時に、医師が一遍に今年9人減る。荒尾市民病院は私どもよりもベッド数は大きいわけですからね。ところが、非常に関係が深いんですね。先日も市長室の方にちょっと苦情が入ってまいりまして、玉名から荒尾に運ばれたら、荒尾でだめだというんで、また玉名に運ばれたというような、こういうことでいいのかというような苦情もつい先日ですか、届いております。今までも連携しながら、お互いの対応をやってきただけに、これから荒尾市民病院の方が、科目が2つぐらいちょっと整理しなきゃならんという状況にあるということは、消化器系統、神経内科ですか、非常に心配をいたしております。そういう状況の中で、しっかり中央病院、踏ん張っていかなきゃならんのではないかなと思っているんです。

医局制度、大学の医局制度の改革に伴って、地方病院が医師不足ということに悩まされているというのは現実で、それが連携病院にも起こってきたという現実だろうと思います。幸いにと申しますか、玉名中央病院はまだそれぞれの機関の方々の期待をつないでおりますので、この春、小児医療の医師も1名新たにきていただくというような状況にもございますし、その皆様方の信頼感の中で、きちっとした中核病院としての歩みが続けていかなければならんと思っております。

今、御指摘があった問題等についても、私ども公立病院が、そういう状況に置かれているということを職員の皆さんもよく自覚をしていただいて、そして中核病院として玉名市民を中心にして、この地域一帯の方々の期待と信頼の中にある中央病院だという自覚を持つ中で、業務に頑張ってもらいたいと、組合長としては心から願っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 市長より答弁がございまして、小児科医も1人確保ができていくということで、非常に良い方向に向かうのかなと安心しております。大きい病院、熊本の済生会あたりでも近ごろは整形外科の医師が足りなくなっているというような情報

も聞いておりますし、非常に優秀な医師を確保するというのは難しいことかもしれませんが、優秀な医師を確保して、本当に市民が大きい病気のときは玉名中央病院に行けば安心できるんだというような病院を確立していただきたいし、職員の資質向上も努めていただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、福嶋議治君の質問を終わらして、引き続き、3番宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番、宮田知美、有明クラブ所属でございます。

まずは、食糧、農業、農村基本計画について質問いたします。

低迷する農家を助成するために、昨年3月に閣議決定いたしました、食糧、農業基本計画のもとで、担い手となる農家や営農組織に集中助成する品目横断的経営安定対策が2007年度から導入されるようになりました。同時に、米や大豆など、作物ごとの縦割りで細かく決められていた従来の補助制度は、全廃いたしました。農政は大きな転換点を迎える、足腰の強い農業を目指す新制度だが、それだけに生産者には期待と不安が交錯しております。

まずこの品目横断的経営安定対策について説明をお願いし、この事業が玉名地域についてどのような影響を及ぼすのか質問いたします。

しかし、玉名地域の場合、65歳以上の高齢者が全農業者に占める割合が50%以上、そして耕作面積は1.5ヘクタール以下と零細経営が多いのが現状であります。そのような中、声として、このような制度でしかこれから先助成が受けられないのか、そうであるならば高齢者農家の切り捨て、また弱者から農地を奪い、強者に農地を集中させる制度ではないか。小作の復活につながりかねないとの声も多く聞かれます。

そこで、国庫補助事業等については、事業実施主体が農業共同組合、または農業者などの組織する団体でなければならないとの要件や、煩雑な補助金申請等が必要である。そういうものでなくても、農協共販者以外はなかなか取り組みにくい状況にあります。

玉名地域においては、農協の共販者以外の農家も多い現状を踏まえれば、やる気のある個人にも助成できる制度が望まれると思いますが、玉名市としてやる気のある農業を支え、育てていく政策はないか、まず一番最初に質問いたします。答弁を願います。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○産業経済部長（前濱健一君） 宮田議員の食糧、農業、農村基本計画における品目横断的経営安定対策について、お答えをいたします。

農業従事者の減少、高齢化等による農業の生産構造のぜい弱化が進む中、効率的かつ安定的農業経営を構築することが急務となっております。このため、我が国農業の構造改革が加速化するとともに、WTO（世界貿易機関）における国際規律の強化にも対応し得る、これまで米、麦、大豆等につきましては、すべての農業者を対象とした個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る対策、いわゆる品目横断的経営安定対策に転換させられることになりました。

この対策の支援対象となります担い手の経営規模の要件としましては、一部に特例はありますが、原則といたしまして、4ヘクタール以上の認定農業者及び20ヘクタール以上の集落営農組織となっております。

また、支援の内容につきましては、品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策として一本化され、諸外国との生産条件格差を是正するための補てん及び収入変動の影響を緩和するための補てんに転換されることとなります。

また、議員御質問の高齢農家や兼業農家等に対しましては、集落営農に参加すれば助成の対象となることができ、また経営規模は小さくても複合経営等により一定の農業所得があれば対象となる特例もありますので、今後、集落内の話し合い活動を通じまして、その集落の実情に応じて、よりよい方向へ検討がされるものと思っております。

いずれにいたしましても、厳しい農業の現状を踏まえ、今回の対策への取り組みにより、将来の市農業を担う担い手の育成が図られ、事業趣旨のとおり強靱な農業構造の構築ができたかと考えています。

次に、補助事業ですが、国、県補助事業につきましては、事業実施主体は公的資金を投入して補助する以上、公益的な目的が必要であること。また、個人につきましては、融資制度を活用することができる等の理由から、個人を対象としていない現状にあります。今後も同様の理由により、その要件は継続をするものと思われますので、制度趣旨につきまして御理解をいただきたいと思います。

それから、当市におきましては、国、県補助事業の趣旨を踏まえつつ、その事業を補完し、よりきめ細かな農業対策を推進するため、平成18年度から玉名市農業機械等整備事業をはじめ、市単独の補助事業の実施を予定をいたしております。その事業主体といたしましては、主として認定農業者及び認定農業者を含む団体といたしております。事業要件に該当をいたします個人につきましては、当該事業を活用いただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田憲明君） 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 今の質問に対してですが、18年度から市単独の事業を行なうようでございますが、窓口はぜひですね、農業協同組合、いわゆるJAとかじゃなくてですね、市の方がですね、窓口になって頑張ってくださいと思います。共販者の方々はですね、なかなかそういうところにですね、JAの方にですね、行きにくいので、ぜひ市の方をお願いいたします。

続きまして、次の質問をいたします。2番目、幼児、低学年の防犯活動について質問いたします。

子どもたちが巻き込まれる事件が後を絶たない。昨年末には広島、栃木両県で小学生女児殺害事件が起きました。もはや子どもたちが自由に野山を駆け回れるような環境ではなく、そのようなゆとりもありません。

そんな中で、学校、保護者、市民団体もまた子どもの安全を守るため、取り組むために活発化させております。私の住んでいる玉水小学校校区でも、今現在、保護者、役員の方々が午後3時半から交代で車を使って見回りをされております。4月からは役員さん方々だけでは負担が大きいということで、全保護者の方々にお願いして見回りをしようかとされております。しかし、皆さん御存じのように、共働きの家庭も増えております。そういう中で、共働きの家庭ではなかなか都合がつけにくく、非常に困っておられます。ここまでしなくてはいけないほど治安が悪化し、殺伐とした環境に対し、12月議会において吉田、内田両議員が関連の質問をされておりますが、この後、教育委員会としての指導的取り組み対策がなされているのかどうか、質問をいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 宮田議員の幼児、低学年の防犯活動についてのお尋ねに対して、お答えいたします。

主に地域の取り組みについてのお尋ねだったというふうに受け止めておりますけれども、子どもたちが安心して学校生活が送れますように、また特に下校時にいろんな事件が起こっておりますので、地域の方々には特に下校時に合わせて見回りをしていただいております。例えば退職校長会であるとか、あるいは区長会とか、あるいは老人会や地域婦人会等に対しまして、スクールガード・ボランティアの協力要請をいたしております。そして散歩やジョギング等をされる時に、校区の通学路をコースに入れていただくようお願いをいたしております。

また、玉名郵便局、あるいは高道郵便局、天水郵便局とは、本年2月13日に児童生徒安全確保にかかわる覚書を締結いたしまして、郵便配達時におきまして、積極的に児童生徒の安全確保の一端を担っていただいております。その他、ガソリンスタンドにお勤めの方々や新聞配達をされる方々にも自主的に協力をいただいております。

また、各PTA連絡会議がそれぞれの地域で子どもを犯罪等から守るために、子どもが身の危険を感じたときに駆け込める子ども110番の家をお願いしたり、子ども110番ののぼり旗やたすきを購入し、通学路に面した協力員の家に設置をしたり、通学時間に合わせて校区のパトロールを行なうなどの安全確保の強化に取り組んでおります。

また、不審者出没の防止のために、岱明町大野地区におきましては、不審者撲滅の看板の設置であるとか、学校から保護者への不審者情報の配布、防犯ブザーの購入及び着用の要請、保護者による下校時間帯の安全パトロールの実施、安全パトロール中のステッカーの配布、全児童のランドセルには防犯ベルもっているというステッカーの貼りつけ、子ども110番の家の再確認等を実施しているところでございます。

議員おっしゃいました、天水町の玉水小学校区におきましては、本年度につきましてはPTA役員が2人1組で下校時間に合わせて毎日1時間程度見回りを行なっておるということでございます。おっしゃいましたように、4月のPTA総会におきましては、全員の保護者に見回りをお願いするという提案が予定をされております。

また、小天地区におきましても、4月から地域住民の方に下校時間に合わせて要所に立っていただくように各区長さん方に依頼をしているところでございます。

通学路の安全管理対策につきましては、すべての学校がそれぞれの実情に応じて対策をとっておりますので、教育委員会としても、これらを積極的に後押しをし、校長会等での指導を徹底するとともに、情報交換の場を設けたり、また防犯活動を継続発展させていくために、地域の各種団体を通じて地域住民の方々に理解を深めていただくよう、積極的に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 答弁、お世話になりました。しかし、大人がですね、24時間体制で全ての通学路を監視することは不可能だと思います。帰宅後の外遊びに対してはどうするのか、問題は山積しております。

そこで、子どもたち自身もですね、自分を守る力をつける以外はないのではないかと思いますので、少しでも被害を防ぐ方法といたしましてはですね、不審者に声をかけられたときの護身術などもですね、指導なされてはいかがかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、3番の項目ですね、お見合い紹介事業について質問いたします。

昔は結婚式となるとですね、仲人の方々が新郎新婦の両側におられましてですね、御両人の家庭の状況なり、またなれ初めなど、御紹介していただいたものです。ところが、そういうふうないわゆるいろんな形式もですね、時代とともに仲人は要らなくなっ

てきております。なかなか近頃は見受けません。

それで、私たちもですね、女性の職員を何人か抱えておりますので、グループごとに合コンしたりですね、いろんな方々とですね、カップルをつくるためにですね、いろいろ努力をしてみました。ところがですね、近頃は農林水産業の低迷とともにですね、なかなかお見合いする相手が減ってきてまいりました。

そこで先日、近くのおばあちゃんが私のところにやってきましてですね、天水も合併したんだけん、いろんな企業の人がおろうたいて、それでお見合いができるごつでけんだろうか。40過ぎてても独身の男、30過ぎてても1人の女の人を、私は見るたびにですね、どぎゃんかならんのかと心配で夜も眠れんそうです。

そこでですね、気の利いたおばあちゃんですね、ある日、新聞を読んでいたらですね、こういう記事が載っていたそうです。兵庫県が新年度から少子化対策としてお見合い紹介事業を始めるそうです。少子化対策は、まずは男女の出会いから、良い取り組みだと感心しました。私の周りにも適齢期を過ぎてても結婚していない人がたくさんいますが、異性と出逢う機会がない人も多いのではないのでしょうか。昔は近所に世話焼きの年輩者がいて、見合い話を持ってきてくれたりしましたが、今はそんな人はいません。熊本でも兵庫みたいな取り組みを始めてはいかがですかと、このように少子化対策としてですね、また人口減についてですね、自治体として本気で頑張っておるところでございまして、玉名市でもぜひ前向きなチャレンジをお願いしたいと思います。

次の質問にまいります。次、保育料、介護保険料について質問いたします。

先日、保育料と介護保険料について、18年度からは保育料の最高額が旧天水町から見れば3万2,000円が、最高額が4万円になる。25%アップ。介護保険料の第1号被保険者の保険料は、旧天水町から見れば2,800円が4,600円、64%アップと説明を受け、愕然としたのは私だけだったのでしょうか。

以前、私たちは合併協議会を重ねていく中で、三位一体改革が地方に押し寄せてくるので、早いうちに合併した方が、社会保障制度など住民サービスの低下を招きかねないと思い、合併を進めてまいりました。そのために、旧町ではですね、18番議員が質問されたとおり、各町長、助役、収入役、教育長、議員の数を削減し、年間7億1,000万浮いた財源を、社会保障制度の充実等に充てるならばと、泣く泣く調印された市町長もおられると聞いております。それが、ふたを開けてみれば、すべて旧玉名市を基準に考える、旧町にとっては痛みが先に来る出来事ばかりで、合併して良かったと言われる市をつくろうと頑張って、最後の合併協議会の締め言葉は一体何だったのかと言いたくなります。

また、今日の一般質問の答弁の中で、市長は5月頃から中学校単位ぐらいで各地区を回り、ワークショップを行なわれるとのことですが、以前、合併に関する新市建設計画

の中で、住民意向調査としてアンケート調査及びワークショップを実施されていますので、あえて紹介いたしますと、岱明町は1番目にしてほしいことは、介護保険制度の充実と保険料の引き下げです。横島町もまた、介護保険料の引き下げを掲げておられます。なのに、こんなに逆行することばかりではどうですか。

また、保育料についてですが、ここに市町村合併優良事例があります。読み上げますが、これはですね、市町村合併優良事例ですよ、まず言っておきますね。まず、青森県ですね、5カ町が合併しているところです。少子化対策の一環として、合併後の平成16年10月から、保育料を25%引き下げている。将来的には合併3年以内を目標に、公立保育所の統合と、保育所民営化が実施された段階では、50%まで引き下げる。この後が問題なんですね、何か一つ合併してよかったと住民が将来に希望を持てるような施策がないかと検討した結果、何よりも子どもを生み、育てやすくする環境整備を図ることが一番だと考え、これをしましたと。ほかにもですね、松本市も同じようなことを書いてあります。次が近くのですね、福岡県の柳川市、こちらも最も低い、合併前の旧市町村の最も低い額に合わせたと。これはですね、市町村合併優良事例です。ですから、このままですね、進めていけば、市町村合併最悪事例になるのではないかと私は心配しておりますので、そのところをですね、踏まえてですね、答弁を願います。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 宮田議員の、お見合い紹介事業について、お答えいたしたいと思います。

少子化の背景には、1970年代半ばからの晩婚化が出生率の低下につながり、未婚化を引き起こし、非婚化につながっていると見られております。未婚率の上昇等の理由は、個人の結婚観、価値観の変化や、社会、経済の変化全体が関係していると考えられています。

兵庫県は来年度、晩婚化、未婚化の進行に対する取り組みとして、ひょうご出会いサポート事業を予定されております。県が設置するサポートセンターに登録した協賛団体が、出会いの場を企画し、未婚化を防ぐ事業でございます。

民間企業にも同様な事業はございますが、公の機関がかかわりますので、注目をされておるというところでございます。

本市といたしましても、基本的なことではありますが、個人情報保護の観点、あるいは細心の注意を払うなど情報管理の面、あるいは県レベル、兵庫県レベルでの施策、これが地方都市での取り組みとの違い、そういうふうな課題があると考えておるところでございます。少子化は、独身の男女に限られた問題ではなく、労働環境や消費生活の変化、家族や地域などの社会関係や価値観の変化など、さまざまな要因があろうか

と思います。

少子化対策の一環といたしましては、地域全体でサポートできる環境整備に努めてまいりたい所存でございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

続きまして保育料についてでございます。旧1市3町の合併協議会の文教厚生部会等で幾度となく協議し、新玉名市の保育料の算定をし、一定の合意がなされましたものの、決定には至らなかったものであります。この合併の文教厚生部会では、低所得者層に配慮すること、次に国の基準と同様に、これまで3歳未満児、3歳児、4歳以上児の区分を、3歳未満、3歳以上の2区分とし、また旧1市3町でそれぞれに分かれていた徴収階層区分を7階層12段階に統一したことであります。

以上のことを基本的な事項としながら、おおむね国が示しております基準額の6割から7割をめどに算定し、他市の状況も踏まえたものでございます。このような結果、これまでは高い保育料を徴収していた玉名市においては減額となり、ほかの3町におきましても、各階層により増減がある保育料となったところでございます。議員の御質問にありましたけれども、一番低い保育料で試算をしてみますと、約2億9,000万円の徴収額になろうかと思ひます。これに対しまして、平成17年度の収入見込額と比較してみますと、約5,000万を超える額の減収が生じるものでございます。しかし、合併に伴いまして、急激な保護者の負担増は避けなければならないと考え、現時点では保育料が同一階層におきまして5,000円以上負担増の方に対しましては、5,000円を超える額を経過措置としまして、平成20年3月31日までの2年間、軽減の措置を考えておりますので、どうぞ御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 宮田議員からも、耳に痛い、身につまされるお話がありました。が、議員と同じように、天水町民の半分以上は、私は親戚でございますから、気持ちを述べさせていただきます。

今度のことにあたって、健康保険、介護保険、そしてこの保育料、3点セットは最も私自身も心の痛みを感じながらおります。健康保険と介護保険は、特別会計でございますから、玉名市内における人間が、玉名市内の国民健康保険を支えていく。介護保険も同じであります。

保育料は使用料ですから、利用料ですから、幾らか違いは、その仕組みは違うわけですが、ただ、直接市民の皆さんが痛みを感じるという点では同じでございます。私自身も、宮田議員と同じように、これまでのお互いの歩みの中から、とりわけ若い夫婦の保育園に通わせている心情なり状況というのは、よく承知をしておるつもりでありま

す。今度の合併によって、今、説明があったような経緯があります。合併協議が正式決定でないとは言いながら、事務部局の協議の中で積み上げられたルールでもあります。ただ、先ほど部長が現時点ではこうだというふうな表現で答弁を申し上げましたが、新しい税額、あるいは保険料が算定されるまでには、今お話があったようなことを踏まえながら、皆さんのご納得いただくことに近いような形を整えるべきだという思いの中で、今、執行部の諸君に指示をいたしております。必ず皆様方の御理解あるいは保護者の皆さん方の御理解が得られる方向で、事柄が進むように、私自身も気持ちの整理はできております。ただ、今まで積み上げてきた経緯がございますので、今しばらく時間を貸してほしいと思っています。

以上です。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 宮田議員の介護保険料について、お答えいたします。

確かに宮田議員が御指摘のとおり、特に天水町にあっては1,800円の大幅な改定増ということで、天水町の方につきましては、相当の負担増を感じておられることだろうというふうに思います。

そこで、介護保険料、今回、基準額を4,600円と改定を予定をいたしておりますけれども、その基準額の算定に至る経緯について、簡単に御説明をしてみたいというふうに思います。

まず、平成26年までの人口、要支援、要介護認定者を推計をいたします。それから、平成18年度から20年までの3年間の在宅サービス、施設サービスの利用者を推計し、介護保険の標準給付費見込額を算定をいたします。

この3年間の介護保険給付費見込額に、地域支援事業費として給付費の平均2.3%を加えた額のうち、1号被保険者の負担割合というのがですね、18年度から18%から19%に引き上げられました、こういうことをもとに、第4段階の保険料を、第4段階というのが基準額となりますけれども、算出をいたしました結果、平成18年度からの第3期の保険事業計画におきましては、月額4,000円というようなことになったわけでございます。

先ほど、田島議員の中でもお答えいたしましたけれども、合併前の旧玉名市にあっては4,180円ということで、10%のアップ。旧岱明町にあっては3,860円ということで19.2%のアップ。旧横島町にあっては3,600円から4,600円ということで27.8%の増。旧天水町にあっては2,800円から4,600円ということで64.3%という大幅な増になっているわけでございます。この旧天水町の保険料につきましても、先ほど田島議員にお答えいたしましたとおり、第2期事業計画年次での介護

保険料としてですね、算定した額は3,606円というふうになっておりましたけども、第1期の保険料がですね、先ほど市長の方からもお答えがありましたとおり、県下でも高い、最も高い保険料というようなことで、特に1期の保険料につきましては、12年の4月から10月まで、第1号被保険者については全額保険料の免除、それから10月から翌年の10月までですか、1年間につきましては2分の1の免除というような、そういう国の施策もございまして、相当の天水町といたしましては基金の残高が出てきております、保有額が出てきております。そういうことも鑑みながら、天水町といたしましては、第2期の保険料につきましては、15年度は3,400円、16年と17年度については2,800円というふうに決定をされて、結果的にはですね、今回の4,600円の改定というのが相当な負担増に思われるかもしれませんが、その辺につきましてはですね、そういう事情がございまして、十分御理解をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、議員も御指摘のとおり、介護保険料がどんどん上がってですね、これからの負担増あたりを軽減するためには、今回の介護保険制度の改正によりまして、介護予防重視型システムに転換をするというふうな制度改正が行なわれたところでございます。そういうことで、市といたしましては、介護保険料がこれ以上急激に上がらないようにするために、平成18年度は介護保険特別会計の中に、介護予防事業と位置づけいたしまして、介護予防事業のために国で定められた基準である介護保険給付費の2%以内の1.9%を地域支援事業として9,947万円を予算化をいたしております。

地域支援事業の内容といたしましては、できる限り、住み慣れた町で、なるべく自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いを現実のものとするために、要介護、要支援状態になる前から、一人一人の状態に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、地域で自立した日常生活が送れるよう支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

地域支援事業の中の介護予防につきましては、具体的には旧玉名市で実施をしてきた公民館を中心としたいきいきふれあい活動や、旧岱明町のお茶の間筋トレ事業、体力アップ体操等を、今後、全市に広げていきたいというふうに考えております。

また、旧天水町健康運動普及リーダー育成事業や旧横島町のプールを中心とした予防事業等も、より効果的に実施してまいりたいというふうに思っております。さらに、地域包括支援センターを今回3カ所設定するというところで計画をいたしておりますが、この地域包括支援センターにおいて、介護予防マネジメントや総合的な相談事業、権利擁護事業、支援困難事例に関するマネジメント事業を実施し、また家族介護支援事業等の任意事業も行ないます。社会保障制度の一つとして、介護保険制度の継続を図り、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の構築を目指していきたいというふうに考えて

おります。

以上です。

○議長（松田憲明君） 宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） るるの説明、お世話になりました。

値段分のですね、健康を確保ができればいいのかと思いますので、予防介護など、しっかり頑張ってくださいと思います。そのことにつきましてはですね、またいろいろ文句を言うかと思いますが、よろしく願いいたします。

最後にですね、福祉イメージの強いですね、島津市政でございますので、今年よりも来年にいくほどですね、行革を行ない、頑張ってもらい、イメージが崩れないようにしてほしいと思います。

質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、宮田知美君の質問を終わりました。

議事の都合により、10分間、休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時13分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長したいと思います。

13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番、内田です。1市3町が合併しまして、早くも5カ月余りが過ぎております。その間、11月には新しい執行部と議会が構成をされており、またそれぞれの機関が新たに始動を開始しております。その中で、広報たまなの12月1日号、また2月15日号、さらに3月1日号で、それぞれの紙面に掲載をされました、県内初の設置とされております、地域協議会について質問をいたします。

まず、12月1日号の広報たまなでは、地域協議会の構成員の募集がなされておきまして、地域自治区内に住所を有する者で15名以内で構成するとなっており、その15名のうち2名程度は公募することとなっております。その後、1月25日に玉名自治区、岱明自治区、横島自治区、天水自治区のそれぞれの地域協議会委員に市長より委嘱状が交付をされておきまして、第1回目の地域協議会が開催をされております。この地域協議会の設置につきましては、かつての合併協議会におきまして、相当な議論がなされておきまして、今回の設置に至ったところでございますが、地域協議会設置までの経緯と、設置されたその目的についてお尋ねをいたします。

次に、開催頻度は原則年4回、2月、5月、8月、11月とし、玉名市議会定例会前に地域協議会を開催するとありますが、玉名市議会と各地域協議会との関連、ひいては地域協議会の権限と役割について、お尋ねをいたします。

さらに、少なくとも年4回、地域協議会が開催をされるわけですが、この地域協議会の運営次第で、昭和の合併以来、各地域自治区において、約50年にわたり育んできました特色ある産業や伝統文化の振興に多くの効果が期待されるものと考えておりますが、この地域協議会の体制と、どのような運営を今後なされていかれるのか、質問をいたします。

○議長（松田憲明君） 地域自治区調整総室長 井上 了君。

[地域自治区調整総室長 井上 了君 登壇]

○地域自治区調整総室長（井上 了君） 内田議員の御質問にお答えいたします。

地域協議会の設置の経緯と目的についてでございますが、合併協議会の協議項目といたしましては、合併特例法によりまず地域審議会の設置についてを協議項目としてありましたが、平成16年5月の地方自治法、合併特例法の改正によりまして、地域自治区、それから合併特例区といったような新たな制度が設けられましたため、それらを含め、検討を行なったところでございます。

玉名市におきましては、合併と同時に自治法の規定によりまず地域自治区を設置いたしました。合併により、行政規模が拡大する中で、いかに住民の声を反映した施策を講じるか、また合併後の住民自治の強化、及び住民との協働のまちづくりの推進等を目的として、一般制度いわゆる自治法に基づきます地域自治区を設置することにしたところでございます。

2点目の地域協議会の権限と役割についてでございますけれども、地域協議会は、地域自治区を単位とした住民の主体的な参加による住民自治を目指すために、地域自治区事務所、いわゆる総合事務所でございます。それと、まちづくり実践者、住民、あるいはNPO、諸団体等、そういうまちづくりの実践者との連携、協働活動の要としての役割を担っております。特に、今後の地域ビジョンを展望する中で、行政と住民、諸団体との連携・協働を図り、地域課題やまちづくりについて話し合い、地域でできることは何があるのか。住民参加のもと、地域としてどのように実現するかなどを立案し、実施に向けて取り組むことが期待されているところでございます。

また、地域協議会は行政に属する附属機関としまして、地域住民の声を行政に反映させるための地域住民を構成員とする審議機関でもあります。具体的には、新市建設計画や基本構想などの市の施策に関する決定、変更につきましては、あらかじめ地域協議会に諮問することなどを条例で定めておるところでございます。

さらに、議論していく中で、様々な地域の建議や要望事項等が出てくるのが予想

されますが、個々の建議や要望につきましては、まず協議会として、どういうふうなそれを取り扱うのかをまず協議していただき、出席委員の過半数の賛成をもって、地域協議会の正式な議題とする。そういうことが、各地域協議会で定めております。地域の様々な意見の調整や、取りまとめの役目というものを地域協議会が担っているというところでございます。

行政といたしましては、今後、地域協議会の貴重な意見や要望等を踏まえまして、施策に反映できるよう、十分検討してまいりたいと考えております。

それから、地域協議会の体制と運営についてでございます。

玉名、岱明、横島、天水の各地域協議会は、当該自治区に住所を有し、公共的団体から推薦された方々、それから学識経験を有する方々、それから自ら応募された方々など、15名の委員で構成されております。任期は2年でございます。

委員の報酬につきましては、住民の主体的な参加を期待するものであることに鑑み、総務省の通知等に従いまして、無報酬ということにいたしておるところでございます。

議会との関係で申し上げますと、議会は議決機関として市の予算の決定や条例の制定などを行なうとともに、市の業務や、その市の実施状況や将来の方針について説明を求めるなど、全市にわたる行政のチェック機能を果たしているのに対しまして、地域協議会は、そういう議会の機能の一部を補完する、行政に属する附属機関でありまして、地域の声を行政に反映させるとともに、地域自治区を単位とした住民の主体的な参加による住民自治を目指すものでございます。会議は、議員がおっしゃったように、定例議会前の年4回開くということにしております。これは議会にその意見を反映するようなことがあればしやすいというようなことで、そのようにしているところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 内田靖信君。

〔13番 内田靖信君 登壇〕

○13番（内田靖信君） 地域協議会と市議会の関係につきましては、地域協議会の権限の役割は、行政の附属機関としての位置づけという説明でございまして、市長から、地域の重要な行政施策などについて諮問を受ける一方、地域課題を自主的に協議し、必要があれば市長に地域ごとの意見や答申をすることができる権限も有するというものでありまして、予算、条例等を議決する市議会の権限と重複するものではないということの説明のようでございます。ただ、地域協議会が議会機能の一部を補完するものならば、私たちとしましても、また市民の方々も含めまして、各地域協議会でどのような議題が議論をされたのか、あるいは意見や提案、または答申が市長になされたのか。さらに、市長よりどのような案件が地域協議会に諮問をされたのかを把握する必要があると考えておりますが、その内容を公表すべきと考えておりますが、どのような方策を取

られるつもりなのか、見解を伺います。

また、市の執行部と各地域協議会において、諮問や意見、提案等が相互になされた場合、それぞれただ承るのみの制度では、一方通行ともなりかねず、地域自治区のさらなる発展、慎重を目的として設置をされております地域協議会が、形骸化する恐れもございます。地域協議会からの意見や提案等がなされた場合、執行部としては真剣に、また慎重に協議、検討されるものと察しておりますが、現在の予算額や既存の制度の運用で対処できるものもございましょうし、また各関係機関と協議しなくては進まない事案もありましょう。また予算案、条例案として、議会の議決を求める事案もありましょう。いずれにしましても、執行部が協議、検討された結果を、それぞれの地域協議会へ報告することが何よりも必要と考えておりますが、執行部の見解を伺います。

3月1日号の広報たまなおきましては、各地域協議会の4名の会長さん方が、この制度に寄せる熱い思いを述べられております。県下初の地域自治区制度、地域協議会制度が有効に機能し、合併による不安、あるいは痛みを1日も早く乗り越え、それぞれの地域づくりを競いながらも協調し、地域自治区の活性化を図ることが、ひいては5年後に開通を控えております新幹線関連事業や、国道208号線のバイパス事業、さらには新庁舎建設事業など、新生玉名発展の大きな契機となる、緊急かつ重要施策の推進に大きく資するものと考えております。執行部におかれましては、この地域協議会を設置された趣旨を尊重され、最大限に活用され、運営にあたられますよう、期待して、私の再質問といたします。

○議長（松田憲明君） 地域自治区調整総室長 井上 了君。

〔地域自治区調整総室長 井上 了君 登壇〕

○地域自治区調整総室長（井上 了君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

どのようにして諮問、答申の内容について公表していくのかということでございます。行政側からどのような諮問をし、協議会がどう答申されたかというような話も関心のあるところであろうかと存じます。

その公表につきましては、広報などを通じ、速やかに公表したいというふうに考えております。会議そのものも公開が原則でございます。協議会の議事録につきましては、要点記録ではありますけれども、量が多くなります。そういう関係で、市のホームページにおいて公開するという予定でおります。

また、協議会から出された意見、要望等に対して、一方通行になりはしないかという懸念でございますけれども、自治区設置条例に、市長その他の機関は、前2項の意見を勘案し、すなわち前2項の意見と言いますのは地域協議会からの意見ということでございますが、それらを勘案し、必要があると認めるときは、必要な措置を講じなければならないというふうに定めてあります。これは、自治法の202条の7第3項の書きぶ

りと全く同じでございまして、協議会から出された意見、要望というものは、関係課に通知いたしまして、その対応について十分な協議を行ない、その結果について協議会に報告するようにしております。仮に要望に応えることができないような事案も幾つか出てくるかと思えますけれども、それらにつきましても、その理由を求め、理解を求めていくということが大事ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 以上で、内田靖信君の質問を終わりました。

引き続き、5番 横手良弘君。

[5番 横手良弘君 登壇]

○5番（横手良弘君） こんにちは。本日も7番目になりまして、非常に皆さんお疲れかと思えますけれども、頑張っていきたいと思えます。市民クラブの横手でございます。

まず始めに、去年の合併により行なわれました選挙によりまして、市民の皆様方の力強い後押しにより、この壇上に立てたことを、衷心よりお礼申し上げたいと思えます。また、市長におかれましては、国の三位一体の改革の中にあつて、地方財政の非常に厳しく、毎年予算が削減される中、今後、新市の極めて厳しいかじ取りをされることに、衷心より敬意を表すものであります。また、公約でありました玉東町との合併も、早期の実現を望むものであります。今回は、通告に載せておりませんでしたので、このことは次回に回したいと思えます。

さて、今回私は、次の2点について通告をしておりますので、早速、質問に入らせていただきます。

まず第1に、農業問題についてであります。先ほど宮田議員が、品目横断的政策について質問されていましたが、少し私と重複するかもしれませんが、私は私の、自分の視点で質問をしたいと思えます。

近年、日本の農業は目覚ましい発展を遂げ、一昔前の農家では考えられないくらい機械化が進んでまいりました。だが、その反面、肉体的には楽になったのですが、その機械代に生産額のほとんどが回されるような、不思議な現象があらわれております。今議会の市長の冒頭の挨拶の中にもあったように、「農業では産地として安心、安全な農産物の安定供給を第一に考えながら、中山間地における耕作放棄地の発生を防止し、多面的な機能を持つ水田の確保を図り、地域の特性を活かした農業の推進を図ることとしております。国においても大きな政策の転換が図られようとしています。これまでの品目別政策から、品目横断的政策へ、また認定農業者あるいは集落営農組織などを中心とした農業政策への変換が図られておりますが、私は時期を得た政策の方向であると受け止めております。」と語られましたが、私も今回の市長の発言には同感でありまし

て、このような国の政策をいち早く先取りして、厳しい農家の手助けになるようにと思い、今回の発言に至ったわけであります。

現在、我が玉名市の全世帯は、2万5,149戸ですが、農家戸数は4,347戸で、全世帯の17.28%に相当いたします。しかし、その農家所得と言いますと、平成15年の統計ではありますが、平均して1戸あたり270万円と低い水準にあります。現在は、各農産物の価格が低下しているために、もっと低いのではないかと考えられます。

そんな中、今月の広報にも記載されておりましたが、国の農業政策の変換であります。早速、平成19年度の麦に始まり、大豆、米と主要作物から変わっていくわけでありまして、認定農家や一定の要件を満たす集落営農組織といった担い手を対象とした助成へ変わるわけですが、現在、玉名市では認定農家の数も967名と少なく、まだまだ本市の農業を支えていく上では、十分とは言えません。しかし、国外においてもWTO（世界貿易機関）の農業交渉も山場を迎えていると伝えられています。そのように、内外から農業を取り巻く状況は、非常に厳しいものがあり、その中において我が玉名市は、一次産業が元気を出さなければ、本市の発展は望めないと言っても過言ではないでしょう。

そのような点から、次の質問をいたします。

まず第1に、今後の担い手対策をどう取り組むか。そして本市の今後の農業政策に対するビジョンづくりをお聞かせ願いたいと思います。

第2に、今現在、行なわれている集落営農座談会の結果と、今後のスケジュールはどうなっているのか、お願いいたします。

第3に、担い手育成支援協議会における担当部職員の配置並びにその充足度はどうなっているのか、お聞かせください。

第4に、農地、水、環境保全向上対策で、国は相当の補助金対策を行なっていると思うが、それに伴う本市の具体的な対策はどうなっているのか、お聞かせください。

最後に、一番大切な認定農業者所得特例に伴う、所得目標の本市独自の引き下げが可能なのか。

以上の5点について、お伺いいたします。答えをいただいた上で、次の質問に移りたいと思います。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

[産業経済部長 前濱健一君 登壇]

○産業経済部長（前濱健一君） 横手議員の農業問題について、お答えをいたします。

品目横断的経営安定対策についての具体的内容についての御質問でございます。

まず第1に、今後の担い手対策及び本市の農業政策ビジョンづくりについてですが、今後の担い手対策につきましては、経営安定対策による担い手の育成を図り、認定農業

者や集落営農組織を対象に実施をされます国、県補助事業及び単市事業を活用しながら、育成を図っていきたいと思っております。

また、本市の農業政策ビジョンづくりにつきましては、本市農業振興の基本となります農業振興地域整備計画を、市町村合併に伴いまして一本化すべく、現在準備を進めているところであります。新市建設計画を踏まえ、市の総合計画と整合性をとりながら、作成をいたしてまいりたいと考えております。

第2に、集落営農座談会の結果と、今後のスケジュールにつきましては、本市におきましては各地区で今年の12月から現在までですけれども、県、農協と共に経営安定対策についての説明会及び集落座談会を各地区ごとに数回実施をいたしました。

話し合いの結果ということではありますが、麦、大豆を大規模に生産をしている集落につきましては、助成金の影響を直接的に受ける関係上、おおむね集落営農で行く方向で話し合いがなされているようです。しかしながら、最終的には確定していない集落が多い状況で、今後も引き続き協議がされる予定でございます。

また、今後の全体的スケジュールといたしましては、各集落としての方向性を早急に決定し、リーダーの選出、規約等の検討を行ない、今年の秋の計画認定申請に向けて8月までに集落営農組織の設立を目指したいと考えております。

第3に、担い手育成支援協議会における担当部職員の配置並びにその充足度につきましては、経営安定対策を推進するため、今年の11月に玉名市担い手育成支援協議会を設置をしたところでございます。その構成は、県玉名地域振興局、市農林水産課、耕地課、各総合支所経済課、市農業委員会、玉名及び大浜町農協となっております。

今回の対策は、これまでの農業政策を大きく転換する対策であり、その事務量も膨大なものでありますが、関係諸団体と連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

また、集落営農組織につきましては、その要件の一つであります経理の一元化が課題になると思われまますので、必要に応じて専門のアドバイザー派遣等の検討をしてまいりたいと考えております。

第4に、農地、水、環境保全向上対策に対する本市の具体的対策につきましては、経営所得安定対策等大綱の一環として、品目横断的経営安定対策とあわせて、地域ぐるみでの農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援するため、農地、水、環境保全向上対策が実施をされております。

平成18年度においては、モデル事業として県下で23地区、玉名地域におきましては和水平町及び南関町のそれぞれ1地区で取り組む予定でございます。

本市におきましては、平成19年度から本格的実施に向けて、今後、集落の意向の集約や組織活動の組織化に向けた準備を進めていきたいと思っております。

第5に、認定農業者の所得特例に伴う所得目標の見直しの件につきましては、現在、本市の農業基盤強化の促進に関する基本的な構想における目標農業所得は、1経営体あたり800万円程度となっております。農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、県の基本構想が見直される予定であり、これを受けまして、本市でも平成18年度、早期に基本構想を見直すべく準備を進めているところでございます。目標農業所得は、他産業並の所得をもって目標とするようになっており、県基本構想を参考にしながら、本市の目標所得を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 横手良弘君。

[5番 横手良弘君 登壇]

○5番（横手良弘君） ありがとうございます。今回のこの担い手及び集落営農組織ですが、国の待ったなしの政策でもあり、早急の対応が望まれていますので、市としても一つのプロジェクトチームをつくるくらいの意気込みでお願いしたいと思います。

また、座談会ですが、12月から数回実施したと言われましたが、まだまだその集落営農組織の意味がよく分かっていない人が多くいられるようでありますので、今後も根気強く説明会の方をお願いしたいと思います。

また、経理専門のアドバイザーの件ですが、なかなか農家の中には経理について弱い方が多いのでは、と思いますので、税理士の方を含めた中での検討方をお願いしたいと思います。

最後の、所得特例ですが、今、簡単に800万程度とか、他産業並の所得をもって目標とかおっしゃいましたが、この農産物の価格が低迷している中、1経営体あたり800万というのはなかなか厳しいものがあると思います。今、全国、他県を見ても、この価格見直しがなされておりますし、この価格設定は恐らく中央の給料価格を基準に算出してあると思いますので、本市においても独自の適切な価格の設定をお願いしたいと思います。

次に、本市のごみ問題についてであります。この事業についても、市長は今議会冒頭の挨拶の中に、「ごみ処理の再資源化の推進では、家庭から出される廃棄物の収集体制の効率化、リサイクルの推進、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などの啓発活動を進め、特に近年、不法投棄が増加しており、新市域の監視、パトロールの強化を図り、また産業、生活、両面から排出される廃棄物の処理については、量、質において一層深刻化するものと予想されることから、廃棄物の発生抑制や、再使用、再資源化を柱に、新市域の循環型社会システムの構築を目指していきます。」云々とありましたが、まさにそのとおりでありまして、我々人間が快適な生活、楽な生活を追い求めることによって、今まで生み出されていたごみをこれからは使い捨て社会からリサイクル

へ、そしてすべてのものが循環する社会へと変わっていく必要があるのではないでしょうか。

私が以前、議員の研修で行きました北海道の、昔は町と言っておりましたが、今は北海道の富良野市になっているようであります。この富良野市ですが、1988年から市はクリーン富良野計画をつくり、市民と市の協力により、ごみを徹底的に分別することで、1993年には最初、3種分別で集めていたごみを7種に増やし、なおかつ56.1%のリサイクル率を、そして2004年には14種分別に分けたにもかかわらず、何と70%のリサイクル率を、そして先ほどインターネットで調べたんですけども、昨年の上半期は88.8%と、全国でもトップレベルのリサイクル率を誇っています。市と市民が協力して、本当にやる気になれば、このように短期間のうちに素晴らしい成果が得られるものと確信いたしております。我が市においても、市長の挨拶にもありましたように、今後、廃棄物の処理においては、なお一層、深刻化するものと思います。

そこで、私の提案であります、ごみがほぼ100%リサイクルのできるコンテナ回収をぜひ新玉名市全体で行なうように切望するものであります。今現在、コンテナ回収は旧玉名市のみ行なっていると伺っておりますが、現在の状況も踏まえた上での答弁をよろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

〔産業経済部長 前濱健一君 登壇〕

○産業経済部長（前濱健一君） 横手議員の再質問にお答えをいたします。

まず、経営安定対策の農家への周知徹底についてですが、今後も集落営農組織の設立に向けまして、集落の座談会等を幾度となく開催する予定でございますので、対策の内容、及びその重要性が農家の方々に理解がされますように、引き続き説明をしていきたいと思っております。

それから、経理専門アドバイザーの件についてでございますが、県の担い手育成総合支援協議会においては、税理士を含んだところの専門家チーム29名を農業経営コンサルタントとして登録をいたしております。市町村協議会から要請に応じて派遣をすることになっておりますので、当該コンサルタントを積極的に活用をしたいと思っております。

それから最後に、目標農業所得の件についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回、改定をされます県の基本構想における目標、さらには近隣市町村の動向を参考にしながら、本市の目標額を今後検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 横手議員の御質問にお答弁いたします。

コンテナ回収の現状についてでございますけども、現在、市におきましては20地区22カ所でコンテナ回収を実施しておりますが、そのうちコンテナ回収のみを実施している地区が8地区7カ所、コンテナ回収とステーション収集を併用している地区が12地区15カ所となっております、いずれも旧玉名市内での実施となっております。

コンテナ回収の利点を申し上げますと、指定ごみ袋を使わずに分別収集ができ、集まった資源ゴミについても再生業者に売却することにより得られる収益金を、地域活動に還元できること等が挙げられるわけでございます。しかし、解決すべき問題もあります。まず第1に、月1回の日曜日だけの回収のため、この日が雨の場合は2カ月間収集できなくなる点。2番目に、地区内に広い収集場所が必要となり、多くても2カ所が限度である点。3番目に、ステーション収集に比べ収集場所までの距離が遠くなるため、高齢者に負担となる点。4点目といたしまして、収集日に分別を指導される地区委員さんなどの人的な協力が不可欠である点等が挙げられます。市といたしましても、これらの問題点を理解し、ステーション収集からコンテナ回収に切り替える地区につきましては、推進をしてみたいというふうに考えておりますが、ステーション収集とコンテナ回収の併用を希望する地区につきましては多大な経費が必要となるため、推進できないのが実情でございます。

また、先ほど議員の方から、北海道の富良野市のリサイクル率88.8%というようなことが御説明ございましたけども、合併前の平成16年度の実績に基づきます、旧1市3町のリサイクル率について申し上げたいと思います。旧玉名市が8.6%、旧岱明町が21.8%、横島町で20.5%、天水町で17.4%となっております。

循環型社会のシステムを確立すべき、ごみの減量化、再資源化を推進してまいりますので、議員におかれましても今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 横手良弘君。

[5番 横手良弘君 登壇]

○5番（横手良弘君） ありがとうございます。集落営農のことも、税理士さんも含めた上での検討があるということでございますので、今後ともぜひ説明の方をよろしく、そしてまた、待ったなしの問題でございますので、今年度中に早期に解決ができるようお願いしたいと思います。

次に、ごみ問題についてであります。今言われましたように、確かにコンテナ回収にも利点もあるし、幾つかの問題点もあるのは事実ですが、今世界規模で問題になっている京都議定書でも言われていますように、先進国のエネルギー消費による一酸化炭素

の排出問題にしても、国民一人一人がちょっとした努力、またほんのわずかな気配りで随分と抑制できるのではないのでしょうか。

限りある地球資源の無駄遣いを、少しでもなくする努力を、これから私たち一人一人が重ねていき、子や孫の代まで素晴らしい環境を残していかなければならないと思います。そのためにも、このごみ問題は大切であり、ますます増えるであろうごみを資源として活かし、循環型社会の構築に努力する必要があると思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（松田憲明君） 以上で、横手良弘君の質問を終わります。

引き続き、近松恵美子さんの質問を行ないます。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。有明クラブの近松です。

12月議会で質問しました、乳幼児医療につきましては、煩雑な手続を4月より簡略化することになったと伺いまして、少し安心いたしました。迅速に対応してくださいましたことに感謝しつつも、大変な思いをして議員になり、そして議会という場で発言しなければ、この程度のことも改善しないのかと、女性の声はまだまだ弱いんだと再認識しております。

3月の本会議場の所信表明で、合併の効果を出すことよりも、痛みを分かち合うことの方が多くて、忸怩たる思いであると市長が言われました。昨年度予算よりもさらに3%減、さらに合併後、全体を把握する間もないままでの予算編成、関係者の御努力も大変だったことと思います。しかしながら、私もこれだけはと思っておりました、6校に常駐してありました図書司書、並びに指導員6名がいなくなり、数人で27校を巡回方式になると聞きまして、呆然としております。電気がつき、人がいるからこそふっと行きたくなる図書室、4月から電気が消え、人がいなくなったら、あの子どもたちはどうするのだろう。図書室に群がっていた子どもたちを思い浮かべると、やりきれない気持ちです。こんなに子どもたちに寂しい思いをさせなくてはならない18年度予算なのか。そう思いながら予算書を眺めさせていただきました。

まだまだ細部にわたって理解できているわけではありませんが、今回は身近なことからシンプルに質問いたします。

行政は、公明かつ公平であってほしいと私は常々思っております。しかしながら、声の大きい方にお金流れやすいのが常であります。今まで旧1市3町がそれぞれの思いで市民活動をしている団体に対し、補助金を出してきていると思いますが、合併を機に、基準はどう統一されたのか。また、どういった思いから、まちづくりの思いから補助金を出していくのか。そして、補助金をもらっている幾つかの団体については、類似した活動をしている団体がほかにもありますが、一般市民が新たに補助金をもらいたい

と思ったときには、どのような手続をしたら補助金をもらえるようになっているのか、そのシステムについて。また、その交付決定にあたっての協議はどのようなされているのか。さらに、幾つかの団体に総額どのくらい支払っているのかについてもお伺いします。

次は、審議会、委員会についてであります。これからのまちづくりには、住民パワーが欠かせないものであることは御承知のとおりです。行政と市民との協働の第一歩が審議会、委員会等ではないだろうかと考えます。先ほど萩原議員からも審議会に女性の登用についての質問がありましたが、先般、地域婦人会が一部の地域で衰退しております。また、地域婦人会がない旧町もあります。このことから、女性の人材を見つけにくくなってきた、そのように思います。今、審議会に登用しています10%の女性を30%に増やすための方策はどう考えているのか。また、会社人間で地域になじみが薄かった方でも、いろんなキャリアを積み上げてこられた方もおられると思いますので、そういった違った視点を持つ方の知恵と力を新市で発揮してもらいたいと私は考えています。

先日も、総合計画のワークショップでの人選もなされたと思いますけども、今後また、いろんな機会があると思います。市として今後、この幅広い地域の中で人選をどうしていくのか、どういうふうな工夫をしていくのか、それについてお尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 近松議員の質問にお答えをいたします。

まず、平成18年度当初予算における各種団体への補助金の取り扱いについてでございます。それぞれの補助金の目的、経緯、活動実績、効果等を総合的に判断いたしまして、また公益性、公平性の観点に立ち、予算化をしたところでございます。合併後、間もないことから、旧1市3町において同一または同種の補助金については、今回、可能な限り、統合できるものは統合し、均衡を保つべきものは調整を図ったところでございますが、旧市町独自の補助金が交付されているものについては、従来の方針を引き継いだ補助金もでございます。

次に、今後の補助金交付の基準についてでございますけども、そもそも補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定されておりますように、普通地方公共団体はその公益上、必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるという根拠のもとに交付をいたしているところでございます。

合併前、各々の自治体がおかれていました地域性、いわゆる背景の中での行政運営において、この公益性を考慮しながら補助金の交付を行なっていました。今回の

合併で一つの自治体になりまして、新しい行政運営を行なっていくこととなります。したがって、今後もさらに補助を行なうことの目的、合理性、効果を整理、精査するとともに、交付を受けている各種団体、また対象となりうる団体等の現状をしっかりと把握いたしまして、公費の適切、効率的な支出に努めてまいりたいと思います。

それから、補助の本数でございますけれども、一般の補助で大体228件でございます。失礼しました、225本、7億2,759万9,000円ほど、それから上下水道、浄化槽、これらを含めまして全体で約18億7,731万1,000円、228本ほどでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 近松議員の各種審議会、委員会などの人選についての御質問にお答えをいたします。

現在は、各種審議会条例等の規定に基づき、役職をもって充てるほか、学識経験を有する者、そのほか市長が適当と認めた者から選任しているところでございますが、合併当初制定されました、地域協議会の構成員としての人選の要件では、公募による者、学識を有する者、当該地域自治区の区域内の公共的団体等の推薦する者の中から選任し、区域内の住民の意見が適切に反映されるよう、人選の規定がなされております。

今後は、市民のより幅広い意見を行政に反映させ、市民の自主的、積極的な行政参加の機会を提供するために行なう審議会等の委員の公募の制度確立と、あわせて各種団体等からの推薦による人選などを取り入れることにより、住民の意見が適切に反映されるよう検討してまいりたいと存じます。

また、男女共同参画推進条例も新たに制定され、女性からの委員登用も今後、推進されるものと思われれます。旧玉名市におきましては、女性を積極的に登用する目的で、審議会等において委嘱を受けた方を人材リストとしてリストアップしておりました。議員御案内のように、違った力を持った人や、様々な分野で知識と経験を有する人材を登録することができる人材バンクの設立について、今後、検討してまいりたいと存じますので、どうぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 補助金の交付の件に関しましては、今後、基準をまた見直していくという回答でありましたけれども、私は先ほど、新たに市民が同じ様な類似団体が欲しいという場合は、どういうふうな手続をしたらいいかということをお伺いしま

したけども、そのことについて回答がありませんでしたので、また再度お願いいたします。

それから、この補助金に関しては、私が取り上げましたのは、やはりこういう制度を知っている人はもらえているけども、同じ様な活動をしてもらえていない人がいるという問題があるということです。そういうことで、やはり出していくんでしたら、公平性を保つために公表すべきじゃないかというふうに思います。こういう条件でこういう団体の人には補助金を出しますということが、そういうことが知られませんか、非常に不公平になるんじゃないかというふうに私は考えます。そのことについてどうお考えになるか、答弁をお願いしたいと思います。

先ほどの、新たに申請したい場合はどうなるかということと、公平性の面です。

それから、今、人材をどうするかという面については、人材バンク等も考えているということを答弁いただきましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。私、直方市の資料をいただきましたけども、直方市ではやはりその人がどういう活動をしてきたか、どういう団体に属しているか、そしてまたどういうことに関心があるかということ、そのようなことを資料をもとに、人材バンク、登録制度をしております、その中から、各課で審議会等、またワークショップをするときに、そこに問い合わせるといふ、そのようなシステムをしているようですので、ぜひ参考になさっていただきたいというふうに思います。

この間の総合計画のワークショップのメンバーの名簿を見せていただきました。そのことに対して、私、全員に関して知っているわけではありませんので、適否を申し上げるわけではありませんけども、やはりいろんな専門性を持った方がそこに参加していただいたらよかったのではないかなというふうに思いましたので、そういう、どういう専門を持っている方が地域にいるのかということをもっと取り上げていった方がいいんじゃないかなというふうに思っています。

今のことで、御答弁お願いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 再質問でございますけども、お答えいたします。

類似した団体にということでございます。これにつきましては、なるべく統合するというふうな形で今、進めております。それに、補助、要綱ということがございますので、それに基づいて、その要綱に基づいて、実施しているということでございます。

公平性につきましては、先ほども申し上げましたとおり、上がってきたものにつきましては、やはり公平、公正、公明に、そういったところで行なっております。

○議長（松田憲明君） 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) 私が思いましたのは、例えば、いろんなボランティアをしている団体に、この団体には出ているけど、この団体には出てないということがあるわけですね。この団体は知っているからもらっているんだろうと思うんですけど、そういうことをしても出るというのを知らない団体はもらえないわけです。そういう意味で、公平性を保つためにこういう活動をしている人は補助金はもらえますよということをしていかないのかということをお尋ねしたわけでありまして。

○議長(松田憲明君) 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長(島津勇典君) 近松議員さんの質問を伺っておりましたが、非常にいろんなことに配慮された結果でしょう。抽象的な御表現でしたから、なかなか受け止めにくい部分もございますが、補助金等の申請があれば、その団体が適当であるかどうか、その応援をしてくれというような要請があれば、一つ一つ精査していく、基準をつくってこうやるというのはなかなかね、難しい部分もあるのかなと思いますが、あくまでもその団体の内容と言いますか、目指す方向ですとか、その辺を精査させていただいて、執行部で判断をする。場合によっては私の方で判断をさせていただくと。そういうことでいきたいと思いますので、何かこう、ちょっと抽象的お尋ねの仕方だものですから、どの問題、どのことかがちょっとつかみにくい部分がございますが、要約して統一見解として言わせていただくなれば、今後、そういう要望があった事項については、一つ一つ精査して、執行部あるいは私の方で判断をさせていただくと、そういうことで受け止めていただければと思います。いかがでしょう。

○議長(松田憲明君) 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番(近松恵美子さん) 市長とちょっと心が通じてないようですので、またお互いに、市長も先を急いでおられるようですので、お互いに心にゆとりがあるときに、ゆっくり話し合いをしていきたいと思っております。

次に移ります。今の問題は納得していませんけど、次に移ります。次は、元気なまちづくり、人づくりの一環としての健康づくりと介護予防対策についてお伺いいたします。

国保会計も苦しく、介護保険料も大幅に上げなくてはならない状況である今日、この7万3,000人の玉名市では、どのような健康づくり、介護予防戦略を持っておられるのかについて、お伺いいたします。

私は、合併しても小さな町のぬくもりを消さないようにしていきたい。そういうふうにならないうちにずっと思っておりました。しかし、横島町のように人口6,000人のところに3

人の保健婦がいたところ、そして旧玉名市4万5,000人に8人の保健師しかいなかったところとは、やはりぬくもりが、健康づくりに対する施策のぬくもりが違ってきております。これを薄く平等にした場合、やはり今までのぬくもりがなくなっていくのではないかということ非常に懸念しております。

そこで、人を増やすか、あとは大胆な発想の展開をして、この7万3,000人を見据えた戦略をとっていかなければいけないというふうに私は思っております。その辺で、どういうふうな戦略を持っておられるかお伺いいたします。

最後は、交通弱者対策についてお尋ねいたします。男性は、車を運転する方が多いので、あまり気にならないかもしれませんが、女性で年輩の方は車の免許を持っていない方が多いので、ご主人がおられるときは不自由しないのですが、夫に先立たれると、途端に買い物、通院、公的機関主催の行事に参加するのに不自由になり、行動範囲が狭まってきます。バスがなくて不自由という声が多いにもかかわらず、バスの利用が少ないという現状でありながら、市はバス会社に補助を出しているわけです。先日、北牟田の方から、バスを走らせてほしい、どこにも行けないと言われてまして、本当に図書館が立派でも、市民会館で何があろうと、交通手段を持たない人にとっては公共政策の恩恵をこうむることがないんだなと、しみじみ思っておりましたところ、すぐ近くに立派な道路をつくる計画を聞きました。もうできたのかもしれませんが。産業経済委員会の方に説明を受けまして、この道路ができれば、天水からミカンの選果場まで早く来れるんだというふうな説明を受けました。その近くの方が、バスがバスがと言われるんです。道路はできてもなかなか免許を持たない人にとっては何の恩恵もこうむらないんだなということを、非常にしみじみと感じました。北牟田に限らず、選挙で回ってみますと、何処の地域でも本当に車がないと暮らせないところばかりであります。市の広報を見ても、高瀬蔵のチラシを見ても、車がないから関係ないと思っている人のことも考えていただきたいと思います。

新市建設計画には、バス路線網の整備と書いてありますが、総合計画を策定するに向けて、どうお考えかお聞かせください。

また、玉名市は福祉センターに福祉バスを出しておりますが、他の3支所では出しておりません。このあたりも今後どう調整されるのか、お伺いいたします。

先ほど、天水の議員さんから介護保険料も、それから保育料も天水は上がってという声が聞かれました。横島に昔から常駐していた図書室には図書の先生がいるのが当たり前であった横島の図書館からも司書が引き上げられます。岱明町も中学校、小学校の図書司書もいなくなります。そういうふうに、それぞれ我慢しているところもありながら、このバスのところだけが公平になっていないんじゃないかというふうに思っております。その辺どう考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 近松議員の質問にお答えいたします。

まず、元気なまちづくり、健康づくり事業として、一般市民を対象に健康体操教室、ゆったりストレッチ教室、老人大学、健康ダンスなどを実施しておるところでございます。今後、これらの各教室を旧1市3町で実施し、多くの市民の方々が身近で受講できる機会を増やし、自分の健康づくりに役立てることができるようにしたいというふうに考えております。また、自分自身の健康づくりのためでなく、健康づくりのリーダーとして活躍できるようなリーダー育成も重要であると考えております。

元気な人づくりについては、現在、健康な町づくり市民座談会、食生活改善推進員協議会、ヘルスマイトですけれども、保健推進員並びに健康運動普及リーダーが活動しております。今後も、地区組織活動として継続し、自主的な活動が活発になるように支援し、市隅々まで行き渡り、一緒に活動していく仲間を増やしたいというふうに考えております。

食生活改善推進員においては、平成18年度も食生活改善推進員養成講座を開催し、育成していく予定でおります。また、国の健康増進法、健康日本21、医療制度改革などで、内臓脂肪症候群を中心とした生活習慣病の予防対策を重点的に取り組むことが急務とされており、今後の新玉名市の健康づくり、介護予防の方向性、戦略も、内臓脂肪症候群を中心とした生活習慣病の予防対策を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

介護保険利用者を見てみますと、脳卒中、心疾患が原因で要介護状態になっております。その原因は、生活習慣病を起因としており、青壮年層の生活習慣病を予防することが、将来的に介護予防、要介護者の減少につながっていきます。介護状態になっている原因を絶たなければ、悪循環となります。

今後の健康づくり活動の方向性と戦略としては、健康データやレセプトデータを有効に活用できるソフト等を活用し、個別に健康相談や訪問活動を行なう保健活動に取り組みたいと考えております。

現在の健診内容では、重大な合併症に進んでいく糖尿病予備軍の把握ができません。国は、糖尿病予備軍の25%減少を目標に上げておりますので、予備軍を早期に発見できる健診内容を検討し、体制整備を図ることが必要と思われます。また、生活習慣病を改善する保健指導を行なうことが重要であり、現在、内臓脂肪症候群、面接技術の向上などについても、保健師等も自主学習会に参加し、保健師の指導力向上、力量形成に努めております。

また、新市となり、保健師の顔が見える地区担当制など、保健師活動のあり方も再

検討し、さらに平成20年度の医療制度改革に伴い、国民健康保険の保険者である市町村に、市町村検診、保健指導事業計画が義務づけられているため、これらを踏まえ、平成18年度で新玉名市保健計画を策定する予定であります。

今後は、市民の皆様が安心して健康に暮らせるまちづくりに展開できるよう、議員各位の御理解と御協力のほどをお願いいたします。

続きまして、福祉バスにつきまして、市民部の方から御答弁をさせていただきます。交通弱者対策、その中で、福祉バスの今後についてでございますけれども、玉名市福祉センターへの送迎バス運行につきましては、旧玉名市が福祉センターの管理運営を委託しておりました旧玉名市社会福祉協議会に対しまして、国際ソロプチミスト玉名から9人乗りワゴン車1台が贈呈されたのを契機に、平成14年9月、路線バスの停留所から遠く離れた高齢者の方々の福祉センターの利用促進を図るために実施し、平成16年7月には旧玉名市が、同じく29人乗りマイクロバス1台を購入して、現在、2路線で運行をいたしております。

ところで、福祉バスにつきましては、1市3町の合併協議会の分科会において、それぞれの町の温泉施設や福祉施設等への福祉バス路線についても検討した経緯がございますが、陸運局や関係機関等との調整もあり、協議の結果、平成17年2月の合併協定におきましては、福祉バス事業については、既存路線は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規路線については、合併後、関係機関と協議するというふうに定めております。今後も調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

また、議員の御指摘のように、市民の方からは、通院、買い物、公的機関の利用など、生活の中で不便の声をよく耳にしますが、交通手段がないことから、活動範囲が自然と狭くなってしまい、閉じこもりに至ることもあるため、現在、市では外出支援サービス事業を実施し、対応しているところでございますが、今後はより総合的な取り組みの必要性を感じております。

なお、現在、玉名市福祉センターへのバスの運行は、利用者は高齢者のみに限定され、また途中下車もできません。今後、将来的構想といたしまして、他の3町の福祉施設等も含め、送迎バスの運行には高齢者のみでなく、交通手段を有しない方や、交通利便性が低い、いわゆる交通弱者への拡大と途中下車ができるような運行形態についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） 地方バス路線について、企画財政部よりお答えをいたします。

今後の地方バス路線のあり方は、費用対効果を含め、高齢社会が進むにつれて、自家用車等が運転できない高齢者の方々が増加しているものと予想されます。

本市のバス対策事業として、そのような地域住民の足を確保するため、事業者等に対し必要な措置を講じ、移動手段を確保しているところでございます。その運行については、平等性やサービスの一体性ととも、地域のニーズに合った運行が図られるよう、努めているところでございますが、利用率の減少が依然として続いており、費用対効果の面からもさらなる対策が必要であると認識をしております。

モデルケースとして、コミュニティバスや乗り合いタクシーの導入等につきまして、他市の状況等を分析した上で、また現在、市単独で運行しています福祉バスの現状も踏まえまして、市民の方々が利用しやすい、利用したくなるような交通手段の確保が得られるよう、十分に検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 近松恵美子さん。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

○7番（近松恵美子さん） 交通問題というのは、本当に難しい問題だと私も思っております。どうか老人会とかいろんな方の声も聞かれまして、そしてまた、今、免許を持たない方がどのくらいなのかとか、そういう実態を把握されまして、慎重に検討いただけましたらありがたいと思っております。

先ほど答弁いただきました、健康づくり、介護予防事業につきましては、私の戦略としたしましては、やはり多くの方が本当に町は、市は元気づくりをしてきてるなというふうに感じられるように、もっといろんな人が参加できる、東洋の養生法を導入していただきたい。その方がもっといろんな人が参加できるんじゃないかというふうを考えております。

健診で異常がある方に対して、いろんな施策をしていく、保健指導していくということも大事なことでありますが、人間の体が健診でわかる部分は一部分であります。一般の方は、健診で異常がなくても、腰が痛かったり、膝が痛かったり、元気がなかったり、いろんな健康問題を持っておられます。命に別状がないと、なかなかそれが表面に出ておりませんが、そんなところから民間のいろんな教室に通っておられるんだと思います。今注目されています太極拳やヨガや、その他気功法、いろんな健康法があると思いますので、ちょっと視点を変えて、そういう健康法も導入していただけたらいかがかというふうに思っております。

そしてまた、それを効果的に展開するためには、財政に負担をかけないように、効果的に展開するためには、やはり市の事業から自主グループを立ち上げるように支援していく。いつまでもかかわっているんじゃなくて、自主グループであとは対応していく

というような方策を取った方がいいのではないかと思います。

私、この間、武道館の健康教室に行かせていただきまして、そこで本当に喜んで体操教室に来ておられましたけども、1年経ってもまだまだ楽しくて、継続して来るんだというふうに言われておりました。申し込みが多くて、申し込み順ですので、何年も来ている方もいるけども、新規に来て申し込みが遅いとそれを受講できないんだということ言われていましたけども、こういうふうなもの、指導者を育成したり、自主グループに移していけば、もっと多くの方が参加できるんじゃないかなというふうに考えております。

そういう面で、私は7万3,000人に対して、本当に元気づくりをやっていくときには、今の健診の結果を中心とした保健指導だけでなく、東洋の養生法と、それから自主グループ、そして指導者育成、そういうものを中心にしていただきたいというふうに思っております。

また、私たちの知らない既存のグループもたくさんあります。男性でしたら居合道とか武術の方が健康法として何か取り組みやすいかもしれません。それから自主グループで講師を中心に、私たちが知らないところで太極拳とかヨガとかしているグループもあると思います。そういうグループをどんどん広報等で紹介していただいて、人と人が結びつくような、そういうふうな方策をしていただきますなら、お金が要らなくても自主的に皆さん健康づくりに励んでいただけるんじゃないかなというふうに、私はそういうふうに考えております。

そういうことで、今までなかった部門でありますけども、指導者、自主グループ、それから東洋の養生法、それからまた既存のグループをもっと知らしめていくということ、そういう方策も取り入れていただけるかどうか、その辺について、また見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

健康づくりや介護予防事業に、東洋の養生法を取り入れたらどうか。そしてまた、そういう自主グループの情報提供をしたらどうかというような御質問だったと思います。現在、玉名市の各講座や自主的なグループにより、旧岱明町にあってはヨガ、そしてまた気功、旧横島町にあっては太極拳、旧玉名市においては自主グループの活動等が盛んに行なわれているところがございます。これらはゆっくりした動きであるため、高齢者健康づくりや介護予防に非常に効果的であるというふうに思っております。

しかし、旧玉名市で行なわれている、これらの自主グループの活動、教室については、あまり知られていないというのが現状ではないかというふうに思います。そういう

ことで、ただいま議員の方から御指摘のとおり、これらの情報をネットワーク化し、また広報等で紹介をしたり、関係各課との連携をして、どこにいても市民の皆さんが参加できるようにしていき、そしてまた身近な地域リーダーを育成していきたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 私、住んでみて良かった町、この町はいいなって思うのは、やはり友達がたくさんできる町だというふうに思っております。そういう意味で、健康になるというのは、単なる何を食べたかだけじゃなくて、非常に楽しくなる、嬉しくなるということも健康の素ですのでですね、人と人が集い合えるような、そういうふうな事業をこれからもどんどんしていただきたいということをお願いしまして、これでお終りにします。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明10日、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時37分 散会

第 3 号

3 月 10 日 (金)

平成18年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成18年3月10日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 11番 青木 議員
- 2 23番 吉田 議員
- 3 2番 中尾 議員
- 4 15番 大崎 議員
- 5 4番 北本 議員
- 6 16番 松本 議員
- 7 6番 前田 議員
- 8 17番 江田 議員

日程第2 議案の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 11番 青木 議員
 - 1 三位一体改革と地方財政について
 - 2 障害者自立支援法について
 - 3 グループホームの防火安全対策について
- 2 23番 吉田 議員
 - 1 平成18年度予算（案）について
 - (1) 予算の編成と特色（重点配分）について
 - (2) 中学校建設費に関連して
 - (3) 市立幼稚園について
 - 2 教育問題について
 - (1) 教育特区（土曜スクール）について
 - 3 安全で安心して暮らせる社会
 - (1) 玉名市九州新幹線湯水被害対策連絡協議会について
 - 4 カーアイランド九州構築と企業誘致について
- 3 2番 中尾 議員
 - 1 玉名市保育所の保育料について

- 4 15番 大崎議員
 - 1 上水道の計画について
- 5 4番 北本議員
 - 1 玉名市のごみ対策について
 - 2 学校へ行けない子どもたちへの取り組みについて
 - 3 指定管理者制度について
- 6 16番 松本議員
 - 1 玉名市のホームページについて
 - 2 玉名ブランドの育成について
 - 3 カーアイランド構想について
 - 4 幼少期における食育について
- 7 7番 前田議員
 - 1 下水道について
 - 2 玉名中央給食センターについて
 - 3 指定管理者制度について
 - 4 財政運営について
 - 5 市民サービスの低下について
- 8 17番 江田議員
 - 1 新庁舎建設について
 - 2 新幹線駅周辺整備について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（30名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 萩原雄治君 | 2番 中尾嘉男君 |
| 3番 宮田知美君 | 4番 北本節代さん |
| 5番 横手良弘君 | 6番 前田正治君 |
| 7番 近松恵美子さん | 8番 作本幸男君 |
| 9番 福嶋譲治君 | 10番 竹下幸治君 |
| 11番 青木壽君 | 12番 森川和博君 |
| 13番 内田靖信君 | 14番 高村四郎君 |
| 15番 大崎勇君 | 16番 松本重美君 |
| 17番 江田計司君 | 18番 多田隈保宏君 |

19番 永野忠弘君
21番 高木重之君
23番 吉田喜徳君
25番 田畑久吉君
27番 堀本泉君
29番 杉村勝吉君

20番 林野彰君
22番 本山重信君
24番 田島八起君
26番 小屋野幸隆君
28番 松田憲明君
30番 中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	高根政明君	事務局次長	梶山孝二君
次長補佐	中山富雄君	書記	和田耕一君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	助役	高本信治君
総務部長	谷口強君	企画財政部長兼 玉名総合支所長兼 玉名自治区事務所長	荒木澄人君
市民部長	田上敏秋君	福祉部長	元田充洋君
産業経済部長	前濱健一君	建設部長	島崎正君
地域自治区 調整総室長	井上了君	岱明総合支所長兼 岱明自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水自治区事務所長	望月一晴君
企業局長	中原早人君	教育委員長	坂本清一君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（松田憲明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことといたします。

11番議員 荒木 壽君。失礼しました。青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） おはようございます。公明党の青木壽でございます。議長、前のときも間違えられましたので。

○議長（松田憲明君） 申し訳ございません。お詫びして訂正します。

○11番（青木 壽君） 名前とは固有のものでございますので、お間違いのないようにお願いします。

では、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに三位一体と地方財政についてお尋ねをしたいと思います。地方自治体の自主性を高めることで、住民サービスの向上と行政の効率化を目指す三位一体改革が決着をいたしました。三位一体は御承知のように国、地方の財源のあり方について。①番地方向けの補助金の思い切った削減。②国から地方への財源移譲。③地方交付税の見直しという3つを同時に行ない、地方の自主性を高めるために行なわれる改革と言われております。補助金改革は4兆7,000億円規模で行なわれ、それに伴って国から地方へ3兆円の財源移譲が行なわれます。ですから地方は財源が移譲されたものについてどこにどう振り分けるか、差額については廃止を含め、どう事業を見直しされたのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。また地方交付税は総額で5兆1,000億円削減されました。これまでは基準財政需要と基準財政収入の差額で足りない部分については国から交付金、交付税で補てんする仕組みになっていて、必ずしもその事業の質や規模を厳格に吟味されてこなかった、そこもきちんと見直していく努力が必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に具体的にお尋ねします。特別養護老人ホームなどの介護施設整備に対する補助金が廃止されます。それは財源移譲されたわけでありますから、どれだけの施設を整備するか効率だけでなく、民間の社会法人への助成を含めて何をどれだけつくり、何を支援していくか、独自に判断していくこととなります。削減された補助金相当額には当面地方債をあてることも認められておりますから、それらを活用する考えがあるかないか

お尋ねをしたいと思います。

次に、児童手当についてお聞きします。児童手当も財源移譲されました。これも市町村でどう対応するかということでもあります。東京新宿区では中学3年生まで児童手当を拡充しました。またさらに東京都千代田区では、胎児、これは妊娠5カ月から18歳高校3年生まで、この児童手当を支給することがほぼ決まりました。ほかに支給額の上乗せやクーポン券での上乗せ支給を選べる自治体など独自に組み立てる例も増えております。現場のニーズに応じていろいろなバリエーションが考えられますが、いかがお考えでしょうか。

次は、公営住宅であります。公営住宅家賃対策補助も一般財源化されました。この補助金も廃止されましたが、家賃は公営住宅法に基づいて設定するという仕組みは変わっておりません。そこで補助金が廃止された分、家賃の変動影響があるのかお尋ねをいたします。また2006年以降に管理が開始される公営住宅については、地域住宅交付金で家賃対策が講じられることになりました。そこでこの交付金の活用についてお尋ねをいたします。

最後に、国と同様地方での行政改革の推進についてお尋ねをいたします。政府は昨年末に行政改革の重要方針を閣議決定しましたが、この方針の柱になるのが事業仕分けであります。公務員が携わる仕事について本当に必要かどうか、誰が担うべきか、民間に任せることはできないのか、そういうことを仕分けして効率を図っていくことでもあります。この考え方は当然地方自治体にも当てはまると思います。地方分権の立場から国が地方のことを直接決めるわけにはいきませんが、行政改革の重要方針でも地方が主体的に定数を定める分野の職員について仕分けによる効率化で地方に努力を要請する旨を明記いたしました。事業を仕分けするポイントは外部の人を交えること、また公開の場でのチェックをすることと言われております。市町村なら県や他の市町村、民間関係者など外部の人を交え、オープンに論議すべきだと思います。そして聖域を設けず、あらゆる事業を対象にどういう姿勢で取り組むかが重要であります。国ではこれまでの一般会計の分野ばかり論議され、特別会計の中身まではなかなか論議されず、むだの温床とも指摘されております。地方自治体でも特別会計とか第3セクターなど目が届きにくい部分も例外なく、チェックしていく努力が大事と思いますが、この事業仕分けについていかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

これらの答弁をお聞きしたうえ、質問をさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

〔企画財政部長 荒木澄人君 登壇〕

○企画財政部長（荒木澄人君） おはようございます。青木議員の三位一体改革と地方財政についてお答えいたします。

まず、税源移譲されたものをどう振り分けるか、差額の分について廃止を含めどう事業を見直しされたかについてでございますけども、平成18年度の三位一体については児童手当等の影響はありますが、所得譲与税より補てんされており、影響はほとんどありません。また事業についても影響はないものと考えております。なお19年度分については所得税から個人住民税への税源移譲の方向となります。本市の影響はまだはっきりいたしておりません。

次に地方交付税制度についてお答えをいたします。この制度は、どこの市町村も標準的な財政運営ができるよう毎年基準財政需要額と基準財政収入額を算出し、その差額を補てんするために交付されております。しかしながら地方交付税の推移については、前年度と比べ、平成13年度5%の減、平成14年度4%の減、平成15年度7.5%の減、平成16年度6.5%の減、平成17年度0.1%の増、平成18年度5.9%の減となっております。今後財源補てんとしての交付税制度が継続されるかどうかは不透明なところでございます。

次に、削減された補助金相当額には当面地方債を充てることも認められておりますが、平成18年度の地方財政計画によりますと、三位一体の改革に伴い、廃止税源移譲される施設整備費補助金にかかる施設整備について地方公共団体において引き続き必要な事項を円滑に実施できるよう特別の地方債による財源措置が全国で700億円程度計画されております。詳細につきましてははっきりしておりませんが、大部分は県の発行分と考えております。

次に地方における行政改革の重要方針についてお答えをいたします。国においては、官から民へ、国から地方へ等の観点から行政改革を推進しているところでございますが、今後小さくて効率的な政府への道筋を確かなものとし、財政の健全化と行政に対する信頼性を確保するため昨年12月24日行政改革の重要方針が閣議決定されております。事業仕分けの考え方については行政改革の重要方針の中でも透明性の確保に配慮しつつ、民間関係者等の意見を聞く場を活用しながら事業の要否及び主体について仕分けを行ない、効率化を図ることとされているところであります。一方、本市においては、今月末の公表に向けて平成22年4月1日までの定員管理の具体的な数値目標を含む集中改革プランを策定しているところであり、行政改革大綱につきましては、このプランを取り込む形で合併後1年をめどに策定を進めていく予定といたしてあります。行政改革大綱の策定にあたりましては、事業仕分けの考え方も参考にしながら外部の有識者等の意見を聞く場を設け、透明性、客観性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） おはようございます。青木議員の児童手当につきましてお答えいたします。児童手当でございますが、18年4月から子育てを行なう家庭の経済的負担の軽減などを図る観点から、支給対象年齢が小学校3学年修了前までから小学校6学年修了前まで引き上げられ、所得制限も支給率がおおむね90%になるように所得制限額の引き上げを行ないます。この改正も三位一体改革、税制改革などに伴うもので、国と地方公共団体の負担割合も見直されます。国の3分の2の負担金が3分の1に引き下げ、県や市の6分の1の負担金がそれぞれ3分の1に負担金引き上げになります。自治体によっては、少子化対策の一環として先ほど議員も質問の中でお触れになりましたが、独自の支援を行なっているところもございますが、本市といたしましては児童手当制度が来年度から国の施策として拡充されますので、しばらくはその動向を見極めてまいりたいと考えております。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） おはようございます。青木議員の御質問にお答えいたします。介護施設等に対する補助金の一般財源化についてでございますけども、ただいま青木議員の方から御指摘ありました補助金につきましては、地域介護福祉空間整備等交付金のことと存じます。この交付金は都道府県交付金と市町村交付金がございます。国は、平成18年度から特別養護老人ホームなど広域利用型施設の整備にかかる都道府県交付金は、施設整備がある程度整ったとして廃止し、都道府県等に税源移譲することにいたしました。一方、今後介護施設の整備につきましては、小規模の地域密着型施設を重点的に整備していくということにして、このような面的な整備を支援する市町村交付金はその対象範囲を拡充する方向で、今検討をされているところでございます。その内容といたしまして、地域密着型サービス拠点等の整備のための交付金と地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備等のためのソフト面の交付金、そして既存特養の個室ユニット化改修等の先進的な事業に取り組むための交付金などとなっているところでございます。ただいま青木議員の方から御指摘ありました財源等につきまして地方債等の利用はどうなるのかというような御質問ございましたけども、この件につきましては今交付金等ですね、申請のスケジュール等がまだ示されておられませんけども、そういうスケジュールに基づいて示されるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） おはようございます。青木議員の公営住宅の家賃対策補助

金廃止についての御質問にお答えいたします。現在、国において家賃対策補助金の廃止について議論がなされておりますが、まだ国からの正式な通達や県からの明確な回答も得られておりません。なお、廃止された場合において、税源移譲となるのか地域住宅交付金に上乗せされるのかなどの議論の結論も出ておりません。議員御質問の家賃の変動についてでございますが、現在市営住宅の家賃は公営住宅法施行令の家賃算定基準に基づき、入居者の所得に応じた応能応益方式により決定いたしますので、家賃対策補助金が廃止されてもそれを理由とした家賃の変動はございません。

次に、地域住宅交付金の活用についてでございますが、これも三位一体の改革として、平成17年度より公営住宅建設事業等の国庫補助金が廃止され、そのかわりとして地域住宅交付金が創設されております。平成17年においてはこの地域住宅交付金の活用を図り、公営住宅ストック総合改善事業として糠峯団地及び一本松団地の外壁改修工事を施工をいたしております。また平成18年度においては糠峯団地及び明神尾団地の外壁改修工事と新立石団地の耐震診断について、地域住宅交付金より整備を図りたいと計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 11番議員 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） まず再質問で、行政改革の中で先ほど話もありましたけど、地域住宅交付金でいわゆる公営住宅の周辺の民間住宅をそれを面として、整備する必要がある、これを活用できるということが明記されております、民間住宅で。実際、東京の区や市では、この交付金を使って耐震診断や耐震改修、ブロック塀の耐震改修助成に積極的に活用されてますが、この交付金のそういった活用はできないのか、再質問します。また、児童手当等の子育て支援についてお話ありました。これ関連して国もこういう4月から児童手当を小学校3年生から6年生まで拡充、そしてまたこの秋の医療改革におきましては出産一時金が従来30万円のものが35万円と。また乳幼児の医療の医療費についても今3歳までが2割負担でありますけども、秋の医療改革によってこれが就学前まで2割になるということで、この間も質問した乳幼児医療の現物支給が多少いろいろ手続が簡素化されて、今度は個人の負担についても就学前まで2割負担ということで、若干払う分についても改正されるのかなと。また不妊症の治療についても従来特定の不妊症に対して、夫婦に対して年間10万円の助成する制度を現行2年間を今度は通算5年に延長するそうです。そういったいろいろな形で国からも、この子育て支援策については示されております。これからも大変な問題でありますけども、市長にこの子育て支援策について市長の立場で御所見いただきたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 青木議員の地域住宅交付金を活用して、民間住宅の耐震診断や耐震改修等ができないかとの御質問にお答えをいたします。地域住宅交付金と交付金の対象となりますのは、震災時に建築物の倒壊によりその敷地に面する道路の閉塞が生じ、多数の方々の避難や消火活動等が困難となる恐れのある地区に存する住宅で、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に策定された道路に接し、熊本県などの特定行政庁が地震に対して安全な構造とするよう勧告を行なったものとなっております。また、事業を行なうには、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、都道府県において建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画書が策定され、それをもとに市町村においてもその計画書を策定する必要がございます。現在、熊本県において地域防災計画の避難地や避難路及び緊急輸送道路に面する地域等を検討し、計画書を策定をしておられると聞いております。その計画書が策定されました時点で県内他市の対応も勘案しながら計画書の策定に努め、地域住宅交付金も含めた補助金の活用を検討してまいりたいと存じます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。また今日1日御苦労さまですが、よろしくお願ひいたします。今、青木議員から子育て支援に対する市長の見解といいますか所信をというお話でございます。お話がありましたように児童手当でありますとか、出産時の補助金でありますとか、国においていろいろと施策が充実していただいているのは、結構なことだと歓迎をしております。この7月1日から、たばこが値上げになります。1本1円の増税になるわけですが、この案が議論されたときに増税案でほとんど議論がなかった、大方が賛成をした。それは、その1本1円の値上げが児童手当の財源として計算されているというような説明の中で行なわれたからであって、私も愛煙家の一人としてこれ禁煙はでけんあつと、そういうふうには思っておりますが。公明党を中心にして与党の方で児童手当を中心にしていろいろと子育て支援といいますか、少子化対策といいますか、充実をしていただいていることに敬意を表したいと思っております。そこからくる地方自治体の負担が事柄によって厳しくなってくることも事実だと思っておりますが、それはそれで対応していくのが地方自治体の責任であろうと思っております。同時に、先ほどちょっと地方自治体によっては、いろいろ独自の取り組みをしている行政もある、玉名市としてはどう思うかというような御趣旨だろうと思っておりますが、指摘されたからということじゃなくて、子育てというよりもむしろ大きく捉えて少子化対策といていいのかも知れませんが、東京大都市部の子育て支援、少子化対策と地方、私どもの

玉名におけるものが全く同じとは私は思いませんが、衆知を集めてこの18年度に入りましたら玉名に合った少子化対策、どういうことが考えられるのか、私は取り分け強い関心を持っておりますので、いろんな例にとらわれず、玉名における少子化対策、どういうことが考えられるのか広範に議論を深めて、いずれ議会の皆さんに御提示をする時期があると思って、既に私ども執行部の中枢の方では、そういう準備といたしますか、話し合いといたしますか、始めているつもりでございます。よろしく願いをいたしておきます。

○議長（松田憲明君） 11番議員 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 市長、大変ありがとうございました。子どもは、まさに未来からの私は使者だと思います。子どもを大切にしない社会には未来はない、このようにいつも思っております。どうかハードまたソフトを含めた形で両面御支援いただきますよう要望しておきます。

2番目に入ります。2番目の障害者自立支援法についてお尋ねをしたいと思います。障害者が地域で安心して生活できるサービスの基盤整備を目指す障害者自立支援法が来月の4月から施行されます。この支援法はどこでも誰でも、必要なサービスを公平に利用できるよう障害者福祉施設施策をほぼ半世紀ぶりに抜本改革するものであります。現行の支援費制度は実質的に財政破綻をしている現状を踏まえつつ、障害種別、これには身体、知的、精神、これがばらばらであった障害福祉サービスの一元化を初め、全市町村、都道府県への障害福祉計画の策定を義務づけ、障害程度区分の導入など全国共通の利用ルールの整備、本格的な就労支援の実施、定率1割負担の導入など利用者負担の見直し、施設基盤などの規制緩和といった広範な改革を一体的に推進をいたします。

しかし、制度が大幅に変わるため障害者の不安も大変大きいと言われております。施行に向けた最後を決める詰め作業が進んでいると思いますが、障害者自立支援法の目的に反して、どこかでサービスの水準が低下したり、制度変更のはざ間で苦しむ人が出ないようにするためにも最新の注意が必要だと思います。そこで、利用者の不安を少しでも払拭できるよう6点にわたってお尋ねをしたいと思います。

まず1点目に利用者負担などの変化について、当事者へのわかりやすい迅速な情報提供をどうするのか。2点目に利用者負担の社会法人減免について、社会法人以外への弾力かつ適切な適用をされるのか。3点目に地域支援事業、これには移動支援やコミュニケーション支援、また日常生活用具の給付、貸与などがありますが、これらに対して適切な質と量の確保がどうなっているのか。4点目に重度障害者に対するサービス水準が低下しないように国庫負担基準の特段の配慮がされているか。5点目に小規模作業所

の新たな事業体系のスムーズな移行に向けた要件の緩和はされているのか。そして最後に自立支援医療に対して、更新、継続の申請時に必要な診断書の費用の減免措置や自治体の代理支払制度、委任支払制度の導入など利用者負担への配慮がされているかどうか。まとめて6点お尋ねをしたいと思います。

次に3番目、グループホームの防火安全対策についてお尋ねをいたします。平成18年1月18日の未明、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームにおいて火災事故が発生し、入所者から死者7名を出すという惨事がありました。原因については現在調査中ですが、今回の火災事故は介護保険制度が始まって以来の惨事であります。グループホームは、認知症の高齢者が職員から介護を受けながら5人から9人ほどで共同生活をする介護保険サービスであります。特別養護老人ホームなど大きな施設よりも初期投資が少ないことや、地域の中で暮らすという考え方が支持されて急増してまいりました。施設の小規模化は高齢者介護の一つの流れになり、このグループホームは現在全国に約7,600カ所が整備をされております。認知症高齢者は現在170万人いると想定され、2030年には約350万人まで増えると推計をされております。グループホームは今後認知症の高齢者ばかりでなく、知的精神障害者向けにも整備が進められております。今回の火災を教訓に、非常時安全確保を早急に進める必要があると思います。そこで4点についてお尋ねをいたします。①夜間における避難体制、近隣や消防署との協力体制の総点検はどうなっているか。②自動火災報知機の設置や点検と、その対応について。③夜間における人員配置。④グループホーム以外の小規模施設での点検整備は進んでいるのか。以上、4点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 青木議員の障害者自立支援法についてお答え申し上げます。平成18年4月より施行されます障害者自立支援法の概要につきましては、障害種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療などについて、共通のサービスで一元的に提供する仕組みが創設されたものであると認識いたしております。御質問の利用者負担などの変化について、当事者へのわかりやすい迅速な情報提供をどのようにするのかということにつきまして、障害者の方が福祉サービスなどを利用された場合、利用されたサービスの量などや所得に応じた公平な利用者負担を求めることとなります。また、食費及び光熱水費が自己負担になることが大きな変化でございます。よって玉名市としては、既に2月1日号の広報たまなで制度改正の内容をお伝えするとともに支援費制度を受けている方々全員に対し、利用者負担の変化など障害者自立支援法の内容につきまして、資料を送付し情報提供を図っているところでございます。さらに、玉名市管内の施設につきましてもパンフレットを

配布する予定でございます。

次に、利用者負担の社会福祉法人減免について、同法人以外の弾力的かつ適切な適用が必要ではないかという御質問についてでございますが、利用者負担の社会福祉法人減免は通所サービス、入所施設、ホームヘルプについて、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、施行後3年間は経過措置として収入や資産が一定以下であれば社会福祉法人で減免の対象となります。この場合、一つの事業所における上限額は月額負担額の半額となります。また、この利用者負担の社会福祉減免は原則社会福祉法人でございますが、その地域にサービスを提供する社会福祉法人がない場合は他の法人でも認められることになっております。次に、移動支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、貸与などの地域生活支援事業の適切な質と量の確保は可能かとの御質問についてでございますが、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施し、効率的かつ効果的な事業実施を可能にするため地方自治体の実施主体として事業の展開を図っていくこととなります。よって、今後平成18年10月からの実施に向け、事業の実施方法や利用者負担金、低所得者の方々へも十分配慮しながら進めてまいります。適切な質や量を確保するため、県や近隣の市町とも協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、重度障害者に対するサービス水準が低下しないよう国庫負担基準の特段の配慮がされているかとの御質問でございますが、重度障害者の方々には障害者自立支援法における新サービスとして、重度の肢体不自由者で常に介護を必要としている方に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを行なう重度訪問介護、また介護の必要性がとて高い方に居宅介護等複数の整備をサービスを包括的に行なう重度障害者等包括支援などが新たにでき、新サービスの面において細やかな配慮がなされております。

次に、小規模作業所の新たな事業体系へのスムーズな移行に向けた要件の緩和は可能かとのことですが、小規模作業所はNPO法人か社会福祉法人格を取得し、無認可から認可事業へと切り替わることにより、平成18年10月から地域活動支援センター以外にも就労訓練等の新体系サービスに移行し、事業実施に応じた報酬を得ることも可能になってまいります。

障害者自立支援法関係最後の質問の自立支援医療に関して、更新継続の申請時に必要な診断書の費用の減免措置や自治体の代理支払制度、委任払制度の導入などによる利用者負担への配慮はできないかという質問につきましてですが、自立支援医療に関して、更新、継続の申請時に必要な診断書の費用の減免措置や自治体の代理支払制度、委任制度の導入などによる利用者負担への配慮等は今のところございませんが、負担を軽減する措置といたしましては、原則は定率1割負担ですが、医療保険の自己負担限度額

と同額が上限になります。加えて所得の低い方や継続的に相当額の医療負担が生じる方にはさらに低い上限が設定してあります。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 青木議員の御質問にお答えいたします。グループホームの防火安全対策についてでございます。まず、青木議員の方からも御発言ありました長崎県大村市の認知症対応型共同生活介護施設安らぎの里さくら館の火災により7名の高齢者の方が犠牲になられ、大変痛ましく思い犠牲となられました方に対して心から哀悼の意を表します。

議員御質問の夜間における避難体制についてでございます。玉名市には現在9カ所13ユニット定員117名でございますけれども、の施設がございます。現在事業所の管轄につきましては、県の指定業務となっており、市の立ち入り等の権限はございません。しかしながら、総務省消防庁が本年1月11日に全国都道府県を通じて、消防法に基づき全国一斉に立ち入り調査を行なったばかりでございます。管内においても有明消防本部において調査が実施され、玉名市内もグループホームと300平方メートル未満の宿泊を伴う3施設について消防法に基づき、1月20日までに立ち入り調査を実施し、調査されたところでは、消防法に基づく違反で防災カーテン、誘導灯などの不備が数カ所あったため現在指導しているところをお聞きしているところでございます。2番目の自動火災報知設備、緊急設備の点検についてでございますけれども、自動火災報知機や緊急通報装置等につきましては、300平方メートル未満の施設は現在消防法で義務づけされてはおりませんが、大村市のグループホームの火災を受けて消防庁では認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策検討会が開催されているところであり、その結論に基づき、消防法に基づく規制について所要の改正が行なわれる予定となっております。3番目の夜間における人員配置についてでございます。現在夜間については宿直で対応していますが、平成18年4月以降は夜勤体制が義務づけられるというふうになっております。4番目のグループホーム以外での点検整備についてでございますが、市内には高齢者を対象とした宿泊を伴う施設が数カ所ございますが、正式な介護保険施設でございませんので、指導監督権の権限はございません。しかし、平成18年4月からグループホームなどの地域密着型施設につきましては市が事業所の指定をするように制度改正が行なわれますので、今後事業所とも十分協議をしながら、長崎県で起きたグループホームの火災のような事故が2度と起こらないように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 11番議員 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 障害者自立支援法、これについてもちょっと昨日いろいろお話した中で、いろんな形が一遍に4月から動くんでないよという話も聞きました。確かに大変だと思います。そういったものについて、これから今後私なんか特に思いますは、一番懸念するのは就業支援を含めた所得の確保が本当にできるのかなあとか言う大変難しい問題になりますけども、どうか障害者の声が少しでも反映されてより良い制度になるよう当局の最大限の努力をお願いしたいと思います。

また、グループホームについても先ほどお話しありましたけども、現在スプリンクラーの設置義務はないわけであります。非常に火災報知機などもさっき言われた300平米以上消防法で決まっているよという話がありまして、本当にまたこのグループホームが家庭的な雰囲気の中で行なわれているということで、そういうものはなかなかそぐわない事からまたそういう設置の遅れといいますか、設置がされてない部分もあるそうでございます。そして一部の報道によりますとスプリンクラーについては、導入の義務付けがされるような方向性になっております。しかしながら、このグループホームを経営する方々については大変厳しい状況にあるそうでございます。特に1ユニット9名では全く採算が合わない、そういうお話を聞いております。そういったところでそういったスプリンクラーの義務づけになりますと、大変厳しい状況だそうです。本当に利益が出ない、利益が出ない分、じゃあ何を削るか、人件費の中で誰の人件費を削るかという、最後に被ってくるのは代表の方の人件費を削って、経営を運営するというお話も伺っております。どうかそういう設備についても国・県に対してもいろんな形で支援ができますよう私もいろんな形で訴えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくあわせてお願いしたいと思います。

私のこれで一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、青木壽君の質問を終わりました。

議事の都合により、10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

23番議員 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 質問に入ります前に、トリノオリンピック冬季オリンピック大会では日本勢が非常に不振になり、沈痛な思いもいたしたときに荒川静香選手が日本

人前代未聞の堂々たる金メダルをあげていただき、そして私どもに感動を与えてくれました。同時に日の丸国旗、国歌君が代が吹奏され、私たちの日本人にとって国旗国歌を愛する一国民である私にとっても非常に感動を覚えさせていただいたことに対して、改めて祝福と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今期一般質問の順序に従って通告の順序に従って、ただいまから始めたいと思います。

平成18年度予算案について。予算案の編成と特色、重点配分等についてお尋ねいたします。いよいよ新市初の年度を通しての本格的当初予算が本議会に266億6,200万円が提案されました。県が2月22日発表した2006年度当初予算案は、経費切り詰めに加えて本年度の繰越分を含む基金の取り崩しと起債によってかろうじて収支均衡を保ったと、そして政府の財政再建に伴う地方交付税の抑制と少子高齢化の波が押し寄せる中、新幹線投資や医療社会補償費が重くのしかかり、2006年度から正念場を迎える行財政改革で県民の痛みが本格化すると言われておりますが、本市においても全くそのようにいえるのではなかろうかと思うわけであります。厳しい財政事情の中、予算編成に当たっての苦心などを伺いたいと思います。また県は06年度予算編成にあたり構造改革に対応した収支均衡と将来の税減涵養に向けた重点配分に力点を置いたとのことですが、本市の予算の特色や重点配分は何かということになると、つまり目玉はとなりますと、あるいはまた島津カラーというようなことに表現しますとどのような点を取り上げ、いわゆるメリハリの利いた予算なのか感想をお聞きしたいと思います。一部、先日の議員の皆さんの質問と重複するかもしれませんが、よろしく願いをしたいと思います。県は新幹線の受け皿づくり、企業誘致、少子化対策などに集中投資する反面、効果の低い事業は徹底的に見直したとしていますが、歳出に占める義務的経費、いわゆる人件費、扶助費、公債費等の割合が1ポイント増の56%上昇したと、そのうえ老人医療、介護保険等が増え続けると苦悩の色がにじみ出ています。そういう点も県と本市は類似しているのではないかと思います。16年度で第1期を迎え終える三位一体改革は、市財政におよそどれぐらい打撃を与えたか、また基金についてはどうだったのか。このままいけば18年度の予算編成に伴い、先々せめて10年度までの今後5年間の中期見通しは玉名市の場合どう想定しておられるのか、その辺のところ研究調査しておられるのかどうか、せめて5年間ぐらいの見通しをどう設定されているのか、お尋ねいたします。

次に、10款教育についての中学校建設費関係について質問したいと思います。去る1月19、20日の2日間、旧玉名市出身議員文教厚生委員有志で、いまだ一度も訪問したことがないということで、旧3町立の小・中学校を視察研修を行ないました。教育委員会並びに各学校の御配慮に感謝いたします。各校とも学校長を中心に地域と一体

となって、錯綜し変動する教育問題、子どもの安全を含めて適切に対処し、子どもたちの幸せと教育向上に真剣に取り組んでおられる姿を実感し、深く敬意を表した次第であります。そしてこれに加え、教育施設設備がもっと充実していたらなあとおっしゃいます。もっとも全般的に言って旧玉名市13小学校・4中学校よりも比較的充実しているなあとおっしゃいます。ただ、その中であって岱明中の体育館屋内運動場は昭和36年度建設されていて、老朽化が非常に目立ちました。これは町小体育館も建設は偶然にも昭和36年でありまして、その老朽化に憂いた次第であります。しかし、このたび予算書を見ますと委託料約1,400万円が計上されています。これは岱明中体育館の改築に対してであります。これは設計委託料と思い、思わず嬉しくおっしゃいます。このまま進めば岱明中体育館は19年度には建設されると思うからであります。同時に、では町小体育館も今から45年前1961年、昭和36年建設ですから、岱明中の進展に伴い、こちらの計画が加速するものと町小校区民の人々がそう理解するのは自然的ではないでしょうか。その点の事情と見解をまずお尋ねいたします。

市立幼稚園について。私たち一行は玉水小学校と隣接した市立玉水幼稚園にも参りました。玉名市内に公立幼稚園はここ1園ということもあって、また違った意味での関心があり訪問いたしました。この幼稚園は昭和54年1979年、今から27年前4月9日園児55名、2学級をもって第1回入園式が挙行されています。いわゆる創立であります。園長は歴代の玉水小学校長が兼務され、17年度は11代園長のもとに教諭2名、講師1名、園児数1学級5歳児男児4名女児5名、計9名でありました。玉水幼稚園経営案に沿って校長、園長の説明や意見交換の中で幼稚園と小学校の連携、接続の基本方針、学びの連続性、小学生との子ども同士の交流、運動会、学習発表会、道徳教育の合同授業などなどそのほか幼小合同で行なう行事等によって、幼小一貫教育の効果がうかがえました。ただ園児9名に先生3人、教育に経費の面を考えることは本位ではありませんけれども、どうしても話題として残りました。幼稚園費として1,733万1,000円計上されています。近年、旧天水町並びに天水町議会では教育見地と経営運営面で苦悩され、議論が交わされていたと伺っていますが、今後どう対応され、方針を結論づけていかれるのか、御見解をお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 18年度予算についての考え方でございます。昨日田島議員も同趣旨のお尋ねがございました。その折にも申し上げましたが、やはり初めての合併後初めての予算編成であります。カラーでありますとか、特色とかいう話ができました。恐らく政治家であれば誰も自らの考えをより生かしたいという思いはあると思いますし、私もそうであります。ただ申し上げましたように、合併の時点ですべてを掌握し切

れていないこの時点で、急ぎすぎることもないのかなあという感じ方も私にありました。一方、三位一体の改革が進む中で、先ほどもお話が出ました児童手当の国庫支出金の負担割合の地方の増加でありますとか、交付税の減少ですとか、諸々三位一体の改革がこれは全国の区市町村を直激していると思います。この三位一体の改革の痛みがどういう形で本市の財政運営にあらわれるかということにも意を用いなければならぬと思われました。同時に昨日も申し上げましたが、一方合併したわけですから、できうる限り1市3町が同じレベルにできうる限りそろえていくのが合併後の市政をお預かりをした私の責任であるとも承知をしております。同時に、合併協議に当たっての新市計画というのは大変な御苦勞の中で作り上げていただいております。これも無視するというのは適当でないと思います。そういうニーズ相反の中で、この予算編成に当たったわけですが、何が苦勞だったかというならば、心を使ったかというならば、昨日も申し上げたと思いますが、そういう事柄だと思っております。そういう中で作り上げた予算案でございますが、なかなか合併ですからストレートな比較はできませんけれども、平成17年度からみますと平成17年歩き始めたときに1市3町の予算案を単純に足し算をします。玉名市と3町の予算案を単純に足し算をしていきますと、今年度の予算案は約8億4,700万円の減ということになっております。しかしそういうながらも、やはり今年度予算をつくり上げるにあたって、13億8,000万円の財政調整基金を取り崩させていただいているということも事実としてあります。ただ昨日も申し上げましたように、これは17年度決算の中で剰余金が出てまいりますから、ストレートに13億8,000万円食い込むということではありません。それを計算しますと大体財政計画、合併協議の中で試算をされた合併計画に沿う財政体制になっているのかなと思っております。19年度までの予算は厳しいかなあと思っておりますが、先般の開会日にも申し上げましたが財政調整基金30億を確保していくことが健全財政の一つの目安だとするならば、年々合併効果が生まれてくる、例えば一番わかりやすいのは職員減ということでもあります。そういうことを積み合わせながら30億の調整基金は確保するんだと、そういう見通しを立てながら年々の予算編成に当たる必要性を強く責任感とあわせて感じております。要は健全財政をきちっと踏まえて予算編成に当たるということが一つの基本ではなかろうかと思っておりますので、議員各位にも13億も取り壊して大丈夫なのかとこういう御心配もあるかと思っておりますが、そういう御心配をかけることのないように、くどくなりますが、人件費の削減を初めとあるいは事業費の見直しを含めて、健全財政を堅持していくということを旨としながら今後も予算編成にあたってまいりたいと思っております。そういう中でもどうしても踏み込まざるを得ない、例えば新幹線の準備の問題であります。5年あるといえば随分あるように思うし、5年しかないと思えば極めて緊迫した時間になっていると思います。こういう問題についてはやっぱり踏

み込まざるをえない、むしろ積極的にその準備をしていくことの責任を感じて予算編成にもそのことがあらわれていると承知しております。同時に、決して金額はそうそう大きなものではないかもしれませんが、今日まで旧市が続けてこられた地域づくり一区一輝運動が終わったわけでございますけれども、市民の間にそれなりの定着感がある中で、この時点で全部終わってしまうのはいかがかなあという思いもありましたし、同時に合併した3町の方にも、この地域づくりをやっぱり起こしていかなきゃならん。そして、地域づくり活動が旧市の一区一輝運動時代と同じように、あるいはそれ以上に住民の強い思いの中で進められるということをやっぱりいかなきゃならん。その辺は新しい取り組みとして踏み込んできたつもりでございます。ただ政治家でございますから、ただ合併時の平準化であるとか、あるいは新市計画であるとか、それをもってそのとおりにやっぱりいくなれば、そこには市長としての苦心な思いがないではないかという御叱りになるし、私自身も寂しく思います。ですからきっちりと政治家としての思いが、この新市づくりの中に息づくような形をとる日が1日も早く来ることを私の願いとして今後の市政運営にあたってまいりたいと思っております。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 吉田議員の平成18年度予算案についての中で中学校建設に関連してということについてお答えいたします。議員御指摘のとおり岱明中学校体育館につきましては、昭和36年建設でございまして45年の年月を経過しております。老朽化が議員御指摘のように老朽化が非常に著しいため、平成17年度に耐力度調査を実施し、その結果、構造上危険な状態にある建物と判断されまして、改築を前提に平成18年度に実施設計費を委託料としてお願いしているところでございます。その中で同時期に建設の玉名町小体育館につきましては、新市計画に基づき調査対象となるほかの学校施設同様、耐力度調査を実施してまいりたいと考えております。その時期につきましては財政的な事情もございまして、今後十分検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の質問にお答えいたします。玉水幼稚園は議員がおっしゃいますように地域の要望により昭和54年に設置されたわけでございますが、設置当初は2クラス55名でスタートをしております。しかしながら少子化となった現在は、先ほどもおっしゃいましたように園児数が9名となっております。また、玉水幼稚園管理規則第2条では、入園の資格に玉水小学校区内の就学前1年の幼児となっております。

まして、現在のところ募集できるのは玉水小学校区に限られている状態であります。合併前の合併協議会の協議においては、幼稚園の取り扱いについて現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において園児数や近隣保育所の状況等を踏まえ、幼稚園のあり方について検討調整するとなっておりますので、今後園児数や近隣保育所の状況等を見ながら検討してまいりたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 市長初め、予算編成にあたられました市長、特に市長部局に対して大変敬意を表す次第でございますが、1日も早くそのようなカラーを出すような、あるいはメリハリの利いた目玉的なものをつくりあげられる予算編成になるよう格段の努力をするというような御表明でございました。八代にあっては坂田色がにじみでていると、新聞紙上にはありました。元気が出る産業活性化支援事業というようなことで、それを知ることができました。ただ、こんな苦しい財政の中であって、収入をそれじゃあ歳入をどうしたらいいだろうかということも、やっぱり執行部としては考えていかなきゃならんのではないかと、研究されていかなきゃならんのではないかなあというふうに聞きます。これも報道で知ったんですけど、県にあってはホームページに有料広告を導入するなどして、税外収入策も打ち出すというようなことであります。そこで考えたわけではありますが、玉名市のホームページにもそういうことを考えながら、広報たまな2万6,000部、約1,800万円、この広報たまなに、これは研究して調査していただかなければならない、結論は出ないと思いますけれども、広告を設けて多少でもそういう税収の、税収というより収入ですね、努力の跡を研究してみたらどうかと、このように提案する次第です。これは一部のことでありますが、全般にわたって収入のことも考えていかなきゃならないんじゃないかというようなことを申し上げておきたいと思えます。このたびの予算で大型予算は新聞紙上にも発表されておりましたとおり、新幹線に3億8,000万円、あるいは光ファイバー事業に5億9,000万円程度、非常にこういう点もやらなければならない事業でありましたけれども、これがまあ目玉かなあと思いますけれども、これからの格段の努力をお願いしたいと思います。

次に、中学校建設に関連して町小のことではありますが、教育委員会で調査をしたところによりますと耐力検査をしたら2年以内に建設しなきゃならない、こういうようなことをお聞きしましたが、これ私勉強不足で初めて知りましたので、耐力検査をされてよかったなあと旧岱明町町長さんあるいは議会あるいは教育関係者の皆様、大変そういうふうな感じを決してあれじゃありませんけど思いました。それじゃあ校区懇談会で町小体育館の問題について、当時の回答は16年度5月22日、平成19年度改築で計画

を進めていますと、改築に当たっては学校用地が手狭などいろいろな障害がありますので、施行方法等も含め検討しているところでもあります。これは、町小のPTA会長に対する正式な回答であります。次に17年の回答でありますけど、多少後退しましたが、大型車の進入問題、敷地の問題等もあり、検討しています。平成19年度に改築の予定でしたができませんでした。合併後早急にできるよう努力します。これも区長会長さんや期成会長さん、同一人物さんでありますけど、あるいは学校側に対してのこれは正式な回答、文言で回答されたことでございます。いいですか、教育委員会。じゃあ、なぜそのとき今さら言っても仕方がないけれども、教育委員会初めその当時の現在も部課長としておられるんじゃないかなあと思いますけれども、耐力検査をやらなかったのか。これ、旧玉名市の職員の皆さんの勉強不足じゃなかったのかなあ、こういうふうに思っただけで残念でなりません。ただいま次長が「早急」という言葉でしたですかね、耐力度検査を検討するという御答弁でございましたが、協議会の本会議の協議会の場ではございませんけれども、専門部会とか幹事会とか、そういうところで建設計画の中でありましょう。このままいけば、計画は26年度建設となっております。岱明町は、ちなみに25年度でございます。耐力検査をそれじゃあ23年か24年ごろすれば、26年度になるからこの計画通りと同じだから、もう来年岱明中学校の体育館は一応建設を目指しているわけで、だからせめて文教厚生委員会で質問しますけれども、その辺のところの耐力検査の御答弁どおり促進方をお願いしたいと思います。幼稚園についても非常にこれはお悩みの点多いんじゃないかと思えます。しかし地元地域のここに議員もおられますし、その点を御意見をお伺いしながら早急にですね、教育上でこの幼稚園を残して幼小一貫教育でいくのか。あるいは今幼保一体連携、そういうことがですね、今非常にこれは小学校等じゃありませんけど幼保、そういうのも今浮上しているわけでございまして、すでに菊水、今和水町でございますがね、それが県で初めての、そして大倉幼稚園、これが2番目です。そういう中のことも考えながら3月議会に国会で提出されるそうでもありますので、もう提出されたのかなあ、成立したら10月から幼保に対しての補助金も出るように法律化されるわけでもあります。この点も含めてお考えを将来に向かってまとめていただきたいと、お願いしておきます。

教育問題、教育特区について、土曜スクールについて。特区が制定されて全国各地でさまざまな取り組みと効果が上がっているようですが、教育関係でも創意工夫研究がなされて、いろいろな内容の特区が息づいています。県内でも一例を挙げますと富合町の小中一貫教育、あるいは宇城市の市内の全中学校に創設する英会話化、いきいきイングリッシュ特区などですが、新玉名市初代教育長の御見解をお伺いいたします。まあ律背反といってもいいでしょう。ゆとりある教育、総合的な学習の時間と学力向上問題、先日の党首討論でも取り上げられていました。総合学習のよさを存続させながら、学力

低下にならぬようにするにはどうしたらよいか。今文部科学省の諮問機関、中央教育審議会はもとより各学校あるいはPTA間等で頭痛の種ではないだろうかと思います。中教審教育課程部会は小・中学校で国語と数学、いわゆる算数も含め、理科の授業時間の増を求める報告書案をまとめ、近く最終決定し、これは一昨年12月に公表された国際学力調査結果で、日本の子どもたちの学力低下が判明したことを受けた措置として行なわれ、文科省は今後ゆとり教育の転換は国語と理数重視で進むのだと思います。なぜなら、報告書案は国語をすべての教科の基本、理数教育を科学技術の土台と位置づけております。もちろんであります。同部会では、今後ゆとり教育を象徴する総合的な学習の時間の削減や小学校への英語教育導入の是非なども議論しながら、国語と英数、理数の時間増については他教科との兼ね合いも踏まえて調整する方針であります。さてそうになると、教育現場を想像すれば錯綜する教育内容のもと、あるいは総合学習のためこれが本当に削減されるとなると、せっかく定着したものが、となるのが必定であります。そこでまず総合学習の現状と、それをどう玉名市内にありましてですね、評価しておられるかについてお答え願いたいと思います。今述べたことを踏まえて各地で土曜日の登校を考え総合科学力科に当てようという動きがあります。群馬県太田市では体験型土曜スクールを本年度より全小・中42校を対象に導入し、これは授業の補修型よりも文化芸術農業などの体験学習に重点をおくそうであります。2002年に始まった完全学校5日制は核家族化の影響、土曜日働く保護者の間で土曜日の開校を望む声が少なくない、そういう声を踏まえて実施されると思います。本市で総合学習が評価されているとすれば、本市では学習型土曜スクールを開校導入したらどうか、あるいは各方面の意見を集約したうえ、意見が良と出れば実施し、実施に問題点があるとすれば特区として申請したらどうでしょうか。また、先に述べた国語と理数の土曜スクールとして、それに充てるとして学力向上に役立ち、意見はばらばらでありましようけれども、私が考えるには玉名市民の子供たちのためにもなり、保護者から歓迎されるかなあと信じます。真剣に検討してみたらいかがでしょうか。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 吉田議員の教育特区についてお答えいたします。議員も御承知のとおり教育分野における特区につきましては、文部科学省告示により現行の学校制度とは別に地方公共団体が構造改革特別区域において、学校教育法に示されている学校教育の目標等を踏まえつつ、学習指導要領等の基準によらない教育課程の編成、実施を可能としたものであります。これまでに全国で56件認定されておりまして、議員御紹介の群馬県太田市の太田外国語教育特区を初め、本県でも富合町小中一環教育特区など幾つかの特区が実施されております。私も教育長に就任して以来、学校教育を初め社会

教育、社会体育の各分野での実態把握に努めてまいりました。議員御提案の本市における教育特区につきましては、財政面を含めた環境面の条件整備がある程度整ったうえで考えていかなければならない問題としてとらえております。今後の研究課題として受け止めてまいりたいというふうに思っております。

次に、本市における総合的な学習の時間の現状とその評価についてでございます。学習指導要領総則の中に総合的な学習時間の取り扱いについてと、こういう項目があります。その中に総合的な学習の時間においては、各学校は地域や学校、児童の実態等に応じて横断的、総合的な学習や児童の興味、関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行なうものとして、1つ自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てると、2つに学び方やものの考え方を身につけ、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを狙いといたしております。このことから考えますと、市内の各中学校におきましては、いきいきタイムであるとかあるいはGタイムであるとか、あるいはRタイムなど独自の名称をつけて、国際理解、環境、福祉・健康といった横断的、総合的な課題あるいは児童・生徒の興味関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、教育活動を進めているところであります。玉名市におきましては、この総合的な学習の時間は既に定着しているものと評価をいたしております。

次に土曜スクールについてでございますが、この提案につきましても群馬県を初め台東区、大泉町など児童・生徒に希望者を募って実施をしているところがあります。しかし、実際に実施するうえでは例えば指導者を教職員とすれば労働時間の問題が生じますし、新たに採用すれば財政的な問題がまた発生してまいります。議員が懸念をされておられます学力低下の問題につきましては、教育委員会といたしましては週5日制の中で各学校に対し、確実に基礎基本を定着させていくように指導してまいりましたので、現在各学校ではその枠の中で児童・生徒にわかる授業を展開できるよう指導方法の工夫改善にも努めておりますし、各教科で基礎基本を確実に定着させ、そこで培った力を総合的な学習の時間に発揮できるように指導過程などを工夫して取り組んでおります。各学校の学力につきましては、年々少しずつではありますがありますけれども上がってきているところであります。議員の教育問題に対する並々ならぬ御熱意に対し、感謝を申し上げ、今後も教育分野における御支援をいただきますことをお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 熊本市にあっても本年度予算に35人学級等を独自の熊本市

の予算で先生をですね、配置し、それを行なう。まだいろいろ新しいいろいろな意味でのアイデアが考案されて予算化されております。どうも私が歴代の市長、歴代の教育委員会教育長、遠慮されているんじゃないかなあと。どうも教育長が遠慮されて、あまり市長初め、予算を編成されるその関係各課に対しても、というような気がいたしますが、それは一人一人の考えだろうと思いますが、どうか市長、市長の答弁も町小問題についてもお願いしたかったのですが、省きますけれども、教育委員会と普段のお話し合い、努力をお願い申し上げたいと思います。

安全で安心して暮らせる社会、玉名市九州新幹線濁水被害対策連絡協議会について。かねてより懸案であったこの協議会は皆さんの御努力によって、ようやくにして第1回目の協議会が開催されたとお聞きします。各委員の皆様様の御苦勞に敬意を表す次第であります。その会議の内容等についてお尋ねいたします。あるいは将来どのようなこれから進むべき姿が議論された、その点についてもお聞きしたいと思います。カーアイランド九州構築と企業誘致について、これも先日の議員の質問の重複すると思っておりますけれども、私は私なりに論旨を申し上げ質問をいたします。1月3日、熊日新聞は「カーアイランド九州4県連絡会議設立へ、企業誘致や技術力強化」という大見出しで報道しました。これは、熊本、福岡、大分、佐賀の4県で連携して企業誘致を促進する構想会議ということであります。結局は、そうなると4県の競争ではないかという強い思いであります。島津市長におかれましては、これに直ちに対応され、1月6日、市も誘致に手を挙げ、働きかけ誘致が実現するよう市も体制を整え準備と全力を挙げると強調されています。このコメントは新聞報道でありますから、市民の目に強く止まり、島津市長の熱意と政治手腕に大いに期待していることではないでしょうか。企業誘致がなかなか難しいのを百も承知であります。数年前ももやし工場に対して300ないし500万円の1件、それ1件に対しての調査費がむだになった経緯もあります。しかし努力に対しては敬意を表します。今回荒尾市では2月13日荒尾カートピア推進協議会を発足させ、官民一体となった構想推進で自動車産業を核とした地域振興を目指しています。まさに競争かなあと、お隣と競争かなあとも強い思いもいたしました。荒尾は工業団地を設置している、それが有利なのかな、どうか。もしそういうことであれば、この点はどう考えておられるのでしょうか。産業経済部商工観光課企業誘致係、この体制を充実させられることも昨日も問題に出ておりました一つと思います。ただ、バイパスといい、あるいは企業誘致といい、これから答弁があると思っておりますけど、そういう濁水など被害対策といい、仮に可ということを設けられるならばこれを条例改正整合性が問われるので、この辺はどうかなあとと思っておりますけれども、幹部クラスでこれにエキスパート的に専門にこれらに当たっていく姿を描かれるのも一つの案かなあというような感じを持って、その体制づくりについて、昨日に引き続いて、私じゃありませんでしたけれども、

お尋ねをしたいと思います。昨日、市長の答弁で2市2町、いわゆるコンソーシウム構想を打ち出されました。前畑市長は、荒尾の市長は自民党のかつて政調会長であられ、言うまでもなく、申すまでもなく島津市長にあらましては自民党の幹事長、共に幹部として過ごされたんじゃないかなあとと思いますけれども、膝を突き合わせてお話をし、あるいはこの地域に新たな地域にカーアイランド構想の実現を目指されることもお願いして止みません。

以上、お尋ねして。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 九州新幹線濁水被害対策連絡協議会についてお答えをいたします。この協議会の目的といたしましては、濁水問題に関する情報の収集や意見交換を行ない、濁水問題の対策に関することや関係機関などへの要望、陳情を行なうことに主眼をおいたものでありまして、去る2月23日に第1回の協議会を開催したところでございます。協議会のメンバーといたしましては、玉名市助役を会長とし、市議会の新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の委員長、同委員会が推薦する議員、濁水被害が生じた各地区の代表者の方々、市の関係部課長で構成をいたしております。当日の協議会において、要綱に基づき、会長に助役、また副会長に新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会委員長の堀本議員が選出されたところでございます。その後、工事を担当する鉄道運輸機構から現在行なわれている応急対策の状況や今後の進め方等について説明が行なわれ、地元より深刻な現実を踏まえ、切実なる御意見、御要望等がございました。当協議会といたしましては、先行事例等を参考にしながら十分な調査研究を行ない、濁水問題の恒久的な解決に向け、鉄道運輸機構や関係機関へ要望陳情等を含め、積極的な対応を行なうことを確認したところでございます。市といたしましても、地域住民の方々の日常生活に支障がないよう協議会と一体となって問題解決に取り組んでまいり所存でございますので、議員の御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 質問にお答えします前に、1にこれまでの議論について私の感じを申し上げておきたいと思っております。まず教育長との問題ですが、非常に私は識見豊かで市民教育関係者の信頼も厚い教育長が就任されて、御努力をいただいていることに敬意を表しておりますし、その信頼関係はいささかも損なっておりませんので、教育長が執行部に遠慮しておられるというようなことは全くないということを、まず申し上げておきます。

それから岱明中学校の問題について吉田議員お触れになりました。事情はよく御承

知の上でお触れになっていることだと思いますが、議場の皆さんも多く御承知いただいていると思うんですが、合併協議会において岱明地区については文化センターの改築ということがテーブルに乗っておったわけで、その中で起こってきた岱明中学の体育館の問題でございました。そのために岱明地区の多くの方々にも御意見を頂戴をして、そして合併協議の原則ということもあることゆえ、必要性があるからといって両方同時に取り掛かることは得策ではない、市の判断としてはそれは無理だと。だから体育館の建設を優先するか、文化センターの改築を予定通りに進めるか、決断を迫られる中で地域の皆さんの御意見も伺って岱明中学の改築に取り掛かろうという結論を導いたということも、ぜひひとつ議場の皆様方も御理解をいただきたいと思います。同時に学校整備の問題については、とりわけ各地区とも関心の高いまた切実な問題でもありますから、先般来教育委員会をお願いをしてこの玉名市内の各学校の状況を全部一覧にして整理をして、そして今後整備の必要性が高い学校は、あるいは教室校舎はどこかということ整理をしていただいております。原則はその整理に従って進んでいくべきことだろうと私は思っております。その中で玉名町小の問題がこれまでの懇談会等で行なわれた経緯ということも承知をいたしておりますので、それは私は知らんというわけには、それはいかんと思います。やっぱり旧市で議論してこられたことで今度新しくなってスタートしたんですから、前のことは責任がなかですばいとは私は申し上げません。申し上げませんので、そういう経緯も踏まえながら、その施設整備の段取りについて、まだほかの地区でも切実な要望が強くなっている学校もございますので、先ほど申し上げたようなきちっと全部の学校の必要度、要望度、そういうものを整理をしながら整備の手順を整えていくということがいいことかなあと思っております。議員の御指摘は受け止めて対応してまいりたいと思います。

カーアイランド構想についてでございますが、昨日福嶋議員の質問もございましたが、御指摘のようにカーアイランドという言葉がぱっと表に出てきたのは今年の正月、お話しがあったように九州4県が共同して取り組んでいこうとこういうことから起こってまいりましたが、その前からやはり北九州地区を中心とする自動車産業の伸張に伴って、この北部九州がそれに関連する自動車産業の一つの拠点になり得るのではないかという見方、思いがあったことは事実であります。そこで先般、県の枢要な方々ともお話をした折に玉名市だけ玉名市だけと言ったら、皆さんも対応がやりにくい部分もございましょうから、荒尾市とも、あるいは南関町や和水町とも一緒になって協議をしてまいりますよということで、まだ南関町も先般町長選挙が行なわれ、和水町は合併をされて4月に町長選挙が行なわれているという時点でございますから、その辺の事柄が一通り済んだ時点で同じ有明広域圏の仲間でございますから、競争相手という位置づけよりもお互いに一緒になってカーアイランド構想に近づけるように協力し合っていこうではな

いかという協議の場を設けたいと思っております。あんまり早い時点からライバルだ、競争だ、向こう比較をしますとね、ちょっといかがかなあという思いもありますが、お互いにお互いの立場をよく理解し合いながら、それでもやっぱり同じ荒玉地区の仲間ですから、私はそういう気持ちでお互いに同じテーブルについて、県も入れて話し合いをする機会ができることが本当の意味でのカーアイランド構想に近づける我々の地域の将来像である、そういうふうには思っておりますし、県の皆さんもそういうことを期待しているのではないかと思っております。なお、私どもの市の当局でも非常に努力をいただいていることも申し上げておきたいと思っておりますし、その努力に向けて体制を準備することも当然議論をいたしております。ただ顔をつくる云々ということになりますと、先ほど御指摘があったその条例とのかかわりが出てまいります、この時点で課の新設ということまでは協議をいたしておりませんが、対策室の構想等々についてはすでに助役等とは協議をいたしております。いずれにしろ、そういうことに向けた体制の充実を図る必要があると強く思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 23番議員 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 先ほども触れましたけれども、湯水の被害対策に対しても地元の人たちは、課でもつくって、それに促進の、新幹線とまた違った意味での取り組みをお願いしたいという要望あったようではありますが、これは条例改正とかいろいろな問題があります。また市長の思いも今企業誘致に対しても承りました。町小、21小学校の校区の中で人口1万3,000人強、そして世帯数5,400世帯あるいは児童数800名、このことも強い思いをいただいて促進をお願いしたいと思えます。

2月15日の8時45分からのNHKテレビで聞いておりますと、九州での現在あるいわゆる車関係の工場では、その部品関係あるいは関連会社と申しますか、まだ50%だと、しかし中部地区においては中国地方というんでしょうかね、中部地区においては既に80%の到達度があると、そして九州の博多港から輸出ができるように今それが増加していると、こういうような立地条件もありますし、格段の御努力をお願いして質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、吉田喜徳君の質問を終わりました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

2番議員 中尾嘉男君。

[2番 中尾嘉男君 登壇]

○2番(中尾嘉男君) 有明クラブ中尾でございます。新玉名市が昨年10月に誕生以来5カ月が経過し、この間いろいろな制度のルール化や慣習の違いの統一等のかんりの御苦労があるかと思えます。しかし、いずれは同じ行政レベルの中で一定のサービスが提供され、合併してよかったと言える日が一日も早く来るのを待ち望んでいますが、今はその経過の中で一体合併とは何であったのかと疑問を感じております。合併による痛みの部分が出ています。そこで今回初めての質問に立つわけでございますが、1点に絞ってお伺いいたします。それは玉名市保育所の保育料についてであります。昨日、宮田議員の方からも質問がっておりますが、私なりに質問をしてみたいと思えます。住民の負担は低く、サービスは高くと合併協では説明されておりますが、新保育料を見ても値上げされている断層もあれば、逆に値下げされる断層もあります。国の施策の中でも重要位置づけがなされている少子化問題はかなり深刻な状況でございます。そこで、福祉部長にお尋ねいたしますが、合併協の児童福祉分科会の資料最終の中で、ちょっとすみません。失礼いたしました。資料の中でですね、(9)低所得者層への配慮の段階で考えるのか、各市町における低所得者層の金額は最低ラインに合わせると示しをされております。これが1点。それとですね、これは素朴な問題になります。玉名市福祉事務所子育て支援課ということが、これあります。その何課何課ということですね、この子育て支援課ということに対しても少し今度の値上げ分についてはギャップがあるのじゃないかという気がいたします。その辺をお尋ねいたします。それとですね、平成18年2月21日の熊日の新聞に記載されております少子化対策自治体8つと載っております。その中で兵庫県ですね、「産めよ増やせよ作戦着手」こういった文言で記載されております。その中身をですね、ちょっと読み上げますと05年度にですね、少子化局を設け本格的な対策の検討を始めた、試験的に雇用ですね、これ企業だと思います。その事業主に対して十万円を上限に月給の半額を償還金として支給する制度を設置する。また、妊婦健診の費用育成制度を新たに設けて約5億3,000万円を織り込んだほか、不妊治療への相談窓口の整備を充実させているということです。またですね、福井の場合は第3子以降に無料ということがなされております。そういった流れ、昨日の島津市長の答弁の中にもありましたように、いろいろまだ、この少子化に対してはいろいろな問題点がある、もうしばらく時間を費やさないかんというような見解でした。私はそこで思いました。ああ、ただ単に値上げをするんじゃないかと、やはりもう少し見極めた値段の設定まで十分されるかなあと、配慮があるかなあというような気がいたしました。今朝ほどの質問の中でも玉名における少子化対策ということを考えておられます。よければ市長に対してもう少しその辺のですね、説明ができるならばお願い

をしてみたいと思います。またですね、新幹線を活用した定住雇用の促進ということもうたっておられます。その中でやはり玉名というところは私もいろいろ行きますけれども、非常にいいところだと私も思っております。また自信を持ってほかのところにも玉名市はいいですよと言っております。そういった中で今は少子化対策の問題にありますように、保育料がやはり安くてですね、いろんな面でいいということであれば、今回新幹線を活用した定住問題もやはりメリットがあるんじゃないかという気がするわけです。そういうところでまず1回目は終わります。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 元田充洋君。

[福祉部長 元田充洋君 登壇]

○福祉部長（元田充洋君） 中尾議員の保育料についての御質問についてお答え申し上げます。昨日の宮田議員への答弁と重複した答弁になる部分もあるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。まず、保育料が決まりました経緯の中からお話申し上げたいと思っております。旧1市3町の合併協議会の中の文教厚生部会等で保育料算定は難しく、幾度となく協議し、また慎重に審議し新玉名市の保育料は算定されました。算定に当たりましては、低所得者層に配慮した保育料を基本にしたこと、また国の基準と同様に3歳未満児、3歳以上児の2つの区分とし、また徴収階層区分を7階層12段階に統一したことであります。国の基準のおおむね6割から7割をめどに算定し、他市の状況も踏まえたものであり、このような結果、今まで高い保育料であった玉名市においては減額となり、3町におきましては各階層により増減がある保育料となったものであります。議員の御質問にもありましたが、児童福祉分科会での低所得者への配慮についてということではありますが、御質問の趣旨で算定してみますと、一番低い保育料の徴収実績で見えますと約2億9,000万円、これ昨日申し上げましたけれども、対し、平成17年度の保育料収入見込み額とでは約5,000万円ほどの減収になるものであります。このようなことからいたしまして、これは分科会での中の低所得者への配慮ということは、私どもが解釈しておりますのはあくまでも所得の低い層への配慮というふうなことで解釈しておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。さらに合併に伴いまして、これも先ほど先日申し上げましたけれども、急激な保護者の負担増は避けなければならないと、現時点では保育料が同一階層において5,000円以上負担増の方に対しましては、5,000円を超える額を経過措置としまして、平成20年3月31日までの2カ年間の減免措置を考えております。とともに、先日市長からもお答え申し上げましたが、私どもに対しまして平成18年度の保育料が定めるまでに、さらに精査を加え、住民が急激な負担増加を感じないようにと指示がっておりますので、検討してまいりたいと考えております。

それから子育て支援課と保育料との絡みということで御質問があったように思いま

すが、子育て支援課というのは子育てにかかわる分野での環境の整備に関する事務を事業をそういうものやるところというふうに思っておりますし、議員も御承知と思いますが、旧玉名市あるいは旧3町でも玉名市次世代育成支援行動計画というものをつくっております。この支援行動計画の中にいろいろな分野の量的なことが、あるいは目標の年度、そういうふうなものが定められておりますので、それを参考にしながら子育て支援課は進んでいくものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 保育料の問題と少子化の問題に少し分けて感想を申し上げたいと思います。どうも2番議員3番議員隣同士で呼吸を合わせて御質問のようでございますので、重なる部分もあるかと思いますが、部長が申し上げたようにお許しをいただきたいと思います。合併しました玉名市の保育の実態ですが、旧市、旧玉名が大体17年度で端数はちょっとわかりませんが1,060何名、岱明町が313名、横島町が109名、天水町が199名、大体200名。合わせまして1,700名ぐらいが、この市の保育園に通園をいたしております。18年度になって少し違いがでてくる分もあるかもしれませんが、それはほぼあんまり変わらないんじゃないだろうかと思います。17年度ベースで見ますと今、文教厚生委員会等々で、これまでの今、部長が申し上げましたように合併協議会でのその審議の経過を踏まえた保育料の算定でまいりますと、ただ人数だけで言えば減額になる方の方がうんと多い。ただ高くなる方が場合が、そのルールどおりにいきますとちょっと高くなりすぎるということで、昨日も申し上げましたが私自身非常に心を痛めております。そのために部長からも申し上げたように現時点の御答弁を申し上げておりますが、このままいくのはいかがかなということで、18年度の保育料が確定するのはまだちょっとあとになるわけですね、ですから4月、5月ぐらいの保育料はいわば暫定で支払っていただくと。その税額が、これは例年そうですから、税額が確定したところで保育料も確定をしてくるという仕組みになっておりますので、その確定するまでにはですね、本当は新年度が始まる前にきちっとしなきゃなりません。少し精査の必要もある。例えば、これまだ精査ができ来上がっておりませんが、確定的なことは言えませんが、天水町の部分が非常に多く取り上げられておりますが、精査してみますと決して全体としてみればそうではないんじゃないか、逆に横島の方が厳しいのかなあと、まだこれ精査してみないとわかりません。そういう部分もあるものですから、もう少し精査を重ねてほしいと、そのうえで私は市長としての判断をしたいと思っております。昨日も申し上げましたが、保育料はいずれ統一しなければなりません、合併した以上は。私は、それが筋だろうと思っております。ただ昨日からも議論が続いて

おりますように、今この時点で協議会でこう決まっているからとか積み上げてきたからとやってしまいますと、痛み、安くなる方はいいんですが、痛みが厳しくなる部分については政治のあり方としてやっぱり心が痛むということでもありますから、議会の皆さんにもあるいは市民保護者の方々にも、そこそこ納得していただけるような結論を導きたいと、そういうふうに思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと、そういうふうに思います。少子化について、先ほどもちょっと出ましたね。各地で県あるいは市町のレベルで少子化対策がいろいろ議論されているところがあるようでもあります。私たちもいろいろ議論を申し上げている、議論をしているところなんですけど、先ほど吉田議員の質問の折に、何が仲間かという話がありました。これ大変申し訳ありませんが、今度の予算編成にあたってあまりそういうことを意識しなかったことは事実であります。しかし、やはりもし市政に特徴をつくとすれば、私はこれまでの私自身の社会経験の経緯からして、ずっと関心を持ち、そこそこ幼児を育てている若い人たちの状況、環境については関心もあれば、私なりに承知もしておるつもりですから、少子化問題が国家的大問題であるとするならば、地域にとっても極めて重要な問題であろう。私は保育料の問題もありましょうし、それから学童保育の問題もありましょう。同時に、若い母親の方々がやはり就労しやすいような環境と条件を整えていかなければならん、今お話がありました私はそれを承知しておりませんが、雇用している期間に対して補助金云々というのは、ちょっと私にはわかっておりませんが、気持ちの上でもルールの上でも各企業が働きやすい環境を雰囲気をつくっていくためにはどうしたらいいのか、そういうことを織りまぜながら、この玉名地域の多くの当該年代の方々の御意見、あるいは女子就労者を多く抱えていただいている企業主の方々、広範な御意見をいただく中で玉名という地域にとって、どういう方策を打ち出すことが少子化対策により効果的な施策となるのか、これを積み上げていって、願わくばモデルと褒めていただけるような仕組みが作り上げられないものかなあと、今心の中では腐心をいたしております。いずれ、いずれといってもいずれじゃわからんとおっしゃれば、そうそう時間をおくわけにもいきませんでしょう。新しい年度に入りましたら精力的にそういう討論会、意見の交換会等をしながら玉名なりの少子化対策案が示せたらいいなと、示さなければならんなど、そういうつもりでおりますので、御支援のほどをお願いしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 2番議員 中尾嘉男君。

[2番 中尾嘉男君 登壇]

○2番（中尾嘉男君） 1回目の答弁をもらいまして、大体率直に市長の見解、その辺は十分わかりました。これはですね、やはり合併協の中で明確に年度が変わっていきますけれども、明確に出してないということはですね、これは私が思いますのは、やっぱり政治手腕の中の一つかなあという気がします。先ほどの市長の答弁の中で、いろいろ

今から先この保育料にあたっては、少子化の問題にあたっては、やはり玉名に沿った施策でいくということをお聞きしたので、まずは安心しております。どうか今後もですね、安心してしておりますけれども、それが現状となっていくようお願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

引き続き、15番 大崎 勇君。

[15番 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 私は上水道計画についてお尋ねしたいと思います。旧横島町において生活用水はもちろん農業用水についてもほとんど地下水に依存している状況であります。家庭飲料水におきましては、各家庭個別にボーリングによる地下水利用がなされており、干拓の新栄、昭栄地区につきましては、地区別の簡易水道により飲料水の供給利用がなされている状況です。旧横島町におきましては、菊池川水系の利用を考えたようでしたが、その水利権はなく、また水源を地下水に頼ることにすれば、個別の生活用水等に影響することで、なかなか全体的な上水道計画が進まなかった状況であったと思われまます。しかし最近の飲料水としての地下水の利用状況によりますと、水位の低下はもちろん、水質においても至るところにおいてその異常が出ている箇所が多々あるように聞いております。近い将来を考えれば個別の地下水に頼るだけでなく、広域的な上水道計画が必要であり、合併により新玉名市となった今、旧玉名市の上水道計画の中に取り組みすることはできないもののでしょうか。合併による新市建設計画によれば、給水計画の拡大や上水道及び簡易水道などの給水施設の整備効率化を推進するということがうたわれているようです。現在、富新・明丑地区に近い末広地区まで、また干拓地区においては大栄地区まで上水道が整備されているようですので、横島地先の富新・明丑干拓地区等には、その延長の事業としてできないものかお尋ねいたします。また、上水道事業として取り上げていただくとするならば、地区においてどのような条件が必要かお尋ねいたします。1回目終わります。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 大崎議員の御質問にお答えいたします。現在、旧玉名市、岱明町におきましては上水道事業で、天水町では簡易水道事業で生活用水の供給を行なっているところでございますが、横島町におかれましては各家庭で個別の地下水で供給利用されております。議員お尋ねの横島町の上水道及び簡易水道等の給水施設の整備についてでございますが、上水道事業におきましては独立採算制が基本となっており、事業運営を使用料で賄っております。事業の拡張整備等につきましては、地区住民の方々の要望等に対し、協議検討し、水道加入希望等の意向調査を実施し、事業の推進を図つ

てまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 15番 大崎 勇君。

[15番 大崎 勇君 登壇]

○15番（大崎 勇君） 説明によりますと、地域の住民の要望が要るということでございますが、まだ地域の住民の方々はそれまで周知していらっしやらないかと思えます。水質検査あたりも25カ所で年2回行なっておりますが、数カ所で硝酸窒素について基準値異常が出ているようです。また海岸沿いでは濁臭いというか、臭気についての異常が数カ所出しております。どうか水道事業の整備、上水道事業の整備を早急に計画に入れてもらいたいと思います。質問終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、大崎 勇君の質問は終わりました。

引き続き、4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 一人会派の北本節代です。長時間にわたり大変お疲れさまです。平成18年第1回市議会、初めての玉名市の予算です。266億6,200万円、3.1%の減、改めて7万3,000人の玉名市実感いたしております。通告にしたがいまして一般質問を始めます。

今日は主に循環型社会を目指す玉名市のごみ対策について。そのほか2つの大項目を質問いたします。

先日、東部環境センターへ環境問題の学習会を議員数名で参画をしてきました。東部環境センターの最終処分場は15年間埋め立てできるキャパで平成32年までは使える旨の説明と、ゴムシートの安全性は高く、地下水の問題などはクリアできているとの見解の説明を受けました。またリサイクルはストックヤードの限界で、これ以上は進められないとのことでした。現在、玉名市では岱明町のごみ処理場が、長洲町にあります。この新しい長洲町のごみ処理場の建設は総工費45億7,000万円と聞いております。今火入れが終わったばかりで開始を待つばかりだと聞いておりますが、今年度新予算の5分の1の45億7,000万円のものがこの処理場にも使われております。今、最終処分場を巡っては各市町村大きな問題として取り組まれております。前12月議会では水俣の市議会日本で最大規模の産業廃棄物最終処分場建設計画が進められているのに対して、水俣市議会が最終処分場建設反対を求める意見書を国に提出しました。水俣病という世界に類を見ない公害を経験し、自然環境を破壊された多くの尊い命を失い、地域社会を破壊した町です。水俣は自然との対話、循環型社会の構築、エコタウン計画などに向けて進んでいて、長い間の苦しみを克服し、環境モデル都市を目指してきた水俣に再び命を脅かすようなことをしていることを見逃すことはできないという

決議でした。水俣市にも行ってまいりました。そこには行政と企業、民と官がしっかり話し合い雇用を生み出し、リサイクル工場で働く人々、全国から集まってくるビンやリサイクルの商品に驚き、ガラス瓶の再生からなる歩道などなど、ごみは産業を生み出し、人と環境の調和を伺いました。熊本市でも、この3月議会に最終処分場が玉名と同じ、あと15年で満杯になる。次の埋立地を探すのは非常に困難として、ごみの有料化の提案が出されています。玉名市でもその問題は、今現実ここにあります。なぜそのことが問題なのか言うまでもありません。空気の汚染、水、地下水の汚染、大気汚染そして何よりも限りある大切な資源がなくなるということです。私たちは日々膨大なごみを生産し続けています。ごみを出さないと思っても物を買えば大量のごみがつきまわってきます。今市民の中でマイバック運動、マイ箸運動など、始まって久しくなりますが、現在断ることが出来るのはレジ袋と割り箸、しかし、このレジ袋も1人当たり年間300枚も使っていると言われております。熊本県が昨年12月に市町村のリサイクル状況を公表いたしました。県内のリサイクルのトップはお隣の荒尾市でした。リサイクル率は59.4%、昨日、横手議員が話されておりました富良野市の88.8%は日本一に近い数字だと思います。旧玉名市ではありますが玉名市は13%です。昨日、田上部長が言われた8.6%とは違いますが、熊本県のデータではこのようになっておりました。荒尾市と比べると4分の1です。県平均は12.2%ですので、平均値よりも少し玉名市はあるということです。私も荒尾市に出向いてお話を伺いました。荒尾市は生ごみがRDF方式でごみを固形の燃料に変えるためにリサイクルが高いとのことでしたが、それだけではなく特に紙のリサイクル率が玉名市の4倍、2,541トン、玉名市は705トン、ごみ袋もまだ有料にはなっていないと検討中とのことでした。この数値が何をあらわしているのかといいますと、やはり循環型社会の構築とかけ離れているということをおもいます。現在では家電製品に課せられているリサイクル税、自動車のリサイクル税は待ったなしに徴収をされて生活の不安はますます増すばかりです。野放しになっている製品の包装やたくさんの形の色、ビンそして缶、箱、トレー、袋、ごみの分別はますます複雑になり、ごみは増え続け本玉名市におきましても、新年度8億2,800万円増え続けるごみの量に頭を痛ませているのが現状です。私は、ごみ問題は市民のごみに対する関心を育てていく行政への転換をやらなければならないと思っています。新市に向けてこの1年をごみ対策をどのように取り組んでいくのか、大変重要な問題と思いい般質問に取り上げています。

まず、島津市長に質問いたします。開会のあいさつにもありました。横手議員がお話されてますので省きますが、循環型社会の構築を進める玉名市長としてこのごみ問題に関してどのような考えをお持ちでしょうか。これから、このごみ問題をどのように進められようとお考えなのかをお尋ねいたします。

また、現在の玉名市の取り組み、今後の対応にいたしまして6項目を担当所管にお尋ねいたします。質問の1、廃棄物の会計について。玉名市のごみ処理経費の負担はどのようになっていますか。ごみ処理資源化の収入費用またはそのことを情報公開をしているかどうか。質問2、ごみ減量化に向けて目標値とその実態に向けての具体化、プラスチックのごみは現在リサイクルはされているのか。第3に単身者へのごみの出し方の周知徹底、九州看護福祉大学の学生など広報が行き届いているとはいえない単身者への対応またアパート設置者に対する対応。4つ目、高齢者障害者等のごみ出し困難な方の対応。実態調査はできているのか。5、生ごみ処理機について、新年度予算396万円で計上されております今までの生ごみ処理機に対して補助金の成果と課題。また、生ごみ処理機に対してのごみに大変関心が高い方のアフターケアはやってこられたのか。6最後にこの新年度手つかずになってしまいましたごみ分別カレンダー、これは提案要望ですが、市民にわかりやすいカレンダーをつくるために、市民参加型で統一をしていただけないかという要望です。できるかできないかではなく、どのようにすれば実現可能かなどお願いいたします。

以上、答弁をお願いいたします。聞き取れない場合がありますので、どうぞ答弁はゆっくりお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 循環型社会システムに取り組むためには、家庭、事業所から出される廃棄物の収集体制の効率化を図り、分別収集の徹底が基本だと考えます。そのためには市民、事業者へ分別すれば、ごみではなく資源物として再使用、再資源化できることを周知徹底することが重要だと考えます。これまでの玉名市では、ごみに対する考えが寛容過ぎたのではないかと感じております。このような課題を克服するため、市民との対話を大切にしながら新玉名市のごみに対する行政は変わったと市民が感じ取れるように進めてまいりたい。これは執行部が書いてくれました。実は昼間ですね、ちょっと気分転換もありまして外に出ました、この1時間の中に。たまたまそこでレストランの御主人に捉まりまして、この暮れから正月にかけてのごみ収集のあり方について、何人かの議員の方に苦情がどうも届いておった。私にも届きました。それは収集業者の方が持って行ってくれるのが当然だと事業者の方々が思っておられた部分が、これまでの経緯の中であるんですね。ところが一般住民の場合と事業者の場合には収集の仕組みが違うということですね、どうも事業者の方々にも周知徹底がなされてなかった。それで暮れから正月にかけて皆さん困られたわけですね。それで苦情が市のほうにも多く届いたんで、それを広報たまなでありますとか、あるいは事業者に直接手紙でルールというのはこういうふうになっておりますから御理解をくださいというのを徹底をした。正

月になってですね、そしたら事業者の方々も納得されたわけです。ある意味では今北本議員がお話になった部分も含めて、その辺の意識といいますか、が、どうであったのかなあと。事業者の方々も、一般家庭の場合とあなた方の場合は収集のルールが違うんですよということを明確に伝えれば、皆さん理解をされる方が非常に多いと受け止めました。これからも大事なことだと思っています。同時に玉名市の場合のコンテナ収集、なかなかこれが進まない悩みをもっている。昨日も議論に出ましたが。この辺も含めてですね、どういうことが大事なことなのか、皆さんも一つ知恵を出していただいて一緒に考えていくことが大事なことだろうと思います。東部環境センター勉強に行っていたようですが、非常に貴重なことだと思っています。西部地区、東部環境センターの場合は玉名市と玉東町の部分に対応しているわけですが、西部の場合には1市4町分ですね。これは広域圏の事業でやっているといいながら、やはり玉名市と玉東町でやっているわけですが、ここの大きな違いは東部環境の場合には燃やしたあとのかすが出てくる。それをずっと埋め立てていかなきゃならんという問題があるわけですが、西部地区の今度できあがったごみ処理場は、これは岱明町分だけですけれども、それが出ないようなシステムになっているというんですね。ただ、そのごみ処理場の隣に立派なりサイクルセンターが別にできあがっております。先日起動式、機械やシステムが動く式がありましたので、私も参加をしましたが、立派なりサイクルセンターができあがっております。岱明地区分だけの収集とは言いながら、やはりこういう立派な施設ができあがったわけですから、今までも東部環境センターでそういうのは仕組みとしてはあったわけですけれども、こういうことを機会にして玉名市全域にわたってごみの分別収集の徹底とか、先ほど申し上げたいろんなルールを市民の皆さんに周知徹底をしたり、あるいは意識を高めていただく等を積極的に進めていく中で、北本議員が懸念し指摘されたようなごみ収集に対する市民の意識の高まり、あるいは再資源化へ向けた取り組みの充実、こういうのを図っていく必要を感じております。ぜひご示唆をいただく中で、どういうことが足りないのか、どういうことを新しいルールの中に加えていかなきゃならんのか、さらに検討を重ねて進んでいかなければならんと思っています。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

〔市民部長 田上敏秋君 登壇〕

○市民部長（田上敏秋君） 北本議員の質問にお答えいたします。まず御指摘がありました玉名市におけるリサイクル率の件でございますけれども、昨日、横手議員に私リサイクル率が8.6%というようなことで御説明いたしましたけれども、この件につきましてはちょっと私の説明不足でですね、実はこれは東部環境センターにおいてのリサイクル率というようなことで、玉名市においては、旧玉名市においてはコンテナ回収なり、子ども会等によるですね、資源ごみの回収等がっております。そういう実績を踏まえま

すと約17.2%というようなことで、一応そういうことでございますので御理解していただきたいというふうに思います。

では、数項目にわたります質問に対してお答えをいたしたいと思っております。まず廃棄物の会計について、玉名市のごみ処理負担についてお答えいたします。平成17年度における玉名市のごみ処理の予算は6億2,292万5,000円となっております。主なものとして玉名、天水、横島地区のごみを処理する東部環境センター清掃費が玉名地区2億3,616万4,000円、横島地区3,379万2,000円、天水地区3,612万2,000円であり、東部環境センターの合計が3億607万8,000円、岱明地区の第一清掃費が1億7,029万4,000円で、玉名市の合計が4億7,632万2,000円のごみ処理費となっております。ごみ収集委託料については、玉名地区1億291万円、岱明地区2,882万9,000円、横島地区が直営で791万5,000円、天水地区が直営で691万円合計で1億4,655万4,000円となっております。地区ということで答弁をいたしておりますけれども、旧1市3町という考え方で受け取っていただきたいというふうに思います。可燃ごみの焼却費用は東部環境センターで1トン当たり2万円、岱明地区については民間委託において処理をしているため1トン当たり4万3,000円かかっています。収集するごみには有償となる資源ごみもあり、東部環境センターではそれぞれ1キロ当たりアルミ缶80円、スチール缶12円、ペットボトル4円20銭、新聞紙5円、雑誌3円、ダンボール2円、紙パック80銭となっております。また岱明地区で収集している資源ごみについては、それぞれ1キロ当たり新聞紙6円50銭、雑誌4円、ダンボール5円、布類2円、紙パック9円、缶類15円86銭となっております。

次にごみ処理資源化費用についての情報公開についてでございますが、平成16年度の東部環境センターでの資源ごみの売却収入、これは玉東町も含んででございますけれども、主なものはアルミ缶が210万8,000円、スチール缶が37万円、新聞紙が93万9,000円、岱明地区においてはアルミやスチール缶の缶類が85万5,000円、新聞が142万7,000円となっております。市民に出しているごみを処理するのに費用は幾らぐらいかかり、分別することによってごみが資源となり、市に還元されるという現状を周知することはごみ分別意識の高揚につながりますので、今後資源ごみの公表については広報担当課と協議をしながら、広報たまなによる記事の掲載等を検討していきたいというふうに思っております。

次に、ごみ減量化に向けて、目標値とその実態に向けての具体策についてでございますが、平成16年度の東部環境センター構成市町の玉名、天水、横島地区のごみの収集量は合計で1万4,817トン、そのうち資源ごみ、これは紙類、缶類、ビン類、ペットボトル、布類、プラスチック等でございますが、収集量は1,840トン、処理残

渣の埋め立て料は2,606トンとなっています。有明広域第一清掃センターに搬入している岱明地区のごみ収集量は3,785トン、そのうち資源ごみの収集量は610トン、処理残渣の埋め立て量は66トンとなっています。ここ数年生活や環境保全への意識も年々高まり、コンテナ回収の実施地区も平成17年度現在で20地区となり、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙パックなど可燃ごみ以外のほとんどの資源ごみがコンテナ回収による分別収集で実施され、玉名地区のリサイクル率は、これは東部環境またコンテナ回収等も含めまして、先ほど申し上げましたとおり約17.2%となっております。また、岱明、天水、横島地区についても分別収集が徹底しており、リサイクル率は岱明地区で21.8%、天水地区で17.4%、横島地区で20.5%となっております。ごみ減量化の取り組みとして市では分別収集計画の見直しを行ない、平成16年度の玉名、天水、横島地区及び岱明地区を含めた全体のごみ収集量が1万8,602トンあることから、6年後の平成23年度までに市全体のごみ排出量を現在より10%削減するとともにリサイクル率については20%達成を目標にしたいと思っております。具体的には、ごみ回収のモデル地区の推進、分別収集の啓発チラシの配布、東部環境センター及びクリーンパークファイブで粗大ごみとして出された家具などを再利用していただき市民のリサイクル意識の向上につなげたいというふうに考えております。また、今年4月岱明地区が、構成市町となっている長洲名石浜の新清掃施設内にリサイクル施設、リサイクルプラザファイブが完成いたします。ここでは資源ごみの圧縮梱包など効率的な中間処理を実現するとともにリサイクルの啓発活動を通して住民への資源の再利用を情報発信するプラザ機能も有し、東部環境センターとともにリサイクルの推進の拠点となる予定でございます。

続きまして、プラスチックごみについてでございますが、プラスチックごみの回収につきましては、玉名地区では不燃物として回収し、焼却処分をされております。横島、天水地区についてはプラスチックのみの分別回収を実施しており、平成16年度は8トンのプラスチックが資源ごみとして再資源化されています。岱明地区においては新施設の開業に伴い、焼却する際の燃料がわりに活用するため、構成市町の計画においても分別収集は実施しないことになっております。

3番目の単身者へのごみ出し方の周知徹底についてでございますけれども、特に九州看護福祉大学について御指摘がございましたが、転入手続をしない大学生にはカレンダーの配布とごみ出しの出し方の説明ができないため、ごみ出しルールの周知徹底ができず大変苦慮をしているところでございます。居住地区の区長さん及び周辺住民の皆さん及びアパートの管理者の方々と連携を図り、アパートへのチラシの配布、違反者に対する個別指導などにより周知徹底を図っていきたいと考えております。また大学側に対しても協力を呼びかけるとともに、学内にチラシを掲示するなどにより対応してまいりたい

と考えております。続きまして、アパートの設置者に対してでございますけれども、地区の区長さんと協議のうえ、ごみ集積箱の設置をお願いするとともに管理者に対して新規居住者へのごみ出しのルール周知徹底をお願いしていきたいとお願いをしているところでございます。また既存アパートの設置管理者に対しては、違反者に対して個別指導を行ない、地区の区長さん並びに周辺住民の方々と協力し、違反ごみの減少に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、ごみ出し困難な障害者や高齢者への対応でございますけれども、実態調査はできているかというような御質問でございますが、ごみ集積場所まで高齢者または障害者が重いごみを収集時間までに運ぶことは体力的にも非常に困難を要すると思われまます。御質問の実態調査は実施しておりませんが、ごみの問題に限らず関係各課と連携を密にし、高齢者障害者支援の地域のネットワークの中に地域の方々の協力が必要不可欠だと考えております。長年住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう行政といたしましても、今後努力をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、生ごみ処理機についてでございますけれども、生ごみ処理機に対しての補助金の成果と課題というような御質問でございますが、ごみの減量、資源化をより推進するため、家庭の台所から出る生ごみを堆肥化したり土に戻したりする生ごみ処理機器を購入する家庭に対して補助金を交付いたしております。平成17年10月合併後の補助金の額は1機器あたり購入代金の2分の1以内の額で3万円を上限といたしております。補助の実績といたしましては、電動生ごみ処理機及び生ごみ専用のごみ処理容器、これはコンポストやEM菌の容器でございますけれども、これを合わせまして平成15年度は85機に対して174万3,600円、平成16年度は133機器に対して110万2,125円、平成17年度は142機器に対し213万8,271円の補助金を交付いたしているところでございます。コンポストにつきましては、御承知のことかと思われまますけれども、土壌微生物の有機分解を利用し、家庭から出る生ごみを堆肥に変えるよう機で、電動生ごみ処理機は温風乾燥型、微生物分解型等で毎日家庭で生ごみの処理ができ、清潔でごみ減量化にも寄与しております。成果についてでございますが、家庭用生ごみ処理機器の効果検証等を行なう調査は旧玉名市で1回、旧岱明町で1回実施をいたしておりますけれども、機器使用による減量の実績の効果が目立たなかったのが現状でございます。これまで電動生ごみ処理機について旧玉名市においては平成10年度から補助金交付を開始し、595機器に対して1,487万5,000円助成、旧岱明町においては平成14年度から266機器に対して782万2,300円助成をしてきましたが、補助台数の割には目に見えるごみの減量化にはつながっていないのが現状のようでございます。また、生ごみ処理機は減量効果は大きいですが処理コストが高価でエネルギー消費量が多いなどの欠点もあり、また多くの世帯では他の安価な手法が利用できる状況

にあることから平成18年度に補助金の交付申請が少なかった場合は、補助金を廃止する方向等も、廃止することも含めながらごみの再資源化、減量化等について検討してまいりたいというふうに考えております。生ごみ処理機の補助その後のアフターケアについてでございますけども、補助金申請にあたり販売店で機器の保証をお願いし、耐用年数5年間以上の規格品を販売されるようお願いを申し入れをしているところでございます。

最後にごみ分別表、収集カレンダーの改善についてでございますけども、市民にわかりやすいカレンダーをつくるために市民参加型にしてはどうかというような御質問でございますけども、合併前は各市町の独自のカレンダーで12枚の月めくりカレンダー、1枚で両面印刷のカレンダーとまちまちでございました。平成18年度は従来どおりのカレンダーを作成しておりますが、今後19年度に向け期間も十分ございますので、熟慮し、ごみ受け入れ先の東部環境センターそれとクリーンパークファイブの協議の中で調整検討を重ね、市民にわかりやすく使いやすく、わかりやすいカレンダー作成を目指して、その中で市民の方々の御意見なり参加をお願いすることもあろうかと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 本当に丁寧な御答弁ありがとうございます。一番知りたかったのは、3町1市が本当にごみの分別が違うということと、お金のかけ方もかかり方も違うということ、本当に一つの市になるということは大変難しいというふうなことが知りたかったことと、それからプラスチックのリサイクルに関してはですね、とても大変大きな問題がありますので、ぜひリサイクルとしてですね、プラスチックを考えていただきたいというふうに私は思っております。また、大学生の住民票の移動の問題もありましたけど、住民票を移動していない学生にもごみカレンダーが行くようなですね、システムを極力考えていかない限り、不法投棄もそのまま置き去りのごみも変わりませんので、町自体の景観が汚れてしまうというふうな形になります。それは学生の問題だけでなく、アパートに住んでいらっしゃる方たち全体の問題になるかも知れませんが、区に区費を納めない、区に入らないというのがネックかなあというふうに思っております。

4に対しましては、実態調査はないというふうな御答弁でした。実際に困っていらっしゃる方いらっしゃると思いますので、ぜひ高齢者の方そして障害持ってる方の実態調査をしてほしいと思いますし、そのこと自体は福祉団体と連携をすればすぐわかることだと思いますので、1枚1枚アンケート調査をするというよりも、困っていらっしゃる方はヘルパーさんも通っていらっしゃると思いますので、そういったお金のかからない方法

で実態調査をしていただけないかなあというふうに思います。

また5に対しては、また莫大な予算を今お聞きしました。生ごみ処理機に対しての助成はしてありますけど、アフターケアはやってないということで、生ごみ処理機に関しては特にですね、一度試みるんですけど途中で断念してしまうという難しいことがあって、要するにそういう方たちをもう1回今どういうふうな状況ですかというふうなことは、もちろん住所と名前とちゃんと書いて、玉名市も旧町の方にも必ずそのリストはあると思いますので、そういったアフターケアをしていかない限り、ただやりっぱなしとか、そういうふうな現状になっていくと思いますので、まずは生ごみを減らすという、ごみを減らす目標でコンポストはいつている生ごみ処理機はいつていると思いますので、そのことをしっかりですね、考えていつていただきたいなあと思います。それから市長の答弁の中で、コンテナ回収が出てまいりました。私もすごくコンテナ回収を推進しております。今求められているのは市民に対するごみの意識改革をしていくことというふうに市長も言われましたが、私もやっぱりそのとおりでと思います。我々が今、燃やし続けているごみを3R運動と私たち言うておりますけど、ごみを減らすということが一つ、それからごみになるものは買わないということが一つ、また再資源化するというふうな3R運動ですね。それを進めていくことだと、しっかり思っております。私は指定ごみ袋も調べてみました。平成15年度では85市町村、わずかですね、85市町村が有料ごみ袋を実施されているんですけど、5市町村がまだ実施されておられません。5市町村は先ほど言いましたけど、熊本市、荒尾市、山鹿市、牛深市、鹿本町で、大体人口が多いところが実施されていないんですね。有料ごみ袋が何で実施されていないんだろうかというふうに思いました。これは私の見解ですので、あたっていかどうか分かりませんが、先ほど市民部長もおっしゃいましたけど、ごみ1トンに対して2万円の費用がかかっている、これ玉名市だったか定かではありませんけど、今玉名市も有料ごみ袋60トンですね、皆さんが買って新しいごみ袋にごみを入れて燃やしているのが60トン燃やしております。本当にごみとして燃やさなくていいごみなんです。指定ごみ袋のお金もちろん玉名市の中に財源的に入ってきますけど、60トン燃やして1トン2万円当りかかるんだったら、どちらが先かなあというふうに思いますけど、コンテナ回収を推進している中で、昨日、田上部長の答弁の中にも高齢者にはコンテナのところまで持ってくるのが大変だというふうなこととかですね、雨の日が大変というふうなことをおっしゃいました。そのことをですね、コンテナ回収を介して申しますと、コンテナ回収は地域の私たちも始めて2年になりますが、一人暮らしの高齢者の方がいらっしゃるところにはごみを取りに行つてあげようというふうに今変わつてきております。それからごみ問題と男女参画問題はよく言われますけど、今1年経つてしまうとコンテナ回収に来られている方たちがですね、ほとんど男性の方が重たい新聞を持って来

られたり、缶を持って来られたりというふうにしております。コンテナ回収自体は、これは再質問になると思いますけど、これからですね、3町、天水町、横島町、岱明町の方にですね、またモデルとしてでもいいですし、広められる可能性があるのかなあというのと玉名市がモデルでもう何年もやっておりますけど、モデルじゃなくて事業としてですね、できないんだろうかというふうなところが御答弁願えれば幸いと思います。今地域コミュニティー、地域力をですね、再生しようということで子育て支援の中にも高齢者対策の中にも、このごみ問題で解決するんじゃないかというふうに私はすごく思っています。これほど多く玉名市の税金を使っていくごみ問題を解決すると、地域コミュニティーの問題、高齢者福祉の問題、子育ての問題とかですね、あらゆる分野で解決してくるんじゃないだろうかと思っておりますので、先ほどの、もし再質問お答えができれば。3町で進められるかというのと、それから旧玉名市のモデルをですね、事業として展開できないだろうかというところ です。

先に進ませていただきます。2つ目の子どもと教育の3つのことを質問いたします。学校に行けない子どもたちの取り組みです。3学期も終わりに近づき、いよいよ春休み、そしてそれが終わると新しい学年、新学期が始まります。胸を膨らませて新学期新学年に子どもたちは進むわけですが、でも新しい教室に行けない子どもたちがいます。不登校と呼ばれる子どもたちは何らかの心理的情緒的あるいは社会的要因背景により、児童生徒が登校しない、あるいはできない状況にあることをいいます。全国には13年度学校基本調査によりますと、小学校で2万6,511人、中学校で11万2,211人、合計しますと13万9,000人、全国文部科学省の集計でも不登校児は13万人となっております。熊本県では小学校が271人、中学校は1,722名いて、毎年増え続けております。不登校は不登校問題と言われますが、何が問題なのか、子どもたちが悪いのか、親や家庭に問題があるのか、学校や先生に原因があるのか、毎日この苦しみと闘っている人たちがいます。13万人という数字は不登校の定義に載った児童数です。定義外の児童を含めれば13万人どころではありません。不登校のデータは、これからも増え続けられると思います。先日不登校に悩む御両親から御相談を受けて、本当に難しい問題と思い、いたたまれない気持ちになり、ひしひしとその大変さを実感してまいりました。学校に行きたくても行けない子どもさんを1カ月間仕事を休んで、あらゆる病院に受診されたとのことでした。まさか我が子がこんなことが起こると思わなかったと、苦しい日々のお話をさせていただきました。そして、このことはどの家庭でも起こり得る問題と私は受け止めました。現在、玉名市において不登校と呼ばれている学校に行けない子どもたちは、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。実態をお尋ねします。旧玉名市議会において、私は一般質問をしたことがありますが、いわゆる長期欠席者はいないとの答弁でした。行けない子どもたちがいるとしたら現在どのような取り組

みをやってこられたのか、また教職員、PTAのカウンセリング研修を実施したことがあるのかをお尋ねします。不登校の実態把握ができていのであれば、学校と保護者と一体になった親の会があるのか、また、これからこのような会を設置することは考えられていないのか、お尋ねいたします。これはこの関連ではありませんが、子どもと教育の最後に、新学期が始まりました。障害を持つ新入学生がいらっしゃれば、この学校の設備は配慮できているのかなどの3つのことを質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 北本議員の再質問にお答えいたします。コンテナ回収の件でございますけども、玉名市におきまして、コンテナ回収実施しているところにつきましては、今後も十分その意義等も含めながら市といたしましても推進をしていきたいというふうに思います。そしてまた3町におけるコンテナ回収について、モデル的にやったらどうかというような御質問でございますけども、この件につきましては費用等もですね、相当かかりますし、また地域的に見れば3町等はですね、いろんなコンテナ回収する利点とまた場所等も十分あるところが多いかと思っております。そういうことで取り組むことができればですね、そういう考え方も立とうかと思っておりますけども、十分費用対効果等々も含めながら今後分別収集の徹底を周知していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の質問にお答えいたします。議員御質問の不登校状況にある児童・生徒の数でございますけれども、休みが30日以上続いた児童・生徒の数は2月末現在、残念ながら41名に上っております。内訳をいいますと、小学校では7名、中学校では34名でございます。これは毎月統計を出していただいておりますので、多少動くという数字でもあります。この子どもたちには、担任の先生や養護の先生それから学年主任あるいは校長、教頭が家庭訪問であるとか、あるいは電話連絡を取るというようなことで保護者と連絡を取りながら学校へ足が向くように取り組みを進めているところでございます。しかしながら、なかなか解消までには至っておりません。玉名教育事務所のいじめ・不登校アドバイザーを初め、いろんな教育相談も進めておりますし、玉名市教育委員会といたしましても今年度玉名自治区の各中学校には適応指導教室指導員を配置しております。岱明自治区、天水自治区の中学校には心の教室相談員を配置いたしております。小学校には教育委員会に教育相談員をおきまして、小学校からの相談に対応しているところでございます。また、玉名自治区ではそれぞれの小学校か

ら中学校へ要請すれば適応指導教室指導員が出向きまして、活動できるようにもしております。議員から御提案の教職員PTA一緒のカウンセリング研修の実施につきましては、すでに実施をした学校も数校あります。具体的な例を挙げますと中学校区を単位とした学校保健委員会で、中学校と小学校の教職員とPTA合同の研修を実施いたしております。その内容といたしましては、臨床心理士の先生を招いて講演会を実施いたしております。また、学校単位でも臨床心理士の先生を招いて、PTAと教職員が一緒に研修をしているところも数校あると聞いております。

次に、学校と保護者と一体となった親の会の設置についてでございますけれども、既に親の会を設置している中学校もあり、その内容といたしましては、保護者と校長、教頭、スクールカウンセラー、養護教諭、校内の担当者が一堂に会し、保護者の悩みを聞きアドバイスなどをしております。この不登校の児童・生徒の解消につきましては、教育委員会といたしましても、喫緊の課題と捉えていますので、議員の御提案の教職員と親の会の設置につきましては、今後も前向きにとらえまして広めてまいりたいと、かように考えております。

それから新年度入学児童の障害者への施設整備面での対応についてでございますけれども、平成18年度入学児で身体に障害を持った児童の入学予定はございませんけれども、今後教育委員会といたしましては身体に障害を持った児童が転入学する場合には、その児童にあった設備を整備するように対応いたしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 本当に答弁ありがとうございます。コンテナ回収は少々残念ですけど、ぜひ新しい市に向けて循環社会の構築ということはリサイクル3R運動以外には考えられませんので、どうぞこれからも何回も私も一般質問していくと思っておりますが、循環型社会を目指していこうという気持ちをくみ取っていただきたいと思っております。

学校の不登校の学校の子どもたちに対しては本当に丁寧な御答弁ありがとうございます。私もすごく不登校に関してはお母さん方の気持ちをやっぱり切実と受け止めて、本来はカウンセリングの配置を1校一人ずつお願いしたいというふうな御要望がすごく高かったんですけど、今先ほど近松議員の方からも言われましたが、図書司書が削減されたというふうな中身もありますので、小学校に1校ですね、一人配置は無理かなあとということで一番悩んでいることが、教職員も保護者の方たちも子どもにどう接していいかわからないというふうなところが要望的に多くて、カウンセリングの研修会などは切実たるもので、少ない予算でできるかなあというふうに思っておりますので、ぜひ定期的にや

っていただきたいなあと思います。それから親の会があるというふうなことでしたので、親の会があるんでしたならば、もし体験でクリアをされたお母さんたちなど呼んで交流会をしていただくとか、今不登校の子どもを持つ保護者の人たちはとても明るくないというか、どうしようという本当に迷ってらっしゃるのが現状ですので、少しでも話を聞いていただく場があると元気になられると思います。元気になられたら子どもたちとの向き合う関係も前向きに進んでいくと思いますので、どうかそういった場の設定を定期的にですね、やっていただくように要望いたします。それから少ない予算ですので、知恵を絞りながら不登校で人数が上がっていつているのは、データ的にもずっと上がっていつています。全国も熊本県も玉名市もそうだと思います。上がっていかないために知恵を絞りながら子どもたちが元気にですね、学ぶところにいくように、これからも精一杯努力していきたいし、いつてほしいと思います。

3つ目の質問に移らせていただきます。指定管理者制度の質問です。指定管理者制度は私はおおむね賛成です。従来の指定管理制度委託とは違い、広い意味で民間の管理者を指定でき、民間のノウハウを生かした効果的な管理運営、柔軟なサービスが提供できる期待があります。また、熊本県や熊本市も盛んに指定管理者制度を募集が行なわれています。ここ玉名市においても今議会に提案されています。しかし、大変速いスピードです。何がなんだか分からない速さです。指定管理者って何と言われても市民はいつていけないスピードです。なぜこんなに急ぐのか、行政も委員のメンバーも同じ気持ちだろうと思います。現在、周知も行なわれずに進んでいますので、いつ市民にどのような形で知らせられるのか、御質問いたします。この指定管理者制度はこのままいけば6月からとのことですが、選定委員会が間に合うのか、選定委員会の立ち上げ、公募の状況それからこの制度の充実に向けてはどのように考えているのか、お聞かせください。また、雇用の面からを考えると全国どこからでもいいということですが、県内外の各種団体法人になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 指定管理者制度についてお答えをいたします。なぜ指定管理者制度の導入を急いでいるのかということですが、この制度は議員御承知のとおり、平成15年9月に施行されました地方自治法の一部改正により従来の管理委託制度に変わって導入されたものです。現に管理委託している施設につきましては3年間の経過措置が設けられているものでございます。昨年10月に誕生いたしました本市における指定管理者制度の導入に関しては経過措置の期限が本年9月に迫る中で、指定管理者制度を導入するのか直営に戻すかの選択を迫られている管理委託体育施設を対象に検討を行なっているところであり、非常に限られた期間で進めざるを得ない状況で

あることを御理解いただきたいと思います。また、この制度は民間のノウハウと活力を施設管理に活用し、サービスの向上を図る一方で施設の使用許可権限を含めて指定管理者に委任するなど施設の利用者に直接影響を及ぼすものであります。議員御指摘のとおり市民の皆様に対し、指定管理者制度導入に関する周知の必要性を十分に認識しているところであり、4月1日号の広報たまなやホームページへの掲載の準備を進めているところでもあります。

次に、指定管理者を募集する方法に募集する場合に県外の団体等も対象にするかについてでございますが、公の施設の管理運営に民間事業者の手法やノウハウを活用してサービスの向上を図るという制度導入の趣旨をもとに、本市の導入方針においては公募することを原則としているところでございます。公募に当たりましては、応募者の参加資格として滞納がないこと、会社更生法などの手続を行っていないこと、指名停止等の措置を受けていないことなど一定の条件を付して導入準備を進めております。応募の対象を県内に事業所を有する団体等に限定することにつきましては、制度の趣旨からもちがわずらに応募者を制限するということにつながりかねませんので、各施設ごとに判断してまいります。また、地元雇用の確保に関しましては指定管理者の理解のうえで、施設で雇用する場合は地元優先に配慮する旨を協定書に盛り込むことで対応したいと考えております。

次に、今後の指定管理者制度の導入に関してでございますが、今議会で提案している管理委託を中心とした20施設を除きますと、本市には制度導入の検討対象が231施設ございます。これらの231施設につきましては、現在それぞれの所管課において施設の廃止を含め指定管理者制度の導入の適否に関する方針案を立てているところであります。この方針案につきましては、市長を本部長とする行政改革推進本部に諮った上で最終決定を行ない、平成19年度から順次導入できるよう準備を進めていく予定といたしております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 4番 北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 4月1日に記載されるというふうにおっしゃいました。私たちは指定管理者になるのは私はおおむね賛成だし、進めていくべきことがたくさんあると思います。しかし、玉名の顔になるところがですね、多いと思います。天水の草枕にしても玉ノ湯にしても顔になる部分で指定になると、そこに集う方たちがですね、ぜひいい方たちで優しい方たちでサービスが満点だと贅沢なことを思います。しかし、顔になる部分の指定管理者になる方たち、どうぞ選定委員会の起動、そして急いだから間違ってしまったじゃなくて、精いっぱい頑張っていたいただきたいというのと、当初は2、3

年というふう聞いております。でも、最初が肝心だと思います。最初に精いっぱい機能を運営されるというふうなことを切にお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

16番議員 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 新生クラブの松本です。お疲れのところ時間を節約するために早速質問に入っていきたいと思います。最初に玉名市のホームページについて。近年インターネットによる情報化社会の進歩は目覚ましいものがあり、いろんな情報を瞬時にして入手することができます。おかげで委員会研修に出かけても訪問先では玉名市の情報を事前にチェックされ対応されるので、研修もスムーズに運ぶことが多くなりました。以前は、訪問のあいさつで玉名市の概要を説明するのに手間取る場面もあり、玉名市の知名度の低さを嘆くことも数多くありました。玉名市の情報発信都市構想の成果が少しずつ出てきたのかとの思いもあります。先ごろ、研修先で先方の議長が玉名市のホームページで「夏目漱石、草枕」の項を見て一気に文学の里とのイメージが膨らんだと歓迎のあいさつを述べられました。こちらは早くも合併の成果が出たとひそかにほくそ笑みながら、やはり玉名をイメージさせるには文化の力が必要だと思った次第です。市長は合併の痛みだけが先行してじくじたる思いだと心中を吐露されておりますが、そればかりではありません。そこで改めて玉名市のホームページを見たのですが、地味で平板的で顔が見えていないような気がします。それは人物の項がないというか、情報量が不足しているからであります。マラソンの父、金栗四三氏、古きよき時代の日本のお父さんとのイメージが高い笠智衆氏、伊倉市出身とも言ってよい劇作家の木下順次氏、ようかんで有名なとらやに唯一養子で行かれた15代目、のち吉田内閣時代の厚生大臣、当時東大出のようかん練りと話題を呼んだ黒川武雄氏など全国に通用する郷土の名士であります。旧玉名市の広報では「輝け玉名人」というシリーズもありました。このような全国にアピールできる人物を掘り起こし、解説を深めてはどうかと思います。コンセプトは日本のお父さんのふるさととして玉名市のイメージアップにつなげる方法もあるのではないかと思います。歴史好きの人たちは人物を輩出したその風土、産すなに興味を抱くものです。また過去に玉名地方を舞台にした映画、テレビ、情報番組も紹介してロケ隊の誘致につなげれば幸いかと思います。以前にも述べたことがあります、フィ

ルムコミッションは映画、テレビ、コマーシャルなどのロケがスムーズにできるよう便宜を図る公的機関のことで、2000年に日本初のFCが大阪で誕生して、この5年で83まで増えました。FCの主体は県や市の観光課や観光協会などが中心で、スクリーンやテレビに映し出されることによって地域が知られるようになり、観光客が増えるなどのメリットのほか、ロケ隊の宿泊などの直接的な経済的効果も期待でき、全国的な急増につながっています。映画やテレビのロケ誘致に一つでも成功すれば観光キャンペーンよりもはるかな効果が得られるものと思います。そのほか玉名温泉の各旅館やホテルのキャッチフレーズも情緒的なものが多く、ウィークディのニーズとずれているのではないかと思います。我々の議員研修は礼を尽くす意味で訪問先のビジネスホテルに宿泊するよう心がけているのですが、玉名市に研修に来た他市の議員団はほとんどが熊本市や菊池方面に宿泊すると聞いております。これは1部屋2人以上の宿泊システムとプライベート尊重の現代的ニーズがずれているからであります。ビジネスホテルの弱点は風呂が狭く快適でないところです。プライベートが尊重され快適な温泉が、あればもっと玉名温泉に宿泊してもらえるものと思います。閑古鳥が鳴くウィークディ対策として行政も連携して温泉振興につなげる努力が必要ではないかと思います。玉名市への行政視察は年間何件、延べ人数は何人、そのうち玉名温泉に宿泊したのは何人ぐらいなのかわかればお知らせください。以上のようなことを玉名市ホームページから気づいたのですが、玉名市PRの重要な広報ならば、今後着実な改善を図っていかねばならないところでしょう。玉名市としてはホームページを単なる広報なのか、それとも戦略的な情報発信源として位置づけているのか、その認識の度合いと、これからどのような情報を全国に発信していこうとしているのか、その方向性についてお尋ねいたします。

次に、玉名ブランドの育成について。去る2月10日、11日、新生玉名の名物づくりと題して高瀬蔵で第1回の玉名地域物産展が開かれました。5年後の九州新幹線開業を控え玉名地域の素材を生かした商品のブランド化を目指して特産品を幅広くそろえたというので、早速出かけてみました。多くの店が出店し、既に土産品や特産品として定着しているものもあり、個人的な手工芸品もあり盛況の様子でした。聞くところによると、玉名商工会議所が熊本県からの委託支援で開催したということです。初めての試みで評判を呼ぶ土産品や特産品までに仕上げるにはまだまだ試行錯誤と時間が必要なものもあるのではとの印象と、同時に九州新幹線各駅における地域間競争の始まりを感じました。5年間のうちに商品力があるものが多数できあがるのを期待するものであります。そこで当然玉名市も地元経済の振興につながることであり、精いっぱいアドバイスと支援をしているのかと思いきや市からの支援はなかったということで、奇異に感じました。新幹線熊本づくりプロジェクトの一環で県指導が先行し、玉名市が合併での多忙さの中で体制が間に合わなかったのが本当のところかと思ったりもしました。議

会開会日に玉名地域ブランド化事業補助金500万円が上程されていまして、18年度から本格的に取り組むのかと納得しました。新幹線開業までに時間はあるような微妙な期間です。ブランド化といっても土産品、特産品から農産物、水産物と幅広いものがあると思います。どのような物産をブランド化していくのか、そしてそのブランド商品が出そろうまでのスケジュールはどうなっていくのか、お尋ねいたします。

続きまして3番目、カーアイランド構想についてであります。くじ運が悪く昨日、今日と先発の議員に先行されてしまいました。私なりの切り口で質問いたしたいと思えます。カーアイランド構想について、日本は90年代の失われた10年という長い不況を経験してきました。しかし昨日、日銀は量的金融緩和策の解除を決定、時代の転換に要する期間の法則どおり実質15年のトンネルをようやく脱して景気回復の明るい話題が多くなってきました。それに伴ない設備投資の国内回帰も顕著になり、特に九州は中国東南アジア市場を睨んだ自動車産業の進出が活発になってきました。そこで、熊本、福岡、大分、佐賀の九州北部4県が自動車産業振興連携会議なるものを設立、カーアイランド九州の構築を目指して、企業誘致や技術力強化に共同で取り組むことを合意したとの新聞報道がありました。この10年来玉名市には大企業の進出もなく、逆に長年地元経済を支えてきた老舗の地場企業の倒産が相次ぎました。また基幹産業の農業も低迷し、経済面では明るい話題は一つもなかった気がします。久しぶりに追い風が吹いてきて、市長のあいさつの言葉から漏れ聞くように、この機会にビックチャンスを掴むのが新市の課題かと思えます。先ごろ、委員会研修で大分県中津市のダイハツ車体の工場見学に行ってきました。ジャストインタイムとカンバン方式で部品の在庫を抱えない最新鋭工場で生産工程の95%がロボット化されているということでした。作業員の大半は派遣社員で人的コストを限りなく小さくするという雇用の厳しさ、しのぎを削るコスト競争の現実も目の当たりにしてきました。それはともかくダイハツ車体中津工場は年産15万台体制から今年は25万台へ、2008年度はトヨタからの委託生産でさらに増強、日産九州は41万台から52万台へ、トヨタ九州は27万台から43万台へと九州の自動車産業が急拡大しているのは皆さん御承知のところ。注目すべきは、九州における2005年の自動車生産出荷額が1兆5,190億円、2006年は約2兆円を予想。これに対し、部品付属品の出荷額7,132億円が2006年にはほぼ倍増の1兆4,000億円に達すると予想されているところです。部品の九州域内での調達比率が進んでいる証明であり、大手部品メーカーの進出が一巡してしまえばチャンスは遠のいてしまいます。時は今、今年が最大のチャンスではないかと思えます。旧産炭地からの産業転換を目指す大牟田市、荒尾市、インターチェンジと工業団地を持つ南関町と近隣の市町にもライバルは多く存在しています。まず、玉名市は何を企業誘致のセー

ルスポイントにしようとしているのかお尋ねいたします。また、かつて大分県の平松知事は通産官僚時代の豊富な人脈をフルに生かして新日鉄、東芝、キャノンなど有名大企業を初めとする企業誘致に次々と成功し、他県の羨望の的になったことがありました。人脈の構築こそ大事かと思えます。その例に倣い、大物島津市長もあらゆる人脈を生かしたトップセールスの期待がかかるところですが、カーアイランド構想にかける思いと決意のほどをお聞かせください。先ほどと同じ答弁になるかと思えますが、この件については最後の質問者ですので、具体的にもう少し色をつけてお願いしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 松本議員の玉名市のホームページについての御質問にお答えをいたします。玉名市のホームページは情報処理技術や情報通信技術の飛躍的な向上に伴い、特性のある行政情報や地域情報を広く内外に発信できるように合併を機にホームページのトップページ画面上フレームには市全体が見渡せる景観を取り入れ、カテゴリ構成、デザイン、色彩を一新し、内容も旧玉名市のホームページをもとに旧3町の情報を取り入れて掲載をいたしております。特徴といたしまして、各課からのタイムリーな情報発信を行なうため、各課それぞれから関係ページの情報の更新ができることと、それから意見交換の広場や提言広場等の開設を行ない、住民相互、住民と行政が互いに情報交換をすることができるシステムを構築いたしております。トップページには最新の話題イベント等の情報を写真で紹介し、その都度更新をいたしております。内容としましては14のカテゴリに分け、広報たまなを電子文書化し掲載、公共施設、暮らしの手帳、産業、教育、文化、スポーツ、まちづくり、観光案内等市民に密着した情報を提供しております。また全国的にも、玉名市はこんなところですよというアピールを行っております。アクセス数でございますけれども、月平均でトップページに1万586件、内部アクセス数が3万8,310件と多くの方々に閲覧をいただいております。議員お尋ねの玉名市への行政視察の件数、人数、宿泊人数の件でございますが、議会・企画・商工関係で平成16年の視察件数が63件、人数にして588人、うち市内に宿泊された方が115人、平成17年中の視察件数が51件、人数にいたしまして475人、うち宿泊された方が69人と誠に残念でございますけれども、両年ともに来玉者の2割に満たない人数しか宿泊されておられません。このような状況を踏まえまして、行政のホームページとしての制約がある中で議員御指摘のとおり夏目漱石、笠智衆、金栗四三氏等々の郷土の偉人、また現在全国的に活躍されております玉名出身の方々等を紹介する枠をホームページのカテゴリに「ようこそ玉名」の中に設けて全国の方々に関心をいただいていたくような構成を行ないまして、観光案内、物産紹介、イベント情報、温泉情報等の充実を図り、リンクにおいては関係機関と連絡を、調整を図りなが

ら関連するサイト数を増やすことにより、より以上「玉名に来たい、住みたい」と思わせるような魅力ある玉名市の情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも助言御指導のほどよろしく願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 前濱健一君。

〔産業経済部長 前濱健一君 登壇〕

○産業経済部長（前濱健一君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。地域の物産は歴史や文化といったその地域特有の資源を生かしたもので玉名地域の物産、特産を風土や自然が育んだ伝統の産品や創意工夫を凝らし、逸品が多数存在し、バラエティに富んでおります。議員御指摘でございます玉名ブランド化事業についてですが、玉名商工会議所を事務局といたしまして昨年12月に設立されました玉名ブランド協議会が全体となりまして、特産品の開発や販売体制の確立を目指して進んでいる事業でございます。5年後の平成23年春の九州新幹線全線開通及び仮称ではございますが、新玉名駅開業までに玉名地域の素材を生かした特産品のブランドをつくりあげて他の地域と差別化を図り、玉名ブランドとして広く売り出すことを目的としていると聞いております。そのような中で先月は早速、高瀬蔵におきまして物産展を開催をされたところ2日間で約900名のお客さんで賑わったようでございます。他の地域にないブランドをつくり上げ、そしてPRして販路を拡大へとつなげることは物産振興はもとより観光振興にもつながるとともに地域経済の活性化へと結びついていくものと考えられますので、玉名地域の特産ブランド化が果たす役割は大きく、物産と観光の相互連携より相乗効果も高まるものと期待をされているところでございます。さて、玉名ブランド協議会は現在、荒尾、玉名地域の食品加工などの物産業者を中心に47業者が参加されており、どのような形でどの物産をブランド化して進めていくのかということは事業をスタートをしたばかりでございます。現時点では未定であると聞いております。また今度のスケジュールにつきましても平成18年度におきまして、財団法人地域活性化センターの助成について採択を受けましたならば、観光客や市民を対象にした消費者調査とそれを踏まえましてブランドコンセプトを検討するとともに、平成19年度から新幹線開業までの事業スケジュールにつきましても合わせて検討をする予定であると聞き及んでおります。今度ブランド協議会を中心に進められる予定の玉名ブランド事業の推進につきましては、新幹線開業時には玉名だけしかないオリジナルのブランド品としてアピールできるよう、その確立のための事業展開に対しまして、市といたしまし積極的に協力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 私に対する質問ではございませんが、ホームページやブランド化についても一言ずつ私の感想を申し上げたいと思います。ホームページ等については私は残念ながら大変申し訳ありませんが、余りインターネットというものに精通をいたしておりません。今もちょっと話したんですが、この玉名のホームページ、私ども秘書課に所属する広報係が中心になって行なっている。3名いますが、月に2回出す広報も3人で対応しておりますので、非常に大変だと思います。その中でホームページの作成をしているわけですが、松本議員いろいろ御指摘がありました。そんなに玉名のホームページインパクトがないならば意見を貸してください。さっき言ったように助言をしてくださいと申し上げておりますのでね。と言いますのは議会の皆さんからもインターネットに関心の強い方々にぜひ数名出ていただいて、ね、部長さん、それであるいは一般市民の方にも出ていただいて一遍この玉名のホームページ検証してみたらいかがでしょうかね。そしてやっぱりこういうホームページの個性があつていいんじゃないか、あるいはこういうものもアピールしていったらいいんじゃないか。それぜひですね、部長近々ああおっしゃっているんだからね。それは指摘するだけじゃだめですよ、やっぱり議員も努力していただかんといけませんからね。それで、ほかの一般市民の中にも代表的なインターネットに関心の深い方参加いただいて、そして一遍これまで発信してきた玉名市のホームページを検証すると同時に、これからどういうことを内に向かってというよりも、むしろ外に向かってどう玉名をアピールしていったらいいか、私の認識以上にホームページというものが多くの人たちの感覚の中に入ってきている時代だと私も思いますので、ぜひそういう仕組みをとるといってか一遍やってみて、必要ならずと年年歳歳1年に1、2回ずつやっていけばいいじゃないですか。ぜひ近いうちにそんな遠い先の話じゃない、言ったらそれぐらいのことはすぐできるはずですから、ぜひそういう試みをしてですね、ホームページの充実とインパクトを高める方法をとっていくべきだろうと、いつていただきたいとそういうふうに思います。

ブランド化についての話ですが、ブランド協議会というのがあるんですが、確かに今部長が答弁したとおりなんです、これ県事業なんですよ、確か。これブランド協議会を立ち上げたのは県の地域振興局の事業であって、ですから全部引っ張り込んでいるわけですね。荒玉地区全部引っ張り込んでやっています。これがちょっと何かこの間話があったんでは、少し今まで積極的に金もかけてちょっとした予算も組んでやってきたんですが、寂しくなってきたんで少し玉名市も応援してくれませんかという話もございました。先般の高瀬蔵のフェアは私も行って見てみましたけれども、皆さんがそれぞれに苦心をしていただいて、つくっていただいております。やっぱりそういうのも点検してね、本当に新幹線が開通したときに玉名を代表する物産になり得るのかどう

か、ある部分はシビアになってもですね、考えてみなきゃいかんのじゃないかなと思っています。ですからこのブランド協議会、県がもし少し手狭になったとか、あるいは予算の都合で云々というならば、やっぱり新幹線開業を控えた玉名として踏み込んでいいのかなと、そういう感じを持っておりましたので申し上げました。先般あの大阪の方へ私はJAの方々と一緒に行きましたが、イチゴはやっぱり、例えばイチゴ、トマトはですね、やっぱり関西市場等見ても玉名は主産地、特産地の一つなんですよ。ところが品種等を見てもみますとね、今4種類が玉名勢玉名管内に入ってきている。その中には、非常に残念ながら佐賀ほのかなんていう命名物もあるわけですよ。これは県の責任それからJAの責任、みんな私どもの責任もあると思いますが、4つの品種があるとね、なかなかこの特産物としてのブランド化がやりにくい。県の方にもJAの方にも私はお願いしておきましたが、ぜひこれは品目をね、もう少し絞るような指導はできないのか、そういうことも申し上げお願いしてきました。イチゴは私のところが日本一だと思ってましたが、この間行きましたら、桃イチゴというのが四国の方で採れていまして、きれいな桐の箱に入って1万5,000円で出ているんですよ。まあ、それを真似する必要はありません。しかし真似する必要はありませんが、各地域がそういうふうにブランド化に苦心しているんだなあというのを肌で感じてまいりましたが、新幹線開業に向けてのブランド化必要だろうと思いますので、力を入れていかなきゃならんなとそういう感じを持っております。

カーアイランド、何回も何回も質問が生まれて、皆さんの市議会の皆さん、市民の皆さんの関心の高いことのあらわれだろうと受け止めます。吉田議員の質問にも答えたことではございますが、今まあ本会議の場所でもございますし、非常にどこまで申し上げていいのかわかりませんが、県が積極的に企業誘致今取り組んでおります。非常に悪く言う人がおるとですね、何も今熊本県政いいことがないけども企業誘致だけは熱心だなあという人も熊本市内にいるぐらいに取り組んでいると私思っています。その中で玉名の理解もいただいて、非常に積極的に御協力をいただいている部分もあります。先月等は、しかるべき方が私どもの商工観光課と共同作戦、共同歩調を取って大変な御支援をいただいている、ぜひ実になってほしいなあ今祈る思いであります。ただ、これお話があったようにやっぱり競争相手がいますのでね。大体福岡を中心にして自動車産業が九州の自動車産業、非常に元気が出ておりますが、このデータにもあるんですが、この2000年以降でもですね、福岡にはもう42件、大分県が19件、長崎熊本が、佐賀県が9件、長崎熊本が4件。やっぱり主力工場に近いところから関連企業も張りついているというのが実情です。そういう中で今私どもも、どこでしたかね、佐賀県でしたかね、ある町と激しく今競り合っている部分もございますが、県の支援もいただく協力体制をとるといことも私は大事な要点だろうと思っておりますし、また午前中に申し上

げましたこの荒尾、南関、和水、まだこれ向こうさんがどう受け止めるか、一緒にテーブルに着くと玉名だけに特定されちゃかなわんという話になっちゃいかんわけで私はライバルとは思わない、仲間だと思っていますから。玉名地域一帯として、やっぱりこのことに取り組まないと、やっぱり玉名、玉名とだけ言っとったんでは、なかなかおぼつかない部分もありますから、荒玉地域2市2町が本当にお互い気持ちを合わせて、この大きな一つの変化の時代だと思いますよ、自動車産業を巡る、そのときに少なくとも熊本県内では一番北部によくして有利な私どもが位置にあることだけは間違いないんで、荒玉地域として体制を整えていく、そのためには県だって困るわけですよ。それぞれがそれぞれに県にアプローチするんでは困るわけですから、2市2町連携をして取り分け南関インター菊水インターがあるわけですから、ここをしっかりと気持ちを合わせてこのことに取り組むように頑張ってもらいたいと思います。どうぞ皆さんの御協力をお願いします。

○議長（松田憲明君） 16番議員 松本重美君。

〔16番 松本重美君 登壇〕

○16番（松本重美君） ありがとうございます。市長にはアドリブで踏み込んだ答弁いただきまして、誠にありがとうございました。ホームページの件であります、我々熊本県人は元々自己PRが下手と言われてきました。それは人間として奥ゆかしく謙虚であれとしつけられてきた風土のせいでもあります。しかし、個人はともかく公的な場面では情報が価値を生む時代であります。先ほど市長が、ならあんたもアイディアを出せと言われてましたので、早速出しますが、私たちには高校が5校、大学が1校と文教の地であり、人材が豊富なことを企業誘致のセールスポイントになるかと思えます。また一区一輝運動のような特徴的な政策で注目を集めるとか、魅力的な人物や文化そして近代日本の夜明け、西南戦争の決戦場であったことも歴史好きにはたまらないことだと思います。先ごろ、小泉首相はNHKのチャンネルを減らしてでも海外向けの放送を充実させたい、顔の見える日本の文化を発信して日本への理解を深めてもらう努力をすべきだと発言していました。経済力や工業製品の優秀さを誇示しても妬みを買うだけだと感じたからだと思います。玉名市も情報の価値というものを重要視して、ホームページを戦略として活用できるようさらなる充実を図ってほしいと願います。

また、議員研修団の大半が玉名温泉をパスするのは玉名温泉に魅力がないのではなく情報不足からで、ニーズにあった情報を提供すれば必ずエールを送ってくれるものがあります。議員団はわがままばかりと先入観があるようですが、我々はそんな失礼な者ばかりではありません。議会事務局も、まずは5割ゲットを目標に自信を持って玉名温泉を推薦してほしいと思います。

玉名ブランドの育成については、ブランドとは付加価値の高い商品のことであり、

高い技術に裏づけられた高品質のものでなければなりません。それに歴史と伝説も必要になります。安アパートをマンションとかメゾン、シャトーなどというお手軽さでは通用しないところでもあります。それでも九州新幹線上における地域間競争の場に立たされたのでありますから、頑張るほかはありません。よい素材はあるが付加価値が伴わないのが玉名経済の特徴かと思えます。経済とは物の価値を生み出し、富を得ることあります。語源は経世済民、世の中を納め民の苦しみを救うこととあります。第一線の地域経済が元気で富を生産しなければ、福祉も子育て支援も成り立たないということでもあります。5年でめどを立てるというプレッシャーをばねにして官民上げて知恵を絞り、多くの玉名ブランドを完成させてほしいと願っております。

最後のカーアイランドのことではありますが、カーアイランドの構想の一翼を担って自動車関連の企業誘致を目指すのは大変結構ではありますが、ライバルは多数あり、気分だけでは成功はおぼつかないというのが研修での実感でありました。去年は、水面下で大手照明機器メーカーの誘致合戦に善戦しながら最後は佐賀に破れたという苦い経験があります。毎年、国からの交付金が減額される中で自主財源の確保と跡取り息子を家に残したいという家族にとっては、企業誘致の雇用効果は喫緊の課題でもあります。なぜ破れたかという敗因の徹底的検証と玉名出身の官僚や財界人の早急なりストアップが必要かと思えます。甲乙つけがたしの場面になったときの決め手はやはり人脈です。私も長年の友人に盛んに声をかけているところですが、仲良く手をつなぎ漫然と待っていてもライバルには勝てず、結果は出ません。そしてチャンスは何回も巡ってはきません。進歩のない者は決して勝たない、負けて目覚めることが最上の道だと言い残した戦艦大和の白淵艦隊員の言葉を肝に銘じて市長はトップセールスに突撃してください。粉骨砕身、多大なる成果をあげられますよう御健闘を祈って次の質問に移ります。

幼少期における食育について。子どもの味覚は3、4歳までに確立されるのでその時期に変な物ばかりを食べさせたら一生変な味覚を持った人間になってしまうと警告を発する学者がいます。変な味覚とは例えばマヨネーズを1回の食事で使い切る若者をマヨラーというそうです。ラーメンに砂糖をどっさり入れる子ども、毎食サラダ油をコップ一杯一気飲みする若者、御飯にサイダーやコーラをかけて食べる運動選手など信じられない味覚を持った若者が増えているそうです。日本人の体が危ない。戦後の食生活は急速に欧米化しているのに日本人の遺伝的体質は伝統食に合ったままであります。日本人の食生活は長く飢餓との闘いでありました。繊維質が多く、消化に時間のかかる粗食に耐えるため、欧米人に比べ腸が長いのです。少ない栄養素で生きていける節約体質なのでインシュリンの分泌能力も半分しかないのが日本人の遺伝的体質であります。現代の食生活は肉、脂等だらけで生活習慣病へまっしぐらという状況にあります。元々インシュリンが少ない民俗なうえに50歳代になると20歳代の半分ほどしか分泌しなくな

り、日本人の50歳代は欧米の若者の4分の1しかインシュリン分泌能力を持っていないということになり、これは日本人をだめにしようというアメリカの陰謀的大戦略だと言う人もいます。政府は日本人の食生活の現状に危機感を抱き、平成17年6月10日食育基本法なるものを成立させました。その前文には国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成、食に関する感謝の念と理解、食育推進運動の展開などがうたっています。条文の第5条には子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割。7条、伝統的食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農村、漁村の活性化と食糧自給率の向上への貢献。8条、食への安全性の確保等における食育の役割。10条、地方公共団体の責務。11条、教育関係者等及び農林漁業者等の責務。13条、国民の責務などが列記されています。このような法律ができて、日本人の食生活の背景が理解できて我々の世代はもう手遅れというのが現実であります。これからの時代を担う子どもたちの幼少期における食生活のしつけをどうするかという問題のようでもあります。味覚と嗅覚の記憶は離乳期から始まります。この時期に離乳食と同時に嗜好のしつけをきちんとしておかないと偏食になる。その方法として、伝統的和食のベースとなる魚のだしの旨みと味噌がおいしいと徹底的にすり込むことが大事。嗜好のしつけさえちゃんとしておけば子どもがカレーやハンバーグを好きになっても構わないと学者は問いております。ということは妊娠時における母親への啓蒙、教育。幼稚園、保育園における給食、弁当などが最も大事な食育ということになります。玉名市の食育基本法に対する認識の程度と食育推進の現状についてお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 松本議員の質問にお答えいたします。議員御承知のように平成17年の6月に交付された食育基本法の前文では、子どもたちが豊かな人間性を育み生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要である。食育は生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められていると、こういうふうになっております。平成17年度からは熊本県や旧玉名市及び旧岱明町の教育目標の重点施策の中に食育を取り上げ、また旧横島町や旧天水町においても知・徳・体・食の4本の柱の一つとして、それぞれの学校におきまして食育についての目標を掲げ、その推進に取り組んでいるところでございます。そのような中で平成17年度の食育推進事業、体験活動研究推進校として小天小学校が熊本県の指定を受け、生涯にわたって食を楽しみ、いきいきと輝く子どもを目指してを研究主題として今年2月10日研究発表会を持ち、県教委や来訪者から好評を博したところでございます。研究内容といたしましては

子どもたちが食に関する知識を学び、興味や関心を高めるとともに食と農の体験活動を通し、作物を育てることの苦勞や喜びを体感することで食に対する感謝の心が身につき、望ましい食習慣の形成につながる実践力のある子どもが育つと考え、研究を進めております。栽培活動を行なうことで植物の生命力や命の大切さを感じることができ、野菜ばかりでなく花などの植物を大切にするようになったということでもあります。また収穫の喜びを体感し、自分たちが育てた野菜を食べることでよりおいしく感じる事ができ、苦手意識がなくなった児童もおり、また給食をつくる人の気持ちを考えることで食べ残しがないようにきれいに食べるようになり、後片づけやコンテナ室への返却も丁寧に返すようになったと、子どもたちにも大きな変化が見られるようになったと聞いております。このように食育というのは心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものであり、教育委員会といたしましても食育基本法を実りあるものにするために、より一層これを推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 松本議員の食育について、市民部が取り組んでいることにつきまして答弁をさせていただきます。御承知のとおり、食育とは市民一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取り組みを指しますが、現代社会の中ではコンビニやスーパーなどで高カロリーの食品が手軽に安く買え、簡単に食事を済ませていますので、食育ができていません。このことは、豊かな緑と水に恵まれた自然のもとで先人から育まれてきた日本の食が失われる危機にあります。これは栄養バランスの乱れ、偏食を助長させ食習慣の悪化を招いているとも言えます。最近のキレる子どもやイライラする子どもの増加は食習慣の悪化と関連があるとも言われています。当市では乳幼児健診等で偏食や朝食欠食のいわゆる朝食を抜いた子どもも離乳食が進んでいない子ども、嘔むのが苦手な子どもが目立ちます。子どもの味覚の発達には離乳期からです。離乳期に多くの種類の食べ物の味を体験させ、月齢・口腔機能の発達に合わせて段階的に離乳食を進めていくことは豊かな味覚を育むことになると思われますので、対策といたしまして離乳食教室を開催しています。これは親が食や歯の大切さを理解し、乳幼児から健康な生活習慣を身につけることを目標にしています。4カ月児健診では栄養士による離乳食の進め方の集団指導、乳幼児健診や子育て相談等で個別栄養相談を実施し、食の大切さについて普及、啓発を行なっております。またヘルスメイトの校区活動として1歳6カ月児健診での手

づくりのおやつを紹介、親子で食育について学ぶ小学校の親子料理教室を支援をしているところでございます。

○議長（松田憲明君） 16番議員 松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） ありがとうございます。教育委員会、保健センターが日頃市民の心身の健康と豊かな人間形成のため地道な努力を重ねていることを知り改めて敬意を表するところです。しかし、昨今の食生活の乱れは便利な食べ物があふれている皮肉な結果だと思えば、保健センターの啓蒙活動はこれからますます重要になってくると思います。私も平成12年の9月議会の一般質問で丹波篠山地方の黒大豆を例にして、米作からの転換作物、ブランド化事業への取り組み、地産地消そして健康食品として大豆のススメを提言したところ厚生省からの回し者かとやじられたことがありました。当時はまだ食育という言葉もなかったような気がします。今は食生活が乱れている一方では、健康のためには命もいらぬというほどの健康ブームの時代であります。一時はココアが大ブームとなり、最近では繊維質の豊富な寒天の品切れ状態が長く続きました。近年アメリカでは最も理にかなった健康食として、日本食がブームというよりすっかり定着した感があるそうです。味噌汁や豆腐が1週間で2キロ痩せるダイエット食としてもてはやされているのがテレビで放映されていました。おかげで私も毎朝早起きして作っております。アメリカ人が大豆の健康効果に目覚める一方で日本人はアメリカ産の牛肉をもっと食べというのは、あまりに身勝手というものであります。我々の世代は食べ物を残してはいけないというしつけが身にしみ込んでいて、つい食べ過ぎてしまいます。これからは保健センターの指導を仰ぎながら健康を維持して死ぬまで長生きしたいと思えます。

○議長（松田憲明君） 以上で、松本重美君の質問は終わりました。

議事の都合により10分間休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時45分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開き一般質問を行ないます。

6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 皆さんこんにちは。日本共産党の前田正治です。合併して初めて年間を通しての予算議会であります。合併は市民の暮らしにどんな影響を与えていくのか、合併による効果が期待できるのかどうか、これからの市政運営は市民からも合併しなかった市町村からも大きな注目をされるものだと思っています。合併してこの間、

市民の方から幾つかの苦情の電話をいただきました。学校のことで相談するのにわざわざ岱明までなぜ行かんとでけんとな。ごみ袋の販売手数料が今まで10%だったのが、今度から8%になった。水道のことで水道局に行ったら誰もおらんだった。学童保育で天水の人と話したら保育料は玉名はえらい高いことがわかった。合併したら社協の福祉金庫が貸し出しをせんだった、などなどであります。まさに生みの苦しみが出始めていると思うわけです。説明責任と懇切丁寧な対応が市民の理解を得る上で一番大事なことでないかと思っております。

まず、公共下水道事業について質問します。公共下水道は旧玉名市と岱明町に普及されています。住環境の改善や河川の水質保全にも大きな役割を果たしています。旧玉名市の公共下水道の特徴としまして、下水道の使用料金が大変高い、かつて私は議会で全国一高いと言ったことがあります、いや全国一ではなくて西日本一ではないかというお話もありました。何しろ下水道料金が高すぎるというのが市民の声であります。現在もそうです。あと一つが受益者負担金を旧玉名市の場合は市民の皆さんからもらっていないことでもあります。下水道スタート当時の市長の英断が今日まで引き継がれており、この受益者負担金をもらわないことも恐らく全国でただ一つの自治体ではないかと思っております。市民が負担することに関して、よい点、悪い点それぞれ兼ね備えているわけであります。さて旧玉名と岱明町を比べてみますと、料金は20立米で玉名が3,811円、岱明が2,680円、玉名の方が約4割高くなっております。そして受益者負担金は岱明だけあります。合併と同時に玉名、岱明の下水道会計は企業会計として統一されました。そこで第1点、それぞれ違いがある料金と受益者負担金の今後の見通しや計画、統一に向けての課題、そして何年をめどに統一するのか。2点目、旧玉名で熊本県内では初めて企業会計方式になったとき、国からの地方交付税が年間で約1億円増加します。こういう説明を受けておりました。玉名では企業会計になってから4年が経過しましたが、いったい企業会計のメリットは何があるのか、岱明の下水道を企業会計として統一しましたが、今後の課題としてはどのようなことが考えられるのか質問します。

次に、給食センターのことを聞きます。玉名中央給食センターについて質問します。有明中学校と玉陵中学校に隣接しておりました第1給食センター、第2給食センターが老朽化に伴いまして廃止をされ、新しく中央給食センターとして平成16年度よりスタートしました。そして調理部門は民間委託がなされております。調理に携わっておられる皆さんはもともと第1、第2の給食センターで働いておられました。パートの職員さんがそのまま委託会社に採用された方もおられます。中央給食センターは新しい設備、施設であります、作業されている皆さんにとりましては、作業環境が大変不評であります。よく滑る、蒸しぶろ状態になるなど改善を求める声が出ております。そこで

まず第1点、調理、作業などにおける安全確保の責任はどこにあるのか。2点目、新しい中央給食センターでのけがなどの事故の状況や労災などの件数、これはどのくらいになっているか。3点目、施設や設備の作業環境の改善については一体どこが責任を持って当たるのか。

次に、指定管理者制度についてお尋ねします。地方自治法の改正により、公の施設の管理につきまして、今までの管理委託制度から指定管理者制度に変わりました。昨年の12月議会そして今議会に関係する条例改正案が提案されています。その目的には民間の能力やノウハウを活用して住民サービス向上と経費節減が挙げられています。いわゆる官から民へということであります。サービスの供給を官から民に肩がわりさせても民間、この実態はこれはどうしても利益を追求するものであります。指定管理者のもとの施設管理が住民サービスの向上、経費節減の目的を達成するためには民間に丸投げがないようにすることが公共性や市民の利益を守る上で欠かせない点だと思います。提案されている条例を読みまして、次の点を質問します。まず第1点、指定管理者に対する情報公開や個人情報保護についてはどうなっているのか。2点目、指定管理者の指定と地方自治法における市長や三役、議員などの請負禁止規定との関係についてはどういった扱いになるのか。

続きまして、財政運営について質問します。今後の少子高齢化に伴いこれまでのような小さな自治体では生き延びていけない、合併をして財政的にも強い自治体を目指す、合併の目的としてよく言われたものでした。また合併のメリットとして合併後10年間は合併した年度、つまり合併しないままの地方交付税を保障する、と言われたものです。ところが政府におきまして、地方交付税の総額を年々削ってくるものでありますから、10年間保障という大宣伝はどうなるのかという大きな疑問が出てきます。財政が厳しいから合併したのに合併してからも財政が厳しいからどうだこうだと言われると、市民感情としては何のための合併だったのかと言いたくなるものであります。特に合併して議論があつております介護保険料が上がったり、あるいは旧玉名市では無料だった胃がんや乳がん、大腸がんなどの検診が有料になるなど合併せんがよかったと思うのは多くの方であります。合併の前に住民の痛みが十分に議論されて、また皆さんに十分知らされていれば市民の理解を得られるところかと思いますが、何しろ時間がない、合併すればこんなメリットがありますよ、細かいことは合併調印後に合併するまでに、または合併してから決める、こんな流れでできましたので、合併後の市政運営は合併しないときより大変じゃないかなと、私は思うところであります。財政問題につきまして質問の第1点として旧玉名、岱明、天水、横島においての平成17年度の地方交付税はどのようになっているのか、またいわゆる10年間保障につきまして、その見通しについてはいかがなものか。次に合併特例債、一体どのような事業に使う予定なのかお尋ねし

ます。

5番目、サービス低下についてと題しておりますが、1点目はごみ袋や粗大ごみシール売りさばき手数料についてであります。ごみ袋や粗大ごみシールはスーパーやまたは地域の中で昔から食料や日用品などを売ってあります。いわゆる雑貨屋さんなどで販売されております。販売手数料は確か10%だったと記憶しております。ところが、市民の方から電話で10%が8%に少なくなったということでありまして。商工会議所の会員になれば今までどおり10%の手数料を受け取ることができるということでありまして。2%少なくなって店全体の売りに大きく影響する問題ではないが、なぜ会員でないと2%少なくなるのかと怒っておられました。販売手数料が10%から8%になったいきさつ、その経過をお尋ねします。2点目として昨日の議論でも出てきましたが、税金の申告会場が減ったことで市民の皆さんが不便を感じておられることについて、今一度くどうようですが御質問いたします。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

すみません。大変失礼いたしました。4時になりましたので、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

中原局長どうぞ。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 前田議員の質問にお答えいたします。下水道使用料及び受益者負担金の今後の見通し、統一に向けての課題と時期についてでございますが、まず下水道使用料は排水量20立方メートル当たりで比較しますと、旧玉名市が3,811円、岱明町が2,680円であり、旧玉名市が約42.2%高い状況であります。また、受益者負担金は岱明町が敷地面積1平方メートル当たり300円に対し、旧玉名市には受益者負担金の制度を設けておりません。下水道使用料及び受益者負担金について、1市3町合併協議会では現行のとおり新市に引き継ぎ、早急に全体計画の見直しを行ない、適正な金額を定め、統一するとしております。このため今後全体計画の見直しをするとともに他市町の調整状況等を参考にして調整方法を検討してまいります。次に、企業会計のメリットと今後の課題でございますが、旧玉名市で平成14年度から企業会計に移行した際、いくつかのメリットを挙げていました。そのいくつかのメリットを挙げていました中で地方交付税の基本財政需要額の増加については、平成12年度で策定しました企業会計導入計画時の見込み額に対して、平成16年度が3,251万1,000円少ない5,343万6,000円の増。平成17年度が3,585万円少ない4,151万8,000円の増で2年間で9,495万4,000円増加しております。また合併後、岱明町の公共下水道特別会計を企業会計に統一したために地方交付税への影響については、地方交付税の算定基準が前々年度の決算額を基礎としまして算定されるため、

平成18年度はこれまでどおりの算定方法でございますが、平成19年度以降の算定につきましては、まだ明確に示されておりませんので御理解をお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 前田議員の一般質問にお答えいたします。玉名中央学校給食センターについて、最初の御質問でございますけれども、調理作業時等の安全確保の責任についてということでございます。日常の調理作業におきましては衛生面はもちろん、事故防止にも十分注意をしながら業務を行なっているところでございます。しかし、不慮のけが等の発生も考えられるところでございます。同センターにおきましては、調理配送部門を民間委託をしております。その委託契約書の中で業務責任第13条の中に委託会社の作業員がこの契約に基づいて行なう業務上の行為は、すべて委託会社の責任とするということが明文化されております。したがって、調理作業場の安全確保はすべて委託会社の責任であるということでもあります。

続きまして、センターでの事故状況についてお答え申し上げます。平成16年スタート以来約1年間におきまして4件の転倒による労働災害事故が発生をしております。けがの程度といたしましては全治1カ月が3件、3カ月が1件ということでございます。最後に設備、施設の作業環境改善の責任のあり方についてお答え申し上げます。子どもたちへの学校給食を提供する給食センターの作業環境という観点に立ちますと、委託者、受託者双方協議しながら給食センター全体として取り組むべき事柄と考えております。また、先に述べましたように転倒事故の改善策といたしまして、委託業者には耐油性、耐火性に優れた靴底に特殊加工を施した厨房や水場専用の長靴の供給を依頼し、全調理員が現在使用しているところでございます。今後調理作業員の皆様が働きやすいよい職場の環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 企画財政部長 荒木澄人君。

[企画財政部長 荒木澄人君 登壇]

○企画財政部長（荒木澄人君） 財政運営についてお答えをいたします。まず平成17年度の普通交付税の金額ですが、旧玉名市で37億3,168万6,000円、岱明町で20億6,416万2,000円、横島町で10億4,898万円、天水町で11億7,424万7,000円となっており、総額で80億1,907万5,000円となっております。

次に、合併特例法による合併算定外による普通交付税の保障についてでございますけれども、平成17年度中に合併した団体においては経過措置として平成18年度から平

成27年度までの10年間は保障期間となります。しかしながら、合併算定替は合併初年度の算定額を保障するものではなく、合併後の普通交付税の算定を行なう当該年度ごとに、その年度の交付税の算定方法にしたがって合併市町村がなお存続するものとして計算した額を下回らない額を保障するというものでございます。平成18年度の見通しについては国の地方財政対策においてマイナス5.9%が見込まれておりますので、先ほど申し上げました旧1市3町で算定いたしました平成17年度の額に地方財政対策の率を乗じ75億4,600万円を見込んだところでございます。

次に合併特例債を使う事業についてでございますが、失礼しました。順序を間違いました。

平成17年度事業は複合施設整備事業、道路橋梁整備事業で大坊迫間線、新玉名停車場でございますけど、また、まちづくり交付金事業の新玉名駅前公園それから駐車場整備事業でございます。それから中学校施設整備事業の玉陵中と天水中の施設整備事業に充当を決定をいたしております。平成18年度においては地域インターネット基盤施設整備事業、複合施設整備事業、道路橋梁整備事業これは大坊迫間線、新玉名停車場線でございます。それからまちづくり交付事業、これは新玉名駅前公園それから駐車場整備事業であります。中学校施設整備事業、天水中の施設整備事業でございます。これらに充当を予定をいたしております。今後は新市建設計画において新庁舎建設事業、防災行政無線整備事業が決定されております。合併特例債は充当率95%、普通交付税算入率70%の有利な起債でございますので、できるだけ通常の起債との振りかえに努めていきたいと考えております。

失礼いたしました。指定管理者制度に移ります。指定管理者制度につきましては、昨年12月定例会において玉名市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を定め、その後施行規則や事務処理のガイドラインを整備し、今回提案いたしております20施設の導入を進めているところでございます。指定管理者制度では民間企業を含め、管理主体の対象が大きく広がったことや使用許可等の処分権限を行使できることなどから制度導入の過程における透明性、公平性の確保が重要であるとの考えに基づきまして、情報公開条例、個人情報保護条例及び行政手続条例につきましても必要な整備を行っております。具体的に申しますと、まず情報公開につきましては、指定管理者に対し自主的な情報公開に努めるよう規定するなど、出資法人に対する既存の措置とのバランスに配慮しつつも、より積極的な規定としたところであります。

次に、個人情報保護につきましては、指定管理者に対して市の機関と同様の責務を負わせると同時に、市も指定管理者に対して、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止など適切な管理を行なわせるよう必要な措置を講じることを義務づけております。また指定管理者と市との間で締結いたします協定書の中で別途、個人情報保護に関

する具体的な責務を盛り込む方針としております。

次に、行政手続関係につきましても指定管理者が不利益処分を行なう際にとらなければならない聴聞または弁明の機会の付与のための手続に関しては、利用者の権利保護の観点から市が直接行なうことや利用者に対する行政指導的な行為を指定管理者が行なおうとする場合には行政手続条例の趣旨にのっとり適正に行なうよう規定をいたしております。

次に、地方自治法の議員や長らの兼業禁止規定の関係についてお答えをいたします。指定管理者による公の施設の管理は議会の議決を経た上で管理権限を委任により地方公共団体にかわって行なうものであり、行政処分的一种である指定という形態をとることから地方自治法の議員、長等の兼業禁止の規定は適用されず、法律上は長や議員本人などが経営する会社が指定管理者になることも排除されないこととなります。しかしながら本市といたしましては、指定管理者の選定の過程に政治的な中立性を確保することが必要であるとの判断から、それぞれの施設の設置条例を改正する際に地方自治法の兼業禁止規定を準用する規定を設けることといたしております。また、このほかにも外部の有識者を含めた選定委員会の設置、選定基準や選定結果の公開などを積極的に講じることといたしております。選定過程の公平性、透明性を確保するということといたしております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の市民サービス低下について、その中でごみ袋売り払い手数料について御答弁いたします。合併協議により、ごみ袋の販売方法につきましては委託とし、手数料はごみ袋及び粗大ごみシールの販売価格の20%相当額とすることが決定しております。玉名商工会議所及び各地区商工会から小売店への手数料の割合はその裁量権は任せてあります。具体的にごみ袋の大、大小の大ですけれども、1枚当たり25円でございますけれども、これを例に挙げて申し上げますと玉名商工会議所及び各地区の商工会は製造業者よりごみ袋を直接納入し、小売店に22円50銭で卸し、小売店は25円で販売するため10%相当額の2円50銭の利益を得ることとなります。商工会議所、商工会は22円50銭のうち10%の2円50銭を販売手数料として差し引き、残金の20円を市の指定口座に納入することになっております。つまり小売店も商工会もそれぞれ10%の販売手数料がいることとなります。この販売手数料について小売店が商工会議所または各地区の商工会員の非会員である場合については、販売手数料は8%となり、会員との間に2%の差が生じることとなります。横島及び天水地区の指定ごみ販売小売店はすべて地区の商工会員の会員でございます。しかし玉名

及び岱明地区においては非会員の販売店があるため、販売手数料に差が生じているところでございます。今後、玉名及び岱明地区の非会員の小売店の皆様に対し、商工会議所及び地区商工会から入会をお願いされるとともに市といたしましては、商工会議所及び各商工会に対して、販売手数料の均一化をお願いしてまいりたいと思いますので御理解をお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 谷口 強君。

[総務部長 谷口 強君 登壇]

○総務部長（谷口 強君） 市民サービス低下についての税務申告会場数が減少して、市民に日々不便を感じているという御質問にお答えをいたします。先日、多田隈議員の一般質問にお答えいたしましたとおり、申告会場の集約につきましては、電算システムの構築を図り個人情報の保護とともに情報化社会に向けたデータの集積と共有化による効率的で適正な事務処理を行なうことが目的でございます。申告会場の減少に伴い市民の皆様には会場までの往來に大きな負担をかけることになりましたが、光ファイバーの構築に必要な経費等を考慮いたしまして、今回の会場となったところでございますが、昨日多田隈議員の再質問で御答弁申し上げましたとおり、現在申告会場といたしております市内の5会場も含め、再度検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 6番議員 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 何しろ一遍に質問して、一遍に聞いていますので、まず下水道事業に関してであります。先ほどの答弁で企業会計にした場合の交付税が2年間で約1億円増えましたというようなことだったのですかね。なら、ちっとメリットあったのかなあというふうに思っているわけですが、玉名で企業会計方式になったとき地方交付税が1億円増加しますという根拠として、国における地方交付税の算定において、基準資本費という目安があり、4年前企業会計にする当時の基準資本費は特別会計の場合は国が示す基準資本費1立方メートル219円に対して旧玉名では1立方メートル188円、これを企業会計方式に移せば、国が示す1立方メートル129円に対して旧玉名では1立方メートル209円になります。したがって企業会計にした方が交付税が増えますよということで、踏み切ったわけであります。なぜ玉名の下水道を企業会計にした方が国が示す基準資本費は国の目安をクリアするかといえば、それは玉名の下水道料金が非常に成績がいいというか高いから。企業会計にした方が交付税が増加するなら、ほかの自治体の企業会計方式を取り入れるところが多くなって、国はいずれ交付税をどんどん多く出さざるを得ないようになるから、そうすると国としては基準資本費の目安を引き下

げてくるのではありませんかと、こういう議論をしたことがありました。地方交付税の増額をそのまま継続するためには、とどのつまりは国に合わせて玉名での基準資本費を引き上げなくてはならない、そのためには下水道の料金が値上げにつながることにならないかと、こういう議論をしたわけであります。そこで再質問としまして、岱明の下水道と玉名の下水道会計を企業会計として統一しました。合併協議の中でも十分に検討がなされての移行かと思えます。今までは、それぞれ玉名の下水道計画、岱明の下水道計画に基づいてのものでありましたが、今後は天水、横島の下水道をどうするのかまで含めた新しい計画のもとでの事業が始まるものだと考えます。そういう総合的な計画の上で料金の問題あるいは受益者負担金の問題など、そして企業会計でのメリットということもこれは協議会の中で、合併協議の中で十分検討されて企業会計方式に移られたと思うわけです。しかしどうしてもその辺が大丈夫かなあという疑問もあるわけですが、一番市民として関心が高いところは下水道の使用料金、受益者負担金が一体これからどういう方向に統一されるのかというのが一番関心が高いわけであります。そこで統一に向けての手順はどのように考えられておられるのか。旧自治体の融和あるいは一体化を進める上では、やっぱり住民への十分なる理解と説明責任が不可欠かと思えます。いかがでしょうか。

もう1点、再質問として、企業会計に移すとき何しろ今までの行政上の会計方式じゃないために専門家の養成が大変重要ですという話もあったわけですが。専門家の養成とその配置については、その後どうなっていたのか。

2つ目、給食センターにつきましてであります。調理や作業などにおける安全確保の責任は一体どこにあつとかと聞きましたら、契約書で第13条ですべて委託会社の責任ですということでありました。それで私、委託契約書第11条、これは事故防止及び臨機の処置、その場に応じた処置ということで委託乙は、委託会社ですね、委託業務の処理に当たっては事故防止に十分配慮し、事故が発生したときまたはその恐れがあるときは被害を最小限に防止するための必要な処置を講じるとともに速やかに甲に連絡し、つまり玉名市、まあ教育委員会になつとでしょうかね、に連絡し、その指示を受けなければならないと。第13条の前の11条じゃ、やっぱり市の責任というかなあ、といったこともうたつてあるわけです。それで私不思議に思うのはですね、労災3カ月が一人だったですか、そすと1カ月、そのほかに聞いてみますと細かいけがなどが起こっているようですが、何回もですね、そういう事故が何でまだ最新式の施設、設備の中で起こるのかなと、この辺の対応が一体どうされていたのかなあという疑問が出てくるわけです。現在は滑らない靴あるいは長靴を使っておられるということですが、事故は給食食器の洗浄、後片づけをするその部屋での発生が非常に多いようであります。作業をしている人たちは滑ることを気にしながらも、きちんと時間内に作業を終了させようという

ことで走り回ってでも終わらせると、そうやってやっぱり頑張っているわけです。そういうところでけがが、事故が繰り返されるということは、これはやっぱりいかなものかと。対策がちょっと遅かったんじゃないかなという気もしますが、作業員の方の話からも出ていますが、洗浄室での蒸ぶろ状態、この改善は教育委員会としてはどのように検討されているか。やっぱり委託業者の人は玉名市の施設、玉名市の設備ば借りてしよんなはるわけです。ですから、やっぱり最終的な責任というとは市がしっかりですね、教育委員会がしっかりせんといかんとじゃないかなあというふうに感じるわけです。洗浄室での蒸ぶろ状態改善については、いかがされるのか、ちょっとお尋ねします。

指定管理者はありません。

財政運営については、10年間保障というのがどうも空手形じゃなかったつかなあという気がしてなりません。いろいろ複雑な絡みがあるので、どがんなとつとつかなあと。なんさま合併して、やっぱり従来どおりのサービスをですね、やってほしいと。合併しても。市民の率直な声であります。合併につきまして、合併したら交付税が減るのではないかと、私ずっと前の議会で質問したところ、当時の市長は「合併による地方交付税の影響につきましては、普通交付税の算定の特例があり合併の行なわれた日の属する年度及びそれに続く10年間は合併前の額が保障され、その後5年間は段階的に縮減されます。」とそういうような答弁があったわけですが、やっぱりどうも今になって考えると、これは空手形だったなあというふうに感じるわけです。それでですね、先ほど合併特例債のこともちょっと特例債のことを聞きましたが、合併特例債を使って有利なそういう起債に借りかえができれば、その分財政的にもゆとりが出ると思うわけです。それでですね、今朝ほどの議論の中にもありました集中改革プラン、策定中ということでしたが、集中改革プランはどうもつくって5年間でそのプランの結果が経費が削減されるなら、何か財政節約の範囲内で新たな起債ば起こしてよかというようなこともあつとでしょう。ですからそういうですね、有利な起債は借金であります、どんどん活用してもらって市民のためのいろんな施策がですね、十分反映できるような財政運営をお願いしておきます。もう答えは要りません。

サービス低下についてであります。ごみの手数料の問題ですね。どうもごみ袋や粗大ごみシールの販売を商工会議所に委託したから10%だったのが8%になったのかなあという気がするわけです。そぎゃんですよ。今までは市がしよったやつは10%手数料として払いよったわけですので。ですからですね、率直に言うなら、これはちょっと委託をやめて直営に戻すべきと。なぜなら、委託をして市民サービスが悪くなるようだったら委託そのものが間違いです。直ちに委託を取り消すことを要求します。市長、どぎゃんでしょうか。あるいは、あるいはですよ、商工会議所が会員と非会員との販売手数料に差ばつけたいとおっしゃるのでありましたら、委託料の範囲内ですね、会員

の人には12%やる、非会員の人には10%やると、そぎゃんふうにしなはると今までしよった人は別に何も文句はなかつじゃないかなあというふうに思いますが、そこら辺の見解をお聞きします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 企業局長 中原早人君。

[企業局長 中原早人君 登壇]

○企業局長（中原早人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。下水道使用料及び受益者負担金の会計に関する考え方としましては、地域協議会の意見や各市の状況等を参考にした改正案を下水道審議会に諮問し、その答申を受けて議会にお諮りする手順で進めていきたいと考えております。それから企業会計移行に際し、課題でありました経理事務に精通した職員の早期育成につきましては、日本下水道事業団や日本経営協会などが開催する専門研修に積極的に参加し、人材の育成に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） ただいまの蒸ぶろ状態はどのような改善策として検討しておられるかということでございますけれども、本年1月17日におきまして教育長と2人で中央給食センターの視察を行なったところでございますけれども、その時点におきましては一応午後からでございましたし、一応仕事の方も済んでおりましたし、その蒸ぶろ状態ということ把握できませんでしたので、今後現状を十分視察をしながら検討をしてみたいと思いますので、よろしく御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 市民部長 田上敏秋君。

[市民部長 田上敏秋君 登壇]

○市民部長（田上敏秋君） 前田議員の再度の御質問にお答えいたします。ごみ袋の手数料につきましては、先ほども申し上げましたとおり商工会及び商工会議所に委託をいたしておりまして、小売店への販売手数料については商工会議所の裁量権に任せているところでございますけれども、再度商工会及び商工会議所等々も話し合いをしながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（松田憲明君） 以上で前田正治君の質問を終わりました。

引き続き、17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 皆さんこんにちは。有明クラブの江田です。前田議員のです

ね、素晴らしい質問のあとでございますけども、私が最後の最後でございます。もう少し御辛抱お願いいたします。また、傍聴席の皆様も本当最後までありがとうございます。まずもって新庁舎の建設についてですが、市長も前回狭いなあと言われたように、委員会を開くにしてもいろいろな部課長会議を開くにしても、またこの議会にしてもですね、大変狭いと私も思っております。12月の定例会において新庁舎建設については広く市民の意見を聴取したうえで早い時期にその方向性を決断したいとの答弁でしたが、これからの検討段階でどのような組織またはどのような方法で検討されるのか、次の3点について市長の見解と今後の見通しについてお伺いいたします。まず、検討組織について。新庁舎建設についてのプロジェクトチームを組織されるのか、組織されるお考えがあるかどうか、あるとするならばそこに民間有識者を参加させるか、参加させるお考えがあるかどうかをお伺いしたい。次に、新庁舎建設の検討にあたっては、まず場所の選定が課題に挙がってくると思われるが、市長のお考えについてお伺いいたします。また、まちづくり特に商店街の活性化も含めて玉名市の将来像を見据えた見地で検討すべきと思いますが、市長の見解はいかがでしょうか。

時間がありませんので、次に移ります。

次に、新幹線駅周辺整備についてお尋ねいたします。九州新幹線鹿児島ルートについては昭和59年に駅及びルートが公表された際、新玉名駅は当初計画駅としてはありませんでした。昭和60年に故松本市長をリーダーとして熊本県及び県北の4市15町1村の協力のもと九州新幹線新玉名駅誘致期成会が結成され、十数年来の末、懸命な誘致活動の結果、平成10年3月に新玉名駅の設置が認められたと説明受けております。

「止まらんなら通さんぞ」という当時のキャッチフレーズのもとに、いろいろな諸団体一丸となり誘致運動にかかわらせていただいたことが昨日のように思い出されます。玉名トンネルの開通、新玉名駅の起工式も済み、開業に向かって着々と工事も進み開業まで5年というタイムリミットも刻まれ、やっと新幹線が来るんだという実感が市民の皆様にもわかってきたと思います。これまで長い道のりがありましたが、これもひとえに故玉名市長の故松本市長のずば抜けた強いリーダーシップがあったからこそ、いや松本市長がいなかったら新玉名駅はできなかったのではなかろうかと議員の皆様方も御承知だろうと思います。改めまして、故松本市長に敬意を表したいと思います。今、私も議員になり執行部の後押しを行なうことが議員の役割という思いで今回質問をするものであります。市は、新幹線駅周辺整備で新幹線の開通までに4ヘクタールの駅前広場、新幹線開業後に3.2ヘクタールの交流施設を整備し、構想区域の残りの部分は引き続き検討するとの説明を受けました。市の計画の説明を聞いて、財政状況や文化財などの諸般の事情は理解できます。ただ、私は構想区域のまちづくりの方針を早急に固め、構想区域全体の姿を明確にすることも重要と考えています。そこで以下の3点についてお尋

ねします。まず、新幹線開業までの整備スケジュールと現状について。次に新幹線開業後の整備計画について。第3に整備構想区域の残りの部分について、今度どのように進められるか。

以上3点についてお尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 新庁舎建設についてのお尋ねでございますが、12月の議会でも何人かの先生方から取り上げられましてお答えをいたしました。時期や位置、規模、役割などについて広く市民の皆様の御意見も聴しながら、できるだけ早い時期に方向性を決断したいと答弁をしてきたところでございます。お尋ねのあった問題を幾つかに3つに整理しておりましたが、お答えいたしますが、まず何か組織をつくって当てるのかどうかと、こういうお尋ねですが、これらのことは今まで企画部企画課の中で議論をしていただいていたと承知しておりますが、やはりそれでは一般企画の中に埋没するということではないけれども顕在化しないので、新庁舎建設準備室をスタートさせたいと、そういう思いでですね、今助役やその他とも打ち合わせをしております。新年度発足の時点でそういう形にしたいと思っております。そこで、その準備室というのはお話がありました市民の皆様も入っていただくというような意味ではなくて、それはいろいろな事務的な準備を整えていくという意味でございます。その準備室で今お話があったような市民の皆様の意見も聞く機会をつくるか、あるいは手順、まず手順あるいは規模、機能あるいは位置、そういうその意見を集約してもらおう準備ですね。いきなりいろんな方々の御意見を伺うとしてもいきなり生で出したんでは、議論の集約がなかなか難しかろうと思っておりますから、準備室をつくって事務的な準備をして、通称はそういうのをたたき台というんでしょうか、そういう御議論をいただく準備をして、今お話があったような市民の皆様の代表ですとか、もちろん議会の皆さんもそうですが、有識者の方々の御意見をいただきながら新庁舎の準備に入っていく、そういう思いでございます。位置についてどう思うかという話がありました。どうもこのことが一番言いたいことだったのかなあとも思いますが、位置を言わんとリーダーシップがないとおっしゃるかも知れんし、位置を言えばまたいろいろ議論を呼ぶことにもなりますから、これはそういう議論を集約していく、市民の皆さんも議員の皆さんも一番関心の深いことでもありましようが、その大事な問題を決定するための議論の集約をしていくことが大事だと思っております。当然この本庁舎のことも御意識の中にあると思っておりますが、それも選択肢の一つとして議論の対象に挙がってくるのだらうと思っております。最後にそのまちづくりを含めた新幹線もにらみながら中心市街地との整合性をどうとっていくかと、これは当然それを抜きにして考えてはいかんのかなあとは思いますが。あんまり今申し

上げたように準備をしよう、これから事務的な準備をしていこうというときに、私が余談めいたことを申し上げるのはいかがかなと思いますが、ただ新幹線が5年後に走るということも決まっておりますのでね、そのことも視野に入れながら中心市街地との整合性等も含めた議論になっていくに違いないと予想いたしております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 建設部長 島崎 正君。

[建設部長 島崎 正君 登壇]

○建設部長（島崎 正君） 江田議員の質問の新幹線駅周辺整備について3件の御質問がございましたが、まず第1点目の新幹線開業までの整備スケジュールと現状についてお答えいたします。新駅周辺整備につきましては、去る2月9日に熊本県と玉名市で新駅整備推進会議のとりまとめとして県市協定を結ぶことができました。議員御承知のとおりこの協定では平成22年度末の新幹線工事完成までに交通広場や県道からの接続道路、公園、駐車場などの駅前広場4ヘクタールを市が整備するものであります。現状といたしましては、駅前広場は平成17年度から用地買収に着手し、用地契約ができた部分から文化財の試掘、確認調査を行なっております。また今後の予定といたしましては、平成18年度に文化財の本調査が必要な箇所につきましては、発掘を行なうとともに調査が完了した部分について順次平成19年度から工事に着工し、新幹線が完成する平成22年度末までに駅前広場の整備を完了する予定でございます。なお、新幹線完成までに熊本県で玉杵名大橋から玉名バイパス間の県道玉名立花線と県道玉名八女線から駅前広場に至る新規道路を整備することとなっております。

次に、新幹線開業後の整備計画についてお答えをいたします。新幹線開業後、玉名市で駅前広場と国道208号玉名バイパスの間に交流施設3.2ヘクタールをおおむね平成30年度完成を目指して整備をしております。また、駅前広場から県道玉名山鹿線までの新規道路を県の財政支援を得て市で整備する予定でございます。一方、県の事業におきましては、県道玉名立花線の玉名バイパス以南の区間を整備される予定でございます。

次に、整備構想の残された部分に関する今後の進め方についてお答えをいたします。残された部分につきましては、県市協定に基づき平成18年度県と市で新駅周辺整備開発構想を策定するために、検討組織をつくり具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。この中で構想区域に導入すべき施設や土地利用の検討、新規道路の位置づけや道路網の検討、防災に必要な調整池や下流域の水路計画などを検討する予定でございます。新幹線工事は平成22年度末に完成しますが、限られた期間内に新駅周辺の構想区域全体を整備するにはさまざまな課題があり、段階的な整備方針を立てたところでございます。その理由といたしましては、構想区域内の地権者の合意形成、埋蔵文化

財の包蔵地であることから発掘費用もかかり、発掘に時間を要すると予想されること、また新幹線の工事完成予定時期の前倒しが濃厚であったこと、そのほか財政事情などの課題もあったからでございます。このような事情で限られた期間や財源などの制約の中で、新幹線開業に必要な施設はぜひ完成させなければなりません。新幹線の全面開業を一つの通過点と位置づけ、今後の構想区域の残された部分も十分検討してまいりますので、議員におかれましては御理解と御協力をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 御答弁ありがとうございました。新庁舎建設にあたっては新幹線駅周辺整備についても、この2つのプロジェクトは将来の玉名市を大きく左右する大変な事業だと思います。莫大な費用もかかります。この事業にかかわる人たちも今までもこれからも大変だろうと思います。それぞれの部署の皆様も日夜を問わず、一生懸命に頑張っておられますが、どうか縦割り行政にならないような総合的な強いリーダーシップが必要ではないでしょうか。県市協定においても、また今までいつ開通するかわからなかった玉名バイパスの新幹線開業に間に合わせたいと日付を言われたのは、国・県との太いパイプがある島津市長だったからこそできたんじゃないかと思います。どうかこの強いリーダーシップを玉名市全体を見据えたところで新しい玉名市のまちづくりを、また新幹線駅周辺整備の構想区域の全体の計画を早く明らかにすることにより乱開発を防ぐとともに適切な開発の誘導や民間協力の導入など、よりよい周辺整備ができると思います。県市協定の説明のとき、中尾議員から横島は何なかじゃなかですかと言われたように中心市街地活性化ばかりでなく、地域が置いてけぼりにされないよう玉名市全体を考えたまちづくり、また、道路建設や建物建設ばかりがまちづくりではありません。例えばごみ置き場所などの問題など、いろいろなことがまちづくりだと思います。私もこれから精いっぱい力し、勉強いたしますのでどうかよろしくお願いいたします。また今回は少しずつお願いいたしましてですね、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これにて一般質問は、全部終了をいたしました。

日程第2 議案の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第1号専決処分事項の承認について専決第20号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議第2号専決処分事項の承

認について専決第1号平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）、議第35号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第1号）から議第102号和解及び損害賠償額の決定についてまでの議案70件及び陳情5件については、お手元に配付しております、議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

- 議第 1号 専決処分事項の承認について 専決第20号
熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第 35号 平成17年度玉名市一般会計歳補正予算（第1号）
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第2表繰越明許費、②総務費・第4表地方債補正 追加 変更）
- 議第 41号 平成17年度玉名市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議第 45号 平成18年度玉名市一般会計予算
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第2表債務負担行為・第3表地方債）
- 議第 56号 玉名市収入役事務兼掌条例の制定について
- 議第 57号 玉名市総合計画策定審議会条例の制定について
- 議第 58号 玉名市国民健康保険税条例の制定について
- 議第 59号 玉名市行政財産使用料条例の制定について
- 議第 61号 玉名市犯罪のないまちづくり条例の制定について
- 議第 63号 玉名市国民保護協議会条例の制定について
- 議第 64号 玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 議第 65号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 66号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 67号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 68号 玉名市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議第 77号 玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 78号 玉名市草枕山荘条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 79号 玉名市草枕展望農園条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 83号 玉名市花の館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 94号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議第 96号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 97号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 98号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第 99号 普通財産の無償貸付けについて
- 議第100号 普通財産の無償貸付けについて

産業経済委員会

- 議第 35号 平成17年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費・第2表繰越明許費、⑥農林水産業費・第3表債務負担行為補正 追加 変更）
- 議第 45号 平成18年度玉名市一般会計予算
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費）
- 議第 49号 平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
- 議第 62号 玉名市草枕交流館条例の制定について
- 議第 76号 玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 80号 玉名市横島農産加工研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 81号 玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 82号 玉名市ふるさとセンターY・BOX条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 84号 玉名市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳第 5号 出資法の上限金利引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出に関する陳情

建設委員会

- 議第 2号 専決処分事項の承認について 専決第1号
平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第 35号 平成17年度玉名市一般会計歳補正予算（第1号）

(歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費・第 2 表繰越明許費、⑧土木費)

- 議第 39 号 平成 17 年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 40 号 平成 17 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 42 号 平成 17 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 43 号 平成 17 年度玉名市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 44 号 平成 17 年度玉名市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議第 45 号 平成 18 年度玉名市一般会計予算
(歳出の部、④衛生費 1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費、⑧土木費、⑪災害復旧費中 4 項公共土木施設災害復旧費)
- 議第 50 号 平成 18 年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 51 号 平成 18 年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 52 号 平成 18 年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
- 議第 53 号 平成 18 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第 54 号 平成 18 年度玉名市水道事業会計予算
- 議第 55 号 平成 18 年度玉名市下水道事業会計予算
- 議第 85 号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 86 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 87 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 91 号 玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 95 号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第 101 号 財産の取得について
- 議第 102 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 陳第 4 号 市道貴船線、大野下駅・玉名駅、上河原線の幅員拡張及び歩道新設に関する陳情

文教厚生委員会

- 議第 35 号 平成 17 年度玉名市一般会計補正予算 (第 1 号)
(歳出の部、②総務費中 3 項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 9 目浄化槽設置整備費を除く〕⑩教育費・第 2 表繰越明許費、⑩教育費)
- 議第 36 号 平成 17 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議第 37号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 38号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 45号 平成18年度玉名市一般会計予算
 （歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費、⑪災害復旧費中5項文教施設災害復旧費）
- 議第 46号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 47号 平成18年度玉名市老人保健事業特別会計予算
- 議第 48号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 60号 玉名市文化振興整備基金条例の制定について
- 議第 69号 玉名市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 70号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 71号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 72号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 73号 玉名市伊倉児童センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 74号 玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 75号 玉名市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について
- 議第 88号 玉名市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 89号 玉名市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 90号 玉名市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 92号 横島町在宅老人福祉対策事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について
- 議第 93号 天水町体育会スポーツ傷害補償条例を廃止する条例の制定について
- 陳第 1号 乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情
- 陳第 2号 管理栄養士活動の推進に関する陳情
- 陳第 3号 就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

22日までは委員会審査のため休会し、23日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時58分 散会

第 4 号

3 月 23 日 (木)

平成18年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成18年3月23日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
- 日程第 7 追加議案上程
- 議第103号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第104号 公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて
- 日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第 10 委員長報告

- 1 産業経済委員長報告
- 2 文教厚生委員長報告

日程第 11 質疑・討論・採決

日程第 12 議員提出議案上程

議員提出第 2 号 玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 質疑・討論・採決

日程第 14 意見書案上程

意見書案第 1 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

日程第 15 質疑・討論・採決

出席議員（30名）

1 番	萩原雄治君	2 番	中尾嘉男君
3 番	宮田知美君	4 番	北本節代さん
5 番	横手良弘君	6 番	前田正治君
7 番	近松恵美子さん	8 番	作本幸男君
9 番	福嶋譲治君	10 番	竹下幸治君
11 番	青木壽君	12 番	森川和博君
13 番	内田靖信君	14 番	高村四郎君
15 番	大崎勇君	16 番	松本重美君
17 番	江田計司君	18 番	多田隈保宏君
19 番	永野忠弘君	20 番	林野彰君
21 番	高木重之君	22 番	本山重信君
23 番	吉田喜徳君	24 番	田島八起君
25 番	田畑久吉君	26 番	小屋野幸隆君
27 番	堀本泉君	28 番	松田憲明君
29 番	杉村勝吉君	30 番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	高 根 政 明 君	事務局次長	梶 山 孝 二 君
次 長 補 佐	中 山 富 雄 君	書 記	和 田 耕 一 君
書 記	松 尾 和 俊 君		

説明のため出席した者

市 長	島 津 勇 典 君	助 役	高 本 信 治 君
総 務 部 長	谷 口 強 君	企 画 財 政 部 長 兼 玉 名 総 合 支 所 長 兼 玉 名 地 域 自 治 区 事 務 所 長	荒 木 澄 人 君
市 民 部 長	田 上 敏 秋 君	福 祉 部 長	元 田 充 洋 君
産 業 経 済 部 長	前 濱 健 一 君	建 設 部 長	島 崎 正 君
地 域 自 治 区 調 整 総 室 長	井 上 了 君	岱 明 総 合 支 所 長 兼 岱 明 地 域 自 治 区 事 務 所 長	前 田 繁 廣 君
横 島 総 合 支 所 長 兼 横 島 地 域 自 治 区 事 務 所 長	田 上 均 君	天 水 総 合 支 所 長 兼 天 水 地 域 自 治 区 事 務 所 長	望 月 一 晴 君
企 業 局 長	中 原 早 人 君	教 育 委 員 長	坂 本 清 一 君
教 育 長	菊 川 茂 男 君	教 育 次 長	杉 本 末 敏 君
監 査 委 員	高 村 捷 秋 君		

午前10時01分 開議

○議長（松田憲明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります、全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長（本山重信君） おはようございます。ただいまから、総務委員会の審議経過と結果を報告申し上げます。

総務委員会に付託されました案件は、議第1号専決処分事項の承認について。専決第20号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてから、議第100号普通財産の無償貸付について、それまでの議案25件であります。

特筆すべき事項について報告を申し上げます。

歳入歳出の予算関係においては、議第35号、議第41号の補正予算、並びに議第45号の当初予算について、執行部より説明がありました。

まず、平成17年度玉名市一般会計補正予算であります。歳入に1億5,055万円を減額し、総額を181億2,900万円といたしました。補正の内訳で、主なものは、市税は収入見込みでは881万円。地方交付税は特別交付税で3億7,574万8,000円の補正。分担金及び負担金は947万5,000円の減額。老人保護措置費負担金が824万7,000円の減額。使用料及び手数料では627万7,000円の減額であります。また、国庫支出金は保育所運営費負担金や児童扶養手当負担金で3,305万5,000円を減額した一方、公営住宅家賃収入の補助金は1,082万1,000円の補正です。県支出金は保育所運営費負担金、単県農業農村整備事業補助金が決定により1,936万1,000円の減額。繰入金には財政調整基金繰入金が5億5,907万9,000円の減額です。さらに諸収入には2億1,302万円の補正で、雑入が2億1,702万円の追加などがございます。市債は複合施設整備事業債や水田農業経営確立排水対策特別事業負担金債の減額で1億2,520万円の減額であります。

次に、歳出ですが、議会費が報償及び旅費ほかで547万4,000円の減額。総務

費は493万1,000円の補正で、主なものは市民会館費が2,453万円の減額。基金費が積立金で1億4,917万5,000円の追加。また、企画費が2,743万2,000円の減額。それから、情報推進事業費が3,778万9,000円の減額であります。消防費は、消防施設費の工事請負費の減額などにより、420万9,000円の減額。

次に、繰越明許費につきましては、市民会館建設事業の繰越額を2億1,072万1,000円と定めるもので、ほかの13件ありました。

次に、地方債の補正につきましては、追加でアスベスト対策事業並びに県営畑地総合整備事業の起債の目的、限度額などを定めたものでありまして、また変更で複合施設整備事業ほか12件の借入限度額の変更を審議し、承認したところであります。

なお、委員会の質疑につきましては、主なものを申し上げます。

まず1番目に、建設地方債の借入先については、平成17年度までは許可制だったものが平成18年度からは協議制へと移行し、申請から始まり、協議を経て県の指示を受けて国の資金か、郵政の資金か、あるいは銀行等の縁故団体からによるかが決定されることとなりました。地方債の借入規定は4%以内とあるが、実質的には4月、5月に借り入れて、利率及び償還期間は国が1.5%で最長20年、銀行は1%で10年であり、償還期間が長い国の資金が財政的見地から有利との説明がありました。

2番目に、個人市民税の増額の要因としては、配偶者特別控除が所得により廃止された対象者が3,900人に上り、法人市民税所得割の減額については、ブリヂストン、京写の減額と、均等割においてはナショナルパナソニックの閉鎖、凸版フォームズの減額によるものが主な要因であります。

3つ目に、公用車の事故に対する再発防止対策に関しては、助役が委員長となる事故処理委員会で取り組み、部課長会では通達を出すとともに、各課においても周知する旨、事故防止教育の徹底に図るということでございます。

4番目に、財政調整基金については、1市3町合併時には合計57億7,300万円であり、現在の残高は55億1,200万円である。合併協議会の中で平成15年の20%の30億3,000万円は、10年後も保有する財政計画であるということでございます。

5番目に、昨年、同時執行の3つの選挙の共通経費については、まず県議会議員補欠選挙、玉名市市長選挙、市議会議員選挙の順に執行し、職員手当については、投票事務が347名の1,200万円です。開票事務が182名の350万円となったとのことであります。

6番目に、情報推進事業費の委託料の3,200万円の減額補正については、封入委託や電子決済制度などの文書管理システム開発が文書規定等の問題が残り、開発延期に

なった旨の説明がありました。

委員からは、3,000万円は額的に大変大きい、簡単に減額補正するのではおかしいと、もっと慎重に計画性をもって予算立てをしてほしいなどの指摘がされました。

次に、議第45号平成18年度玉名市一般会計予算につきましては、まず、歳入歳出予算については総額266億6,200万円ですが、市税は59億2,799万3,000円。地方譲与税は8億5,741万4,000円。所得譲与税が4億8,741万4,000円。利子割交付金は2,420万円。配当割交付金は400万円。株式等譲渡所得割交付金は940万円。地方消費税交付金は6億4,750万円。ゴルフ場利用税交付金は3,350万円。自動車取得税交付金は1億2,580万円であり、地方特例交付金は恒久的な減税分で、財源として1億7,850万円。地方交付税は85億4,600万円。交通安全対策特別交付金は1,300万円。分担金及び負担金は5億5,705万4,000円を計上し、使用料及び手数料は4億2,326万8,000円であり、住宅使用料が1億9,610万8,000円。また、一般廃棄物処理手数料が6,598万円などが主なものです。国庫支出金につきましては、27億9,623万4,000円を計上し、県支出金は14億6,132万6,000円です。財政収入は827万6,000円。繰入金は13億9,113万6,000円。繰越金は1億円。諸収入は4億1,539万8,000円です。また、雑入に2億2,952万8,000円。市債は31億4,200万円を計上してあります。

次に、歳出につきましては、議会費が2億7,149万円。総務費が35億5,284万7,000円。消防費は9億6,877万9,000円。有明広域行政事務組合消防事業負担金が7億7,785万1,000円。また、消火栓設置費を含みます消防施設費が900万2,000円。それから、防災無線保守点検委託料のほかの防災対策費が2,254万2,000円などが主なものであります。公債費は32億6,499万3,000円を計上して、予備費は3,000万円です。また、債務負担行為は、地方債については地域イントラネット基盤整備事業ほか21件につきまして、起債の目的、限度額などを定めております。さらに、一時借入金につきましては、借入の最高額を20億円と定め、歳出予算の流用については、給料などの予算額に過不足分を生じた場合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めております。

質疑の内容については、1番目に、歳入における市債の依存率は11.8%にあたる31億4,200万円を計上してあります。2番目に、歳入の市民税の滞納額についての質疑があり、個人市民税が1億8,242万円、法人市民税が977万円、固定資産税が3億8,432万円、軽自動車税が2,033万円、都市計画税が2,080万円となっております。3番目に、催促状は納付期限より20日以内に発送しているが、不納欠損については、今後検討する旨の回答がありました。4番目に、徴収率と交付税の関

連については、予算額に影響はないとの説明がありました。

以上が、一般会計でございます。

平成17年度補正予算、並びに平成18年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、条例関係であります。1番目に、玉名市収入役事務兼掌条例は、地方自治法の第168条第2項の規定に基づき、収入役を置かず、収入役の事務は助役が兼掌するもので、委員からの質疑に、収入役の年間1,069万円の節減につながる見込みがあるとの回答がっております。

2番目に、玉名市総合計画策定審議会条例は、本市の総合計画の基本構想、基本計画の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、及び答申するのが自ら市長に建議する審議会を設置するため、25名以内の委員により審議し、4月より年間5回程度開催する予定とのことでございます。議会より8名が参画の予定でございます。

3番目に、玉名市国民健康保険税条例は、合併に伴い国民健康保険税率の統一を図るものでありまして、内容としまして、まず医療分の所得割を8.1%、資産割を20%とし、均等割額を2万8,200円に、それから平等割額を2万7,400円の4方式とするものです。

次に、介護分は所得割が1.4%、均等割額を8,000円に、平等割額を4,600円の3方式とするものだそうです。

委員により、国保税の徴収率、納税組合の解散後の徴収率向上対策についての質疑があり、執行部より、平成16年においては徴収率は旧玉名市が90.47%、旧岱明町が92.4%、旧横島町が95.82%、旧天水町が97.15%でございます。現在は、窓口対応や電算処理に追われているが、今後、早い時期に次の5段階の方策を講じたいと。1つ目が、催促状は期限内の20日までに発送する。2つ目に、納税相談などにより納付の誓約書をもらう。3つ目に、少額、これは5万以下の滞納者をリストアップし、少額のうち完納してもらう。4番目に、高額、これは100万円以上だそうです。滞納者には個別に指導をすると。5番目に、時効、これは5年だそうです。時効直前の滞納者に対しては、1年前から差し押さえ等に法的手段を実施する。

以上の答弁が執行部よりありました。

次に、玉名市犯罪のないまちづくり条例は、犯罪の発生を未然に防止し、市民生活の安全を確保するために、市、市民及び事業者が果たすべきそれぞれの責務を明らかにして、犯罪のない地域社会の実現を図ることを目的としたものだそうです。

次に、玉名市国民保護協議会条例、玉名市国民保護対策本部及び緊急対策本部条例については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、玉名市国民保護協議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものでありま

す。

委員より、武力攻撃を想定している相手は誰なのか。保護の内容、総合訓練の計画についての質疑がありました。執行部より、外国からの総攻撃、ミサイル等の発射、ゲリラ、テロなどが法律で想定されている。保護の内容としては、武力災害への対策であり、具体的には安否情報処理に対処することを目的とし、まず保護計画を国が定め、熊本県内の計画が県が策定し、それを受けて玉名市としての計画を制定することになっているようです。県から指導を受けながら、平成19年度から訓練を始める計画との回答がありました。

次に、玉名市土地開発基金条例は、事業目的終了のための廃止、今後一般会計に対して対応するとのことでございます。

次に、玉名市民会館、草枕温泉てんすい、草枕山荘、草枕展望農園及び花の館の公の施設関連条例の一部を改正する条例の制定は、公の施設の管理を指定管理者が行なうための各条例の整備であり、改正内容は指定管理者の管理、指定管理者の業務、兼業の禁止を追加するものであります。指定管理者の選定は、透明性、公平性の確保が重要と考え、議員などの兼業禁止規定の準用などの整備に努めるとの回答がありました。旧天水に有する4施設について質疑がなされましたが、施設の組織機構、運営状況、補助の状況、指定管理者に移行したあとの雇用継続の確保等についての、次のような質疑、回答がありました。まず、草枕展望農園はミカン畑の耕作放棄地を貸し農園とし、情報を発信する目的で開園したものである。なお、1区画1万円で貸し付けており、委託先の収入になっている。次に、4施設とも株式会社草枕てんすいに委託している。次に、花の館では花苗づくりの補助金として300万円を支出している。次に、温泉における入湯税は400万円程度を委託先の利益とし、寄附金の方で400万円から500万円を旧天水町が受け入れていたということでございます。次に、温泉自体には補助金は出していないが、山荘については同一会計にて処理されている。次に、指定管理者制度の入札により、仮に民間が落札した場合、職員の雇用の継続が確保できるか、との問いには、雇用については指定管理者の募集要項で対処するとの回答であります。また、玉名市民会館のホールについては、年間88日、22%の稼働の利用があっているが、今後、指定管理者制度の導入と相まって、稼働日数を増やす方策を考えるようにとの意見が述べられました。関連して、自治体の事務事業再編の質問があり、集中改革プラン、この作成は国が示した新行政大綱、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針において、地方自治体に対し、行政改革大綱の見直しと、集中改革プランの公表を要請していることを受けて、3月末までに策定し、公表したい旨の執行部報告がありました。

次に、普通財産の無償貸し付けについては、地方自治法第96条第1項第6号の規

定により実施するものであり、それらの相手先は農事組合法人玉名プロイラー生産組合、次に農事組合法人玉名市わかとり生産組合、同じく農事組合法人玉南東温室水耕組合、同じく農事組合法人で伊倉温室水耕組合、有限会社玉名再資源であります。委員から、無償貸し付けの経緯と管理、区分、保険や、今後の考え方についての質疑がなされ、旧地域改善対策事業により建設されたものであり、再度、再々度の貸し付けである。管理や損害復旧の区分については、原則的には借り主負担と考えているが、軽微なものは借り主が行ない、天災等に関するものは例外であり、損害保険で2分の1、残りの負担はその都度協議することになっているということでございます。保険料は、借り主である市が負担し、将来的に無償で相手に譲渡するのかの質疑に対し、国庫補助や地方債の関連があるものの要望があれば対応していく。平成16年度に無償譲渡の前例があるとのことでございます。

次に、その他、玉名市行政財産使用料条例、玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、玉名市特別会計条例の一部を改正する条例、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更も審議されました。

以上、申し上げましたが、総務委員会に付託されました議第1号から35号、41号、45号、56号、57号、58号、59号、61号、63号、64号、65号、66号、67号、68号、77号、78号、79号、83号、94号、96号、97号、98号、99号、100号につきまして、全議案、全員異議なく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 産業経済委員長 永野忠弘君。

[産業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長（永野忠弘君） おはようございます。今期、産業経済委員会に付託されました案件は、議案9件、陳情1件でございます。その審議の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第35号平成17年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中、付託分についてであります。

6款農林水産業費は4,210万6,000円の減額であり、主なものは横島、岱明地区の畜産担い手育成総合整備事業補助金が、事業の確定に伴い243万7,000円の減額、天水町小規模土地基盤整備事業は、園地改良、改植、高接ぎ等を行った事業費の確定による減額です。土地改良費は841万5,000円の減額で、主なものは横島地区排水機場のアスベスト除去工事のための委託調査の結果、アスベストの含有量1%未満であったため、専門業者委託から一般粉じん作業委託に変更したことによる事業費

の決定等によるものであります。

7 款商工費は 8 0 4 万 9, 0 0 0 円の減額で、誘致した企業の奨励費補助金の確定による減額が主なものであります。

1 1 款災害復旧費中、2 項農林水産施設災害復旧費は 5 9 1 万 8, 0 0 0 円の減額で、永徳寺災害査定で上流、下流 1 0 メートルの復旧工事費の申請が認められなかったことによるものであります。この工事費については、2 目農林水産施設単独災害復旧費において、申請が認められなかった工事の部分を、国土交通省と玉名市で復旧した分の玉名市負担 1 2 9 万 9, 0 0 0 円の増額で行なわれております。

第 2 表、繰越明許費であります。6 款農林水産業費、1 項農業費の畜産担い手育成総合整備事業を 2 7 万 4, 0 0 0 円。3 項、水産基盤整備事業の玉名漁港分を 3, 5 0 0 万円。大正開漁港分 1, 5 0 0 万円と定め、繰り越すものであります。

3 表、債務負担行為補正の追加についてであります。追加 1 は、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項及び熊本県台風対策農業近代化資金事務取扱要領に基づき、玉名市大浜町農業協同組合が農業者に資金を融資したことについて、その利子補給を行なうもの、ほか 4 件であります。

追加 6 は、玉名市土地改良区が農林漁業金融公庫から借入した農道舗装事業資金 2, 0 0 0 万円の元利償還金について、玉名市が玉名市土地改良区に負担するものであり、それぞれ期間、及び限度額を定めるものであります。

委員から、農林漁業関係の予算は補助金を中心になっているようだが、これからは補助することだけでなく収入が増えるような対策案を考えて、根本的な解決になるよう努力をお願いしたい。地区の人の自主的な力の発揮を、という意見がありました。

また、委員から、天水町のミカンの現状は、という質疑に対し、執行部より、比較のみかんは厳しい状況ですが、若い担い手は多くいます。3 年前から生産プロジェクトがあり、今後のミカンの効率的な生産のために一番必要な農地の集約、優良農地を確保し、まとまった園地で効率的に生産し、さらにミカンの販売対策、基盤整備の充実などを図っていきます。本年度から、天水町の赤仁田地区でモデル園として約 1 0 町の広さの土地の基盤整備を行なっています。SS をはじめとする、機械化体系の確立を図って、熊本県内で 3 カ所目のモデル園を造成している旨の答弁がありました。

議第 3 5 号、付託分については、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に、議第 4 5 号平成 1 8 年度玉名市一般会計予算中、付託分についてであります。6 款農林水産業費、1 8 億 6, 7 4 2 万 5, 0 0 0 円の計上であります。主なものは、強い農業づくり交付金が 1 億 9, 6 3 6 万 1, 0 0 0 円、農業集落排水事業会計繰出金が 2 億 4, 8 1 2 万 2, 0 0 0 円、排水路農道整備のむらづくり事業費が 1 億 1, 0 0 0 万円、尾田川、末広地区の水田農業経営確立排水対策特別事業負担金が 1 億 2, 5 0

0万円、また大開経営体育成基盤整備事業負担金が6,000万円、それから漁港建設費が大浜、大正開両漁港修築事業費で2億5,340万5,000円などであります。7款商工費は3億9,477万2,000円の計上であります。主なものは、納涼花火大会補助金などを含む、商工会議所、商工会補助金が2,787万1,000円、中小企業振興預託金ほかで1億2,700万円、工場等設置奨励費補助金を含む企業誘致促進費が2,480万6,000円、また、ふるさと自然公園、松原海岸などの観光施設管理委託料が2,439万円、それから財団法人地域活性化センターの事業で、地域の各産業、文化、観光等での地域活性化に向けて、地域資源の積極的な連帯、拡大、発展を通して、地域の情報発信力の向上を図る玉名地域ブランド化事業補助金が500万円などでございます。

11款災害復旧費中、2項農林水産施設災害復旧費は、委託料などの計上でありませぬ。委員より、市単独の事業、商工会補助金、明辰川の補修その後、地域ブランド化、トップセールスについて質疑がっております。

以上、第45号付託分については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第49号、平成18年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,465万円とするものであります。歳入は、使用料及び手数料が主なものであり、歳出は1款大衆浴場事業費が2,682万円で、この中には自治振興公社への運営委託料として2,389万9,000円。また、2款公債費は起債の元利償還金783万円であります。

議第49号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第62号、玉名市草枕交流館条例の制定についてであります。内容として、天水町において、夏目漱石ファンを交えた文化の交流及び創造を図り、地域における観光の振興と産業の活性化に資するため、現在、建設を進めている草枕交流館の設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例を制定するものであります。

議第62号については、質疑はなく、全会一致をもちまして原案のとおり可決いたしました。

次に、議第76号玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について、議第80号玉名市横島農産加工研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、議第81号玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号玉名市ふるさとセンターY・BOX条例の一部を改正する条例の制定について、議第84号玉名市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてであります。以上の5件につきましては、関連がございますので、一括審議をいたしました。内容として、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を導入

する場合として、指定管理者による管理、指定管理者の業務、兼業の禁止、指定管理者が収受することができる利用料金、また利用料金の還付及び減免の条を新たに追加し、市の直営または指定管理者による管理の二通りを想定して、併せて条例の整備を行ったものであります。

委員から、指定管理をされた場合、一般の方の意見はどのような形で吸い上げることができるのかという質疑に対し、執行部から、指定管理者に対しては、どのような管理を行なっているか、事業報告を年1回、また随時管理者と打ち合わせを行ないながら、施設の利用者のサービス、質の向上に努めてまいりたい。管理者としても、施設のサービスを向上するために、定期的な利用者の意見を聞く仕組みをつくっていただかなければ、より良い施設管理ができないということです。指定管理者においても利用者の声を聞いていただく仕組みが必要。利用者の意向を調査していただく、利用者の苦情に対して適切な対応をとっていただく工夫を市としてもお願いをして、導入を考えている旨の答弁がありました。

さらに委員から、アンケートを施設がとるというのでは本当の声が出ないのでは。市の方で評価していくべきでは。評価の視点は。という質疑に対し、執行部から、期限を決めて管理をお願いしますので、その期限の中で、いかに利用者へのサービスが向上できたのか、ほかに経費が削減できたのか、ちゃんとした評価の仕組みが必要になってきますので、これから具体的に評価のやり方も企画課が主になって考えていきます、という答弁がありました。ほかに、利用料金、利用者数、選考委員のメンバー、公募期間、委託料の中の人件費、利用サービスの向上についての質疑がっております。

議第76号、議第80号、議第81号、議第82号、議第84号については、全会一致をもちまして原案のとおり可決いたしました。

次に、陳第5号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出に関する陳情であります。

陳第5号については、質疑はなく、全会一致をもちまして原案のとおり可決いたしました。

最後になりましたが、草枕交流館、横島農産加工研修センター、大開地区堪水防除事業施設、新川漁港等の現地視察を行ないました。

以上で、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 委員長報告の途中でございますが、ここで、議事の都合により10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時04分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き開議を開き、委員長報告を続けます。

建設委員長 中尾嘉男君。

[建設委員長 中尾嘉男君 登壇]

○建設委員長（中尾嘉男君） 皆さんお疲れさまでございます。

建設委員会に付託されました案件は、議案21件、陳情1件であります。審議の経過と結果について、御報告いたします。

まず最初に、議第2号（専決第1号）平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的収入に1,000万円増額し、20億3,963万円。資本的支出に会計検査院指摘の立願寺雨水幹線における地盤支持力、強度不足に伴うボックスカルバート、横幅3メートル、高さ1.8メートルの補強工事で2,000万円増額し、17億4,610万6,000円であります。早急に工事をする必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を平成18年2月15日にいたしましたものであります。

委員から、補強工事の具体的金額が決定もしないうちから、なぜ予算を立てるのか。また、2,000万円であれば足りるだろうとの見積もりを立て、専決までとって予算修正して、なぜ着工しないのかとの質疑がっております。加えて、なぜ安全率3の基準のところを1で行なったのか、設計当初の段階から地層の軟弱層はわかったのではないか。また、それに対する執行部側の責任意識が足りなかったのではないか、ほかさまざまな指摘がっております。執行部からは、工事の遅れは補強の工法等の面で、会計検査院との交渉、協議が長引いているためとの答弁がっております。安全率の判断について、執行部は、平成14年12月、九州整備局の指針に基づき、都市計画道路の下だからと1と見たが、会計検査院の今の指針は道路の下であろうが何であろうがあくまで下水道施設として3と見るべきとの判断で、それが今回の論点のスタートになっている。また、執行部も今回の反省に基づき、構造計算等、今後こういったことがないように十分気をつけていくとの答弁でした。

議第2号につきましては、全会一致で原案のとおり承認することに決しております。

次に、議第35号平成17年度玉名市一般会計補正予算中付託分についてであります。歳出の部、4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費は1,737万7,000円の減額。8款土木費は2,326万6,000円の減額で、主なものは道路新設改良費で1,134万5,000円。災害復旧費で784万円の減額。繰越明許費は市民会館建設事業の繰越額を2億1,072万1,000円と定めるもののほか、13件であります。

委員からまず、4款の浄化槽設置整備に対し、菊池川左岸の下水道問題とあわせ、浄化槽の設置申請が減っていることに対する分析をするべきとの意見が出ております。

8款土木費については、橋梁維持費の委託料400万円、この追加は何カ所分かとの質疑に対し、執行部より、第2青野跨線橋1カ所分だが、竣工後約25年の経過に伴い、実際の施行段階でより剥離箇所が多く見付き、費用の面からも今回追加して施行した方が有利であるためとの答弁でした。

また、住宅の補償関係で、手の骨折で1年以上の経過を要する状況とはどの程度のけがかとの質疑に対し、執行部より、直接的には左手首の骨折で、当初3カ月ぐらいで完治しないかとの話があったようだが、手首回りの痛みが残るということで、病院の先生と被害者、市、保険会社の4者協議が昨年8月に行なわれた。その時点で、左手首は完治したが、周辺の痛みの完治については不明であり、病院の先生の提案により、1年後その後遺症が残っても、固定したということで話し合いをしたらどうかという提案があり、それを踏まえ、昨年12月協議をし、2月に保険会社の方から和解金の提示をいただいたとの答弁でありました。

また委員より、材料費の191万7,000円の減額、そして機械借上料への組みかえ、借り上げの量・目的についての質疑に対して、執行部より、市道の補修・区役等、生活道路の整備等での貸し出しで使っているとの答弁でした。

また、繰越明許についてももろもろありますが、委員からは、やはり繰越明許は好ましくないので、年度内の完成を目指してやってほしいとの指導がありました。

議第35号中付託分につきましては、全会一致で原案のとおり可決しております。

次に、議第39号平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算をそれぞれ3,247万円の減額、歳入については主なものは一般会計繰入金1,546万9,000円、農業集落排水事業債で1,670万円の減額などであり、歳出については、事業費で主なものは委託料、用地購入費の減額で1,980万7,000円の減額。維持管理費では、主なものは委託料、工事請負費の減額などで1,209万1,000円の減額。

委員から、どの辺が整備対象となっているのかなどの質問が出ましたが、議第39号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第40号平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入で簡易水道事業債を440万円減額。歳出で予備費を440万円減額。

委員からは、特に質疑もなく、議第40号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第42号平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

についてであります。歳入歳出予算をそれぞれ3,074万8,000円の減額。歳入の減額で主なものは、浄化槽整備事業債で2,530万円の減額。歳出の減額は、事業費で2,913万2,000円、工事請負費の減額などが主なものであります。

委員から、使用料の当初予算に対して減額率が多い。3分の1ぐらいしか使用料が入っていないが、これは単なる見込み違いか、それとも状況変化なのかの質疑がなされており、執行部より、浄化槽が設置された分の使用料で歳入が上がるため、実態に合った使用料を計上している。よって、歳入の減額は実績を出した場合、設置の請求件数が少なくなっているためとの答弁がっております。

議第42号につきましては、全会一致で原案のとおり可決しております。

次に、議第43号平成17年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入で営業外収益4,350万円の増額補正。内訳は、雑収益で退職給与引当金の取り崩し受入額4,756万円の増額と、水道管移設補償費406万円の減額によるものであります。収益的支出で、営業費用で738万1,000円の減額補正。主なものは、原水配水費における工事請負費700万円の減額であります。資本的収入では、補助事業費減に伴う国庫補助金の減額で、資本剰余金369万円の減額補正。また起債事業の減に伴い、企業債2,800万円の減額補正。資本的支出では5,424万円の減額補正。主なものは、県道玉名立花線配水管布設工事の廃止等で4,725万円の減額。

委員から、今回、予算に付随する形で八嘉地区に水道を引くということで、ほかの委員会にそれが付託されるようであるが、なぜ水道を建設委員会ではなく文教厚生委員会やるのか、それに対して指摘がっております。執行部から、この件に関してなぜ水道課を窓口で予算をやっていないのかの理由として、まずこの地域は旧玉名市のごみ焼却場であるクリーンセンターがあった場所で、長年にわたって迷惑をかけてきた地域であり、上水道整備の要望は今までも数回あっている。しかし、水道事業は独立採算制ということで、あくまでも供給により収益を上げ、事業運営を行なっていかなければならないが、この八嘉地区は起伏の激しい地形でもあり、事業としてやってしまえば給水戸数の割に事業費は割高になってしまい、採算がとれず、市全体として水道料金にはね返させざるを得ないため、今まで手つかずのままとなっている。市内でも、水道の普及状況について、ほかにも天水の一部、横島についても水道は全くない状況で、慎重に事業審議をやる必要があるとの答弁でした。また、八嘉地区は無水源地域であるので、試掘ボーリングで水源確保できるのか、水質・水量を確保できるのか。まずはその調査を行なうべきで、それは水道課として行なうべきではなく、環境整備課で行なうべきとの判断で、関係所管の協議の結果、今回、市民部・一般会計の方でボーリング調査費を予算計上しているとのことでありました。水道課としても、ノータッチということではなく、

当然、将来的には管理が必要と考えてはいるが、採算がとれない以上、補助が確定するまで慎重に検討すべきだとの答弁でした。

議第43号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第44号平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。資本的収入で、企業債130万円の減額。資本的支出で、68万5,000円の減額。

委員からは、特に質疑もなく、議第44号につきましては、全会一致で可決しております。

次に、議第45号平成18年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。歳出の部で、4款衛生費1項保健衛生費中9目浄化槽設置整備費で浄化槽設置整備事業補助金が8,117万8,000円。8款土木費が35億3,652万6,000円で、主なものは道路新設改良費が9億3,000万6,000円、街路事業費で立願寺南岩原線ほかで5億145万8,000円、下水道事業会計補助金が9億3,469万4,000円。都市再生整備事業費が市民会館1号線や新玉名駅（仮称）前公園・駐車場整備事業ほかで3億9,462万3,000円。住宅管理費が1億6,379万4,000円などあります。また、11款災害復旧費は800万5,000円であります。

委員から、時間外手当について、前年度実績から割り出しているのか、仕事の量についてか、目安は何かとの質疑に対し、執行部から、用地交渉等が主なものだが、前年度実績はもちろん参考にすることが会計検査等が入ってきたときのためにつけているとの答弁でありました。

また、旧1市3町の当初予算の合計額と比較して、一つは道路橋梁費がかなり減っている。17年度当初の1年分と比較して2億2,000万円ほど減額しているが、どういうところが減額の要因か。逆に都市計画費については1億8,000万円ほど増額。住宅費については6,200万円の増額。そこら辺の動き、要因についての質疑に対し、執行部より、18年度の橋梁費については1カ所の委託料のみの計上のため。住宅管理費については給料の総務費からの住宅管理費の方へ振りかえたいとの理由が主な要因。都市計画費については、岱明については17年度について都市計画事業費がほとんどなく、新年度の玉名で街路事業・都市再生整備事業で事業費増加。そこら辺が主な要因であるとの答弁でした。

また、委員から、合併時に各1市3町、10年間の普通建設費のプランを立てているが、今回の予算はそれが反映されているのかとの質疑に対し、執行部より、新幹線に伴う分など、新市建設計画に基づいた予算の反映はしているし、今後の予定としても、そういった計画に基づいてとの答弁でした。

議第45号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第50号平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額をそれぞれ10億3,890万円とし、歳入の主なものは、農業集落排水事業補助金及び汚水処理施設整備交付金などで3億7,784万1,000円、一般会計繰入金で2億4,812万2,000円、市債が3億5,550万円。歳出の主なものは建設事業費が7億4,612万円。起債の元利償還金が1億8,790万4,000円。

委員から、工事発注体系、供用率・加入率について質疑がっております。また、基金の積み立てについての質疑に対し、執行部から、基金は将来の機械機器の修理費、財源が不足した場合の充当分であり、また基金残高としては平成17年10月3日現在で3,172万2,000円との答弁でした。

議第50号については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第51号平成18年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,995万円とし、歳入の主なものは、2款使用料及び手数料で、使用料が2,001万4,000円であります。歳出の主なものは、1款総務費で1,098万3,000円。2款営繕費で2,496万6,000円であります。

委員から特に質疑もなく、議第51号につきましては、全会一致で原案のとおり可決しております。

次に、議第52号平成18年度玉名市宅地開発事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,000万円とし、歳入は、1款財産収入で1,000万円。歳出は、1款宅地開発費が繰入金などで1,000万円あります。

委員から特に質疑もなく、議第52号につきましては、全会一致をもって可決しております。

次に、議第53号平成18年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ4,455万円とし、歳入の主なものは、3款国庫支出金で汚水処理施設交付金が504万6,000円、8款市債で3,050万円あります。歳出の主なものは、1款総務費で354万8,000円、2款事業費で浄化槽整備費が3,967万4,000円あります。

委員から、浄化槽の補助について、18年度もそのままでいくのかとの質疑に対し、執行部より、設置補助については現行のまま新市に引き継ぎ、5年をめどに国の補助基準額で統一するとの答弁がっております。

議第53号につきましては、全会一致で可決しております。

次に、議第54号平成18年度玉名市水道事業会計予算についてであります。第2条の業務の予定量ですが、給水戸数1万9,295戸、年間総給水量461万459立

米、1日平均給水量1万2,631立米であります。第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入におきまして水道事業収益7億6,801万5,000円で、内訳といたしまして、給水収益等の営業収益で6億8,051万7,000円、他会計補助金等の営業外収益で8,749万6,000円等が主なものであります。支出におきましては、水道事業費用7億392万9,000円で、内訳としまして、原水・配水・給水の施設維持に要する経費、事業運営管理に要する総係費、固定資産の減価償却費等の営業費用で5億2,091万3,000円、企業債利息等の営業外費用で1億8,101万5,000円等が主なものであります。第4条の資本的収入及び支出の予定額は、収入におきまして資本的収入7,021万8,000円で、内訳としまして、工事負担金及び国庫補助金等の資本剰余金1,981万7,000円、水道未普及地域解消事業及び第4次拡張事業の企業債5,040万円が主なものであります。支出におきましては、資本的支出3億9,000万1,000円で、内訳といたしまして、建設改良費1億9,685万7,000円、企業債償還金1億9,314万4,000円が主なものであります。なお、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,978万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金2億3,815万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額839万3,000円で補てんする予定であります。

委員から、消火栓維持管理費について、旧玉名市は一般会計からもらっているが、旧岱明はもらっていないとの質疑に対し、執行部より、取り扱いの早期統一を図るとの答弁がっております。

議第54号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第55号平成18年度玉名市下水道事業会計予算についてであります。

第2条の業務の予定量は、排水件数1万785件、年間総排水量343万7,785立米。主な建設改良事業といたしまして、管きよ、ポンプ場及び下水処理場整備事業で10億7,891万8,000円であります。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入といたしまして下水道事業収益12億8,830万4,000円で、内訳といたしましては下水道使用料及び一般会計負担金を主とする営業収益で7億411万1,000円、一般会計補助金を主とする営業外収益で5億8,419万円が主なものであります。支出といたしましては、下水道事業費用10億7,173万9,000円で、内訳としまして、管渠、処理場の施設維持管理に要する経費、下水道事業の管理運営に要する総係費及び固定資産の減価償却費を主とする営業費用で7億1,645万6,000円。企業債利息、一時借入金利息を主とする営業外費用で3億5,116万2,000円が主なものであります。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入といたしまして12億3,796万4,000円で、内訳といたしまして、建設改良事業に伴う企業債5億900万円、国庫補助金及び一般会計補助金で7億376

万2,000円、受益者負担金で2,520万円が主なものであります。資本的支出といたしましては、17億4,482万1,000円で、建設改良費が10億7,891万8,000円で、内訳としまして工事請負費及び浄化センターの改築に伴う委託料など、9億5,838万円が主なものでございます。借入償還金につきましては、企業債償還金6億1,225万3,000円、他会計借入償還金5,365万円でございます。

委員から、料金統一について、どういう考えでいるのかと質疑があり、執行部から、どういう方向で調整を図っていくのか、全体計画を見直すとともに、方向づけをできるだけ早く考えているとの答弁でした。

議第55号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第85号玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

委員から、特に質疑もなく、議第85号につきましては、全会一致で可決しております。

次に、議第86号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行なわせることができるように条例の整備を図るものであります。

委員から、特に質疑もなく、議第86号につきましては、全会一致で原案のとおり可決しております。

次に、議第87号玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、下水道法の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、条例第12条中の法律の条番号を改めるものであります。

委員から、特に質疑もなく、議第87号につきましては、全会一致で可決しております。

次に、議第91号玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、国家公務員の給与改正に準じて、条例の整備を図るもので、内容としては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、従来地域間調整として機能してきた調整手当にかえて、新たに民間賃金の高いところに在勤する職員を支給対象とする地域手当を支給するため、条例を改めるものであります。

委員から、特に質疑もなく、議第91号につきましては、全会一致で原案のとおり可決しております。

次に、議第95号市道路線の廃止及び認定であります。これは、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の承認を経るものであります。今回、廃止する路線は4路線、認定する路線は10路線であります。

委員から、特に質疑もなく、議第95号につきましては、全会一致で可決しております。

次に、議第101号財産取得についてであります。新駅周辺整備事業の用地の中で、全線開業までに整備を行なう約4ヘクタールの分の駅前広場の一部を今回買い上げるものであります。内容として、新幹線玉名駅（仮称）周辺の整備事業用地として、代行買収した玉名市土地開発公社から玉名市が買い取るものであります。購入土地の所在地は、玉名市両迫間字龍王田280番1ほか35筆。面積1万5,130.5平方メートル。取得予定価格3億761万8,601円であります。

委員から、取得の仕方について工事発注に影響はないかとの質疑があり、執行部から、できるだけ早く取得を目指すとの答弁でした。また、現在のところ81%しか契約が進んでいないが、19年度からの工事予定に向け、引き続き交渉を行なうとのことであります。

議第101号につきましては、全会一致で原案のとおり可決しております。

次に、議第102号和解及び損害賠償額の決定についてであります。これは、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

委員から、特に質疑もなく、議第102号につきましては、全会一致で可決しております。

次に、陳第4号市道貴船線、大野下駅・玉名線、上河原線の幅員拡張及び歩道新設に関する陳情についてであります。この路線は近年、広域農道の開通などに伴い、通行車両などが多くなり、JRの踏切での離合の難しさ、路肩からの転落事故や接触事故が多く発生。特に朝の通勤、通学の時間帯が重なり、歩行者にとっても車両にとっても大変危険な状況となっており、多数の生徒が通学している専修大学玉名高校校長から、市道幅員の拡張及び歩道新設の強い要望がなされたものであります。

委員から、道の拡幅はわかるが、国道208号との出入り部分の技術的な問題も含め、歩道の新設により車道が狭められるようなことになれば逆効果ではないかとの意見が出ております。執行部から、車道沿いの水路にふたをする考えであればできるし、その辺の拡幅も考えなければならないとの答弁がありました。また、鉄道をまたがる部分については拡幅可能かどうかとの質問に対し、踏切についてはJRと協議し、負担金を出して対応して行なわなければならないかと考えているとの答弁でした。

陳第4号につきましては、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

なお、委員会閉会后、現地視察を行なっております。視察場所について報告申し上げます。菊池川右岸堤防崩落現場、下河原区画整理現地、玉名岱明線、山の上大園線、立

願寺横町線下水道雨水幹線、立願寺公園、立願寺南岩原線、玉名駅平嶋線など視察をしたこともあわせて報告させていただきます。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。文教厚生委員会に付託されました案件は、議案21件と陳情3件であります。審議の経過と結果について、御報告いたします。

まず初めに、議第35号平成17年度玉名市一般会計補正予算中、付託分についてであります。歳出の部、2款総務費中、3項戸籍住民基本台帳費が51万5,000円の補正で、3款民生費は4,148万6,000円の減額で、主なものは老人福祉費が繰出金などで9,106万2,000円の追加。児童福祉総務費が4,675万9,000円の減額。また、児童手当費が実績見込みにより2,443万5,000円の減額。それから、保育所費が運営費及び委託料の実績見込みなどにより4,773万1,000円の減額などであります。4款衛生費は5,236万1,000円の減額で、保健衛生総務費が1,365万7,000円の減額であります。10款教育費は2,918万円の補正で、主なものは公民館建設費が用地購入費などで4,391万3,000円の追加などあります。委員から、民生費の部分で学童保育について、空き教室を使用することはできないのかという質疑については、執行部より、国の方で論議はされているが、玉名市としては空き教室があつて、学校側が学童保育に使つてもいいと了承をいただければ実現できる旨の答弁があつております。また、委員から、教育振興費の部分で、大会に出場する際の補助基準について質疑があり、執行部より、合併時は1市3町の補助基準が違つていたため、平成18年度からの補助金については調整を図っていきたい旨の答弁があつております。ほかに委員から、4款衛生費中、予防費における委員報酬の減額について質疑があり、執行部より、これは合併により選定できなかった健康づくり推進協議会委員への報酬不用額と、嘱託医の年報酬額の不用額を合算したためである旨の答弁があつております。

議第35号については、人勸に伴う職員給料の減額補正は反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,602万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億8,997万円とするものであります。歳入の主なものは、1款国民健康保険税が1,335万4,000円の減額。3款国庫支出金は6,825万4,000円の減額で、療養給付費等負担金が6,475万1,000円の減

額。また、4款療養給付費等交付金は7,000万円の補正。それから、6款県支出金は財政調整交付金で7,097万9,000円の補正などがあります。歳出の主なものは、2款保険給付費は実績見込みにより598万円の補正。また、5款共同事業拠出金が決定により1,637万円の減額。それから、10款予備費が5,857万9,000円の補正であります。委員から、6款保険事業費中、保健衛生普及費の補助金について質疑があり、執行部より、これは天水町総合支所の紙おむつ支給分の補助金であるが、平成18年度は予算統一でカットとなる。国の方でも、医療費抑制のため生活習慣病の予防対策に重点を置いており、支給を実施すると介護保険料が上がるため、今後の検討課題とする旨の答弁がっております。

議第36号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号平成17年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,618万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億4,512万1,000円とするものであります。歳入の主なものは、1款支払基金交付金が医療費交付金などで7,559万9,000円の減額。また、2款国庫支出金が医療費負担金で3,893万円の減額。それから、4款繰入金が一般会計繰入金で1億4,399万2,000円の補正などがあります。歳出の主なものは、1款総務費が176万4,000円の減額。また、2款医療諸費が実績見込みにより、医療給付費負担金で2,595万5,000円の補正などがあります。

議第37号については、特に質疑もなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号平成17年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億437万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億2,836万3,000円とするものであります。歳入の主なものは、1款保険料は1,148万9,000円の減額。3款国庫支出金は調整交付金などで2,139万4,000円の減額。4款支払基金交付金は介護給付費交付金で6,290万3,000円の減額。また、7款繰入金は2,156万5,000円の減額で、介護給付費繰入金で2,457万円の減額。それから、9款市債は財政安定化基金貸付金が6,226万6,000円の減額などがあります。歳出の主なものは、1款、総務費が757万6,000円の減額で、認定調査費等が486万1,000円の減額。また、2款保険給付費は2億83万1,000円の減額で、実績見込みにより、施設介護サービス給付費負担金が2億1,618万1,000円の減額などがあります。それから、6款諸支出金は一般会計繰出金で650万7,000円です。

次に、第2表、地方債の補正につきましては廃止で、介護保険事業の借入限度額を

廃止するものであります。

委員から、在宅ではなく施設でお世話になっている方はどれくらいいるのか。また、入所を待っている方はどれくらいいるのかという質問に対しては、執行部より、特養が301名、老健が311名、療養型が154名の計766名であり、特養については、以前調査した際、100人ぐらい待っておられるが、中には施設を重複して待っておられる方もいる。老健については、比較的早く入所できるようである旨の答弁がっております。

議第38号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号平成18年度玉名市一般会計予算についてであります。歳出についてであります。3款民生費は77億4,746万7,000円であります。主なものは、国民健康保険事業会計繰出金が、保険基盤安定分を含めて7億2,905万円。平成18年4月から施行の障害者自立支援法に伴う認定業務などの障害者自立支援広域審査会負担金が1,090万2,000円。重度心身障害者医療給付費が1億2,200万円。身体障害者施設訓練等支援費が2億1,100万円。知的施設訓練等支援費が3億2,018万4,000円。老人保健事業会計繰出金が6億8,896万円。介護保険事業会計繰出金が8億1,016万2,000円。福祉センター費が1億5,543万5,000円。乳幼児医療費が9,520万円。児童扶養手当を含む児童手当費が7億7,122万2,000円。また、公立・私立分の保育所費が16億7,668万3,000円。それから、生活保護の各扶助に要する経費が8億8,020万円などあります。4款衛生費は22億6,379万3,000円あります。主なものは、衛生業務の有明広域行政事務組合負担金が2億5,132万2,000円。各種予防に要する経費が9,903万9,000円。老人保健対策費が1億5,881万1,000円。また、ごみ減量化対策事業費、有明広域行政事務組合清掃施設建設事業及び東部清掃事業負担金を含む塵芥処理に要する経費が8億2,839万8,000円。それから、し尿処理に要する経費が4,782万円などあります。10款教育費は27億5,590万2,000円あります。主なものは、学校給食センター費が2億1,243万1,000円。小学校管理及び教育振興に要する経費が3億4,768万2,000円。天水中学校建設、岱明中学校屋内運動場改築設計委託料を含む中学校建設費が9億5,842万2,000円。また、図書館の管理・運営に要する経費が8,569万円。それから、総合体育館など体育施設の管理・運営に要する経費が8,593万2,000円などあります。委員から、社会福祉協議会への補助金について、額の決定と事業内容について質疑があり、執行部より、補助金の主なものは人件費であり、事業の内容については、それぞれの社会福祉協議会で差がある。合併協議の中で、旧1市3町の事業はそのまま引き継ぎ、さら

に精査しながら進めていくと協議されており、結果、予算については平成17年度を踏襲し、そのまま引き継いだという方法を取っている旨の答弁がっております。また、委員から、衛生費における公害対策費の委託料について、これは要望が出ている八嘉地区のボーリング調査のことであると思うが、その現状と上水道を引くとなった場合の採算性と上水道を引き込むという地元の確約は取れているのかという質疑があり、執行部より、昨年12月に関係者で協議を行ない、試掘は環境整備課、その後の認可申請は水道局との打ち合わせを行なっている。対象は約170人いるが、水道局事業まで含めたところの総額は2億円ぐらいかかる。採算はとれない。しかし、この地域については旧玉名市のごみ焼却場でクリーンセンターがあった場所で、長年迷惑をかけ、協力をいただいていた地域である。ダイオキシン等の土壤汚染も考えていかななくてはならず、市として安全な水を供給していかなければならない。上水道の引き込みに関する地元の確約については、以前、意向調査を行ない、100%近い賛成をいただいている。今後は、地元と協議を行ないながら、全世帯引き込みをしていただくよう努力する旨の答弁がっております。10款教育費の部分で、老朽化で危険性のあった岱明中学校の体育館建設の実施設計費が計上されているが、同じ昭和36年に建設された玉名町小学校の体育館建設も地元民の念願であるため、ぜひ考えてほしいとの要望を執行部に対して行なっています。

議第45号については、人勧の件、同和団体補助金について意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億4,537万円とするものであります。歳入の主なものは、1款国民健康保険税が22億7,643万4,000円。3款国庫支出金は療養給付費等負担金及び財政調整交付金などで27億9,048万円。4款療養給付費等交付金が14億1,375万9,000円。また、8款繰入金は8億7,305万円などです。歳出の主なものは、1款総務費が事業運営のための人件費などを含め1億3,382万1,000円です。2款保険給付費は56億3,409万円。被保険者の療養給付費及び療養費などが50億6,392万円。被保険者の高額療養費が5億2,100万円です。また、3款老人保健拠出金は医療費拠出金及び事務費拠出金で15億9,277万4,000円。それから、4款介護納付金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として4億3,522万5,000円です。次に、第2条、一時借入金は借入の最高額を5億円と定めるものであり、第3条、歳出予算の流用については給料、保険給付費などについて、予算額に過不足分を生じた場合、同一款内での予算の流用ができるものを定めるものであります。委員から、長年の課題である滞納額の徴収について、何か解決策があるのかという質疑があり、執行部

より、税は公平に納めていただくことになっている。滞納額が積み上がってくると7億円以上の国保税の滞納となってしまう。中には、本当に苦しい方もいらっしゃるが、滞納額が積み上がると滞納整理組合をつくって容赦なく滞納者を差し押さえ、競売等に持っていくことも考えられる。合併後、半年たつが、徴収業務については窓口業務と電算処理に費やしてしまっているのが現状である。しかしながら、滞納徴収計画については5つの項目を掲げ、取り組んでいきたいと考えている。1番目に、督促状発送後の未納者については、納税相談、催告書等の発送を行なって、納税の意識向上を図っていく。2番目に、5万円以下の少額滞納者については文書と電話催告、銀行徴収等に努めていく。3番目に、100万円以上の高額滞納者についてはリストアップを行ない、個別に絞り込みをかけ、対応していく。4番目に、長期滞納者については再度調査を行ない、財産等があれば差し押さえ、なければ執行停止の形を取っていく。5番目に、時効寸前の滞納者については、地方税は5年で時効消滅が完成するため、少なくとも時効完成の1年前から差し押さえ等の執行処分を行なうよう計画を策定中である旨の答弁がっております。また、本年度から世帯主が病気、入院、失業した場合の減免制度について、周知徹底の方法と予算化についての質疑があり、執行部より、減免の申請については、今回の条例改正に合わせて、規則で提案するよう進めており、前年の収入が急激に減った方、病気で長期入院、失業、退職等で急激に収入が減った方については、国保税を発行したのちに、申請があれば対応していく。予算については、申請があつてから対応していきたい旨の答弁がっております。

議第46号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号平成18年度玉名市老人保健事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億1,393万円とし、歳入の主なものは、1款支払基金交付金が医療費交付金などで46億2,224万4,000円。2款国庫支出金が医療費負担金などで27億196万4,000円。また、3款県支出金が医療費負担金で6億7,457万7,000円。それから、4款繰入金は一般会計からの繰入金で6億8,896万円であります。歳出の主なものは、1款総務費が1,784万9,000円。また、2款医療諸費が86億9,607万9,000円。内訳としては、医療給付費及び医療支給費が86億6,344万円と、審査支払手数料が3,263万9,000円であります。委員から、特に質疑がなく、議第47号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億116万円とし、歳入の主なものは、1款保険料の第1号被保険者保険料が9億3,282万8,000円。3款国庫支出金が介護給付費負担

金、調整交付金及び地域支援事業交付金などで12億8,888万9,000円でありま
す。4款支払基金交付金は介護給付費交付金及び地域支援事業交付金で15億9,23
9万3,000円。5款県支出金は介護給付費負担金及び地域支援事業交付金などで7
億7,654万4,000円。7款繰入金は8億1,016万3,000円。内訳として
は、一般会計繰入金が介護給付費繰入金並びに地域支援事業繰入金及び職員給与費等繰
入金で8億1,016万2,000円であります。歳出の主なものは、1款、総務費が事
業運営のための人件費及び介護認定審査会費などで1億5,521万2,000円。2款
保険給付費は51億262万8,000円。内訳としては介護サービス等諸費が39億
4,058万2,000円。介護予防サービス等諸費が8億8,604万4,000円であ
ります。4款地域支援事業費は、介護予防一般高齢者施策事業費及びケアマネジメン
ト事業費などで9,902万9,000円。それから、6款公債費は3,113万2,000
円であります。

次に、第2条、一時借入金は借入の最高額を5億円と定めること。また、第3条、
歳出予算の流用については、給料、保険給付費等について予算額に過不足を生じた場
合、同一款内での予算の流用ができる旨を定めたものであります。委員から、2款保険
給付費中特定入所者介護サービス等費について、これは低所得者対策として法律が決ま
っているから、予算化してある。給付費の中において介護保険料で補うだろうが、この
部分に関しては一般会計から補助しないと無理なのではないかという質疑があっており
ます。執行部より、この部分に関しては介護保険料で徴収負担となっており、一般会計
も財政的に厳しい旨の答弁があっております。

議第48号については、低所得者への軽減をとの意見があり、採決の結果、賛成多
数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号玉名市文化振興整備基金条例の制定についてであります。これ
は、旧天水町において制定されていた「天水町文化振興・景観整備基金条例」を新市に
引き継ぎ、玉名市の歴史と伝統を尊重し、文化の振興と発展に寄与することを目的とし
て制定するものであり、内容としては伝統・文化を継承するとともに、市内に存在する
未整備の文化財の保存、及びその活用を図るための整備を行なうものであります。委員
から、文化振興整備基金への寄附はできるのかという質疑に対しては、執行部より、こ
の条例に繰入の項目はない旨の答弁があっております。

議第60号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。

次に、議第69号、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74
号、議第88号、議第89号、議第90号の議案9件についてであります。これは地
方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行なわ

せることができるようにするため、それぞれの条例の整備を図るものであり、内容としては指定管理者制度を導入する場合として、指定管理者による管理、指定管理者の業務、兼業の禁止、指定管理者が収受することができる利用料金、利用料金の還付及び減免の条を新たに追加し、あわせて条例の整備を図るものであります。附則として、これらの条例は公布の日から施行するもので、経過措置としてこれらの条例の施行の際、現に改正前の公の施設の条例により管理を委託している公の施設の管理については、平成18年9月1日までの間は、なお従前の例によるものであります。委員から、使用料金が上がった場合は、指定管理料が減るといふことなのかという質疑に対しては、執行部より、利用料金と管理料金の算定については決算でないといふため、今までの何年間かの実績に基づいて金額をはじくことになるが、結果として、思った以上に利用料金が多かった場合は協定書等で取り決めを行なう。業者の収入になる分もあれば、余分に収入があれば市に納付するなどの取り決めを行なうことになる旨の答弁がっております。また、これまでそれぞれの施設に勤めている方がいるわけだが、3年後に指定管理者ができて従業員をかえらなったら、もとは市の財産であるわけだし、管理者のすることにどこまで介入できるのかという質疑に対しては、執行部より、雇用の問題についてはそれぞれの施設の募集要項により、どのように扱うか規定を設ける。これが選定審査会の基準となり、例えば現在の従業員について、再雇用の提案をするようにと募集要項に記入されていれば、これに伴った審査をしていく。また、要項の方は今議会で可決をいただいた後に募集をかけるため、その時に作成するが、募集方針という基本的なものはでき上がっている旨の答弁がっております。委員から、官から民へのメリットについて質疑があり、執行部より、指定管理者制度の目的が多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間の活力を導入する。また、二次的であるが経費の削減にもつながると答弁がっております。委員から、指定管理者に移行してから老朽化した場合の増改築など、どうなるのかという質疑に対しては、執行部より、施設は期間を設けて管理していただく。当然、修繕が発生してくることは考えられ、これは市と指定管理者でリスクの分担を行なう。最終的に建てかえが必要な事例が発生した場合は、そこで市としての方針を打ち出すことになる旨の答弁がっております。委員から、今回以外に指定管理者へ移行する施設はあるのかという質疑に対しては、執行部より、今回は法改正が行なわれ、現に管理委託をしているものを中心に20カ所であるが、そのほかの公の施設については、約230施設がある。3月末までに意向調査を行なっており、その後、検討していくが、早いものについては平成19年4月に導入されるところもあるかもしれないとの答弁がっております。

議第69号、第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第88号、議第89号、議第90号の議案9件については、それぞれ全会一致をもって原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号玉名市母子健康センター条例を廃止する条例の制定についてであります。これは、本施設が昭和45年に公的な助産施設として建設され、地域のお産施設として利用されておりましたが、時代の流れとともに利用者も減少し、現在、当該施設設置目的は終了し、また築後36年が経過し、老朽化も著しいことから、施設の利用を中止するため、条例を廃止するものであります。委員から、すべて建物は解体するのか、という質問があり、執行部より、倉庫として活用できるものと考えている旨の答弁がっております。

議第75号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号横島町在宅老人福祉対策事業費用徴収条例を廃止する条例についてであります。これは地方自治法施行令第3条の規定により、本条例を引き続き施行させていた期間を終了させるものであります。内容としては、合併後の玉名市高齢者福祉に関する条例にて、事業を引き続き行なうため、この条例を廃止するものであります。

議第92号については、特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号天水町体育会スポーツ傷害補償条例を廃止する条例についてであります。これは、地方自治法施行令第3条の規定により、本条例を引き続き施行させていた期間を終了させるものであり、内容としては合併後この条例にかわり本市の全市民が、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入するため廃止するものであります。附則として、この条例は平成18年4月1日から施行し、経過措置としてこの条例の施行前に生じた事故により、傷害に対する補償については、なお従前の例によるものであります。

議第93号については、特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、当委員会に付託されました陳情3件についてであります。

陳第1号、乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についてであります。執行部から、本市における現状について説明があり、委員から、国の動向を見極めてからでもいいのでは、との意見もあり、陳第1号につきましては、採決の結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

陳第2号、管理栄養士活動の推進に関する陳情についてであります。執行部より、本市における栄養士の現状について説明があり、委員からまだ検討の余地があるため、陳第2号につきましては、全会一致をもって継続審査にすべきものと決しました。

陳第3号、就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情であ

ります。委員から、国レベルで決定していることであり、各自治体の裁量に任せてあることであるからとの意見があり、陳第3号につきましては、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、委員長報告は終わりました。長くなりましたけども、御了承いただきたいと存じます。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時23分 休憩

午後 1時10分 開議

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前の各委員長の報告について、質疑はありませんか。

25番 田畑議員。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 1分か2分ほどちょっと頂戴したいと思います。

永野産業経済委員長にちょっと質問したいと思いますけども、ミカン園のモデル整備事業で、委員長報告の中に10町ということがありましたけど、その正確性はどうかということでお尋ねします。それと、その事業費の全体の額、あるいは事業費の内容についての質疑、説明はどうであったかということ。それから、整備事業の業者選定の基準、あるいは手順はどうなっているのか。その辺の質疑、説明はありましたか。それから、産業経済の中で農業生産者の自助努力が足らんというような意見があったということをお聞きしておりますけども、その辺は、言われた人の何かモデルとかアイデアとか示したうえでの発言であったら、その発言に対して、内容をお示し願いたいと思うし、執行部からの説明があったら、またそれも合わせてお願いしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 産業経済委員長 永野忠弘君。

[産業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長（永野忠弘君） 御指名をいただきましたけど、その件に対しましてはですね、委員会ではありませんでした。それと、自助努力の言葉が云々もありましたけどですね、今回の産業経済委員会の中では、そういう言葉は一切出てきませんでした。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 次に、討論に入ります。

討論の通告がっております。発言を許します。

24番 田島八起君。

〔24番 田島八起君 登壇〕

○24番（田島八起君） 私は、議第63号玉名市国民保護協議会条例、及び議第64号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例について、反対の意見を申し上げます。

この2つの条例については、2つの理由から反対をします。まず第1は、この2つの条例制定のもとになっておる国の国民保護法の問題についてであります。これまでの日米安保条約は、日本の専守防衛という立場から、自衛隊を海外に出すということは禁じられていました。しかし、それが1997年の日米防衛協力のための新しい指針、つまり新ガイドラインと言われるガイドラインが協議される中で、自衛隊を日本の周辺の有事に対応するように日米間で合意。この新ガイドラインに基づいて1999年に日本の周辺の範囲がどれまでか明確にされないままに、周辺事態法が制定をされ、そして2003年には有事三法と言われた武力攻撃事態法の制定、自衛隊法改正、安全保障会議設置法の改正が行なわれ、さらに2004年6月に国民保護法をはじめ有事関連7法案が成立したのはご存じのとおりであります。このとき、この国民保護法と同時に成立した法律は、捕虜取扱い法、国際人道法違反処罰法、海上輸送処罰法、米軍行動関連措置、自衛隊法一部改正であり、まさに近年のこれまでの日米貿易協力のための新ガイドライン合意以降の日本政府の防衛政策は戦争のできない国から戦争のできる国へ、ここ数年で大きく変化をしてきたところであります。

それは、今申し上げました、それぞれの法律制定のタイトルをみただけで、容易に想像ができるところではないでしょうか。そのような中でも、国民保護法は有事の際に国民を守る法律とされながらも、有事の際は物資の提供、保管、土地や特定公共施設の利用など、要請に応じなければ強制的な利用や罰則が科せられるなど、国民保護というより、戦争への国民協力という色彩が強いと思うところであり、戦前の国家総動員法を連想するのは私1人だけでしょうか。

そのようなことが、今の平和憲法の下でこのような法律が制定されることをですね、まず問題と思うところであります。それから、そういう法律に基づいて、今回提案された2つの条例は、その条例の持つ問題が2つ目であります。2つの条例は、いずれも玉名市の条例であります。玉名市国民保護協議会においては、協議会の幹事については市長が任命すると条文化されているところですが、協議会の委員の選任については、市長がこれを行なうという条文が明記をされていないことであります。これは、上級の

法律に明記されてあるから、あえて条文化されていないということではありますが、ここに大きな問題を持っていると思うところです。この委員の中には、防衛庁長官が任命する陸・海・空の関係者も入れるようになっていますが、上級の法律で、市長が委員を任命するとなっているとしても、この法律が改正をされれば玉名市の条例といえども市長がその任にあたるという権限がなくなる危険性もあるわけです。このことは、玉名市国民保護対策本部及び緊急対処法事態対策条例についても同じことが言えます。国民保護対策本部の職員については、市職員の中から市長が任命するとなっていますが、対策本部長、副本部長は誰になるのか、条文化されていません。私は、当然市長が就任されると思っておりますけれども、玉名市の条例でありますから、そういうところはきちっと条例の中にうたうべきではなかろうかというふうに思うところでもあります。いざというときは、上級の法律が改正されれば、市長がその任にあたるということができなくなるという危険性も持っておりますし、玉名市の条例としてはきちっとその辺はすべきだという思いがするところです。そういう意味では、大変この2つの法律については疑問があるところでもあります。

また、今日の委員長報告でもありましたように、この条例をつくれれば玉名市でも18年度中に保護計画をつくって、そして19年度からそれに基づいて訓練が行なわれることも考えられます。何のためにどこから攻められて、どういう理由でそういう訓練をしなければならないのか、ミサイル攻撃とかゲリラとか、またテロとかという事態に備えるということでもありますけれども、この法律の中味を見ると、まず何と言っても地域応戦を想定をした保護法ではないかというふうに私自身は思うところでもあります。そういう攻撃が受けられるよりも、そういう攻撃を未然に防ぐ外交努力こそが必要だというふうなことを申し上げまして、私の意見を終わります。

○議長（松田憲明君） 討論者の方に簡潔な討論をお願いいたします。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 議第63、64号に賛成の討論を行ないます。

今や我が国は、我が国周辺地域の情勢はまさに波高しであります。あってはならないことではありますが、仮に他国からの武力攻撃、あるいはテロ等が発生した場合、国が国民を守り、県が県民、市が市民を守り、災難被害等に即時に対応せねばならないのは、論を持ちません。このことは周国も認めることであります。国の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいた条例であります。安否情報処理など、武力災害への対策を主な目的として、緊急事態を想定し、備えあって憂いなし、慌てずパニック状態にならぬよう、整然と市民の声を声として、市民を安全安心へと導き守る、いわゆる災難に対処する崇高な条例と深く認識し、また強調して賛成討論

を終わります。

○議長（松田憲明君） 6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第35号平成17年度玉名市一般会計補正予算、議第45号平成18年度玉名市一般会計予算、議第48号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算、議第55号平成18年度玉名市下水道事業会計予算、議第63号玉名市国民保護協議会条例の制定について、議第64号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議第66号玉名市一般職の職員の給与の一部を改正する条例の制定について、議第91号玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定、以上8議案について反対をいたします。

平成18年度の玉名市一般会計予算は、合併前の1市3町の予算と比べて8億4,000万円の減額であります。議員や首長を初め三役の数が合併により減少しましたので、その人件費にかかる削減もあるものと思いますが、大きくは国の進める三位一体の改革に伴いまして、地方交付税が2億4,000万円減額する中での厳しい財政運営と合併の本質であります行政改革の断行を背負ってのスタートであります。市長は、今議会の開会挨拶の中で、合併協議を尊重した市政運営、新市の一体性と均衡ある発展などなど述べられて、厳しい財政運営の中でも、標準財政規模の20%の基金を保有することをおっしゃいました。合併で、新市がスタートするにあたり、多くの市民には新玉名市の明るい展望と福祉、暮らしの向上が期待される場所ですが、役所機能では本庁まで行かなければ、あるいは企業局、教育委員会へ出かけて行かなければ、要件が済まないなど不便さ、また旧玉名市では無料だった胃がん、乳がん、大腸がんなどの検診が有料化され、健康診断の受診率低下も心配されます。住民税の非課税世帯などへの健診無料化は3町まで拡大されましたが、全体としてはサービスの低下と言わざるを得ません。また、同和団体補助金につきましては、その支出根拠は明確ではなく、525万円の補助金につきましても削減を要求するものであります。介護保険事業の改定に伴いまして、介護保険料が大幅に引き上げられます。年金控除の縮小や、老年者控除の廃止、定率減税の半減、そして廃止。また、医療制度の改正で医療費負担の増加など、高齢者の暮らしは益々厳しさを余儀なくされております。高齢者の暮らしを直撃するこれらのことは、国策との関係が非常に大きなものがあるわけですが、高齢者の生活を支える年金がどんどん目減りする政治に対して、地方自治体として独自の支援策をとるべきであります。一般会計から繰入をして介護保険料引き上げを可能な限り抑制することが今求められています。厳しい財政運営の中で、20%の基金を確保することよりも、高齢者の暮らしを守る政治を優先すべきと考えます。次に、国民保護協議会条例の制定、国民

保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。2つの条例案は2003年に成立した武力攻撃事態法に基づく条例の制定であります。国民保護協議会条例は、自衛隊の幹部なども参加する国民保護協議会を玉名市に設置するための条例でありまして、この協議会で国民保護計画の策定作業が進められます。また、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例は、有事の際、つまり武力攻撃事態などの際に、国民保護を実施に移すための対策本部を玉名市につくるものであります。外部から万が一の不当な侵略があった場合や、大震災など大規模な災害のときに、政府や地方自治体が国民の保護にあたること、これは当然のことです。しかし、有事法制における国民保護計画は災害援助における住民避難計画などとは根本的に違っております。国民保護計画は災害救助における住民避難計画のようなものと思われがちですが、地方自治体に科せられることは、米軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員する計画づくりが中心であります。現在、我が日本にとって必要なことは何でありましょうか。有事法制の制定や具体化という軍事的な対応で、アジアでの緊張を激化させることではありません。あれこれの国を仮想敵国に見立てて、その脅威を言い立てて、もっぱら軍事的対応を問題にするという外交ではなくて、平和を採求する大戦略を外交の根底に据えることです。台風や地震などの大災害は人間の力では防ぐことはできませんが、戦争は外交と政治の力で抑えることができます。

以上のようなことから、私はこの条例案に反対をいたします。

また、陳第3号就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情につきまして、委員長の報告は不採択であります。教育費の保護者負担を軽減する就学援助制度の準用保護にかかる費用は、一般財源化をして、自治体の裁量に委ねることなく、義務教育制度をしっかりと補償するためにも元どおりに国庫負担とすることが必要だと思いますので、この陳情には賛成をいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番、内田でございます。私は、議第45号平成18年度玉名市一般会計予算並びに議第63号玉名市国民保護協議会条例の制定について、議第64号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について。この3件について、原案に賛成するうえから賛成討論を行なうものでございます。

まず、議第45号についてであります。平成18年度予算は、1市3町合併後、新生玉名市として初の通年予算であり、総額は266億6,200万円となっております。歳出の概要は、社会基盤の整備として5年後の新幹線の開業に備えた都市再生整備事業としての新玉名駅前公園駐車場整備事業等に約3億9,000万円、立願寺横町線

等の街路事業等に約5億円、さらに横島地区の山上大園線や岱明地区の岱明玉名線の地方幹線道路整備等の事業が推進されることとなっております。情報通信基盤の整備では、通信ネットワークの未整備地域の公共施設や教育施設間を光ファイバーで結ぶ地域イントラネット基盤施設整備事業に約3億9,000万円。地域社会の安心安全対策として防災ハザードマップ未整備の旧3町分の作成と配布。教育面では指導主事を1名増員し2名とされ、各学校への指導、助言体制の充実を図る。農政面では、品目横断的農業政策への取り組み。さらに、企業誘致や観光振興への意欲が十分に伺っております。また、福祉、医療面におきましても、中央病院の小児医療に対する努力、子育て対象者への子育てハンドブックの作成、配布。乳幼児医療費助成の申請方法の改善等の配慮も伺うことができます。さらに、特色ある地域づくりの推進におきましても、21小学校区の個性と特徴を生かした地域づくりの推進事業等と、各分野にわたり配慮されている予算でございます。しかし、合併協議に基づく新市建設計画を尊重した予算編成により、特に大きな目新しい施設の展開は見受けられないものの、市長のローカルマニフェストと新市建設計画との間で相当な葛藤があったものと察しており、三位一体の改革による厳しい財政事情をも見据えた堅実な予算だと考えております。

また、13億8,000万円の財政調整基金を取り崩す予定となっているものの、10年後も標準財政規模の20%にあたる約30億円の基金を堅持するとの所信表明もあっており、将来にわたる財政の安定も視野に入れて予算編成がなされております。これから、民意を確かめながら、合併後の新市の石杖を築かれる上で、慎重に事を運ばれようとしている市長のその市政が伺え、新生玉名のスタートとして、堅実な予算であると考えております。よって、平成18年度玉名市一般会計予算について賛成をいたします。

次に、議第63号についてであります。本条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、制定をされるものでございます。本条例は、保護の目的が武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、並びに武力攻撃から国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関して国、地方公共団体の責務、国民の協力、住民避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置等の必要な事項を定めるものであり、玉名市保護協議会を設置し、市民の意見を求めることにより、その市民の生命、身体、財産の保護を確保するものであります。よって、本条例制定に賛成をするものでございます。

議第64号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。本条例の制定については、武力攻撃から市民の生命、身体、財産を保護するため、市民に対し情報の伝達、避難住民の誘導、救援の実施、安否情報の収集等の実

施を行なうために、玉名市国民保護対策本部並びに緊急事態対処対策本部を設置し、住民の安全を確保するものであり、本条例に賛成をいたすものでございます。

以上、申し上げました議第45号、並びに議第63号、64号、これら予算案と2件の条例制定について賛成をし、私の賛成討論を終わります。

○議長（松田憲明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議第1号 専決処分事項の承認について 専決第20号

熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第2号 専決処分事項の承認について 専決第1号

平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第1号）

についての議案2件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第35号 平成17年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第45号 平成18年度玉名市一般会計予算

議第48号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算

議第55号 平成18年度玉名市下水道事業会計予算

以上の予算4件については異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第36号 平成17年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第37号 平成17年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議第38号 平成17年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第39号 平成17年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第40号 平成17年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第41号 平成17年度玉名市土地取得特別会計補正予算（第1号）

議第42号 平成17年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第43号 平成17年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第44号 平成17年度玉名市下水道事業会計補正予算（第2号）

議第46号 平成18年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算

議第 4 7 号 平成 1 8 年度玉名市老人保健事業特別会計予算
議第 4 9 号 平成 1 8 年度玉名市大衆浴場事業特別会計予算
議第 5 0 号 平成 1 8 年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算
議第 5 1 号 平成 1 8 年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
議第 5 2 号 平成 1 8 年度玉名市宅地開発事業特別会計予算
議第 5 3 号 平成 1 8 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
議第 5 4 号 平成 1 8 年度玉名市水道事業会計予算

以上の予算議案 1 7 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 3 5 号平成 1 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第 3 5 号平成 1 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第 3 5 号平成 1 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）については、原案どおり可決いたしました。

議第 4 5 号平成 1 8 年度玉名市一般会計予算については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第 4 5 号平成 1 8 年度玉名市一般会計予算については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第 4 5 号平成 1 8 年度玉名市一般会計予算については、原案どおり可決いたしました。

議第 4 8 号平成 1 8 年度玉名市介護保険事業特別会計予算については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第 4 8 号平成 1 8 年度玉名市介護保険事業特別会計予算については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第 4 8 号平成 1 8 年度玉名市介護保険事業特別会計予算については、原案どおり可決いたしました。

議第 5 5 号平成 1 8 年度玉名市下水道事業会計予算については、異議がありますの

で、起立によって採決いたします。

議第55号平成18年度玉名市下水道事業会計予算については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第55号平成18年度玉名市下水道事業会計予算については、原案どおり可決いたしました。

議第63号 玉名市国民保護協議会条例の制定について

議第64号 玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

議第66号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第91号 玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案4件については異議ありますので、あとに譲り採決いたします。

議第56号 玉名市収入役事務兼掌条例の制定について

議第57号 玉名市総合計画策定審議会条例の制定について

議第58号 玉名市国民健康保険税条例の制定について

議第59号 玉名市行政財産使用料条例の制定について

議第60号 玉名市文化振興整備基金条例の制定について

議第61号 玉名市犯罪のないまちづくり条例の制定について

議第62号 玉名市草枕交流館条例の制定について

議第65号 玉名市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議第67号 玉名市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議第68号 玉名市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

議第69号 玉名市福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第70号 玉名市岱明コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議第71号 玉名市岱明ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第72号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 玉名市伊倉児童センター条例の一部を改正する条例の制定について

議第74号 玉名市天水老人憩の家条例の一部を改正する条例の制定について

議第75号 玉名市母子健康センター条例を廃止する条例の制定について

議第76号 玉名市大衆浴場条例の一部を改正する条例の制定について

議第77号 玉名市草枕温泉てんすい条例の一部を改正する条例の制定について

議第 7 8 号 玉名市草枕山荘条例の一部を改正する条例の制定について
議第 7 9 号 玉名市草枕展望農園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 0 号 玉名市横島農産加工研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 1 号 玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 2 号 玉名市ふるさとセンターY・BOX条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 3 号 玉名市花の館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 4 号 玉名市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 5 号 玉名市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 6 号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 7 号 玉名市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 8 号 玉名市弓道場条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 9 号 玉名市武道館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 9 0 号 玉名市勤労者体育センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 9 2 号 横島町在宅老人福祉対策事業費用徴収条例を廃止する条例の制定について
議第 9 3 号 天水町体育会スポーツ傷害補償条例を廃止する条例の制定について
以上、条例議案 3 4 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第 6 3 号玉名市国民保護協議会条例の制定については、異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 6 3 号玉名市国民保護協議会条例の制定については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第 6 3 号玉名市国民保護協議会条例の制定については、原案どおり可決いたしました。

議第 6 4 号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第 6 4 号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第64号玉名市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定については、原案どおり可決いたしました。

議第66号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第66号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第66号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

議第91号玉名市水道事業職員の給与の種類及び規準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第91号玉名市水道事業職員の給与の種類及び規準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第91号玉名市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

議第94号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

議第95号 市道路線の廃止及び認定について

議第96号 普通財産の無償貸付けについて

議第97号 普通財産の無償貸付けについて

議第98号 普通財産の無償貸付けについて

議第99号 普通財産の無償貸付けについて

議第100号 普通財産の無償貸付けについて

議第101号 財産の取得について

議第102号 和解及び損害賠償額の決定について

の議案9件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情について。

陳第1号 乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情

陳第3号 就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情

以上の陳情2件については異議ありますので、あとに譲り採決いたします。

陳第2号 管理栄養士活動の推進に関する陳情

陳第4号 市道貴船線、大野下駅・玉名線、上河原線の幅員拡張及び歩道新設に関する陳情

陳第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情3件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についての委員長の報告は、継続審査であります。

本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情書については、継続審査とすることに決定いたしました。

陳第3号就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第3号就学援助制度の国庫負担の復元を求める意見書の提出に関する陳情については、不採択と決定いたしました。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法については、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち、採決をいたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

○新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） お疲れのところ、新幹線の如く取り急ぎ報告をいたします。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

まずはじめに、去る1月31日に第2回目の委員会を開催し、冒頭、鉄道運輸機構玉名建設所長及び副所長から、九州新館線鹿児島ルートの工事の概要並びに経緯と計画、また玉名トンネルの概要と湧水の経緯、並びに現状について、さらに湧水に対する今後の取り組みについての説明がありました。その後、執行部より、三ッ川工区、石貫工区の湧水対策に関する諸般の状況や玉名市九州新幹線湧水被害対策連絡協議会の設置及び今後の構想についての説明がありました。当日、提示がありました項目ごとに御報告を申し上げたいと思います。

まず1、新幹線鹿児島ルートの概要について。所長から、昨年3月13日、新八代鹿児島間が開通し、予想を上回る利用をいただき、運行は順調に推移しており、また博多・新八代間におきましては、全線で工事着工をいたしております。一方、玉名トンネル掘削による湧水被害に対しましては、地元の皆様に大変ご迷惑をおかけしており、現在、応急対策を実施しておりますが、今後、恒久対策として、地元の皆様を初め関係機関と連絡、協議を重ねていきたいと考えている、とのことのであります。

2番、玉名市における新幹線ルートの概要について。博多・新八代間の構造物の種類と割合は、切り取り、盛土が10%、橋梁も同じく10%、高架橋が50%、トンネル部分が30%であり、新八代・鹿児島中央駅間はトンネル部分が7割を占めますが、博多・新八代間はその割合、3割程度になるとのことのであります。玉名市内における工事概要は、7工区にわかれてそれぞれ工事を進めているところであります。

3、玉名トンネルの概要と湧水の経緯及び現状について。全長4,275メートルに及ぶ玉名トンネルは、12年9月より工事を開始して以来、昨年12月に貫通しております。その中で、湧水被害は14年2月に石貫3区から沢水の減少、浅井戸枯渇の申し出があり、石貫4区、三ッ川地区からも同様の申し出がありました。飲料水の被害対策として、石貫3区では3件、西原地区で9件、福山地区で12件、石尾地区で9件の合計33件で対応しております。農業用水についても不足しているのが現状であります。応急対策として、現地確認を実施した後、対策井戸や水運搬にて対応する対策であり、現在、飲料用井戸は4本、農業用井戸13本、ミカン、果樹でございますが、用井戸は10本、観測用井戸1本、計30本の井戸を設置しており、トンネルのルート内に石貫

用水立抗、三ッ川用水立抗を将来の恒久対策用に利用できる施設として設置しております。これらの用水立抗から砂防ダムや用排送水用配管を利用して分配、確保している現状であります。恒久対策としては、最終的なトンネル貫通後、周辺の地下水の状況を調査のうえ、計画案については地元玉名市と協議のうえ、基本設計を提示する予定であります。

また、市の湧水被害対策協議会、議会等の判断をいただいて、協議を進めていきたいということでもあります。

今後、当委員会としまして、湧水対策が一番の協議事項になろうとは考えますが、騒音と振動についても、開通後、再調査を行なうことになっており、注視していくべき事項と考えます。

現在は、応急対策を完璧にし、工事が終わった石貫工区の方から説明会を開催し、協議を進める方針とのことですが、玉名市は地元や関係機関との連絡、調整、要望、協議等の役割を担っており、当委員会としましても、これらの進捗状況を見ながら、慎重に審議を進めていきたいと思っております。

次に、2月27日に開催されました新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会について御報告申し上げます。執行部から、2月23日に開催された玉名市九州新幹線湧水被害対策連絡協議会、及び2月9日に熊本県と玉名市との間に締結されました県市協定についての報告があり、その後、質疑応答がありました。玉名市九州新幹線湧水対策連絡協議会につきましては、今般の本会議の一般質問にもありました。重複する部分もありますが、御報告を申し上げたいと思っております。

玉名トンネル南工区は、鉄道運輸機構が玉名市石貫から南関町に向け、平成13年2月に着工され、トンネルの掘削工事が進捗するのに伴い、石貫工区、三ッ川工区に湧水被害が発生しているところでもあります。このような状況の中、地元では湧水対策委員会を組織され、玉名市としても各地域の実状を踏まえて、鉄道運輸機構に対し、対策を要望してきたところではありますが、今後は、湧水被害を有する地域全体の課題や問題点を全般的かつ総合的な観点から協議、集約、提言等をお願いするとのことでもあります。この協議会は、九州新幹線工事に起因する湧水問題について協議し、委員は25名で、玉名市助役を会長に副会長が私堀本、委員として新幹線特別委員会より高村、永野両委員、湧水地区の校区区長会長や代表者、関係する市職員で構成をされています。協議会では、新幹線の建設主体である鉄道運輸機構から、玉名トンネルの進捗状況、湧水の応急対策の概要、並びに今後の湧水対策の進め方について、説明がありました。また、地域の代表委員から、湧水の恒久対策設備を市で引き取り、管理してほしい。トンネル掘削方法として、湧水を回避する方法はないのか。上水道の計画はないのか。現在、川や沢には水がほとんどと言ってよいほど流れていない。一昨年前まではホタルが乱舞し、

ツガネが取れた、素晴らしい地域の風情があった。飲料水や農業用水ばかりに目が向いて、自然環境という視点が欠如していたのではないか。応急対策がこのような状況なのに、恒久対策に期待が持てるか。地域住民は憂いの気持ちでいっぱいである。などの多岐にわたる意見や質問が出たとのことであります。これに対し、鉄道運輸機構や市から、今後の湧水の恒久対策、設備に関し、どのような管理体制がいいのか。先例の研修や協議会での議論を深め、最良の方法を模索、検討していきたい。トンネル掘削方法は最良の方法で実施している。石貫地区には一部上水道の計画はあるものの、三ッ川地区には現段階ではない。現状としては、生活用水、農業用水の確保を優先しているが、今後は環境にも十分配慮した対応をとりたい。小岱山は大きな山に連ならない単独の山であり、豊富な水脈とはいえないだろう。トンネル内の立抗からの水量は減少しているものの、経験上トンネルを取り巻く水脈は「水廻り」するため、しばらくの間水量の変化を注視しなければ今後の恒久対策も立案が困難である。などの回答がなされ今後更なる協議の必要性を確認しました。

最後に今後の協議会の進め方について、平成18年度は協議会をおおむね3回程度予定し、内1回は湧水の被害が出た地域への研修、ほかの2回はトンネル工事の進展や湧水の状況に応じ、適宜開催したいとの旨でした。

次に、「縣市協定」について概略を申し上げます。

新玉名駅は、現玉名駅の北東約3キロメートルの田園地帯に立地する単独駅であります。周辺の主要な道路は、新駅近くの南北方向に県道玉名立花線、また東西方向に国道208号線玉名バイパスがございます。

駅開業までに整備する「駅前広場」の規模は、駅舎やプラットホームを一部含め約4ヘクタールで、駅開業後に整備する「交流施設」は、3.2ヘクタールであります。

「新駅周辺整備構想区域」の面積35.6ヘクタールで段階的な整備を進めたいとのことであります。

新駅周辺の目指すべき方向性は、県総合計画における「有明の郷（くに）づくり」、や新市の基本理念である「人と自然が輝く県北の拠点都市」を柱に、新幹線を活用した県北の拠点となる都市づくりを目指しております。具体的には、雇用、交流、定住をキーワードに進めていくべきとのことであります。駅周辺整備の基本的な考え方は、人、自然、文化、広域、ふれあい交流拠点の創造をテーマに、県北の広域玄関口、生活文化や情報発信の拠点として検討を深めてきましたが、新駅周辺が優良農地のため、区域全体の地権者の合意形成が難しいこと、また埋蔵文化財の包蔵地の可能性があり、本調査の必要が生じた場合、時間や費用がかかることから、新幹線開業が2年前倒しになり限られた期間内に、当初からの面整備は困難と判断し、段階的な整備をすることになりました。駅舎のイメージは、推進会議において行政案を検討し、昨年、旧玉名市の市民代

表により検討していただきました。鉄道運輸機構によりますと、平成18年度に駅舎の基本設計を行なうとのことであり、新市としてデザイン、イメージやキーワードをまとめ、機構に提案し、協議や調整を経て、18年度末には駅舎の姿が見えてくるとのことです。

新玉名駅前広場基本計画については、以下の整備方針であつたこととあります。

1、全ての人が快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した駅舎や駅前広場などの施設整備を図る。

2、交流の広場や地域の歴史や景観と融和した公園広場を整備する。また、観光交流センターは、地域の観光情報の提供や物産の展示販売、軽飲食施設、休憩所など、駅利用者のサービス施設として開業までに整備をする。

3、交通処理が安全かつ円滑に行なえる交通広場を整備する。

4、駐車場は約300台を計画する。

なお、新駅は新大牟田駅と熊本駅の間にあつたため、駅勢圏を約10キロメートルと試算し、乗降客を1日あたり3,100人から3,900人を想定していることとあります。

交流施設。近郊の農産物や県北の特産物の展示販売、観光情報の提供を行ない、産業振興や雇用促進、広域交流促進を目的とした道の駅のような施設で、新駅開業後、できるだけ早い時期に整備したいと考えております。

バス網再編、タクシー、レンタカー導入。新駅は単独駅で、既成市街地から離れていることもあり、利便性の高い新駅となるよう、シャトルバス、循環バスなどの検討やタクシー、レンタカー事業者との協議を重ね、新駅の開業に備えていくということとあります。

構想区域の残された部分については、民間機能の導入を目指した構想づくりを今後進めて、新幹線を活用した雇用、定住、交流の促進による県北地域の拠点都市づくりのため、県市で共同し、定住拠点の形成、地域再生計画、広域連携による交流促進、観光振興を進める。

県市協定事項、新玉名駅周辺の整備、1、熊本県が取り組む事業。2、玉名市が取り組む事業。3、新駅へのアクセス道路網構築のため、新幹線完成時、平成22年度までに整備完了を目指すもの。4、新幹線完成後、早い時期、おおむね平成30年頃までに整備完了を目指すもの。それぞれの年次計画に基づいての役割分担が締結されたところとあります。

最後に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会研修視察についての御報告をいたします。

2月27、28日両日に、新玉名駅舎の基本計画に関する行政視察として、鹿児島中央駅、並びに出水駅の施設設備の機能関係を検証いたしました。特別委員会の終了後、新幹線鹿児島ルートをつばめに乗車し、玉名駅から鹿児島まで1時間30分で行けることを実感するとともに、車両の設備やシートの快適性、さらにはトイレ等の色使い、イグサのブラインドなども検証することができました。機能関係視察として、鹿児島中央駅駅舎のユニバーサルデザインや、施設、テナント等の入店状況を検分し、内容的には鹿児島市役所サービスセンターや産地直売店と土産店の両機能を備え持つふれあい市場、さらに鹿児島県産の焼酎展示販売所など、特色あるブースを検証することができました。もちろん土産も買ってまいりました。

次に、出水駅に移動し、鉄道運輸機構上席専門役より、九州新幹線鹿児島ルート出水駅における機能、駅舎内のユニバーサルデザイン等の説明を受けました。その後、駅舎の構造に関する質疑、応答の後、駅舎施設の視察を行ない、さらに出水駅長に対し、駅舎の利用状況等について質問を行ないました。なお、新玉名駅は平成18年度に駅舎の基本計画を行ない、関係機関に提示したのち、平成19年度に詳細設計、工事契約、工事発注と進めていきたい旨の説明もあり、駅舎の基本設計についても、併せて協議していきたい旨の説明がっております。

それぞれ、進捗状況を見ながら、慎重審議を期するため、引き続き調査する必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに、全会一致をもって決定をいたしております。

以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告を終わります。長くなりましたが、失礼いたしました。どうも。

○議長（松田憲明君） 以上で、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいま、委員長の報告について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。お諮りいたします。ただいま委員長報告のとおり、継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

○議長（松田憲明君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論ののち、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇〕

○玉名バイパス建設促進特別委員長（小屋野幸隆君） いよいよ本日の各委員長の報告が終わりまして、一番ビリと申しますか、最後であります、バイパスの委員会の委員長としてご報告を申し上げたいと思います。

玉名バイパス建設促進特別委員会に付託されました事項について、2月20日執行部及び国土交通省熊本河川国道事務所調査2課の職員の御出席をいただき、委員会を開催いたしました。国土交通省側の説明のあと、委員から活発な質疑や要請もあり、有意義な委員会となりましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

国土交通省からの説明の概略を申し上げますと、玉名市街地及びその周辺地区の混雑の緩和と交通安全の確保を目的とした国道208号玉名バイパスが開通することにより、国道208号全体の混雑緩和が見込まれ、玉名市の地域づくり、新玉名駅周辺整備事業への支援などの整備効果が期待できるとのことでございます。

バイパスは3工区に区切られ、1工区は玉名市寺田起点から、県道玉名八女線3.3キロメートル、2工区県道玉名市八女線から玉名市山田2.6キロメートル、3工区玉名市山田から玉名市岱明町開田終点2.6キロメートルの延長8.5キロメートルのうち、現在は1、2工区の一部2.3キロが暫定供用開始されており、1工区につきましては国道208号から県道玉名山鹿線までの2キロメートルを平成19年度内の供用目標で整備されているところでございますが、事業区間に城ヶ辻古墳群などが出ているため、保存などの仕方については県教育委員会、玉名市教育委員会と調整をされているようでございます。2、3工区の整備計画につきましては、平成17年度の3月までに全区間の道路設計を完了させ、その後、設計が終わった分に対し、地元との設計協議、幅杭打設、用地測量、それに伴う補償金算定と用地交渉、それから用地買収に入る予定であるということでございます。玉名地区は、文化財の包蔵地が非常に多いため、文化財及び発掘調査を行なったあと、工事に入り、供用開始、開通という流れになるとのこ

とでございますが、2工区の残りとも3工区、計4.2キロメートルには移転物件が約29件、それと全体延長の8割もの埋蔵文化財2万8,100平方メートルが出土する可能性がありますので、全体的な工程については、この文化財が大きく影響するという説明でございました。

委員からの文化財地区における用地買収から着工までの期間などの質問に対し、文化財地区につきましては、用地買収後に、本調査に入ることと、橋梁、河川部につきましては工事に時間がかかるということを説明され、先行的に用地を買収したいと考えていらっしゃるようで、発掘調査においてはこれまでの実績として、年間約3,400平方メートルを発掘しており、これを基準に考えますと、調査だけでも8年から9年かかる状態でありますから、地元玉名市と地域住民の協力、調査員の体制の確保などのご理解をいただかないと、工程上、非常に厳しいということでございました。委員会の要望といたしましては、用地買収や発掘調査において時間のロスがない効率的な工程管理をしていただき、早期に着工できるよう、強くお願いをしたところでございます。

それから、執行部からこれまでの要望活動について説明がございまして、有明広域管内の市町長及び事業区区域内の議長で組織する玉名バイパス整備促進期成会、または市会議員、農業委員会委員、区長会、土地改良区の役員などで構成されております玉名バイパス促進委員会、この2つの組織で国土交通省熊本河川国道事務所、九州地方整備局本所、財務省、県選出国會議員への提言及び要望活動を行なっていたということでございました。

玉名バイパスは昭和49年に事業化し、既に30数年がたっているのにもかかわらず、いまだ半分しかでき上がっていないという厳しい状況にございます。バイパスの早期完成、早期開通の実現に向け、今後も引き続き審査する必要があるとございますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定し、委員会を閉会をいたしました。

以上で、御報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいま、委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、

継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

総務委員長から、総務部、企画財政部及び地域自治区調整総室の所管に関する調査事項。

産業経済委員長から、産業経済部の所管に関する調査事項。

建設委員長から、建設部及び企業局の所管に関する調査事項。

文教厚生委員長から、教育委員会、市民部及び福祉部の所管に関する調査事項。

議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について。

それぞれ、継続審査の申し出がっておりますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休息いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時56分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 追加議案上程

○議長（松田憲明君） 日程の追加について、お諮りいたします。

議第103号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第104号 公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて

議員提出第2号 玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

を日程表のとおり日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第103号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。議第104号公有水面埋立免許に対する意見を述べることにについて。議員提出第2号玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。意見書案第1号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（松田憲明君） 議第103号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。議第104号公有水面埋立免許に対する意見を述べることにについて、の議案2件を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

助役 高本信治君。

〔助役 高本信治君 登壇〕

○助役（高本信治君） 追加議案について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

議第103号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、介護保険法施行令の一部改正に伴う条例の整備及び介護保険料の適正化を図るものでございます。この介護保険法施行令の一部改正の公布日が平成18年3月1日でありましたので、本市の議会開会日に間に合わなかったため、追加提案をさせていただきます。

改正の主な内容でございますが、第2条保険料率の改正についてでございます。介護保険法第129条の規定により、市町村の基本方針に則して平成18年度から平成20年度までの保険料を改めるものでございます。介護保険料は、介護保険法施行令第38条第1項の改正により、2段階が2段階と3段階に分かれ、全体で5段階から段階層が1つ増えて6段階となるものでございます。保険料といたしまして、第1段階と第2段階の年額を2万7,600円に、第3段階の年額を4万1,400円に、第4段階を5万5,200円に、第5段階を6万9,000円に、第6段階を8万2,800円とするものでございます。

附則で、この条例は、平成18年4月1日から施行することといたしております。

また、税制改正に伴い、段階層が上がり、負担が急激に高くなる者に対する激変緩

和策措置といたしまして、平成18年度及び平成19年度の2カ年の調整期間を設け、段階的に引き上げることといたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

議第104号公有水面埋立免許に対する意見を述べることについてでございますが、これは、県知事に対しまして、公有水面埋立免許に対する意見を述べようとするときは、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決が必要なためでございます。また、議会提案は県からの公有水面埋立出願に伴う縦覧、及び意見聴取についての文書を受理したあとになっておりまして、この文書が届いたのが平成18年3月7日でございますので、議第103号と同じく、今回追加提案させていただくものでございます。

内容でございますが、埋立区域は玉名市岱明町の大正開漁港でございます。地域水産基盤整備事業に基づき、新たに物揚場及び船揚場を整備し、労力の軽減と荷揚げの時間短縮を図るものでございます。

追加議案の説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

日程第9 議案の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に、議案を付託いたします。

議第103号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第104号 公有水面埋立免許に対する意見を述べることについて

は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

付託を決しましたので、各常任委員会におかれましては、直ちに審査をお願いいたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時52分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

日程第10 委員長報告

○議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります、全議案を一括議題といたしま

す。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決をいたします。

各委員長の報告を求めます。

産業経済委員長 永野忠弘君。

[産業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長（永野忠弘君） 皆さん、お疲れでございます。

今回、産業経済委員会に付託されました案件は、議第104号公有水面埋立免許に対する意見を述べることについてであります。

審議の経過と結果についてご報告いたします。

これは、県知事に対し意見を述べようとするときは、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を得る必要があるためであります。また、議会に提案するには県からの公有水面埋立出願に伴う縦覧及び意見聴取についての文書を受理したあとに行なうため、この文書が届いたのが平成18年3月7日のため、今議会の開会に間に合わず、追加提案があったものです。

内容としまして、埋立区域は岱明町の大正開漁港で地域水産基盤整備事業に基づき、新たに物揚場及び船揚場を整備し、労力の軽減と荷揚げ時間短縮を図るものであります。

委員より、埋立地域について質疑があり、執行部より、図面による説明がありました。

ほかに埋立、主に利用できるもの等についての質疑がっております。

議第104号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。以上です。

○議長（松田憲明君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

[文教厚生委員長 作本幸男君 登壇]

○文教厚生委員長（作本幸男君） 文教厚生委員会に付託されました案件は、議第103号、玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。審議の経過と結果について御報告いたします。

これは、介護保険法施行令の一部改正に伴う条例の整備、及び介護保険料の適正化を図るものであり、主な内容として、第2条、保険料率の改正で、介護保険法第129条の規定により、市町村の基本方針に則して平成18年度から平成20年度までの保険料を改めるものであります。

介護保険料は、介護保険法施行令第38条第1項の改正により、全体で5段階から段階層が1つ増え6段階となり、保険料は第1段階と第2段階の年額2万7,600円、第3段階は4万1,400円、第4段階は5万5,200円、第5段階は6万9,000円、第6段階は8万2,800円とし、平成18年4月1日から施行するものであ

ります。

委員から、今回の追加提案に関して他の自治体も同じような提案をしているのかという質疑に対し、執行部より、政令の閣議決定が2月24日、交布が3月1日ということで、この期間に条例の一部修正があり、本市においてははっきりわかってから今回の追加提案となった。予算計上する場合は条例制定が基本であるが、事業を推進するためには見込みの予算確保、財源確保が必要である旨の答弁がっております。

議第103号については、予算との関係もあるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第11 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第103号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、異議がありますので、起立によって採決いたします。

議第103号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第103号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決いたしました。

議第104号公有水面埋立免許に対する意見を述べることについては、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第104号公有水面埋立免許に対する意見を述べることについては、原案どおり決定いたしました。

日程第12 議員提出議案上程

○議長（松田憲明君） 次に、議員提出第2号玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議員提出第2号玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） 議員提出第2号については、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

よって、採決に入ります。

議員提出第2号玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議員提出第2号玉名市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり決定いたしました。

日程第14 意見書案上程

- 議長（松田憲明君） 次に、意見書案の審議に入ります。意見書案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、意見書案第1号については、議事の都合により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、本案は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第15 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） 意見書案第1号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。
これより、採決に入ります。

お諮りします。意見書案第1号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案どおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて、本会議を閉じ、平成18年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 松 田 憲 明

玉名市議会議員 横 手 良 弘

玉名市議会議員 前 田 正 治

玉名市議会会議録
平成18年第1回定例会

発行人 玉名市議会議長 松田憲明

編集人 玉名市議会事務局長 高根政明

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155